

第七十一回国会 大蔵委員会 議 録 第十五号

昭和四十八年三月二十三日(金曜日)
午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 大村 襄治君

理事 松本 十郎君

理事 森 美秀君

理事 武藤 山治君

理事 宇野 宗佑君

理事 大西 正男君

理事 木野 晴夫君

理事 小泉純一郎君

理事 塩谷 一夫君

理事 中川 一郎君

理事 萩原 幸雄君

理事 村岡 兼造君

理事 山中 貞則君

理事 高沢 寅男君

理事 広瀬 秀吉君

理事 村山 喜一君

理事 増本 一彦君

理事 竹本 孫一君

出席國務大臣

大蔵 大臣 愛知 揆一君

出席政府委員

大蔵政務次官 山本 幸雄君

大蔵大臣官房審議官 大倉 眞隆君

大蔵省主税局長 高木 文雄君

大蔵省関税局長 大蔵 公雄君

大蔵省国際金融局長 林 大造君

国税庁次長 江口 健司君

委員外の出席者

外務省アメリカ局外務参事官 角谷 清君

第一類第五号

大蔵委員会議録第十五号 昭和四十八年三月二十三日

大蔵大臣官房審議官 秋吉 良雄君
農林省農林經濟局長 吉岡 裕君
通商産業省通商局市場第一課長 平林 勉君
通商産業省鉱山石炭局石油計画課長 鈴木 両平君
労働省労働基準局長 廣政 順一君
労働省婦人少年局長 井上 繁子君
大蔵委員会調査室長 末松 経正君

三月十四日

國有財産法及び國有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

同月十九日

物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案(内閣提出第九五号)

同月二十日

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

同月十六日

子供劇場の入場税免除に関する請願外三件(江田三郎君紹介)(第一一五四号)

同(山田壯目君紹介)(第一一八〇号)

同(江田三郎君紹介)(第一二七九号)

同(山田壯目君紹介)(第一二八〇号)

同(江田三郎君紹介)(第一二六九号)

同(山田壯目君紹介)(第一二七〇号)

同(江田三郎君紹介)(第一二七〇号)

同(山田壯目君紹介)(第一二七〇号)

同(竹内猛君紹介)(第一三四三号)
同(竹本孫一君紹介)(第一三四四号)
同(堀兼次郎君紹介)(第一三四五号)
同(塚田庄平君紹介)(第一三四六号)
同(辻原弘市君紹介)(第一三四七号)
同(成田知巳君紹介)(第一三四八号)
同(長谷川正三君紹介)(第一三四九号)
同(芳賀實君紹介)(第一三五〇号)
同(平林剛君紹介)(第一三五一号)
同(古川喜一君紹介)(第一三五二号)
同(藤田高敏君紹介)(第一三五三号)
同(松浦利尚君紹介)(第一三五四号)
同(美濃政市君紹介)(第一三五五号)
同(森井忠良君紹介)(第一三五六号)
同(山田芳治君紹介)(第一三五七号)
同(山本幸一君紹介)(第一三五八号)
同(山本弥之助君紹介)(第一三五九号)
同(湯山勇君紹介)(第一三六〇号)
同(湯山勇君紹介)(第一三六一号)
同(横山利秋君紹介)(第一三六二号)
同(和田貞夫君紹介)(第一三六三号)
同(和田貞夫君紹介)(第一三六四号)
同(渡辺惣蔵君紹介)(第一三六四号)

同月二十一日

付加価値税の新設反対等に関する請願外一件(加藤清政君紹介)(第一三九六号)

同(古川喜一君紹介)(第一三九七号)

同(土井たか子君紹介)(第一四三八号)

同(石母田達君紹介)(第一五六五号)

同(柴田睦夫君紹介)(第一五六六号)

同(田代文久君紹介)(第一五六七号)

同(多田光雄君紹介)(第一五六八号)

同(中川利三郎君紹介)(第一五六九号)

同(中村重光君紹介)(第一五七〇号)

同(平田藤吉君紹介)(第一五七一号)

同(不破哲三君紹介)(第一五七二号)

同(三谷秀治君紹介)(第一五七三三号)
同(渡辺三郎君紹介)(第一五七四四号)
音楽、舞踊、演劇等の入場税撤廃に關する請願
(井岡大治君紹介)(第一三九八八号)
同(太田一夫君紹介)(第一三九九九号)
同(勝岡田清一君紹介)(第一四〇〇〇号)
同(金丸徳重君紹介)(第一四〇〇一號)
同(久保等君紹介)(第一四〇〇二號)
同外一件(齊藤正男君紹介)(第一四〇〇三號)
同(佐藤鐵樹君紹介)(第一四〇〇四號)
同(佐野憲治君紹介)(第一四〇〇五號)
同外三件(嶋崎謙君紹介)(第一四〇〇六號)
同(竹村幸雄君紹介)(第一四〇〇七號)
同(嶋崎弥之助君紹介)(第一四〇〇八號)
同外一件(馬場昇君紹介)(第一四〇〇九號)
同(古川喜一君紹介)(第一四〇一〇號)
同(堀島雄君紹介)(第一四〇一一號)
同外一件(村山喜一君紹介)(第一四〇一二號)
同(八木昇君紹介)(第一四〇一三號)
同外三件(八百板正君紹介)(第一四〇一四號)
同(渡辺三郎君紹介)(第一四〇一五號)
同(安宅常彦君紹介)(第一四〇一九號)
同(小川省吾君紹介)(第一四〇四〇號)
同(小濱新次君紹介)(第一四〇四一號)
同外一件(嶋崎謙君紹介)(第一四〇四二號)
同(島田琢郎君紹介)(第一四〇四三號)
同(高沢寅男君紹介)(第一四〇四四號)
同(馬場昇君紹介)(第一四〇四五號)
同(松本忠助君紹介)(第一四〇四六號)
同(清水徳松君紹介)(第一四〇四六號)
同(高橋繁君紹介)(第一四〇四七號)
同外一件(馬場昇君紹介)(第一四〇四八號)
同(米内山義一郎君紹介)(第一四〇四九號)
同(荒木宏君紹介)(第一五七八八號)
同(石母田達君紹介)(第一五七九〇號)
同(梅田勝君紹介)(第一五八〇〇號)
同(角屋堅次郎君紹介)(第一五八一〇號)
同(柴田睦夫君紹介)(第一五八二二號)
同(津川武一君紹介)(第一五八三三號)

同(中島武敏君紹介)(第一五八四四號)
同(平田藤吉君紹介)(第一五八五五號)
子供劇場の入場税免除に關する請願外二件(江田三郎君紹介)(第一四一六六號)
同(横山利秋君紹介)(第一五四〇〇號)
同(梅田勝君紹介)(第一五八六六號)
同(土橋一吉君紹介)(第一五八七七號)
同(山原健二郎君紹介)(第一五八八八號)
付加価値税の新設反対に關する請願(中路雅弘君紹介)(第一五七五五號)
個人事業主報酬制度創設に關する請願(米原昶君紹介)(第一五七六六號)
所得税等の課税最低限度額引上げに關する請願(津川武一君紹介)(第一五七七七號)
所得税の勤労学生控除引上げに關する請願(谷口善太郎君紹介)(第一五八九九號)
国家公務員共済組合制度等改善に關する請願(木下元二君紹介)(第一五九〇〇號)
同(中川利三郎君紹介)(第一五九一一號)
同(中路雅弘君紹介)(第一五九一二號)
同(東中光雄君紹介)(第一五九一三號)
同(不破哲三君紹介)(第一五九一四號)
同(松本善明君紹介)(第一五九一五號)
同(三谷秀治君紹介)(第一五九一六號)
同(寺前巖君紹介)(第一五九一七號)
同(多田光雄君紹介)(第一五九一八號)
同(土橋一吉君紹介)(第一五九一九號)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

参考人出席要求に關する件

關稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

所得稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

法人稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二號)

○關稅委員長 これより會議を開きます。

關稅定率法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。村山喜一君。

○村山(喜)委員 いままで關稅政策の中で論議をされましたものはできるだけ重複を避けながら問題を詰めてまいりたいと思いますが、中には大臣に答弁を願わなければならぬようなものもあるかもしれません。そのときには委員長のほうで保留をさせていただきたいと思いますが、まず、宇宙開發用品について、このたび關稅の無稅制度をとっているわけでありまして、そこで、これはロケットと衛星ということになるわけですが、宇宙開發の現状を關稅当局としては一体どういうふうにとらえているのか、まずこの点を明らかにしてもらいたいと思います。もし、それがはっきりわからないようであれば、それぞれ科學技術庁なり、あるいは郵政省のあたりから出席を願わなければならぬのではないかと思います。

これは五十年まで關稅の減免制度を適用するということになっております。私が調べたところでは、實用衛星の場合には日本の国内において大体は、實用衛星の場合には日本の国内において大体は、五十年以降にならなければ国内における開發はできないというような現状になっているのではないかと。そうした場合に、アメリカの航空宇宙局のロケットを買ってきて發射させるべきだという意見もあるし、国内において、そういうような技術開發を進めて、實用段階のロケット製造までいくべきであるという意見もあるわけですが、そういう立場から見ると、宇宙開發用品の減免制度というものをいまここで論議をしていく場合に、關稅当局として、どういう受けとめ方で五十年の三月まで入れるものについては減免の措置をするというふうに定められたものか、そういうふう

うにしようとする意圖をこの際、明確に示してもらいたい。

○大蔵政府委員 ただいまの、將來の宇宙開發計画に關しましては、専門の役所でお答えいたします以外にはないかと思いますが、少なくとも私も私が當局から聞いております範囲内におきましては、五十三年度に實用ロケットを日本において打ち上げるつもりで現在研究を進めている。したがって、今日までは御承知のように、學術研究用の部品の輸入に關しまして、關稅の減免をいたしておたわけでございますが、今回御審議をお願いいたしておりますのは、五十三年度以降に打ち上げる予定になっておりますところの實用ロケットの部品の購入等に關しまして、宇宙開發事業団が購入いたします部品の減免する、こういうことで、私どもの聞いております範囲内におきましては、實用ロケットに關しましては、日本において、できればこの技術の開發をこれから進めてまいりたい、こういう意圖であると私も承をいたしておる次第でございます。

○村山(喜)委員 四十八年度の予算に關連をいたしまして、郵政省の場合ですが、初めに予算の査定で四十億圓、氣象庁の場合は十三億圓予算がついたわけですね。それが宇宙開發委員會のほうからクレームがついて八億七千万圓に削られて、たしかまたそれが二十億圓になり、そして最後はまた八億七千万圓に変わってきたわけですが、その氣象衛星は、そうすると、世界氣象機關等國際科學連合の地球大氣開發計画に基づいて氣象衛星の打ち上げは五十一年にやるのだということがきまっているようです。

そうなりますと、その衛星はアメリカの航空宇宙局のロケットで打ち上げる、こういうことになるわけでしょう。そういう状態の中で、いまお話がありましたように、實用ロケットを三菱重工が中心になって開發を進めて、これは五十三年度以降でなければできない。その宇宙開發事業団の購入する分については、これは關稅の免稅をやつて、衛星だけじゃなくてロケットも国内で開發をやつ

ていくということになってきますと、明らかに食い違いが出てきているのじゃないですか。

○大蔵政府委員 私はいまの宇宙開発、気象衛星その他の問題にしましては詳しくございませんで、当局をただいま呼びまして御説明をいたしたいと思ひますが、従来東大の宇宙航空研究所で行なっておりまして、その科学衛星の開発は引き続き推進をいたしますとともに、宇宙開発事業団におきまして、通信衛星等の実用衛星及びその打ち上げのための大型のロケットの開発を行なうという宇宙開発計画の決定がございまして、宇宙開発事業団にいたしましては、その決定を受けて、当面その打ち上げが明らかになつておりますところの技術試験用の衛星四個、これらを持ち上げるための大型のロケット、これはN計画といつておるようでございます。Nロケットの開発を宇宙開発事業団においても進めるという計画に相なつておりまして、これらの人工衛星あるいはロケットの打ち上げ、そういったようなものに必要なる一連の計画、これをN計画と称しておるようでございますが、そういうものに必要なる部品の輸入を行なうということで私も説明を受けておりますので、それに基づきまして宇宙開発事業団が購入をいたしますところの、このN計画の実施のために必要なるものを今回免税措置を行なう、こういうことでございまして、いまの五十一年に打ち上げを予定されておりますところの気象衛星その他の問題にしましては、私つまびらかにいたしませんので、関係の当局から御説明をいたすことにいたしたいと思ひます。

○村山(喜)委員 科学衛星は東大の宇宙航空研究所でやつて、四十六年の九月ですか、成功しているわけですね。実用衛星については宇宙開発事業団がやる。これは四十七年度までに固体燃料のロケットの開発をやつて、そうして電離層の観測衛星を打ち上げるといふところまで持つていくのだ、四十九年度までに液体燃料ロケットの開発をやつて、実験用の静止通信衛星を打ち上げるのだといふようなことを計画しているようです。現在、

おつしやるようにNロケットの開発中であつて、これの五十二年完成を目ざしてやつておる。そういう一連の計画を立てて、開発事業団の場合には仕事をやつておる。ところが、宇宙開発委員会では、早期打ち上げ論がN計画にあるいは郵政省あるいは電電公社あたりから出てきたために、アメリカの技術も輸入に踏み切るのか、あるいは国産でいくのか、そこら辺について結論をこの三月中に出さなければならぬであらうといふようなことを言つておるようであります。そうすると、どういふ結論を出すのか、それに基づいて、受けさらであるこの関税の措置というものは変わつていかなければならぬ、こういうふうに考へるわけですが、そこら辺は政務次官、どうなつておりますか。

○山本(幸)政府委員 いま宇宙開発のいろいろな計画、これは予算の過程で多少経緯があつたようでありまして、それらと関税との適合性という問題についてお尋ねがございました。しかし、私も宇宙開発の現在の計画の進行については、あまりつまびらかでありませんので、関係当局を呼んでお尋ねをいたしたい、こう思ひます。

○大蔵政府委員 ただいま先生がおっしゃいますように、ロケットそのものを現在アメリカから輸入をするか、あるいはロケットの部品を日本にノックダウン方式によつて輸入をいたしまして、それを日本で組み立てるか、確かに現在もめていて、まだ結論が出ていないようでございます。しかしながら、私どもの立場といたしましては、ロケット自体を日本に輸入をいたしますにしろ、あるいは部品として日本に輸入をいたしますにしろ、日本で現在国産が困難であるという現状からいたしまして、要するに実用、あるいはいわゆる実用ロケットといふものの限りにおきまして、これを宇宙開発事業団が日本に輸入をいたします場合には、関税を免税いたしまして輸入をする、こういう扱いにいたしたい、かように考へておるわけでございます。

○村山(喜)委員 これは開発事業団が購入をするものに限つておりますか。それとも宇宙開発のロケット分については、液体燃料ロケットの一段目は三菱重工がやり、それから小型液体燃料分の二段目のロケットについては石川島播磨ですか、それに三段目は日産自動車固体燃料のロケット開発をやるのだ、そういうふうなふうにロケット開発の分については、それぞれの関係の会社がついておるようではあります、そういうふうなところから入れるものを免税にしようとしておるのですか。どつちなんですか。

○大蔵政府委員 民間の会社が部品を輸入をいたしまして、それを民間の会社においてつくりまして、必ず宇宙開発事業団に最終的には納入をされるということになつておるわけで、宇宙開発事業団が直接輸入をいたす場合と、民間の会社が一応自分の手で輸入をいたしまして、それを宇宙開発事業団に対して納入をする、こういう二つの経路があるかと存じます。

○村山(喜)委員 二つの経路がある場合には、これは何か政令で定めるわけですか。その使途が明確にされるような措置がとられるわけですか。条文の上からはどうなりますか。

○大蔵政府委員 使途の制限は、政令委譲はいたしております。

○村山(喜)委員 これは明らかにロケット開発用のものであるというように税関で認定をするわけですか。どこでやりますか。そして、それは他に転用しないというふうなどういふふうな規制をしますか。

○大蔵政府委員 税関におきまして、これは衛星用である、あるいはロケット用であるということの認定をいたしまして、もしその目的以外にこれが使われまして場合には、後ほど関税を追加徴収をする、かようなことに相なつておるわけでございます。

○村山(喜)委員 第六条の「これらの製作に使用する素材のうち、本邦において製作することが困難と認められるもので政令で定めるものについて

は、」だから、これとこれはできないから、こうなんだという政令を、この法律に基づいて定められるわけでしょう。そうすると、どういふようなものを予定をされておるのですか。

○大蔵政府委員 現在まだ政令をつくらせておりませんので、これから関係の役所と相談をいたしまして、日本で現実といたしまして国産が困難である、こういうものを限定をいたしまして政令にあげたい、かように考へておるわけでございます。

○村山(喜)委員 まあ政令の中身もまだコンクリートになつていないことですか。もともと宇宙開発計画というのは、政策決定は開発委員会がやる。その開発委員会が早期打ち上げ論があるかと思つと、国内において自主開発の方向で努力をすべきだという意見もある。それについての開発委員会の結論が、まだ今日の段階において出ていない。そして予算のつきづきあひも、郵政省のほうが出したものにクレームをつけて、予算を少なく足りるのだと言つてみたり、またその半分を郵政省が復活をしてみたり、そして最後は八億七千万円に落ちついたわけですが、そういうふうになつてきますと、一体日本の宇宙開発政策というのは、どうなるのだらうかという懸念を私たちは持つておるわけですか。

そこで、その結論が出ていない。これは三月中には結論を出すというのですが、一体どうなるのですか。これはこの第六条でいいますと、完成をしたロケットの輸入も、それから部分品についても全部適用するといふふうな法文はなるわけですか。

○大蔵政府委員 政令で部分品あるいは完成品、これは確かに先生おっしゃいますように、現在結論が出ておりませんので、部分品になるか、あるいは全体といふことも、国産困難である場合には全体となることもございしますが、その点にしましては、政令を作成いたします段階で慎重に相談をいたしまして決定をいたしたい、かように考へておるわけでございます。

○村山(喜)委員 この条文は人工衛星打ち上げ用のロケット、その完成したものを、アメリカの航空宇宙局のロケットを買ってきた場合にも、これは無税という事になりますか。あるいは日本の国内において生産ができないものについて、そういうような素材を入れる、あるいは部品を入れる、私はこの文章から見ると、その本体そのものではなくて、やはり国内における宇宙開発の立場から開発を自主的に進めていく場合に、国内においては生産ができないようなものを入れるために無税の無税措置をとろうとしているように、この文章では見えるのですが、NASAのそういう完成された本体を入れるときには無税ということになるのですか。

○大蔵政府委員 人工衛星、人工衛星打ち上げ用ロケット、こういうようなもので、要するに日本が国産、そういう同じ種類のロケットを日本が国産をいたしますことが困難である、ロケット全体が国産をすることが困難である、こういうような場合には、そのロケット全体の場合でございまして、免税とすることがあり得るということとでございます。

○村山(喜)委員 そうしますと、三菱電機と東芝が実用衛星の衛星部分をつくるようになってくるようですが、これは自主的に国内で開発ができるんだ、こういうふうには衛星の本体そのものについて、これはもう製作が可能だということがいわれているようです。そうすると、これは法律の上にはそういうふうには書いてあるけれども、あまり該当しないわけですね、開発が可能であれば、三百キログラムの実用衛星を打ち上げる、その衛星部分については国内においても技術が進んでいる、とするならば、そういうようなものについては適用の対象にはしない、この点はいかがですか。

○大蔵政府委員 現在のところ私どもの聞いておりますところでは、確かに国内におきまして作製をすることが、開発が進んでおります部分もあるわけでございますが、それは部分の開発が進んで

おるわけでございます、ロケット全体を要するに国産だけで作製したことは非常に困難な段階であると聞いておるのでございますが、人工衛星の完成したもの、あるいはロケットそれ自体の完成いたしましたものを輸入するという話は、私どものところでは現在実は聞いておらないわけでございます、その作製をするための部品を輸入をして、日本において作製をいたしましたものも含めまして日本において作製をする、かように私どもは聞いているわけでございます。

○村山(喜)委員 そうすると、この人工衛星の本体については衛星全体、人工衛星の本体そのものを輸入をするんじゃないかと、その部分品を入れて国内において組み立てていく、そういうようなものを考えているんだ、こういうことですね。

○大蔵政府委員 仰せのとおりでございます。じゃ、その次に進みますが、重要機械類の免税措置が出されておりますが、現在まだ相当残っているわけですね。これは今後どういうふうにしていかれるつもりでしょうか。それからいままでの免税額のトータルが幾らになりますか。それもあわせて……

○大蔵政府委員 重要機械類の免税適用額は四十五年度から申しますと、四十五年度におきまして四十三億三千六百万円、四十六年度におきまして二十六億九千九百万円、さらに四十七年度の上半期におきまして十三億五千五百万円、こういう数字になっておりますが、三十八年度が過去におきまして最高でございまして九十億二千二百万円という数字になっております。

本来この重要機械類の免税制度と申しますのは、設備の緊急な近代化を必要とする事業あるいはその育成を必要とする事業に供される輸入機械類のうち、新しい方式であるとか、あるいは高性能の産業用機械類でわが国におきまして国産をすることが困難であるものに対して免税を免除する制度であったのは御承知のとおりでございます

が、まあ、こういう重要機械類免税というような制度が必要であるかどうかという事は、私どももやはり新しい時代の流れに即応いたしまして考えるべき時期が近づいてきているという事は実感として持っておるわけでございます。

毎年毎年機械類に対してする免税を引き下げてまいりまして、製品関税の水準も相当低下をいたしてきております現在から考えますと、これに對しましては基本的に再検討を必要とする時期が近づいてきていると思ひます。したがって、先般の関税率審議会の長期答申におきまして、この重要機械類免税制度を含めまして、ほかの制度とあわせて引き続き体系的に再検討を加えていくという事になっておりますわけでございます。最近におきましては、この制度の運用につきましまして、単なる設備投資の助成という様な意味合いではございませんで、やはり公害という様な問題、あるいはそういうものを中心として適用するかどうかということ、この適用に關しましては私どもも非常にきびしい審査をいたす。現実問題としてはこの制度の適用を徐々に縮小していくという方向で考えてまいりたい、かように考えているわけでございます。

○村山(喜)委員 トータルも何千億という減免額になっていくようです。それだけ特定の産業に対しては非常に国家的な立場から便宜を与え、そしてその産業の助成にあたってきたわけですね。そして今日の日本の工業水準というものになったことは事実。いつまでもそれを繰り返していったのでは、そういうような新式または高性能の産業用機械類だけを免税の上において優遇をして、そして高度成長をいつまでも続けるつもりかという国民の素朴な批判は相当強いと思ひます。これは内容的には政令で指定をするということになっております。で、行政事項になってくるものから、はたしてこれが政令で指定をされるようなものが現段階においても必要であるかどうか。当然これはほかの機械類と同じように免税を支払ってしかるべきものじゃないだろうかという

ようなことで、一ぺん見直しをやらなければならぬ段階にきていると私どもも思ひます。きょうは時間がありませんで、これ以上触れませんが、そういうような意味において、必要不可欠でどうしても国内において製造ができないもの、このものだけに局限するような方向で、少々のものは免税しても、そういうようなのはいまでも国家的庇護のもとに、どうせそういうようなのは大企業でしか、優遇するような措置はやる段階にきている、私、そう考えますので、その点については、これは行政当局だけじゃなくして政務次官、やはりあなたの所見を聞かしておいていただきたい。

○山本(幸)政府委員 確かにいま局長が答えられましたように、いままでの高度成長とか、あるいは産業の振興という観点から、こういうものが出てきて日本の設備が非常に新しいものになった。それによつて非常に高度の生産性を発揮したというふうにも言えると思ひますが、しかしおっしゃる通りに、だんだん時代とともに変化をしてきておりますから、方向としましては、いま局長の回答したような考え方で今後進んでいきたいわけでありませう。

ただ、いまおことばの中に、おそらくこれは大企業であろうというお話でございませうが、実績としまして、四十五年を最高のピークといたしまして、だんだんに下がってきております。四十六年度の中身なんか見てみますと、一番多いのがだんだんと日本の国内でも、ほかの産業に変わっていくという性格のものであらうと思ひます。また資本金で見ますと、必ずしも大企業ばかりが利用しておるのではありませんで、だんだんに大企業のほりは減ってきて、むしろ中小企業のほうがこの制度を利用して新しい設備に変わって、そして新しい活路を求めておるといふ傾向もございませう。そういうこともよく考えあわせまして、方向としましては先ほど来仰せのように逐次これを縮小

の方向に持つていくことであらう、こう思うわけでありませう。

○村山(喜)委員 まだ外務省見えていませんが、関税の参考書の輸入減免税額表の中で、いわゆる特別法によりアメリカとの安全保障条約上や、あるいはその他の規定に伴います駐留軍用の関税の減免額が出ております。これを見るに、四十五年度は四億七千六百万円、そして四十六年度はこれが減りまして二億三千三百万円。四十七年度になりますと、これがまた急にふえてきていくわけですが、日本の国内におけるアメリカの駐留軍は減少していく方向にあるべきだと私たちも思っているし、またそういふふうに減少しているにもかかわらず、なぜ減免額が多くなりつつあるのか。その理由については、どういふことなんでしょうか。外務省の参事官も見えてくるようですが、説明願いたい。

○角谷説明員 御指摘の点でございすけれども、われわれが了解いたしておりますのは、この統計におきまして、四十七年度仰せのとおり四億八千三百万円減免税分になっておりますが、この中には沖縄が復帰いたしましたために、沖縄分といたしまして三億四千万の減免税分が入っておりますと了解いたしております。

したがって、四十五年、四十六年の時点におきましては、沖縄分はこの統計外でございまして、四十七年度分に沖縄返還に伴いまして沖縄分がこの中に含まれていくというのが、おそらく数字としては多くなっているというのが、おそらく一番の大きな理由ではないか、このように了解いたしております。

○村山(喜)委員 そういたしますと、四十八年度はどれくらいの見込みになりますか。

○角谷説明員 まあ見込みはなかなか申し上げかねるかと思ひますけれども、特にわれわれといたしましては、米側の貨物がふえるとかいふようなことも予想しておりませんので、それほど四十七年度とは違わないのではないかと一応予想しておりますけれども、これは何とも正直なところ申し上げられないという気がいたすわけでございます。

○村山(喜)委員 外務省はそういうふうな見方でしょうか。関税当局はどういうふうに見ておりますか。四十七年度は四月から九月までの統計が出てくるのですが、年度一ぱいで見た場合には幾らになりますか。そして四十八年度はどういうふうに変わつていきますか。

○大蔵政府委員 私ども、この四億八千三百万円のうち沖縄分が約三億五千万円でございます。これを差し引きますと一億三千万円、四十六年度と同じベースで考えました場合に一億三千万円というところに相なるわけでございます。四十六年度と四十七年度は結果といたしまして、そう大きな違いはない数字になるのではないかと考えております。四十八年度以降におきましても、私どもも別に見込みを立てておるわけではございませんが、大体その変わらない数字が出てくるのではないかと、かように考えておる次第でございます。

○村山(喜)委員 その問題はいいです。次に、通産省に來てもらつていますが、初めに関税当局のほうの説明から聞きたいと思ひますけれども、石油の消費地精製主義という問題のとならう、これは今後どういふふうに進めていくとしていらつしやるのですか。やはりそういうふうな考え方、今日までやつてきたような関税政策を取り続けていくというふうに進めていらつしやるのですか。

○大蔵政府委員 石油政策全体の問題に關しましては、通産省のほうに担当をいたしておりますが、現在まで確かに御指摘のとおり、消費地精製主義といふことで、私どもの関税政策もそれに前提に考へておつたわけでございますが、関税に關しましては原則といたしまして、燃料に使われる原油、燃料分に対してのみ関税をかけるという方式を基本的には考へておつたわけでございますが、今後やはり、現在の石油関税に對しまする関税政策、四十九年度におきまして新しく全面的な見直しを行なうことになっておりますので、こ

の一年間に關税率審議會その他の御意見も十分に伺ひまして、これからのあり方をきめたいと思ひます。

○村山(喜)委員 通産省の、新聞で見たか、テレビでも報道されておりましたが、石油資源の問題に關連をして、今後の日本における石油政策というものを大きく転換をしなければならぬだろうというふうな報道がされておりましたが、いま燃料分については課税をし、原料分については軽減措置をしながら還付措置を講じて、日本の重化学工業というものを育成をしてきたわけですが、そういうふうな状態の中で、石油コンビナート地帯における公害は発生をするし、そのほかいろいろ問題が出ております。そういうものに關連をし、なお世界的に石油不足の時代を迎え、その中でどうあるべきかという問題を、これからの石油政策として通産省で検討をしていくやに聞いたのですが、どういふような方向をいま考へていらつしやいますか。

○鈴木説明員 お答えいたします。消費地精製方式、これは過去十年間わが國においてもとつてまいつた基本的な考え方でございますが、この方式は、石油の安定供給、それから経済性、両面において依然として一般的な方式であるといふことで、欧米諸國でも一般的に現在なお採用しております。最近の資料によりますと八十数%、この方式を欧米諸國でもとつておるわけでございます。

で、公害の観点からこれを考へますと、輸送によつて起こる公害、それから燃焼によつて起こる公害、それから加工によつて起こる公害、三つに分けて消費地精製方式と、それから現地あるいは海外における精製方式とを比較してみますと、まず燃焼の部分については、わが國の経済がある程度の規模で運行される限りにおいては、原油であるものが製品であつた方が、その量として、それほど影響はないわけでございます。もちろんそれに對する脱税その他の措置を十分とすることは前提でございますが、日本で加工しようが現地で加工

しようが、燃焼によつて起こる公害のボリュームというものは、まああまり変わらない。それから輸送の問題でございますが、これは船の大型なものでこちらへまゝとめて持つてくるのと、非常に小型な船で持つてくる場合との比較になるかと存じます。この二つを比較いたしますと、小型の船が製品を積んでたくさんわが國の港へ入つてくるという場合のトラブルと、それから比較的大型の船で持つてくる場合のトラブルとを比較いたしますと、概して、大型のものについて慎重な配慮で操船をすることのほうが、比較した場合には、よりベターではないかと思はれるわけでございます。

それから加工公害の問題で、現地と消費地とを比較いたしますと、加工の段階の石油精製自体から出ます公害の問題は、やはり解決可能な面が多く、これは現在クロソビドシステム化という作業を進めておられますが、コンビナートその他の形態をとつて、その燃料と、それを原料として利用するものと複合した場合には、かなりの問題を起すことが過去の事例から示されておりますけれども、精製工程それ自体が完全に外へ漏れないようにするということは、それほどむづかしい問題でもない。それで、現在世界の油の中で低サルファ、硫黄分の低い原油というものは世界で非常に限られてございまして、約二割程度といわれております。なるべくS分の少ない原油を持つてきて、それを使うことができれば、それでけっこうなんです。わが國に高いものが約八割あるわけでございます。

先生御指摘のとおり、石油の供給不安という問題がございまして、この八割の部分の利用方法を考へなければ、世界的にエネルギー問題の安定の解決はつかないという状況でございます。したがらうがもしり得るものであればベターであるといふ感じがございまして、しかしながら、御指摘のようにな状況もございまして、海外立地が可能であるといふような状況が出てまいつた場合には、こ

れが公害の輸出、それから公害の国際的なばらまきという事にならないような配慮を十分した上で海外立地も認めていくという事は必要かと考へておりまして、それらを含めて、現在エネルギーの關係の審議会などで総合的に、制度的な問題も含めて検討していく、またしている段階でございます。

○村山(喜)委員 ちよつと計画課長にお伺いしますが、いま石油の輸入額と、それから日本の世界全体の中で消費するシェアはどれくらいになっておりますか。

○鈴木説明員 非常にラウンドな数字でございますが、世界のエネルギー消費の中で我が国が消費してありますのは約一割でございます。

○村山(喜)委員 いまのような一〇%の成長でいった場合には、実質二%ですね、そうすると一九八〇年の予測数値ではどうなりますか。

○鈴木説明員 これもこまかい数字を現在手元に持っておりますが、現在私どもが計画しておりますのは、四十八年の石油の消費量は対前年比で八・九%増でございますが、その後の数力年は年々六ないし七%の消費量の増ということで計画を立てております。これによりまして、一九八〇年ベースで原油で計算しまして四億トン、現在二億トン強、二億五千万トン程度でございますが、それが四億トン程度に伸びていくというふうに考へております。

○村山(喜)委員 そういふような段階の中で、この際、資源問題との關係もあるし、日本に全部原油を持ってきた、そこで製品に至るまで一貫生産をやるといふ、そういう体系を改めていかなければならない段階にきているのではないかと。というのは、もう日本の国内におけるエネルギーの燃焼の比率というものが環境的に受け入れられないようなところまで、消費エネルギーの密度が高まってきたのではないかと、私はこういうふう聞いておるのです。世界平均の七十倍とも言われている問題があらちこちで出てきているのに、いまの

輸入数量の二倍というものが将来予想される、それを全部日本の国内において最終商品まで製造をして、そして売り出していくという政策をとり続けていた場合には、日本の国民自らの生活環境が完全に破壊をされるという問題に発展をしていくのではないだろうか。

そういうふうな上から考へまして、いまの消費地精製主義というものを、そうしてその開税政策も、それに基づいて原材料として入れるものについては、ほとんど税金を課さないというふうなやり方をやっておるわけですね。その石油産業自体の立場から考へるならば、それはメリットがありましよう、しかし、それは国民経済全体の立場から考へた場合には、いまのような開税政策は私は続けるべきではないというふうに考へております。

ですから、そういう点について十分御検討を願つておきたいと思ふのですが、通産省のそういう基本的な政策は、エネルギー基本問題調査会といつごころ結論をお出しになりますか。

○鈴木説明員 エネルギー問題は刻々非常に急転してありますので、絶えずタイムリーに方向を出していかなければならぬということでございますが、先生御指摘の問題についての考へ方は、少なくともこの秋の時期までに方向として出す必要があらうというふうに考へて、現在鋭意準備をいたしておる段階でございます。

○村山(喜)委員 大蔵省はどういうふうに、この開税率審議会あたりでは考へておるんですか。

○大蔵政府委員 御承知のように、現在の従量税で換算約一二%に相当する暫定増税は四十八年度をもつて終わることになっておりまして、四十九年度から新しく原油開税に關しましては検討をするということに相なっておりますので、本年一年をかけた上でその原油問題、ただいま通産省のほうからございましてエネルギー基本問題調査会の結論も相まちまして、私どもの観点からいたしますと、特に公害問題あるいは物価問題、そういうふうな立場も含めまして、開税のあり方について

まして検討をさせていただきたい、かように考へておるわけでございます。

○村山(喜)委員 この開税率法の十二条の発動というものを、国民生活を守るといふ立場から考へてみた場合には、ほかの条項とも關係がありますが、これは国民生活を守るといふ意味からは死文化しているというふうな問題が指摘できるわけですが、いまの開税率法その品目の拡大なり、あるいはその洗い直しをもうやらなければならぬ段階に來ているのではないかと考へるのです。

たとえば、そのほか定率法の六条にしても八条にしても、あるいは九条の二の二項ですか、まあ発動したこともないような法律事項を掲げて、発動しようかということにながめてみれば、もうほとんど無税の取り扱いになっておつて発動はできない、こういうふうなものになっておるわけですが、一体そういうふうな、緊急開税の制度との関連もありまうけれども、どういふふうな考へていらっしゃるのか、これは三月四日の通産省の方針だといふので、通商交渉の武器として緊急開税制度を強化するんだといふようなことをいわれているんですが、何か大蔵省の構想によりまして、経済安定特別法を検討しているといふような報道も流れております。それは一体ほんとうなのかどうか。この点については大臣が出席をしなければわからないでしょうが、そういうふうなものを事務当局のほうでは考へておるのですか。

○大蔵政府委員 事務当局の立場から御答弁をさせていただきますが、ただいま先生が御指摘になりましたようなその開税率法の十二条の問題でございますが、この十二条、決して死文化をされていくというわけではございませんで、十二条に關しましては、先般の三月三日に豚肉に關しまして政令を出しまして減免制度を発令をするというふうなことに使つておるわけでございます。私ども、この十二条の活用ということに國民生活、物価対策上、特に消費者の立場からする開税のあり方という観点から、この十二条の

あり方というものに關しては、やはり一段と検討をいたす必要があると考へております。

さらに、先生がおつしやいましたような、この開税を政令によつてどうこうするといふ問題は、事務当局の立場といたしましては、現在のところ別にやろうというところで考へておるわけではございません。

○村山(喜)委員 事務当局では考へていない。政治的には考へておるんですか。山本政務次官どうですか。

○山本(幸)政府委員 いまのお話で、国内のこの物価対策の上から見て、こういう輸入をふやしていくといふことも、一つの確かに政策手段でありますから、そういうことを随時、緊急に処理できるようなふうなことにせよという議論は、政府部内にもございまして、ございまして、この問題は、やはり租税法律主義という一つの大きな問題にぶち当たりますし、また国会でいろいろ御審議願わなければならぬという、そういう国会審議の問題もありまして、その二つの要請をどの程度に考へておるのでございまして、何せ租税法律主義という憲法上の一つの大きな問題をどうしても中心に考へざるを得ない、こういうことでありまして、また政府部内でも、この問題についていろいろ考へておるといふところでありまして、これを積極的にどうこうするといふところまで結論を得ていないのが現状だと承知しております。

○村山(喜)委員 時間の關係がありますので、大臣の質問だけは保留しておきます。もう通産省帰りまして。——最近新聞を見ていますと、ジャパン・ラインあたりが石油開税といふのですか、あるいは海外石油開税会社がアブダビ・マリン・エリアーズの会社の株を三〇%取得をした。たいへん高い値で買ひ求めているのだといふような話が出たり、あるいはこれは非常によかつたといふ意見が出たり、まあ新聞あたりを見ていると、組織会社が石油開税をやつておるような、そのために株価が上がつておるような、そ

いうよりなものが出たり、一体いま石油開発というの、ジャバ・ラインという船会社がやってもいいんでしょ、株式会社ですから商社がやってもいいし、繊維会社がやってもいいんでしょ、一体そういうふうにして、国際的に非常に高いものを、高値につかんだものを持つてくる。そういう中で、メージャーにしても、あるいはOPECにしても、両方から袋だたきにされるというふうな形で日本に石油が運ばれてくる。

そういうような政策がはたしていいのかどうかですね。そういうふうなことに、関税の上においては、これはCIF価格がなんでしょから、まあ価格に対して、従量関税ですから、この量に対する関税として、従価関税ではないので関係はないのだという考え方に立っているのですか。そこら辺一体どういうふうに、幾ら高くてもいいから持つてきさすればいい、それは従量関税でかかるとのだから、私のほうは知りませんという政策態度ですか。その点だけを確認をしておきたいと思ひます。

○鈴木説明員 いま御指摘の最近の国際的な石油需給のタイト化に伴いまして、わが国の企業が、従来の石油産業以外の企業もこれに参加しまして、激しく調達競争をしておる現象がございまして、しかしながら、国際的に高値に上り上げて高く買ひ占める。それで先ほども言及しましたように、ローサルファの原油であれば買ひ手がつかないような状況の中で、そのような買ひ占め方をした場合、ひとり日本の消費者の石油価格が上がるだけではなくて、国際的にも、これはインドなどの発展途上国の人たちが値段が上がる。これは非常に好ましくないというので、最近通産省は、これらの買ひ付け秩序の維持というために指導方針を打ち立て、現在それを行なっております。

その内容は、つとめて石油精製産業とのひもをつけて、架空なスベキレーションを伴ったような買ひ付け方をしないようにしなさい。それから日本系の企業同士の醜いどろ仕合いを極力避ける

ように、なるべくまとまって行動しなさいという内容でございまして、最近では、その辺の現象は正常化されてきておるといふふうに考えております。

それで、先生御指摘の問題についても、関税の操作によって割高輸入を抑えるというふうなところまでは、現在の産油国の状況、それからメージャーの様子からいって、いきなり持つていくわけにはなかなか参らぬかと思ひますが、いま申しました一般的な指導によって、かなり鎮静化してきておるといふふうに考えております。

○大蔵政府委員 御指摘のように、現在従量税になつてゐるわけですが、これは石油が、持つてくる場所によつて、ただいま先生御指摘になりましたように、いわゆるCIF価格が課税標準になつておるわけがございまして、距離の遠近その他にもよりますけれども、従価税にいたしますと、石油の場合非常に格差が大きくなつて不公平が生ずるといふ観点から従量税を石油の場合には採用をいたしておるわけがございまして、一般的に従量税にするか従価税にするかという問題に關しましては、従量税にいたします場合には、その価格を評価する必要がある場合であるとか、あるいは低価格品については従価税にいたしまして、その関税が高率となることになるわけがございまして、たとえばマッチが一個二十銭といふことになつておりますように、国内中小企業の保護といふような場合に従量税にいたすほうがよろしいといふようなこともございまして、従量税、従価税といふことの判断を、主としていたしておるわけがございまして、現在関税の總実行税目二千七百のうち従量税になつておりますのが、約三〇強に当たります九十三品目が現在従量税を採用いたしております。

○村山(三)委員 まあ従量税のいい点もありまして、課税が非常に簡単だといふような点等はいふ点なんです、インフレに対応できないといふような問題等もありますし、国際的に日本の各産業界が石油資源を、通産省の政策指導がいい

のか悪いのか、それは問ひませんが、現実には高いのをつかまされるとか、いろいろな問題があるようです。

それで、そういうような点から、もう一回、この点についても従価税がいいのか、従量税がいいのか、いままでは従量税でやつてきたわけですが、国際的に購買する品ですから、それに対応する関税政策というものはどういふふうにあるべきかといふことを検討しておいていただきたい。われわれも検討したいと思ひます。

大臣に質問をする項目だけは私は申し上げておきますが、最近の海外投資、これに關連をしまして発展途上国からの特惠関税の問題、それから国際通貨の状態、これが非常に變動しているわけですが、その中にある日本の関税制度をどういふふうに進めるか、その二点については、あと大臣が見えたときに質問いたします。

これで行なひます。

○岡田委員長 次に、広瀬君。

○広瀬(秀)委員 まず大蔵省に伺ひますが、関税の機能といふのは、政策機能といふんですか、いろいろ学問的には、輸入価格に追加をして輸入価格を引き上げることが、フォワードシフティングといふことがありますが、また国内産業を保護するといふ機能があるし、あるいはまた最初に言つた問題と關連して輸入を抑制する、こういうことがあつて、あるいはまた財政収入の確保あるいは国際収支の均衡あるいは消費者物価の抑制などいろいろあるわけですが、今度の改正に、おいて、そういう関税機能といふものについて、いまわれわれが関税問題を審議するにあつて大蔵当局として一番関心を置いて、重点を置いて、考慮しているそれらの機能は、一体何なのかといふことについて、まず伺ひたい。

○大蔵政府委員 先生御指摘のように、今日までの関税は、主としてただいま先生が御指摘になりました関税機能のうち、何と申しまして、国内産業の保護といふ観点からの関税の機能が一番重点を置かれて今日までは行なわれてきたと思ひま

す。したがうして、ことをかえて申し上げます、いわゆる生産者の立場からする関税といふことが一番大きな機能であつたのではないかと思ひますが、やはり日本の経済がこゝまで拡大をしてまいりますと、生産者の機能、生産者の立場からする関税といふ面よりも、消費者の立場からする関税の機能といふこと、あるいは公害に關する関税機能といふことを重点的に考えていかなくてはならない、国際分業といふことも考えていかなくてはならない、あるいは後進国のための援助といふこともやはり考えていかなくてはならない。

こゝろで、私も昨年十二月に関税率審議会から長期答申をいただいたわけがございまして、長期答申に述べられておりますことは、私も全くそのとおり、徐々に變えていかなくてはならないといふことが盛られておるわけがございまして、特に製品関税の低下といふこと、すなわち、それは国際分業の推進といふことを意味すると思ひますが、さらに生活關連物資の関税の引き下げ、これは消費者の立場からする関税といふこと、それから特惠関税シリリングワクの弾力化と申しますものは、後進国問題との關連、南北問題との關連、こゝろを以て中心に徐々に関税のあり方といふものを、そういうものを重点にした関税といふことに変えていきたいと思つております。

ただし、急激に今日までの関税のあり方を変へますと、国内産業に對します影響も非常にシックが大きいといふ面もございまして、やはりこれは段階的に考えていくべきものでないか、基本的にはかゝるに考えておるわけがございまして。

○広瀬(秀)委員 関税の機能は幾つかあるけれども、それらのどの一つが大事だといふ時代ではない。世の中全体が非常に多様化し、多様化し、高度化している。そういう中で関税を政策的に操作をしようといふ場合に、そういう複合的な立場をとるといふことは、今日における当然の成り行きであらう、このように考えるわけがございまして。

の中で逐次国際貿易の面でも自由化の方向というものが非常に強くなっている。自由化の方向が強まれば強まるだけ国内産業保護というような問題がなおざりにされがちであります。

特にいまの日本の輸入制限品目というのは三十三品目だ。そのうち工業製品といいますが、そういうものは九品目、あとの二十四品目は農産物といふような状況になってきておりますが、この農産物についての二十四品目というものは、大蔵省としては物価の引き下げ、特に消費者物価の引き下げに、残存輸入制限品目の中に存在している品目などがかなり寄与するであろうというようなことから、大蔵省の立場としては、そういうものを完全自由化の方向に持っていくという気持ちがある。しかし、特に農業保護の立場にある農林省では、そういうものに対しては頑強な抵抗を農業の立場でされる、こういうようなものを、これからどういう方向でいくのか。この二十四品目はもはやどうにもならない、これを自由化の方向に持っていくならば、国内のその面での農業はもう壊滅する、こういうような絶対的な立場にあるのか、あるいはまだ自由化の余地が何らかの政策的な手を、それらの農業に対する助成の方法というふうなものをかみ合わせるならば、まだ自由化の余地があると判断をされておられるのか、その辺のところを、農林省の立場と大蔵省の立場、両方からお答えいただきたいのです。

まず農林省の立場で、現在の輸入制限品目についてどう考えておられるか。これは大臣等もやりませんというようなことを、実は予算の分科会でも明言をされているわけだけれども、そういうふうに理解してよろしいかどうか、それをお答えいただいてから大蔵省の考えをただしておきたいと思ひます。

○古岡説明員 農産物の自由化でございますが、先生御指摘になりましたように、いま残っております二十四品目のうち二十品目が農産物でございます。これは総合農政を進めております現在、その基幹的な作物あるいは地域的な農産物ではあ

りますが、その地域にとってはバイタルな、非常に重要な農産物というものが残っておりますわけでございます。したがって、今日の状態におきまして、このような農産物の自由化を行なうということは、そのような総合農政の方向を非常にあふないものにするということ、私どもは当面非常に困難であるというふうに考えております。

ただ、あくまでもわが国の農業の生産性を高めていくということは、私どもに課せられた重要な仕事でございます。そのような生産性を高めていく、その他の対策というものは長期的な観点に立つて十分に検討していかねばならないというふうな思っております。そのような検討、対策の実施というものは、国内の農業の体制の整備をはかるという過程で、慎重に将来検討されていくべき問題であらう、こういうふうに考えておる次第でございます。

○大蔵政府委員 農産物の自由化の問題に關しましては、農林省が主管官庁でございますから、当然農政当局の意見をもとにして決定をされるべき問題でございます。私も直接所管の問題でございせんが、先生御指摘のように一般的に申し上げて、日本が自由化の方向に進むべきときであるということは言えるかと思ひます。個々の農産物に關しましては、現在残っております一つ一つに關しまして、それぞれの理由があつて自由化がなされておらないわけでございます。私どもが考えましても、まことに多岐にわたるというもので、中には含まれていないわけでございます。

しかしながら自由化を徐々に進めていくという過程におきまして、かりに關税に關しまして、自由化をするために一時的に關税を高めて、急激な外部からのショックを緩和をするとか、あるいは關税引上げに關税制度を採用いたしまして、ある一定限度の輸入量までは關税を無税にするけれども、それを越えるものに關しましては、比較的高い税率の關税をかけて輸入をチェックする、そういういろいろな制度も開かれてはいるわけでございます。自由化をいたします場合には農林

当局とも十分に相談をいたしまして、日本の国内農業が急激なるショックを受けないよう、できるだけのことはいたしたい、かように考えておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 けさの新聞によりますと、「農産物輸入自由化を決定 政府・自民党首脳 オレンジが目玉」これは日経新聞に出ておるわけですが、特にオレンジが目玉である。オレンジさらに牛肉、果汁、こういうものについて、六月の目米貿易経済合同委員会ですか、この席でアメリカから非常に強く関心品目として要求されるであらう。これに備えて、政府首脳あるいは自民党首脳がそういう決意をされたということが報道されている。これは政務次官、事実でございますか。そしてそれが真実とするならば、どのような対策で、いま關税局長がおっしゃった、国内産業に対する対策をしっかりとやらねばならぬ、そのやり方等にも十分配慮をしながらやりたいということについて、どういう考え、構想、対策というものを用意してそういう方向にいらっているのか、その点のところを、はつきりさしていただきたいと思ひます。

○山本(幸)政府委員 自由化の方向というものは、これはまあそういう方向に、世界の經濟をオープンにしていこうという意味におきましても、日本も世界で經濟的な発言権が大きくなりつつある今日、協力をせよという考えは思ひます。その中、当然の姿であらうと私は思ひます。その中にある残存品目は残存品目でありまして、工業製品の中には、まあその目玉であった電算機についても進んでおることは御承知のとおりであります。しかし、工業製品の場合と農産物の場合は、そういう新しい体制に対応していく対応力の強さといひますか、あるいは速さといひますか、そういうものについては格段の相違があると私は思ひます。

したがひまして、いま世界の中にありまして保護的な傾向というものの、自分の国の産業を守る上においては、ある程度やむを得ないという考え方も一部には確かに、自由化の傾向の中にありながら存在することも事実だと思ひます。日本の農業が一体これからどういふか、あるいは将来の農業を考え生産性を高めていくか、またそのスピードがどういふふうなスピードで上がっているかというふうなことを十分に考えながら、この農産物の自由化と取り組まなければならぬこともちろんだと思ひます。

先般の予算委員会でも、政府は農林大臣が農産物の自由化については慎重に考えるということ、発言をしておりましたことは御承知のとおり。アメリカのほうでございましてこの問題については、相当要求をしていくことも考えられる。それに対しては、政府としていまお話しするような目玉になるような農産物について、いま直ちにどうこうするといふ考えは少なくともまだ持つておられないことであらう。今後、通貨、通商という非常に大きな流れがこれから世界の經濟の中で渦巻くわけでございますが、その中であつて政府が一体どう考えていくのかということ、私が政府を代表してここで御答弁申し上げても、おそらく御信用し上げる程度でございまして、私の考えを申し上げる程度でございまして、この程度で御了承をいただいておりますと思ひます。

○広瀬(秀)委員 その点は、いま次官が最後に申し上げた点を配慮しまして、大臣がお見えになつたときに、少なくとも大蔵大臣は政府の首脳であらうと思ひます。そちらへ伺ひます。

次に、質問を変へまして農林省に伺ひますが、四十六年、四十七年度に農産物關税の引き下げがバナナ、羊肉、馬肉あるいはグレープフルーツ、タマネギ、大豆、子牛、紅茶、ハム、ベーコン、まあその他ありますけれども、大きいものとして、そういうものがありまして、これは大体消費者物価対策というふうな意味が強い關税率引き下げといふことをやつたわけでありまして、これが、これらの農業、畜産關係に及ぼした影響とい

るものを価格の面あるいは需給の面等について、そして日本の農業に対して、あるいは農家に對してどういふ影響を持つか、そういうような分析をされておるか。昨年、一昨年にやられた、いま申し上げたような品目についてどういふ影響が見られたか。この点についての農林省のとらえ方をお聞きしたいと思います。

○吉岡説明員 御質問のように四十六年、四十七年度で國稅改正措置を幾つかの農産物についてとつたわけですが、まず國稅改正を行ないます際の農林省のほうの考え方といたしましては、生産性の向上に伴つて消費者物価のこともございまして、國境保護としては、なるべく引き下げる方向で考えていきたいという基本的な方向ではございますが、それぞれの關稅率を設定いたします際には、国内農業について打撃を与えないよう十分な配慮をしながら、關稅率について大蔵省といろいろお話し合いを申し上げていく、こういうことで臨んでおるわけでございます。

先ほど御指摘のございました品目については、これは個別品目ごとの需給の事情でございますが、あるいは關稅以外のその他の價格支持制度がどうなつておるかということによりまして、影響はそれぞれ品目によつて違つたわけでございます。一つの分け方として、非常に多くの部分を輸入に依存をしておりまして、国内生産がごくわずかであるというふうなものは、輸入關稅を引き下げますと、国内價格の引き下げ効果が大きい、しかし国内生産がほとんどございせんので、国内の生産に對してはあまり影響がない、こういうことになるわけでございます。

その例をいたしましてバナナでございますが、これは四十五年の卸売り價格は、キログラム当たりでございまして、百十二円でございましたものが四十六年九十円、四十七年七十七円というふうに、輸入量の増加もございまして、同時に關稅引き下げの効果も出まして、こういうふうになつてきております。これは国内生産には大きな——もちろんバナナの生産はございませんし、リンゴと

の關係があるというふうにいわれておつたわけでございますが、リンゴの品種転換等が進みまして高級化したために、国内産のリンゴの値段はこのために下がつておるといふことはございせん。

それからもう一つの例は紅茶でございますが、この小売り價格は、百十二グラム当たりでございますが、四十五年が五百円、四十六年同じく五百円、四十六年改正になりまして四十七年には百二十五グラム当たり五百円、こういうことで實質的な紅茶の値下げになっております。この紅茶は今日ほとんど国内生産はございせん、一部鹿児島にございせんものは目下他の緑茶等への転換をはかつておるといふことでございせん。

それから大豆、なたねの關稅も引き下げられたわけでございますが、その結果、大豆油、なたね油、いずれも四十六年に比しまして四十七年には卸売り價格で下落をしております。しかし大豆、なたねにつきましては国内に交付金法というものがございまして、不足払い制度をとつておりますので農業者に對する直接の打撃というものはございせん。

それからその他のカテゴリーとしましては、国内生産が非常に多いために輸入量はその一部であるというもののについては、主として国内生産の動向によつて價格が変動する、こういうことになりまして、これに類しますものとしてはカレーでございますが、これは四十五年の卸売り價格はキログラム当たり六百五十円から四十六年には五百九十五円というふうに引き下がつております。

そのほかタマネギなどもキログラム当たり六十円から三十五円に下がつておるといふふうなことでございますが、タマネギ、その他野菜につきましては價格安定制度というものがございまして、これによる国内生産者への打撃は特になく、こういうふうな考へておるわけでございます。以上が四十六、七に行なひました關稅の改正の代表的なものの国内生産との關係でございます。

○広瀬委員 今の殘存輸入制限品目の場合に、これは次元が若干違ふかも知れないけれども、このようにたとへば交付金制度を大豆、なたねについて設けておる、あるいは價格安定の政策というものがタマネギ等に設けられておる、こういうふうなきちんとした政策を用意すれば、農業に對する打撃、被害を与えるというふうなことはかなり避けられる、こういう事態がいま御報告されて、それほどの關稅引き下げによつて農業に對するものは被害は起こらなかつた。たとへば農政の指導といふものによつてリンゴのごときは高級品種への転換といふようなこともある。こういうような政策のやり方、生産性を向上させるという大きな問題点、これはなかなか一氣にできるものではないけれども、そういういろいろな政策の組み合わせといふようなことをやるならば、二十四品目の中で、これは水産關係も入つてゐるわけですが、農産物と限定をして二十品目の中でやれる品目は、いろいろお考えでしようか。こういう政策といふもの、さらにこれ以外の助成策といふか保護政策といふか、そういう農業政策を国内的に用意することによつて、先ほど問題として出しましたオレンジだとかあるいは牛肉だとかあるいは果汁だとかといふようなアメリカの最大の関心品目になつてゐるようなものに対して、それとの競合關係に完全に立たされて、しかも非常に體質の弱い農業の状態、何らかの特効的な政策を用意することによつて農家に甚大な被害を及ぼすことなしにやれると思はれるものはまだあるのかどうか、こういうような点はいかがでございますか。

○吉岡説明員 国内の農業に對し抵抗力をつけ、生産性を高め、それを守つていくための政策というものは長期間かかつて整えていかなければならぬ問題でございまして、私どもとしてはかねがねそういうふうなことに役立つような生産性の向上なりその他の対策を講じてきたつもりでございますが、現段階で先ほどお話のございましたような産品について十分な対策が講ぜられておる、ま

た農業者のほうもそれにたえらるるような状態になつておるといふふうにはまだ考えられないといふふうな思つております。今後そういう体制の整備といふものを時間をかけましてやつていって、そのような体制の整備との関連で考えていかなければならぬ問題であるといふふうな思ふわけでございます。

○広瀬委員 したがって私どもは、当面農産物についてきょうの新聞に出ておるようなことで、現在の二十四品目とはとにかく輸入自由化をやつていけるものではないという立場を明確にして、そしていたづらに新聞にこういう形で出ることによつて当該農家がほんとうにどうしようもない先行きに對するたいへんな不安を抱くというやうなことなにかについては、これだけの条件を何年間でやればこれとこれくらいはできようかといふやうなしつかりしためどを示して、もう少しはつきりした態度をとつて、しかし当面はやれないといふやうな態度をはつきりしておいたほうがいいだろうと思ふ。

特にこの問題は對米輸入の關係、對米貿易における日本の黒字が非常に大きいということ、しかもアメリカ自身が農産物と先端産業といわれし宇宙航空産業といふか、そういうものぐらゐでしか日本に對して優位を保てる品目が少ない。中位技術製品といふか、これは通産省の通商白書に出てゐることばであります。そういうものなにかは競争力において完全に日本に水をあけられておるとするならば、最先端の技術である電算機あるいは航空機とかそういうやうなものだけしか競争力のあるものはない。あとは農産物を日本に自由化させて売り込んでいく以外にないんだというこゝろをアメリカは思ひ詰めたやうな形をやつておるけれども、こゝちもやはりそれに対してはびしとした態度で、国内産業を保護してまでおつき合ひする立場にはないのだといふことをはっきりして、これはこれとして殘存輸入制限についても先進諸國と比べてもアメリカを除いてはそれほどひげをとつてゐるものでもないわけでありま

すから、そういう点をきちつとさしておくということが必要であらうと私は思うのでありますが、そういう点についてどういうふうに考えるか、これは農林省、一言でいいです。それから山本政務次官から御答弁いただきたい。

○古岡説明員 いただいたお話のございました点は、私どもとしましてはいろいろ検討をしておるところでございますが、現在の時点では非常にむずかしいというふうに考えております。

○山本(幸)政府委員 これからの対米貿易の調整ということは、今日の両国の貿易構造の中身を考えてみますと、日本側にとって輸入をふやし、あるいは輸出をある程度節度をつけるということ、私は非常にむずかしい問題があると思ひます。かてて加えて通貨の問題もござります。たいへん複雑な国際経済の様相をこれから呈してくるだらうと思ひますが、その中にある通商政策という問題をとらえたときに、そのときそのときでたいへんむずかしい問題がたゞさんに起きるだらうと思ひます。しかしおっしゃる通りに、国内の非常に弱い体質の産業を育成していかなければならぬ。特に食糧でありますから、たいへん国民にとって貴重なものであります。たいへん大切なものでありますから、いまおっしゃるような考え方は、私は今後の一つの大きな指標となつて進んでいくべきであらう、こう思ひわけであります。

○広瀬(秀)委員 不要な混乱、不安を農民に起こさせないように、その面では農林省が踏まえたような立場でがんばってもらいたい。しかし、日米貿易関係というのは、その反映が国際通貨危機にもあらわれているように、日米貿易のアンバランスということが非常に今日きつたてきていて、自由化をめぐる論争においても、根源はそこにあると思ひます。

そこで、通産省にお聞きいたしますが、通産省として、この対米貿易のアンバランスというのを、しかもアメリカの対外競争力において、西ド

イツなりあるいは日本なりというよりなものとの間に、非常に量的には多い中位技術程度の工業製品というよりなものはや完全に競争力が失なわれている、こういうようなものがやはりアメリカの貿易赤字を大きくしている一つの大きな原因になっている。先端技術産業というよりなものは、相手国がこれをどんどん購入するというようなことにはなっていないし、そういうものを国の非常に大きな重要な問題として開発に、特に電算機のごときは、日本においてもそういう技術開発のまっ最中にあるというようなこともある。こういうようなことで、これがアメリカからの輸出という形でなかなか伸びてはいかない。農産物についても、やはりそれぞれの農産物において、日本におけると同様の問題点をかかえている、こういう状態にあるわけでありませう。

そういう中で、アメリカと日本との貿易収支のアンバランスということがどんどん目立ってくる可能性というものは、ふえることはあつてもバランスがとれてくるということはなかなか考えられない。ここ一、二カ月といひますが、昨年の後半あたりからスミソニアン体制の円切り上げという形の中で、輸出入のバランスが、アメリカからの輸入が幾らかでもふえる、輸出が幾らか押えられ、という傾向は出ておりますけれども、しかしそれはいつまでも、今後このままの形で、現在のような姿で、またいつ円切り上げ、為替レートの調整ができて固定相場への復帰というような段階を迎えるわけですから、それらの状況というものを踏まえて、ほうっておいてもそういうレート調整ができさるならば、自然に輸出入のバランスは回復していくのだ、とれてくるのだ、こういう安易な見方であるのかどうか、そこら辺のところを、日本が主體的にこのバランスを回復するためにやるべき方法は一休どうなんだ。アメリカからの輸入をどんどんふやすということなのか、あるいは日本からの輸出を押えていくという形なのか、そのどっちの道を選ぶかとしていくのか、その辺も含めてこの対米貿易のアンバランスとい

うものを解消する方策、こういうものについてどうお考えであるかお聞きをいたしたい。

○平林説明員 御説明申し上げませう。対米貿易のアンバランスにつきましては、今回の変動相場移行以前の状態で通産省といたしまして試算いたしましたところ、本年度の日本側の出超の見込みは大体四十一億ドル強という計算でござりました。ところが先ほど先生御指摘のとおり、この一月、二月とすでに先行指標に出ております輸出は非常に鈍化しております。一方輸入は非常にふえております。したがって、今年度の貿易収支の見通しは、昨年暮れに計算いたしましたものよりはかなり低目になると考えております。

それから、この貿易のアンバランスの是正のために、通産省として現在考えております点を二、三御説明いたしますと、まず第一に輸入をもう少しふやそうということとございまして、そのためには輸入自由化ができるものはできるだけ前向きに検討する。それから輸入ワクを拡大する。それからここで御審議いただいておりますような関税の引き下げもできるものは努力する。輸入面で、いろいろ輸入を増大するための今後とるべき措置を検討中でありませう。

それから輸出につきましては、現在対米向けに全体の約六七割輸出規制いたしております。このような輸出規制は、私も好ましいと思つておりませんが、あまりにも輸出の伸び率が高いものにつきましては、若干の調整はやむを得ないと考えております。しかしこのようなことは、今後できるだけないようには持つていくのが望ましい姿ではないかと考えております。

三番目に、日米貿易のアンバランスは、日本側の輸出の調整あるいは輸入の促進ということ以上にアメリカ側の事情が非常にたくさんございまして、特にアメリカの最近の卸売物価の上昇は急激に伸びておりまして、それが主としてアメリカの輸入の増大の原因になっておると考えております。したがって、米政府当局者の間におき

まして、日本政府としてもこれを追及いたしまして、輸出入のバランスを回復するためには、アメリカのほうがいんフレ収束の努力をしてくれなければどうにもならないということをしばしば申し入れておるわけとございまして、日本側の輸入の促進、これは国内との調整ができた上ということとございまして、輸入はふやせるものはふやす。急激な輸出はなるべく押える。と同時に、アメリカにもインフレの収束の努力をさせる。

この三つで、日米の輸出入のアンバランスは解消していくのではないかと考えております。

○広瀬(秀)委員 対米輸出入関係について三つの角度で御答弁があつたわけですが、そして七二年度では、暮れの予測では、四十一億ドルは出超であるということになるわけですが、これは日米経済合同委員会ですか、ここでいろいろ議論をして、アメリカは三十五億ドルくらいに押えてくれ、いや日本は三十五億ドルくらいの出超でおさめるだらう、あるいは三十八億ドルというやうなことで論争をした。

そういう中で四十二億ドルというものはそのどつちよりも出超額としては高い。しかし一月、二月、三月の動向というものは確かに改善の方向、輸入はふえ、輸出は規制されて押えられておるといふやうなことで鈍化している。そういうやうなことから大体どの辺のところにおさまるといふ見通しなのか。アメリカが三十五億ドルといつたが日本は三十八億ドルにおさまるといふ。こういつたその三十八億ドルくらいのところでおさまるといふ、日本の今度新しい通商に対する交渉の立場というものを対しても、そのとおりになつたじゃないか、こういうことも言える非常に強い交渉の立場、バーゲニングパワーがそこに新しくできると思ひますが、その辺までいく見通しとございませうか。それとも四十一億ドルよりは少ないけれどもかなり高いところになるのか、その辺のところの見通しはどうでしょう。

○平林説明員 先ほど申しました四十七年度四十一億ドル強という対米貿易収支の見通しにつきま

しては、ことしの一―三月の輸出は前年度に比べて一七・三%増、それから一―三月の対米輸入は前年度に比べて一七・七%増という計算で四十一億といったわけですが、実際、一、二月のあれを見ますと、先ほど申し上げました、こまかい数字を若干申し上げますと、一月の認証統計で、対米輸出一七・七%、これは若干当初見通しに近い数字であります、二月はぐっと落ちまして八%、半以下に落ちております。それから輸入は、一月は二八・二%増、これが二月には八七・八%、非常にふえております。いずれにいたしまして、先ほど申し上げました一―三月の平均、輸出が一七%増、輸入が一九%増というのに比べて、かなり数字が食い違っております。この四十一億ドルという数字はどのくらいになるかという計算は、現在変動相場制で、輸出の先行き見通しが非常に困難でございますので、こまかい計算はまだできておりませんが、四十一億ドルはかなり減るのではないかと見通しでございます。

それから、先ほど先生御指摘のように、昨年七月の箱根会議におきまして米側と数字についてやりとりしたわけですが、日本側は四十七年度は三十五億ドルくらいである、米側は四十をこすのではないかと。不幸にしてアメリカ側の数字に近い数字にいずれにしてもなりそうでございますが、その見通しの食い違いの点につきましては、一応私どもで考えておりますのは三つの原因がございます。

当時三十五といながら、なぜ四十になったのかというふうな問題でございますが、一つは、昨年の九月ごろから、いわゆる円不安がございまして、連日新聞が円の切り上げ近しと書き立てましたために、輸出のかけ込みが非常にございまして、たとえば九月で申しますと、対前年度比五〇%強、九月、十月が非常にふえたわけでございます。これが当初七月に予想しなかった、つまり三十五億ドルのときに計算しなかったことでございます。

第二は、輸入の価格が非常に上昇したこともあって、輸入額が予想以上にふえたことでございます。それと輸出単価が非常に上がった。円を切り上げますと、当然輸出価格は上がるわけでございますが、一六・八%、おとしの十二月に平価調整いたしましたその一六・八%に輸出価格が戻るとの戻り方が早かったというところでございまして。

一、のかけ込み輸出と、二の輸出価格のはね返りが非常に早かった、この両方を合計いたしました約四、五億ドル、輸出を予想以上にふやした原因ではないかと考えております。

第三番目の原因は、これも先ほど御説明しましたように、アメリカのインフレが非常に高進いたしました、当時のアメリカの経済成長は、七月にエバリーも言っておりましたが、大体六%くらいの伸び率であろうと申し上げたのが、実際には、七二暦年にはアメリカは六・五%の伸びでございます。この〇・五%のアメリカの成長の伸びは、輸入、特に日本からの対米輸出が非常に大きな数字になってはね返っておるわけでありまして。

この三つのために、当時私ども三十五と考えておりましたのが、実際には四十をこすような状態になっております。ただ、これも繰り返して申し上げますが、最近の傾向からしますと、四十一億はかなり減るのではないかと考えております。

〇広瀬(秀)委員 見通しの問題ですから、数字については、先行きどう変わっていくか、必ずしも具体的な数字でお答えはできないかもしれないけれども、バランスをどうする、という意味は、通産省としてはどういうふうにとらえているのか。たとえば貿易収支面で完全にバランスをさせるということとは、これから十年とかあるいは永久に日本の出超は続くのではないかと、あるいはわれわれは見超は続くけれども、そのバランスという問題は、経常収支あるいは基礎収支、そのどちらでバランスをしたらいいというふうにお考えなのか。これは通産省よりもむしろ大蔵省に聞きたいと思

うのですが、日米貿易関係におけるバランスというものをどういうふうにお考えなのか。これはやはり大蔵省としても、関税率の問題あるいはニューラウンドの問題等においても非常に重要な基礎的な条件になるだろうと思ふのです。その辺のところはどういうふうにお考えになっておられるのですか。

〇林(大)政府委員 お答え申し上げます。

日米間の国際収支バランスを経常収支でとるべきか、あるいは基礎収支でとるべきかということにつきましては、これは対世界の国際収支のバランスをとる点につきましても、経常収支でバランスをとるべきか、基礎収支でバランスをとるべきかという問題はあつたわけでございます。その場合に、日本は、経常収支は大体GNPの一%くらい、黒字を出しまして、それを後進国援助というところで、長期資本収支で対外的な流出をまかなう、そして基礎収支でおおむねバランスをとるということとを対世界のバランスでは主張しているわけでございます。その際に、対米でどうなるかということにつきましては――その対世界のバランスは国別に、二国間でもバランスをとるべきかどうかという点になりますと、それは国によりまして、たとえば日米間ではどちらかというと出超でございますが、日本の豪州に対するバランスでは、貿易収支も非常に入超になっているわけでございます。そういうふうな国別に、ある国に対しては黒字、ある国に対しては赤字ということによりまして全体の姿としてバランスがとれればいいわけでございますから、したがって、特に日米間で経常収支をバランスしなければならぬ、基礎収支をバランスしなければならぬ、ということはない。ただ異常に経常収支の黒字が大き過ぎるといふことになりまして、やはり米国の国内の問題にもいろいろ影響があると思ふますし、常識問題から申しましても過大な黒字は避けなければならぬという感じがいたします。

したがって、現在のところ日米二国間で経常収支をどういうところに持っていくか、あるいは

は基礎収支をどういうところに持っていくかという点につきまして具体的な合意があるわけではない。ただ常識的に均衡に近づけていくということ、きつちりとした合意というわけではございませんが、一種の感じのすり合わせはできておるといふことだと思ふます。

〇広瀬(秀)委員 田中総理が訪中前にハワイに行かれてニクソン大統領と会った。そのときに、いま局長が言われた、経常収支を日米関係で大体GNPの一%程度に押える、こういうことで合意したということが当時の新聞に報道されたことを記憶しておるわけですが、日米関係においては、両巨頭間においてそういう合意がなされたとするならば、それはやはり生きていくんだらうと思ふのです。それはいまの数字の関係からいってどの辺のところなのか。日本のGNPも、一応四十八年度では百九兆ということになっておりますが、そういうところからいって何十億ドルくらいのが合意の線なのか。アメリカも納得して、やれ輸入課徴金を課するとか、あるいは新通商法に強力なセーフガード条項を織り込んで、しかも対日差別を常々としていく、そういうアメリカ流二丁拳銃を抜いてくるようなことのない線というのはどの辺のところなのか。経常収支で何億ドルくらいならば、アメリカもまああなうのか。その境界の数字を示してもらいたいと思ふます。

〇林(大)政府委員 田中総理がニクソン大統領との間でいろいろ話し合われたといふ御指摘になりましたのはハワイ会議のことかと存じますが、その席で、経常収支をGNPの大体一%前後というふうな話は、対グロバールで、対世界で話が出たかもしれませんが、しかし日米間ではそういう話が出たという話は聞いておりません。ただ、当時日米間の貿易バランスがいろいろ問題になりました、その貿易バランスというのは、一九七二年暦年の実績は、通関統計では出ているかと存じます、またIMF統計に引き直したものは出ており

ませんけれども、その計数が四十億ドルを若干こえたものになるというふうに私は推定いたしました。この程度の貿易収支の日米間の日本の黒字というものが過大である。日米間の貿易収支と申します場合は、米国のサイドで見た場合と日本サイドで見た場合とは、太平洋上に船があらまらず、日本から輸出いたしましたものは日本は輸出統計としておりますし、ちやうど年末にのつておりますのは米国のサイドではまだ輸入にとつてないというふうなことから、若干の食い違いがあるわけですが、いざにいたしましても四十億ドルを若干こえた数字になつておる。やはり過大であるからこれを減らす方向に持つていくというふうなお話であつたと存じます。

現在、政府の施策は、国内の構造対策につきましてもその他諸般の政策において、日本の貿易収支の黒字、ことに対米の黒字というのを圧縮する方向に動いておりますが、ただ具体的にどの年に幾らというところについてはきつちりとした合意はできておりません。これは今回の相場がフロートいたしましたことから、いわゆる「Jカーブ」といわれるように、レートが改定になりますと、切り上げをした国におきましては直ちにその黒字が圧縮されず、しばらくは黒字はむしろ増大する方向に動いて、しばらくたつてから切り上げの貿易収支圧縮効果というものが出てくる、逆に、切り下げをした国では直ちにその貿易収支改善の効果があらわれません、しばらくたつてからその効果が表に出てくるというのまで計算に入れますと、今後暦年ではどういふふうに動いていくかというの、これは現在円のプロット中の段階でございまして、計数的にどういふことは私も私どもといひましてもまだ詰めておりません。ただ、日米間で現在の黒字幅を次第に圧縮していくということは申し上げられると存じます。

○広瀬(秀)委員 この四十七年度、一九七二年度では国民総生産が大体九十四兆三千億というところでございますから、まだ中心レートは変わっていないんだというにしましても、三、九、二十

七、約二千八百億ドルぐらいになる。そうすれば、一％といへば二十八億ドルぐらいになるし、これがまた変動相場制のレートになると二兆六千四百億、大体二百六十何円というところですから、そういうことで、私も私も国際通貨のレートの問題がしつちゅう動くという中では、そういう点の見通しをつけにくいのですけれども、いざにいたしましても、GNP一％以内におさめる、そのかわり二年くらい時間をかけてくれと言つた。ところが今度はアメリカ側では、ミルズ下院蔵入委員長なかなかの実力者だそうでございますが、そんな二年間という時間はかせない、待てないというふうな形で対日輸入課徴金をほめめかし、あるいはセーフガードをきつちりやるのだというふうなことを言つてゐる。しかも個別的に日本に焦点をしばつた差別的なセーフガードもやりかねないというふうなことにまでなつてゐるというふうな場合に、これからの対米貿易関係の調整というものは非常に大きくなるわけでありまして、私も私もやはりそういう意味では対米輸出というものをかなりラジカルな方法で調整していかないと、日本側にとつてほんとうに決定的な不利になるようなことをアメリカにかつてにやらされては、保安官がいまやガンマンになつたというふうなことにすりかわれておるわけですが、そういうアメリカで何か何をやるかわからぬ。しかも対米依存度の非常に高い日本が非常な損害を受けるという立場に立たされかねない。

したがつて、ある程度対米輸出というふうなものを抑えて、それを内需に転換をする。内需に転換をするというところは、同時に福祉政策の増強という政策と完全に結びついた形で内需への転換をそういう面でははかつていく。しかもいまところフロートに移行しても、国内景気が大きく水をかけられたという形では必ずしもない、特定の産業、中小企業等は別といたしましてもそういう状態にある。こういうふうな問題を踏まえて、対米貿易において、たとえば日本が独自で対米輸出にだけ何らかの基準を設けて輸出税を課するとい

うような思い切つた抑制策というふうなものをやつて、そういう面を今度は内需に振り向けていく、こういうふうなこともやはり考えるべき段階に來てゐると思つておりますが、そういう点でどのようにお考えになるか。

これは大臣、いまちよつとわからなかつたと思つたのですが、これはやはり大臣に質問すべき問題だと思つたのです。いま日米貿易関係が国際通貨問題にも危機をもたらし、あるいはまたアメリカの新通商法の審議というふうなことで非常に問題になつてゐる。そこで、今日までスミソニアン体制後幾らか輸入が増大し、あるいは輸出が鈍化をしてゐる、こういう情勢があるにもかかわらず、対米貿易収支というものは去年の十二月段階で四十一億一千五百万ドルと、これぐらいの出超はもうはつきりしてゐるというふうなこともなつておつたわけですが、こういうものを調整してバランスを回復していく。特にハワイ会議でニクソン大統領との間に田中総理が経常収支を二年間くらいでGNPの一％以内には押さえるからというふうなことも約束されておる。しかしアメリカ側ではミルズ蔵入委員長はそんなには待てないのだ、こういうふうなことで輸入課徴金を特に日本に対して、特定国日本として課する、こういうふうなことや、あるいはまたセーフガードをきつちりものにしていくというふうな動きなんかがある。

こういう中でやはり対米貿易のバランスを回復していく、調整していくというふうな立場に立てば、やはりいろいろな対策はあらうと思つけれども、通貨のレート調整、円の調整をどうするかというふうな問題も当然入つてきますけれども、根本は何といつても貿易関係、通商関係なんですから、その辺のところを日本が自主的にアメリカ向けの輸出に対して一定の基準を設けて、これを輸出税の対象にするというふうなかなりドラスタチックな方法でもとらないと、アメリカ側に思い切つた対日差別をやられて泣き寝入りするやうな結果にもならないか、こういうふうなことでは質問をしておつたところなんです、そのような問題

点を踏まえて、今後対米通商というもののバランスを大臣としてどのように考えていかれるお考えであるのか、この点をひとつお聞きしたいと思つてゐる。

○愛知國務大臣 まことにどうもな御意見であると拝聴いたしました。私は通商貿易関係は所管ではございせんので、こまかい点はともかくといたしまして、やはり通貨問題を扱つておりまして、ことに日米の關係におきましては結局貿易の關係が最大の問題だと思つざるを得ないわけでございます。通貨の調節はもちろんだ大事なことでありまして、やはり総合的にかつてできるだけ速度を速めて対策を行なうことが絶対に必要であると思つてゐます。アメリカ側におきましても通商法案がどういふ形でで上がるか。いろいろ伝えられてゐるところによりまして、日本の關係においてはなかなか先方も深刻な考え方を持つてゐるやうでございます。日本としての立場を十分踏まえながら、アメリカとの關係の調整にますます臨まなければならぬ必要に迫られてきたやうに思つてゐます。したがつて、当面のところ輸入の關係については、まあ一口に言つて、とにかくドルを使つて物を、あるいは機械を、技術を、あらゆる方面にわたつて輸入促進ということに力を注ぐべきであると思つてゐます。それから、資本の自由化につきましては、来月になりますと大体の日本側としての方向も考えられると思つてゐます。外資審議会の審議もだいたい進んでおります。それから御審議をいただいております関稅定率法の改正の問題もこうして一歩、二歩と前進しております。こういうふうなことで、成果をできるだけ具体的にあげていくことである、こういうふうなことを考へてゐます。それから、輸出税の問題の御提起がございましたが、これは率直に申しますと通貨問題もなかなか微妙なときでございますので、これに直接関連して問題になる面もあり得る問題でございますから、輸出税としての考へ方はいましばらく慎重に検討させていただきたい、こういうふうな考へてゐる次第でございます。

二二

○広瀬秀委員 大臣、新通商法、これはアメリカ力がかかることを特に日本にディクテイトして、日本にとって耐えがたいようなものを一方的にやる可能性もあるというような状況でありますから、しかも第三次円対策においては、この問題は引き続き検討をするという検討項目にもなっているわけですね。アメリカに輸入課徴金を課せられるくらいだったら、これはもう日本が自主的な立場で、特に私はアメリカに、いろいろな今日の通貨問題、あるいは通商全般の問題においても、あまりにも日本が今日まで対米依存というものを続けてきたというところにやはり一つの大きい問題点があるし、これから通貨問題を新しく再編成を国際通貨としていく場合においても、これは脱ドル、脱米債というようなもの、それとやらはらの関係で、やはりアメリカと日本の経済の結びつきというようなもの、あまりにもアメリカ一國に依存し過ぎてきたという、この問題が日本の手を縛っていると思うのです。これは安保条約体制なんかとも大きくは関係してくるし、その中の第二條の経済協力条項というようなものも関連をする非常に大きな根本的な問題になるけれども、少なくとも経済問題についてもアメリカ依存という形から抜け出す方向で考えていかなければならぬということで、やはりアメリカへの依存度を下げていく、こういうようなことを十二分に考えていかなければならぬと思うのでありますが、それらの点についての大臣の御所見をひとつ伺います。

○愛知国務大臣 通貨の問題で申しますと、考え方としてはドルの信託を回復するということができれば一番手っ取り早い方法であると思います。そしてとにかく国際通貨制度が、できればそれぞれが固定相場制度でお互いが支持し合つて守り得る体制ができることが望ましい、しかしそれにはさしあたりのところは、やはり現実世界に世界の基軸通貨でありまして、ことに日本の場合としてはドルが交換性を回復するということを前提にして信託が回復されることが望ましいと思ひますが、これらの点につきましては欧州の各国もあるいは開発途上国においても、非常な今回の通貨不安を契機にしてますます将来にいずれの国も不安を持つておるだけに、急速に何らかの国際的な秩序の回復、確立ということを早急に建設的に考えていくという機運が醸成されてまいつておりますから、IMFの委員会等におきまして、日本としてもそういう点も大いに強力に主張したいというふうな考えでおるわけですが、それはそれとして、私はやはり日本を特に目ざすような、課徴金制度というような貿易自由化に基本的に反するようなやり方、ことに制限的といいますか、ディスクリミネートする、差別的な処置が行なわれるというようなことはできるだけ回避しなければならぬ。同時に日本が自主的にこの際どうするかという点については十分に急速に考えていかなければならぬと思います。

輸出税につきましては、先ほど申しましたように、ちよつといましばらくその考え方に對しては慎重に考えさせていただきたいと思つておる次第でございます。

○広瀬(秀)委員 これで大蔵に對する質問を、あとそれだけ時間を十分ずつで割つてあるので、あれなんです、大臣、いまドルの交換性の回復ということを言われましたが、本気で、アメリカの金準備は、外貨準備は百三十何億ドルというふうな言われております、その中で金保有がたしか百五億ドルくらいしかない、こういうことでいまやアメリカはもうそんな力は完全になく、これを交換性回復ということをお考えになるということでもおられるのかどうか。要求するということでも私は非常に疑問なことを得ない。もうそんなことはできないから、やはり輸入課徴金であるとかあるいはセーフガードをきつつけていくというふうな二丁拳銃を抜いていくところまできつちやつてくるのですから、その点どうでしょうか、見通しが非常に甘いような感じがするのですが。

○愛知国務大臣 交換性と申しますことは、金とドルの兌換回復ということだけではございませんで、たとえばSDRとか他の通貨との関係とかいろいろの方法も考えられますし、また同時に国際通貨制度の確立のためには別の選択も考えられると思ひます。ともかく、しかし現状のような状況を手をこまねいておきますと、各国もばらばらに、それぞれが封鎖的な態度に返らざるを得なくなる、こういうことを避けるのがやはり各国の望ましい姿ではないだろうかと思ふわけでございまして、何らかの形で交換性の回復あるいはそれにかわる国際通貨の確立ということはやはり基本的に確立すべき問題であると、こういうふうな考えをしております。

○村山(喜)委員 村山喜一君。大臣、また二十カ国蔵相會議に行かれるそうでございますので、それに関連をして一、二質問をし、また要請を申し上げてみたいと思ふのです。

こういふふうな国際通貨の危機が訪れる中で、経済のブロック化というふうな問題や、高関税制度への逆行というものが非常に心配をされるような状態が生まれてきておると私は思ふのです。その一つの端的なものは、アメリカの通商法の改正等に出てきている要素ではなからうかと思ふのですが、この関税制度を審議してまいりますと、どうもアメリカのいうところの理由もさることながら、アメリカ自身が、たとえばブラッセルの関税評価条約にもまだ入っていない、あるいは分類条約も批准をしていない、そしてアメリカ自体の非関税障壁というものも相当残っている。あるいはECの国においては対日差別制限をやっている。日本には輸出の自主規制を求めながら、国内の保護政策をとっているというふうなものもたくさんございまして。そういうふうな、日本に残存輸入制限の撤廃を求めようなどといういろいろな要求をして、自由化せよと迫つてきておりますが、やはり愛知大蔵大臣は、この蔵相會議あたりに行かれました場合には、関税の上から見て、アメリカ自身も考えてもらわなければならぬ問題点がたくさんあり過ぎるのではないかとこのところ

も指摘をしてもらわなければならないと思ふのです。特に米国の関税評価制度を見ますと、FOB価格の制度をとつておりますから、輸出価格と外国の価格のいずれが高いほうの価格をもつて課税価格とするというふうな米国の関税法があります。そういうふうなものから見ますと、通商上の制限行為というものを関税政策の中でやっているのもアメリカにあるじやないかというふうなこと、それらの問題については触れられる御意思があるのかどうか、またそういうふうな問題についての改善の方向をひとつ示されるべきだと思いますが、どういふふうなことをまず第一点承つておきたいのです。

○愛知国務大臣 今回の會議もわずかの期間でございまして、時間的にむずかしい条件もありまして、けれども、あらゆる機会をとらえて、アメリカに對して要請すべきものは要請し、当方の主張すべきことは主張をいたしたい。同時に、他の参加十九カ国に對しては、できるだけ日本が考えるような方向に向かうように努力を新たにいたしたいと考えているわけでございまして。

要するに、一言にして言へば、それぞれが関税障壁をできるだけ少なくして、自由貿易、一つの世界という標語にふさわしいようなかま方をすることが望ましいので、先ほど広瀬さんにお答えいたしましたように、ともすれば逆にいくような傾向も見られないでございせんから、この際、日本としてはやはりアメリカに對してもできるだけ自由、いままでも入るべくしてとまどつておつたような条約に参加するのほかもろんのこと、今後においてもそういう方向に向かうように、あるいはまたECにいたしまして、域内だけでかたまつていて封鎖的にならないように、こういう点については十分の努力をいたしたい、こういうふうな考えをしております。

○村山(喜)委員 御努力を要請申し上げておきますが、もう一点は、最近における海外投資のあり方の問題でございます。

というのは、年々八億とか九億ドルぐらい、資本あるいは技術あるいは人、そういうような日本の資本の投資が行なわれているわけでありまして、この四十七年度になりましてから四月から十二月までの実績を調べてみると、十七億七千四百万ドルと、急激にふえているわけです。それが東南アジアを中心にして、製造業関係が中心であります。非常にふえている。そしてそれには、現地法人に対して延べ払い輸入を認めるような措置をとったり、あるいはいろいろな資金の調達等についても便宜を与えるような措置がとられているようでもあります。

私は、ここでお尋ねをしたいのは、そういう形で、日本の四高の問題が出てくる、そして人件費が上がる、やはり海外に資本を投資をして、そこで低賃金の労働者を使って製造したものを日本に輸出をする。日本の場合には特恵関税制度をとらざるを得ないということで、対象ワケも広げていくという措置をとっておりますから、輸出比率が、アジアの場合には製造業を中心としておる中で非常に高いわけです。そうなると、勢い国内のそういう産業開発のためにだけ使われるわけじゃなくて、そこで製造したものが日本に入ってくるということを想定しておるわけでありまして、そうなると、勢い日本の国においては、中小企業の中に見られるように、人手を要するような産業は自動的に、この関税政策のそういう政策やあるいは海外投資のあり方の中から、産業の転換を迫られてくる、こういう形にならざるを得ないと思うのです。そうした場合の日本の国内における中小企業政策というものとこの関係が今度は当然出てまいります。いまのような状態でいけば、やがては何百億ドルというものが海外に投資をされていくという形にならざるを得ないのではないかと考えておりますが、そういうような海外投資のあり方の問題に関連をいたしまして、発展途上国等に対する特恵関税制度の問題について、

かれようとするのか、お尋ねをしておきたいと思

います。

○愛知国務大臣 私、第一にこう考えますのですが、いわゆる国際収支上の黒字国としてはやはり海外投資を促進するというのが一つの行き方ではないだろうかと思えます。それから、開発途上国に対する日本の資本輸出といいますが投資がふえるということは、開発途上国自体の生産あるいは雇用の増大ということになり、これが開発途上国の歓迎するところでもあるのではないだろうか、やはり方はいろいろふるを要すると思えますけれども、そして御指摘のように、そこから今度は日本の輸入がふえるというふうなことになると思えますが、そのときに特恵関税をどうするかというところでございますが、やはり特恵関税にはシーリング方式というふうなものもありますし、国内の中小企業のことを念頭に置きながら、やはり特恵関税はそれなりにそういう生産物あるいは製品等に特恵を与えていいんではないだろうか、こういうふうに私は現在考えております。

○村山(喜)委員 もう時間が参りましたので、やめますが、その地から植民地的な超過利潤を吸い上げるような形のものにならないような方向の中で考えていくというのと、日本の国内におけるそういうような構造的な変化が生まれてきますから、それに対応する政策を他の部面においても十分に考慮しておいていただきたい。

以上、要請いたします。

○鴨田委員長 増本君。

○増本委員 増本でございます。

大臣には幾つかの問題をお伺いしたかったので、時間がございませんで、ちょっと問題をしばってお伺いいたします。

今日の国際通貨危機の原因の一つが、基軸通貨とされたドルの減価とそれの不信感、もう一つは対米貿易収支の上での大幅な黒字が深刻な問題になっている、こういう事態の中で、日本としてこの国際通貨危機を切り抜けていくということになると、一つは対米貿易収支の黒字幅をどうしても減らしていこう、そのために関税政策あるいは

国際貿易の政策も運営していこう、こういう方向になつていかざるを得ない。またそういう方向で自民党政府がとられてきたのだからというように思うわけですが、こうなると、アメリカの貿易構造、なにかずくアメリカの輸出構造に日本が適応していくというふうなことで、アメリカに歩調を合わせるだけの貿易政策や関税政策になつていくんじゃないだろうか。

たとえば、アメリカの輸出の目玉は大型のコンピュータとか航空機とか宇宙衛星とか、そういう先端部門を除けば、農産物や原資材、原材料。ですから、こういうものをアメリカから大量に買付けをするために自由化を進めていくという政策になつてくる。伝えられるところによりますと、この六月の日米経済合同委員会に向けて、農産物の自由化もその方向で進めていこう、しかし、農産物の自由化をやっても、アメリカとの関係ではわずかに一億ドルのドル減らしにしかすぎない、その反面、国内の農民は七十三万人ぐらいい影響を受ける、こういうふうにもいわれているわけですね。しかし、それにもかかわらずこういう政策や方向が出てくるというのは、いまニクソン政権がしきりに言っている、日本に対して黒字国責任論ということで外圧をいろいろ加えてきているわけですから、これにみずから屈服していくということになるのではないだろうか、そういうふうにいわざるを得ないのですけれども、この点についての、ひとつ国際貿易の関係をそれから国際収支問題を解決していくという上での大臣のまずお考えを伺いたいというふうに思います。

○愛知国務大臣 私は、まず二つのことがあると思いますが、一つは、現在日本がドルを非常に多額に保有しているということ、これに対して、このドルが、現在でも国際通貨、国際支払い手段としてのメリットはございますけれども、しかし交換性がないということが問題なんでありまして、その点についてのアメリカ側の対処策を、これは日本に対してのみならず、十分責任を感じて建設的な姿勢と手段を出すことが望ましいし、要

請しなければならぬことであると思っております。それからもう一つは、かりにこの通貨調整というものがうまくでき上がりまして、将来ともにそれを基礎にしてやはり日米の貿易の不均衡というものが残るようでは困りますから、できるだけ幅を狭めていかなければならない。そこで輸入も大いに促進しなければなりませんし、またドルのドルとしての使い方も大いに積極的に考えるべきではないか。同時に、いま御指摘がございましたが、わがほうとしては、こういう情勢下におきましては、いつも御指摘をいたさず、また、われわれもまことにそのつもりなんでありまして、やはり国内の充実という方向へ国力をまとめて建設していかねばならない。輸出優先という従来の考え方を切りかえていくことに努力を集中していかねばならない。そういう面から考えますと、私は過去における円対策というのが日本のために方向としては正しいと思

います。そこで、自由化の問題がその中にも出てくるわけでございますが、しかし、いま御指摘のありましたようなところも十分踏まえて、対外的には日本の立場を十分に説明し、納得もさせることが必要だと思ひますし、同時に、日本としても協力し得ることは協力してしかるべきではないだろうか。やるべきことは、大体三次にわたる円対策の中に掲げたところにもう尽きているような感じがいたします。まあいって言えば、それにさらにつけ加えることは、いま申しました外貨活用策というところではないかと思ひますけれども、この基本的な考え方を推し進めて、そうしてその中において日本の利益というものを将来に向かつて十分踏まえてまいらなければならぬ。具体的には、先方が希望することであってもこちらができぬことははっきりできないということも納得をさせなければいけない、こういうふうな考えです。

○増本委員 いま大臣は、日米貿易のこの不均衡を是正していく、いつもこの日米貿易との関係で問題になるのは、ドル減らしとの関係ではほと

○鴨田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○鴨田委員長 これより討論に入ります。
討論の通告がありますので、これを許します。
増本一彦君。

○増本委員 日本共産党・革新共同の増本でございます。

私は、党を代表しまして、この関税定率法等の一部改正案に対し、反対の討論をいたします。

今回の提案は、政府説明によりますと、特惠関税供与の拡大と生活関連物資の税率引き下げに重点を置いたといっていますが、本質的には、アメリカのドル防衛政策の一環として進められている自由化政策の進行であり、政府の今日までの輸出第一主義による国際収支の不均衡、農民、中小企業の犠牲の上に大幅な輸入拡大を推し進めるためのものであることは否定することができません。

特に、特惠関税供与の拡大が、政治的に見て、特惠供与国に対する大企業の経済進出のしりぬぐいとしての輸入の拡大であることは言うまでもなく、農民、中小企業に与える打撃もきわめて大きいと言わなくてはなりません。このことは、特惠関税供与追加品目十一のうち多数のものが国内産品と競合することによっても明らかであります。生活関連物資等についても、国内関連産業に重大な影響を与えるほか、これが全く国内の物価政策にも役立たないものであることは過去の実績がはっきりと証明していると言わなくてはなりません。昨年十一月、一律二〇％の関税引き下げをした段階で、経済企画庁が、その物価に与える影響を追跡調査したところによりまして、調査品目二十二品目のうち、消費者物価に僅少の影響を与えたのはタコくらいであって、かえって値上がりをしたという事例にも見られるように、今日の段階では、物価対策としては全く問題にもならないというようにも言わなければならないと思います。

通関手続の簡素化のための税率調整につきましても、その多くが、たとえば自動車部品に見られるように、日米自動車大企業のコスト安をねらったものでありますし、暫定税率の期限の延長につきましても、その与える影響が農民、中小企業産品に深刻なものであることは否定することができません。

その上、現在の自由化による輸入の増大のために、税関労働者の労働条件はきわめて悪化しており、それに加えて、新たな自由化の一その促進が深刻な労働問題を惹起することも否定することができませんし、それに対する解決についても、政府は何らの対策もとっていないというように言わざるを得ません。たとえば関税法には、臨時開庁制度というのがあり、金を出せば、いつでも通関事務をこなすことができるというのがあるが、あるいは時間外使役制度のような、労働基準法さえも全く無視した制度が残存されており、これが自由化に伴う合理化と労働強化を押しつけることになっております。この点に対する解決も何らはかられていない本法案に対して、積極的に賛成することはできません。

なお、各党共同で附帯決議案の上程がなされておりますけれども、私たちは、こうした根本的な問題の解決がはかられない事態においては、それに対する積極的な努力を私たちもともにする意を込めて、この附帯決議案に対しては棄権の態度をとりたいと思っております。

以上、終わります。

○鴨田委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

関税定率法等の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鴨田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○鴨田委員長 ただいま議決いたしました関税定率法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して武藤山治君外三名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。武藤山治君。

○武藤(山)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提案者を代表して、私よりその趣旨を簡単に御説明申し上げます。

まず、案文ですが、案文はお手元に配付してありますので、朗読は省略いたします。

第一に、今回の改正案におきましては、特惠関税制度の改善、生活関連物資を中心とする関税率の引き下げ等を行なうとするものであります。が、現下の内外の経済を取り巻く環境は、円の変動相場制への移行、E.C.の共同変動制実施という新たな国際経済の局面を迎えるに至ったのであります。したがって、本法の運用にあたっては、国内関連産業、ことに中小企業等への影響を十分に配慮して適切な措置をとるべきであります。

第二は、国民生活に関連の深い物資の関税率引き下げについてであります。この関税率の引き下げの効果が国内の物価引き下げに寄与するため、関税引き下げの利益が中間の流通段階で吸収されることなく末端の消費者に十分還元されるよう追跡調査を徹底する等、価格の引き下げに万全の努力を払うべきであります。

第三は、国際貿易の拡大をはかるため、中国等協定税率が適用されていない国との間において、貿易協定、関税取りきめ等の締結を促進し、関税上の格差を解消するようつとめるべきであります。

以上、附帯決議の趣旨であります。何とぞ御賛成をお願い申し上げます。説明を終わります。

関税定率法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について配慮すべきである。

一、円の変動相場制への移行等新たな国際経済状況にも十分留意し、関税引下げ、特惠関税制度の改正等に伴ない、その運用にあつては、国内関連産業、ことに中小企業等への影響に遺憾なきよう適切な措置をとるべきである。

二、生活関連物資については、関税率の引下げが消費者価格に反映されるよう流通過程を追跡調査し、価格の引下げに万全の努力をばらうべきである。

三、国際貿易の拡大をはかるため、中国等協定税率が適用されていない国との間において、貿易協定、関税取決め等の締結を促進し、関税上の格差を解消するよう努めるべきである。

○鴨田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

おはかりいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。愛知大蔵大臣。

○愛知国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨を尊重して善処したいと存じます。

○鴨田委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鴨田委員長 午後二時より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時十七分休憩

午後二時九分開議

○大村委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

所得税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○大村委員長代理 これより各案について政府より提案理由の説明を求めます。山本政務次官。

○山本(幸)政府委員 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案外二法律案につ

きまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、所得税法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

第一に、最近における所得、物価水準の推移を考慮して、中小所得者を中心とした所得税負担の

軽減をはかるため、課税最低限の引き上げを行なうことといたしております。

すなわち、基礎控除及び配偶者控除をそれぞれ現行の二十万円から二十一万円に引き上げるとともに、扶養控除を現行の十四万円から十六万円に引き上げることといたしております。また、給与所得者について、その負担を軽減するため、給与所得控除の定額控除を十三万円から十六万円に引き上げるとともに、定率控除部分についても適用金額の範囲を拡大することといたしております。

この結果、給与所得者の課税最低限は、夫婦と子供二人の場合では、現行の約百三万円から約百四十四万円に引き上げられることとなります。なお昭和四十八年分では、この課税最低限は百二十二万円となります。

第二に、障害者控除等の特別な人的控除についても、一般的な控除にあわせて引き上げを行なうことといたしております。

すなわち、老人扶養控除を現行の十六万円から十九万円に、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ現行の十二万円から十三万円に、特別障害者控除を現行の十六万円から十九万円に、配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族にかかる扶養控除を現行の十五万円から十八万円に引き上げることといたしております。

第三に、退職所得の特別控除額を、おおむね五割程度引き上げることといたしております。

すなわち、勤続年数十年までは一年につき現行の五万円を十万円に、勤続年数十年を超二十年までは一年につき現行の十万円を二十万円に、勤続年数二十年を超三十年までは一年につき現行の二十万円を三十万円に、勤続年数三十年を超は一年につき現行の三十万円を四十万円に引き上げることとしております。

この結果、勤続年数三十五年の場合の退職所得の特別控除額は、現行の五百万円から八百万円に引き上げられることとなります。

第四に、白色申告者の専従者控除について現行の十七万円を二十万円に引き上げることといたしております。

第五に、寄付金控除については、現行法では支出した寄付金のうち所得の三割をこえ一五%以下の部分について控除することといたしておりますが、この限度額一五%を二五%に引き上げることとしていたるほか、職業訓練法人の行なう認定職業訓練を受ける者を勤労学生控除の対象に加えるとともに、非課税所得の範囲から株式形態によるゴルフ会員権の譲渡による所得を除外し、予定納税を要しない予定納税基準額の限度額について現行の二万円を三万円に引き上げる等所要の規定の整備を行なうことといたしております。

次に、法人税法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

第一に、同族会社については、各事業年度の所得のうち留保した金額が一定の控除額をこえる場合には、留保所得についての法人税を課税いたしておりますが、この場合の定額控除額を現行の年三百五十万円から年五百万円に引き上げることとしております。

第二に、法人の所得の金額の計算につきましては、現行のたなおし資産の割賦販売に加えて、今回、賦払いの方法による対価の支払いを受ける役務の提供についても、割賦基準による所得計算を認めることといたしております。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

第一は、法人の土地の譲渡益に対する重課制度を創設することとあります。

すなわち、法人が昭和四十四年一月一日以後に取得した土地等を原則として昭和四十九年四月一日以後に譲渡した場合には、通常の法人税とは別に二〇%の税率で重課を行なうことといたしております。

その場合に、国、地方公共団体等に対する譲渡や望ましい宅地の供給については、一定の要件のもとにこの重課の対象から除外することといたしております。なお、この改正に伴い、個人の不動産業者が昭和四十四年一月一日以後に取得した土地等を譲渡した場合には、一般の短期譲渡に対

する重課と同様の課税を行なうこととしたしております。

このほか、取用等の場合の譲渡所得の特別控除について大幅な引き上げを行なうとともに、新都市整備事業による土地の譲渡を取用の場合の課税の特例の対象に加える等の措置を講ずることとしたしております。

第二は、産業関連の措置の改廃であります。

すなわち、重要産業用合理化機械等の特別償却制度について償却率を漸減して三年で廃止するとともに、価格変動準備金の積み立て率を一％引き下げる等整理合理化をはかることとしたしております。

また、交際費の損金不算入割合を七〇％から七五％に引き上げて課税の強化をはかることとしたしております。

第三は、社会福祉対策に資するための措置であります。

すなわち、六十五才以上の老年者が受ける公的年金等については、五百万円の所得制限のもとに六十万円の老年年金特別控除を認める制度を創設し、また、心身障害者を従業員数の三割以上雇用している企業の機械及び工場の建物等について、三分の一の割り増し償却を認めることとしたしております。

第四は、公害対策に資するための措置であります。

すなわち、無公害化生産設備について初年度三分の一の特別償却制度を創設するとともに、低公害乗用車の開発普及を促進するため、昭和五十年の排出ガス保安基準に適合する乗用車については、物品税の課税標準を、昭和四十八年度は四分の一相当額、昭和四十九年度上半期は八分の一相当額だけそれぞれ減額する等の措置を講ずることとしたしております。

第五は、勤労者財産形成・住宅対策に資するための措置であります。

すなわち、勤労者財産形成貯蓄にかかる住宅貯蓄控除制度の控除額を、毎年の貯蓄額の四％、最

高二万円から、六％、最高三万円に引き上げる等の措置を講ずることとしたしております。

第六は、中小企業対策として、事業主報酬制度を創設することにより、事業主報酬制度

すなわち、青色申告を行なう事業者についてみなし法人課税の選択を認め、この選択をした事業者については、その事業主報酬に對し給与所得控除を認め、事業主報酬控除後のみなし法人所得に對しては全額を事業主に配当するものとして法人並みの課税を行なうこととしたしております。

第七は、農林漁業対策としての措置であります。

すなわち、農業協同組合等の留保所得の特別控除制度の適用対象に水産加工業協同組合等を加えた上適用期限を二年延長することとしており、また、農業信用基金協会等の債務保証にかかる抵当権設定登記の登録免許税を軽減する等の措置を講ずることとしたしております。

以上のほか、国際経済環境の改善に資するため、大型及び中型の乗用車の物品税の税率をいずれも二〇％とすることとしております。また、自己の居住の用に供する新築住宅にかかる登録免許税の軽減等本年三月末に期限の到来する各種の措置について、その適用期限を延長する等所要の措置を講ずることとしたしております。

以上、所得税法の一部を改正する法律案外二法案につきまして、その提案の理由と内容を御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○大村委員長代理 これにて各案の提案理由の説明は終わりました。

○大村委員長代理 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。野田毅君。

○野田(毅)委員 自由民主党の野田毅でございます。

まず、所得税、法人税、それから租税特別措置、三つをひくくめて御質問いたしたいと思っております。

税法に入ります前に、私、若干の感想を申し上げます。また、お願いをしようと思っておりますが、最近申告所得税の納税者の数が非常に激増いたしております。私の持つておる資料によりますと、昭和三十六年から四十六年までの約十年間で、申告所得者の数が二倍になっておる。ところがこれを処理する国税庁の定員がほとんどふえていない、一％程度であるわけでありまして、近年特にいわゆる政治的思想に裏打ちされた納税非協力団体が、大いに活動いたしております。至るところで調査妨害をしておる。最近では書物まで出しておるわけでありまして、こうやって善良な納税者を扇動しております。第一線の職員は非常に困難を感じておるわけでありまして、こういふままでは課税面、税の執行面における負担の公平というものが維持できないのではないかという気がしてならぬのであります。

そこで、国税庁のほうは今後計画的に定員の増加をはかっていく必要があるのではないかと加えてありますが、御見解を伺いたいと思っております。

○江口政府委員 最近の執行状況、ただいま御指摘のとおり、内容が量的にも質的にもかなり膨大なものになっておることは御指摘のとおりでございます。たとえはばいまも所得税の関係で、ここ十年ほどの間に二・一倍になったという御指摘でございますが、そのうち特に問題になりますのは、大口の所得者がかなりふえてきておる。これは複雑な内容が多くなつておるという一つの例になるわけでございますが、そのほか法人等につきましても、十年前の三十六年と確定数がございます四十六年とを比較してみますと、数の上では一・七倍、それから特にそのうちの法人、いわゆる調査課所管法人と申しておりますが、五千万以上の法人につきましては三・二倍ということになっております。数の面ばかりでなしに、地域的にも大

都市並びにその周辺地域に集中してくる傾向がますます顕著になっておる。そういう関係では定員の配分を地方から大都市またはその周辺地区に異動させなければならぬという非常にむずかしい問題がございます。

そのほか御指摘のように、いろいろと執行面あるいは税制面につきまして、納税者のある団体のほうからいろいろな意見等が出てまいりまして、これも一つのレベルアップという観点から見れば喜ばしい現象かと思っておりますが、現在の法律、制度に基づいて判断した場合には、必ずしも納税者のレベルアップという内容とは違つた形のものが出ておるといふことも事実でございます。そういう部分もかなり都市を中心いたしました拡大しておるというの御指摘のとおりでございます。

こうした状況に対処します場合に、一つの解決の方法としては定員をふやしていただくという方法があることは御存じのとおりで、最も端的な方法ではございますが、税務職員の場合には、ただ単に単年度で頭数をふやすということだけではなかなか執行面の向上をはかりたいという面がございます。それ相当第一線に張りつきます前段階でかなりの教育をする必要があるというふうなことから、一がいに事務量計算のみで定員をふやすということがなかなかむずかしいと思っております。そこで、いまのところは採用者につきましても、主力は高等学校卒業生というところになっておりますが、税務大学校に一年間入れまして、ここで学問的な再教育あるいは対人関係の教育というふうなことをやりながら、来年からは一年三カ月後に第一線に配属するといふような配慮をしておるわけでございます。これらのいわゆるフレックシマンが大体毎年千六、七百名入つてまいりますが、これも定員増に見合つたものではなくて、新陳代謝による欠員の補充という形が大部分のものでございます。しかし、この十年間でわずかに一％、七百名の定員がふえただけではございませんけれども、四十八年度の予算が成立いたします

と、お認めをいただくことになっております。定員のネット増分が百四十六名ということになっております。昨年も久方ぶりに二百一名のネット増をお認めをいただきまして、第一線としては非常に助かる、あるいは士気の高揚にもつながっているという感じがしておりますが、これらの優秀なフレッシュマンをさらに第一線のほうに、できるだけ重点的な部門に、重点的な地域に配属するよう努力を今後も継続してまいりたいと思っております。

しかし、一がいに定員だけをふやすということでは根本的な改革にもなりませんし、それから納税者のレベルアップという観点も考慮いたしなすならば、部内でもってできるだけの合理化をはかるべきであるということ、なかなか生身を動かすような場合にはつらい場面が多いわけですが、過去十年間では地方から中央に、中央といいますが都市部門に約三千名、それから最も重点的な事務部門が直接税関係ということになっておりますので、間接税徴収部門からこの十年間で五千名ほど事務官の異動もいたしまして、事業の変化に対応する体制をとっております。

それから、そのほかに税務署約五百ございます。この税務署も終戦直後農業所得を中心にしたような前提を踏まえまして配分されておる税務署もございますので、その後の都市化現象あるいは新しい経済の変化等に対応するためにそのうちの約五割程度を廃止をいたしまして、その人員を都市のほうに向けていく、あるいは都市の相当マンモス化した税務署につきましましてはサービス面等についていろいろ問題が生じておりますので、このマンモス化を避ける意味でより近い段階でのサービスが可能になりますように大署については分割をはかるという内部努力もしておるわけでございます。

それから、内部事務の合理化等につきましましては、できるだけ機械により得るものは機械化するということ、現在所得税、法人税の内部事務あ

るいは債権管理、徴収面でございますが、債権管理面につきましましておおよそ四十数%の部分で電算機で処理をするというようにことで省力化もはかっておるわけでございます。

しかし、また最近のように土地税制等の新しい部面が出てまいりますと、これらに対処する方策も考えなければならぬということで、新しく検討をされることになっております。新土地税制等につきましても、法律の成立を前提としたものがはうの体制も整えなければならぬということで、来週局長会議でもって協議をした上で一つの方策を固めてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

いつとき昭和二十年代にはいろいろ第一線の執行面で問題がございましたし、税務署側にも未熟な点がございましたが、その後二十数年を経ましてわれわれのほうもいろいろの勉強をすることができましたし、納税者のレベルも相当高くなっておりますので、それらに対処する方向としまして機構の全面改革を行ない、また従来は、どちらかという調査を中心とするような執行体制をとっておりましたが、納税者のレベルアップに対応いたしまして、むしろ指導ないしは相談というものを前面に打ち出しまして、計画的な脱漏をはかる者等につきましましては、これは従来と同じように調査でもって対処していくという方向で、できるだけ納税者と税務署が一体となって適正な申告納税が行なわれますように、ここ二年ほど特にその面について力を入れてやっておるわけでございます。

人の数の足りないところにつきましましては、部内でもできる限りの合理化の知恵を出しておるつもりでございます。

○野田(毅)委員 お話、よくわかりました。非常に部内的にも機構改革、あるいは定員の再配置、あるいは事務の合理化ということでも苦慮なさっておられるわけですが、これは私も自身がいわゆる総定員法ということに縛られて十分な手を打てないということにも大きな原因があると思

います。特に嘆かわしいのは、最近、先ほど申しましたように、間違つた権利意識をおおるようなやり方、これに対して何らかの効果的な手をせむとお考えをいただきたいと思うのであります。これは希望であります。

そこで、本来の税法のほうに入りますが、国税庁では定員増に対し非常に控え目に、むしろ自己にきびしいいろいろな合理化努力をなさっておるわけ、幾らこういう努力をやってもやはり限度がある。そこで執行面における課税の公平を維持するために、極力課税最低限を引き上げて処理件数を減らす、そのために当面の課税最低限の目標を設定して、計画的に引き上げを行なっていくということが必要であらうかと思つております。この点について主税局の御見解を伺いたいと思つております。

○高木(文)政府委員 全体として経済の成長も大きくなつてまいっておりますし、それから取引関係もいろいろと複雑になつてきておりますので、課税の案件もふえておりますと同時に、内容も非常に複雑多岐になつてきておるのは否定できないと思つております。私も制度を担当いたしておりますものの心がまえをいたしましては、ただいま御指摘のように、納税者の数といひますか、課税の案件といひますか、そういうものが少ないほうが望ましいわけでありまして、その点は制度を考えますときにも心しておるつもりでございますが、同時に、実はある意味におきまして非常に好ましいことではございまして、かなり税の制度そのものが広く納税者の方々に理解をされてきていいる現状にあるかと思つております。

一例をあげますと、たとえば贈与税の課税最低限といふようなものは金額が少ないにもかかわらず、かなりの件数にのほつておりますし、また、たまに大企業が妻名義で家を建てたというふうな場合に課税になるというふうなことから、できるだけこれを簡素なものにしていきたいという気持ちも一面にあるわけでございます。ただいまちよつと触れましたように、だんだん税法が広く知られてくるようになりまして関係上、いわゆる

少額非課税といひますか、事務簡素化の趣旨も含め、また納税者にあまりこまかい金額で御迷惑をかけないようにという趣旨で設けられております少額非課税的な精神の制度、これはいろいろありますが、場合によりまして、それをうまく活用をして、毎年それを積み重ねることによって、結果的にはかなりの、一種の租税回避が行なわれるというふうな現象も、一方においては否定できないわけでございます。

そこで私どもは、御指摘のように、もろもろの案件についての課税最低限の引き上げを一方においてしなければならぬと思つても、一方においては、またそういう事案との関連をどのよう考えるべきかということに思ひめぐんでいられるところでございます。大きな方向としては、御指摘のような方向でだんだん最低限を上げていきたいと思います。事務量的な問題もございまして、また、非常に多くの納税者に御迷惑をかけるということにもなりますから、方向はそういう方向だとは思つておりますが、さりとて、いま申しましたような傾向があるということも見のがすことはできないという現状でございます。今後とも御指摘の事柄につきましましては十分頭を置きながら、制度を組み立てる際に考えてまいりたいと存じます。

○野田(毅)委員 次に、いわゆるサラリーマン課税の問題について御質問いたしたいと思つております。最近、一律三割の経費控除だとかいうような構想が打ち上げられておりますが、これは非常に問題があると思つております。私は、サラリーマンの一つの不平不満といひますか、被害者意識といひます。が、サラリーマンには非常にあると思つております。そこで、いろいろ問題はありますが、先ほど申しました事務量的、これが非常に増加するという問題はあると思いますが、このほかにサラリーマンの経費の実額控除選択制といふものを導入する場合に、そういう事務量的増加ということ以外に一体どういふ問題点があるのか伺いたいと思つております。

○高木(文)政府委員 サラリーマンについて、いま定額、定率を組み合わせた給与所得控除制度に

よつて、実質的に必要経費を見ようというやり方をとつておるのに対して、実額控除制度をとつてはどうかということがいわれるわけでございますが、一番問題は、実額控除制度をとりました場合に、どこまでの範囲のものを経費として見るかというところであらうと思ひます。

たとえば、いろいろな衣服その他の経費にいたしましても、普通のサラリーマンの場合には、着用しておりますが、これはどう考へるべきなのか。普通の洋服でも着ているものであれば、それはサラリーマンなるがゆゑに着ているというわけではないということになりまして、それから、通常は、洋服の経費その他はサラリーマン特有の必要経費という考へ方はつていないわけでございますが、しかし職業によりましては、どうしても毎日同じものを着ているわけにいかないというところから、職業との関連において相当洋服その他を着なければならぬという場合があるとした場合に、どこまでがその職業との関連において特別に必要な経費と見るのか、また、本を買つて読むという場合に、どこまでがその職業との関連において必要な書籍であり、どこから先は一種の教養なり趣味なりのための書籍であるかというふうな問題がいろいろありまして、もろもろの購入しました品物の経費あるいはもろもろの消費等の中で、どこまでを必要経費として見るかというところの限界を、法律もしくは政令その他法令上どのようにに制定するかという、まず技術的な問題がござります。給与所得者にとつて何が費用であるかということが明確にすることがまず第一前提だということが、実は税制調査会の長期答申にも触れられておりますが、それはいま申し述べましたような意味であらうかと思つております。

その次に、かりにある程度それについて明確にすることができたか仮定いたしましたも、今度はその立証技術といひますか、どのようにしてそれを主張するかという、主張のじょうずさへたいうことによりまして、必要経費になつたりならなかつたりするということで、それとの関連で、先

ほどもお触れになりましたが、またそれに査定のものが伴つてまいりますから、税務官吏の數も相當數ふやしていかねばならぬというふうな問題も出てまいりまして、ただふやすただけでなくて、それがある程度同じような判断ができる能力を持つていなければならぬというふうな面がありまして、そこらにむすかしいところがございます。

私も、いまのところは、まだまだいろいろと給与所得者全般にわたる問題が残つておりますから、現在で万全であるというふうにはいえませんので、この実額控除制度の問題も将来の問題としては検討に値する問題だとは考へておりますが、その前にすべてのサラリーマンについていまのままでいかにどうかという問題がある今日においては、まだ実額控除制度の問題を取り上げますにはやや時期尚早ではないかというふうに考へております。

○野田(總)委員 はい、わかりました。私も、実はこの控除選択制の導入はまだ早いという感じはしておりますが、先ほど申しましたように、サラリーマンが、何か自分たちだけが重い税を課せられておるといふような意識が非常に強いわけですね。確かに、よく見ますと、税法の中には事業所得者には數々の特典があるわけでありまして、これに反して、給与所得者の場合には給与所得控除一本であります。所得に対する納税者の割合を見ましても、給与所得者の場合にはほかの所得者に比べてはるかに高いし、また年々この割合が高まつてきております。だから、給与所得者に対して相対的に過重になつてきておるといふことは、私はやはり否定できない事実じやないかと思ひてあります。

そこで今回は、かなり大幅に給与所得控除を引き上げられたわけでありまして、引き続いて来年度もことし以上の給与所得控除の引き上げをぜひとも御検討いただきたいと思ひます。主税局長、この辺はいかがでございますか。

○高木(文)政府委員 先ほどもちよつとお触れに

なりましたように、最近また各方面からサラリーマンの課税問題について、四十九年度以降の問題として、なおいふうと検討すべきであるという声が漸次高まつてくることは、よく承知をいたしておるところでございます。

このサラリーマンの課税問題についていろいろ御議論がござりますが、初任給の上昇に伴ひまして、就職して一、二年のところから、また中学を出てすぐ就職した、高等学校を出て就職したというふうな若年層も課税対象になつてゐるではないかという問題が一つござります。それからもう一つは、中堅層のところ、子供さんが学校へあがるようになった、あるいはかなり授業料を要する高等学校なり、大学なりへ行くようになったというあたりの方が一番負担がきつのではないかと、いろいろ議論もござります。さらには、かなりの高所得者であるかもしれないが、最近、まあいろいろ交際費その他の負担が、幹部職員の間でもふえておる。それについて税制上あまり配慮がないといひますか、給与所得控除が今度の改正後でも六百十六万のところまで全くとまつてしまふということとの関連上、そういうことではやはりどうしても問題の会社の交際費のほうに依存するようないことが起こってくるから、かなりの上層階層に至るまで給与所得控除を拡大していったらいいではないかというふうな御意見もいろいろとあります。

したがつて、一般的に、給与所得者に対する課税をもう少し改善してはどうかという御意見は非常に強いのですけれども、その中のどういふ点により重点を置かざるべきかという点については、各種、各様の御意見があるように私もどもは理解をいたしております。

そこで、来年度以降の問題として、どの点に重点を置かざるべきかということが一つむすかしい問題だと思つておりますが、何ぶんにも、また来年のことをいまから申し上げるのは少し早いかと思ひますけれども、やはり所得税の問題で、長期的な問題として考へます限りにおきましては、税制

調査会答申でも明らかにしておりますように、今後とも長期的に絶えず検討を続けていくべき問題であらうか、全体としての課税負担といひますか、租税負担率の問題のいかににかかわらず、所得税自体の問題としては、やはり今後とも絶えず見直しを行なつていくべきであらうかというのが、私どもの考へ方でございます。

○野田(總)委員 やはり主税局長からはなかなか答へにくいと思ひますので、政務次官、先ほど言いました、ことし以上に、ひとつ来年度は給与所得控除を引き上げるという方向で検討するということについての御答弁をいただきたいのであります。

○山本(幸)政府委員 国全体がこれまでのような高度成長、産業中心という考へ方から、福祉へ転換をしていくという、そういう大きな流れがござります。そういう流れの中で、福祉とか、経済あるいは個人の生活といふものと調和をこれからやつていかなければならぬと思ひますが、そういう一つの大きな流れに沿つていけば、私は、やはり給与所得の控除を広げるといひますか、全体として、サラリーマンについて、特にそういう所得税あるいは課税最低限の引き上げをしていくということは、一つの大きな傾向といひますか、流れであらう、そういう課税最低限の引き上げの中で、ではどういふ具体的な控除の振り分けをしていくかという技術的な問題になつてくれば、おつしやるような給与所得の控除の問題も当然に課題にのぼってくるだらう、こう思ひわけでございます。

○野田(總)委員 続いて、最近是非常に物価の問題が大きく取り上げられておりますが、まさにこれは国民的問題であると思ひます。そこで、これは税率の刻みをいじられなかつたわけでありまして、これで二年間据え置きといふことになると思ひますが、このいわゆる物価調整減税といふもの、これをどこまで推し進めていくか、若干疑問なきにしもあらずですけれども、少なくとも課税最低限は年々上がつておるので、ある程度は力

るといふような気がしてならぬわけでありまして、むしろ、株の値段というものは、やはり投資であるならばそれに対する収益、配当で考えていかなければならぬ。ところが残念ながら、いまのそのう株の動きは、どつちかといえば、さつき言いました売買益、これを目当てにしたものばかりであると言つても過言でないと思ひます。そういう点にもひつくるめてひとつづつこの問題を御検討いただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 一般的には、実在的なのものの考え方が税制としては御理解願ひやすい、いわばわかりやすいということではないかという感じを、私も個人的には持つておるわけでございます。

しかし、問題は、全く二重課税のことを考慮しないでいいかという、必ずしもそうはいかない。それがいわゆる大企業といわれておりますものが子会社を持ち、孫会社を持つというような場合の二重課税の問題だけでなく、同族法人と同族個人間の二重課税の問題もありますので、二重課税問題を全く排除して、もうそれは目をつぶつてしまふというわけにはなかなかないのではないかと一つございします。

それからもう一つは、先ほど触れましたように、全体として税率を上げるといふに言われまして、けれども、企業の利益のうち配当に充てた部分の税負担を軽くする、つまり、いまの配当輕課を拡大するといふことをとりましますと、各法人間の実効税負担のアンバランスを拡大する傾向にあるのではないかと心配がございします。現在、御存じのように法人の実効税負担は、地方税も含めると四五%であるといふふうに御説明申し上げておりますが、この四五%という数字は、あくまでも利益金のうちの三割が配当に充てられる、七割が留保分であるという前提に立つての關係でございしますが、実はときおり配当のほかに回される利益の額が非常に大きい場合が出てまいります。四十六年から七年の法人税で申しますと、四十六年下期に当たる期あたりでは、

企業によりまして非常に利益がダウンをいたしまして、配当に充てられなかった額が非常に大きい、留保の部分がほとんどないというふうな企業がかなり出てきて、その結果、そういう企業の実効税負担が非常に下がったというふうなことがいろいろございします。そういうことを考えますと、いまおっしゃいましたように配当輕課を拡大するといふことは、いわば直接金融を優遇する面においてはいいわけではございませんけれども、またそれなりに今度は法人間の税負担のアンバランス問題を起すのではないかと一層うろたへることがあるわけでございます。

いろいろごちゃごちゃと申しましたが、いずれにいたしましても、来年度におきましては法人の負担のあり方は相当いろんな角度から研究しなければならぬと思つております。その研究課題のうちで、たゞいま御指摘の点は最も大きい問題の一つであらうと思ひますので、これからじっくり勉強をさせていただきますと思ひます。

○野田(毅)委員 来年度法人税について抜本的に検討されるということですが、その際、あわせてぜひとも同族会社の留保金課税、この問題を取り上げていただきたいと思ひます。これは必ずしも法人税本来の理論からは出てこないんじゃないかという気がしてならぬのであります。いわば一種の租税回避行為の事前チェックといひますか、そういうふうな性質がある。しかしながら、同族会社については、一方で行為計算の否認という規定もあるわけですから、必ずや執行面でチェック、また現実にされておるはずであります。今回非課税限度の大幅な引き上げは評価されますけれども、ぜひとも来年度これを段階的に解消していくというふうな前提で御検討いただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 おことばではございますが、留保所得課税を全部やめようというところについては、相当問題があるのか。つまり、留保所得課税というのは、同族会社のように、株主とそれから会社とがいわば利害が一致している、し

たがって、幾ら留保し幾ら配当するかというものは、まあいわばことはあつと悪いのですが、自由自在になるといふ危険のある場合に、Aの会社はたゞさん社内に留保をした、それによって代表者個人の所得税の累進を免れることができる、Bの会社のほうにはたゞさん配当のほうに回した、そしてその場合は、代表者は配当をたゞさん受け取りますから、所得税を累進して納めていく、こういうことになりまして、税負担にアンバランスができるのを防止するために設けられている制度でございますので、全部やめようというところはどうかというふうに思ひます。

ただ、反面におきまして、中小法人においてはたいへんこの制度は理解がしにくいし、またわづらわしい、それからまた、漸次内部留保を充実していこう、個人は別に所得がなくともよろしい、企業の内部留保を高めていきた、こういう気持ちを持つておる中小企業にとっては、マイナスにしか働かないといふことでございしますので、そこで昨年も定額控除部分を二百万円から三百五十万円に引き上げたのを、今回さらに五百万円に上げたわけではございまして、昨年、今年に続いて、四十七年度改正、四十八年度改正において行なわれまして、全部やめようというわけには思ひませんが、全部やめようというわけにはなかなかまいらぬのではないかと一層うろたへて思ひます。

ただ、今回の改正でございしますと、大体法人の留保所得が八百二十五万ぐらい、これは税引き前八百二十五万ぐらいのところから金額が多い場合に留保所得課税が課税になるという形になっておりますので、この水準がいいかどうかというあたりはなお今後の検討課題であり、場合によりましては、四十七年度、四十八年度に続いて将来においてこの水準のあり方は考えてみたいといふふうに思つております。

○野田(毅)委員 次に、特別措置についてお伺いしたいと思ひます。一般的に産業向けの措置が大幅に整理縮小され

簡素化の方向にあることは、非常にけっこうなこと、その勇氣には頭が下がりますが、ひとつこの際、従来から税制上大きな障害でありました社会保険診療報酬の特例の問題をこれから取り上げていただきたいと思ひます。

まず、この措置による減収額は、四十八年度は八百八十億と伺つておりますが、それでよろしいですか。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○野田(毅)委員 経費率は実態調査をされておられると思ひますが、現在七二%が経費であるといふことになっておりますが、主税局の実態調査では、どの程度が経費と見られておりますか。

○高木(文)政府委員 実は主税局としては格別実態調査をいたしていません。ただ、社会保険診療報酬課税の特例を受けられる方でも、またそうでない方でも、いろいろ申告書で経理状態がある程度わかりますので、そういうもので状態を、まあ詳しくでなしに、大体感覚的につかんでおりますが、それによりまして、七二よりははるかに低いのではないかと、七二という経費率は少し高過ぎるのではないかと一層印象を持つております。

○野田(毅)委員 じゃ、五二、三三という数字をどつかで耳にしたことがありますが、そういう数字は出ておりませんか。

○高木(文)政府委員 かつてそういう五二、三三という数字が非公式に出されたことはございしますが、この率は、しかし必ずしも特に経費率を幾らが正しいかといふことを見るために調査したとかなんとかいふことではなくて、申告の数字をある程度の抽出率をもつて平均的に算定したものでございします。一つの目安にはなりますが、直ちにそれがこの七二%にかわるべきものではないといふ性質のものではないわけではございません。

○野田(毅)委員 この問題に対してなかなか廃止できないという状況はよくわかりますが、おそろしく主税局も切齒扼腕しておられることと思ひます。これは野党も含めて非常に政治家がだらしがないからこういうことになっておるのでありま

して、私がこれを取り上げましたのは、この前予算委員会の分科会でも文部省に質問したわけでありますが、現在入學試験も一応一段落をして私立医科大学もそれ相当の人間が入ったと思ひますが、これだけの私立医科大学の学生が、入學の際に入學金あるいは寄付金と称して一体どれだけの額をみんな払うておるか。新設の医科大学の場合には、成績が優秀であつても大体三千万は最低用意してくれといふことをいわれておる。中には四千万、五千万といふ声も聞けております。こういう現状ではたして正しい医学教育ができるのか、私は非常に残念でなりません。このことは何も医者さんだけを責めるわけにはいかない。彼らもやはり自分のあと継ぎをどうやってつくるか、自分のむすこを医者にするためにこういう法外な金がかかる、そのためには都会におつて金もうけをしなければならぬ、僻地医療といふのは言ひやすくして行なわれない、こういう悲しい実態であります。

そこで、これはひとつ大英断をふるっていただいて、政務次官にお伺いしたいのであります。この措置を思い切つて廃止をして、その金を私立医科大学の助成なりあるいは国立の医大の充実にぜひとも振り向けていただきたい。私はこのことを申し上げますのは、現在日教組の授業放棄の問題あるいはお医者さんの診療拒否の問題、この二つが、まあ私は、飛躍かもしれませんが、わが国の青少年の心の退廃の大きな元凶の一つであるんじゃないかと思つておるのであります。そこで、いわば昔から社会倫理の規範たるべき、そういうほんとうに先生と呼ばれるにふさわしいお医者さんと学校の先生といふものが、はたしてこのままではいいのだろうか。特にそれを助長して政治的な思想の向きもあるわけでありまして、そこでぜひとも、野党も含めてこの際みずから姿勢を正すといふことで、政務次官、いかがでございますか。

○山本(幸)政府委員 これはたいへんいまでも、与野党を問わず、国会の中でも、あるいは各

政党の中でも、ずいぶん議論をされてきた問題であります。まあ政府としてもこの問題にひとつ真剣に取り組むといふことで、国会の御意も伺ひながら税制調査会にひとつこれを御研究願ひ、こういうことになつておりました。去年から税制調査会の中に特別部会が設けられまして、会長以下真剣にたゞいまこの問題と取り組んで、何らかの結論を出すようにといふことで鋭意御研究を願つておる段階にございまして、政府としましては、ただいまのところ、この制度を前向きに解決していくために、この税制調査会で何らかの結論を得て、それを待つてひとつ措置をしていきたい、こういうことでございまして。

ただいまの、医科大学の助成のために回せという、一つのこれは野田委員の御見識でございまして、目下のところの政府のこの問題に対する取り組み、進行状況は、以上のとおりでございまして。

○野田(鑑)委員 まあぜひとも、前向きはもちろんでありますが、来年度はこれを実現していただきたいと思ひます。もちろん、単価アップの問題とか、いろいろあることは承知しておりますが、これはいずれにしても、私立医大に金を使う、あるいはこの特例措置をやめる、あるいは単価アップの際に相談を受けるといふことで、結局は大蔵大臣あるいは政務次官の腹にかかつてきておるものと思ひますので、ぜひともよろしく御検討をいただきたいと思ひます。

それから、時間がちよつとなくなつてまいりました。事業主報酬制度についてお伺いしたいと思ひますが、非常にむずかしい、いわばわかりにくく書いてあるわけで、おそろく、これがそのままでは何の説明もなしに適用となりますと、これはなかなか一線の職員が苦勞をしてたいへんではなからうと思ひます。必ずしも、減税になるかといえれば、ならない。へたをするとな税金を払い過ぎなければならぬといふ事態も予想されるわけでありまして。そこで、一線ですういふトラブルが起ること

いうことになるたいへんでありますから、国税庁もそういう事前のPRといふことはおそろく熱

を入れてやつておられると思ひますが、具体的にどういふ形でPRをしていかれるか、そういう摩察をどういふ形でなくすように努力をされておるか、伺ひたいと思ひます。

○江口政府委員 まだ法案が本日から審議をしていただくといふことでございまして、具体的に指導の中身を確定するまでには至つておりませんが、御指摘のとおり、法案そのものがかなり複雑な表現になつておりました。また一面、適用を誤る——といふとおかしいのでございまして、当該年度の収入と事業主報酬との割合の予測を間違へますと、税の面で従来の方式に比べましてプラス、マイナスの面が出ることは、御指摘のとおりでございまして。したがつて、この条文の成立の暁の適用につきましては、十分に、限界効用と申しましようか、法律のある姿といふものを納得していただくために、でき得れば、われわれ自身全国各地でもつて説明会等を行います。また青色申告会といふ会もございまして、そこもタイアップいたしまして、万遺漏なきを期したいといふことで、現在御審議をいただいております内容に基づきまして、ただこまかな点等につきましてはまだ政省令に譲られておる部分がございまして、これらの行くえを見た上で正確な説明資料等を作成した上で、できるだけ早い機会に全国的な説明会を開きたいといふふうに考えております。

○野田(鑑)委員 次に、土地税制についてお伺いしたいと思ひますが、非常に思い切つた税制で、なかなかよくされたと思ひますが、地価の値上り抑制を税制のみに依存するのは、私は行き過ぎじゃないか。もちろん、建設省は、そういう当局も一緒になつて本腰を入れてやらなければならぬことは言うまでもありません。そこで、この税制案がでる前に、たとえば公示価格をこえるものには一〇〇%課税しろとか、あるいは再評価税をやつたらどうかといふような案があつたようでありまして、いずれもなかなかむずかしい面がある。そこで、いまの案に落ちついたわ

けであります。実質七割負担といふのはかなりのものであると思ひますが、それならば、この際思い切つてその土地の譲渡益部分だけを切り離して七割の分離課税といふことにしたらどうかといふような見解も出てくるわけでありまして。この見解についていかがお考えでありますか。

○高木(文)政府委員 いろいろ案があつたわけでございます。私も御審議をお願いしてあります。より案に近い案でも大体三つ考えられるわけでございます。一つは、御指摘のように七割の完全分離という考えでございまして。まあ言つてみれば、これがあるいは一番重い案といふことになるかも知れません。それから一つは、ただいま御審議をお願いしているように、二割特別重課をする、譲渡の部分については二割加重をする、基本の計算は通常の法人税率によるというこにいたしました。赤字であれば二割だけの課税になる、こうなります。それからもう一つの案は、そもそも法人税であるといふ考え方に立つのであれば、企業全体として、土地譲渡の部分も含めて全体が赤字であれば、これは課税するのはおかしいではないか、法人の税の概念として、企業全体として所得がないのに課税をするといふのはおかしいではないかといふ三つの考え方があつたわけでございます。それを種々比較検討の上、いわば中間の案といひますか、まん中の案に落ちついたわけでございます。

まん中の案に落ちつきました。実質的な一番大きな理由としては、この案でございまして、赤字であるか黒字であるかといふことによる差といふものは二割でございまして。赤字であつても黒字であつても、要するに二割といふことになりました。ところが、完全分離になりますと、黒字の法人の場合には二割重課になります。赤字の法人の場合には七割重課といふことになるわけでございます。そこで、何か特別に赤字の法人からよけい重課すべきだといふ論理が成り立ちますれば、あるいはそれは一つの考え方かと思ひますが、確かにいろいろ赤字の法人といふのをうまく使つて一種

の回避を行なうということもないわけではないかもしれませんが、どうも現段階でそれが一般的だということはない現況におきまして、黒字であれば普通の場合二割重課、赤字であれば七割重課というのはいかたがなものであらうかというの、完全分離をやめてこの部分についての二割重課にした主たる理由でございます。

そのほかもう一つは、完全分離にいたしました場合には、よく最後まで詰めて議論はしてございせんが、もはやそれは法人税ではなくて所得の二つに分けてしまつて七割という税率で課税することになりますと、いわゆる法人税ではなくて、別の、完全独立の土地法人税というやうなものが考えられたことになるのではないかと、論理的にはなるように思われます。

そこで、いろいろ御議論はあらうかと思ひますが、この点はかなり十分に重点を置いてその三つの選択を考えた上で、現在御提示申し上げました案のようになしたわけでございます。御批判はあらうかと思ひますが、私どもとしては、この案が三つの案の中では実は一番適当ではないかというように判断したものでございます。

○野田(毅)委員 この特別措置ではありませんが、これに関連して、土地保有税というのが地方税のほうで取り入れられておるわけでありまして、これが取得価額を基礎にして課税をするという点でかなり従来よりも重くなるわけでありまして、私が一番心配しておりますのは、この取得価額が基礎になるといふことになりまして、いわば売買の当事者の利益が一致をする、つまり、両方ともに売買価格を低目に申告するということによつて両方の税金が安くなるということになるわけでありまして、実際にはこの売買価格の把握というものは、おそらく地方税の職員ではできないので、税務署の職員が把握することになると思ひますが、こういう問題は非常にむずかしい問題でありまして、ひとつそういう点で漏れないやうに国税庁のほうも十分対策をお考えいただきたい

と思ひますが、何らかのやうな具体的な対策をいまからお考えでありましようか。

○高木(文)政府委員 ただいまの特別保有税につきましては、国税で実施すべきか、地方税で実施すべきかという点が、最後までたいへん迷つた点でございます。国税で実施することになれば、ただいま御指摘のやうな売買価格を表面き低くする、取得価額を表面き低くするといふことは行なわれがたくなります。特に法人税につきましては帳簿が大部分ございまして、それから法人の調査につきましては資金の流れ等の調査も行なわれおりますから、取得価額そのものを事実と反するやうに申告するといふことはなかなかできない状態にございまして、国税でいたしますればその点はまず問題はない。

ところが、国税でやります場合には、非常に困つたことには、売買という事実があつたかどうか、これは名義課税ではうまくいきません。購買の抑制でございまして、名義は変えないでおいても、実質的には売買があつたといふ場合にも課税をするという形にしませんと意味がないのでございまして、売買の実態はなかなか国税ではわかりかねるわけでございます。市町村では、土地を買いだめするやうな人が市町村に來ていまして土地をさがしておるといふやうな段階からかなり状態がかわりますので、売買があつたかないかという事実のほうは、これは市町村のほうがよく把握できる。そこで、そのメリット、デメリットを彼此勘案の上、これは地方税にして、そして市町村税にして市町村で課税をしていただく。ただし、その取得価額が幾らであるかといふ点については、これはどうしても本社の所在地で帳簿に基づいて調べなければわかりませんから、物件土地の所在地ではなかなかわかりませんので、その点では国税のほうで地方税の協力をいたさねばならぬ、こういう考え方でございまして。

そこで、立法の段階から自治省当局と私どもと相談をいたしまして、市町村当局から、ある売買事実があつたが、それについて、取得価額がこれ

これといふ申告になつてゐるが、真偽いかんといふことの御連絡をただけは、国税のほうで本店所在地等でいわば法人税調査の手法を中心にしてその取得価額の真偽のほどを調べた上で市町村のほうに回答をするといふことにしたわけでございます。これによつて両方のメリット、デメリットを総合的に見まして、一番うまくいくのではないかと判断したわけでございます。御指摘の点は、特別土地保有税がうまくいくかどうかのポイントでございまして、必ずわれわれとしては国税庁に頼みまして、国税庁のほうでそれを積極的に行なうやうにやつてもらふといふつもりでございます。

○野田(毅)委員 時間が超過して申しわけありませんが、最後に一点だけお尋ねをしたいのであります。

だいぶ前から、直接税中心主義は少しも変へようではないかといふことで、付加価値税をひそかに検討されておられたと思ふのであります。付加価値税といふものもなかなか一がい導入で大きな問題もあるし、旧税は良税であるといふ格言もありまして、特に近年物価が高騰してきておるといふことで、物価に与える影響、あるいは間接税とはいへども中小企業においてはなかなか転嫁しきれないのではないかといふやうな事柄も考えられるわけでありまして。そこで私は、この問題についてはかなり慎重に取り扱つていただきたいと思ふのであります。近い将来この制度を導入するつもりがあるのかどうか、政務次官にお答えいただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 ただいまひそかに研究してゐるというお話でございまして、決してひそかに研究してゐるわけではなくて、相当公然とやつてゐるつもりでございまして。ただ、問題は三つほどあると思ひます。

一番問題は、御指摘の物価に与える影響いかんといふこと、転嫁可能なりやいなやといふ問題、それから特に中小企業等にどういふ影響があるかといふやうな問題でございまして、それらを通じ

まして、やはり何と申しましたが、昭和二十五年でございまして六年でございましてたかにやりました取引高税の非常によくないイメージがまだ残つておるといふことが一つ、それを別にいたしまして、間接税にはどうもわが国はなれていないといふことで、いわば日本の経済の取引の実態、もつと広く言いますと、何となく、風土といひますか、そういうものにうまく合つていないといふことがあらうかと思ひます。その後のわれわれのいま研究をいたしております焦点は、むしろ制度の議論ではなくて、そういう実際に受け入れることの手順とかあるいは行政のあり方とか、そういうことを中心に勉強を続けております。ヨーロッパ各国でほとんど全部の国がやるやうになりましたが、どの国も全く同じ問題を経験いたしておりました。中小企業等の問題が一番大きな問題になつておるわけでありまして、どの国の例を見ましても、むしろこの税制を逆に中小企業に対する誘導税制のやうな形に活用してゐる部分が多いわけでございます。お客さんからは付加価値税を徴収しますが、小規模の中小企業については、それを国に納付しないといふ形によつて実質補助金の形式をとる、ちやうどいわばネガティブタックスの裏みだいな形のことをやつておるのでございまして、そういうことについては各国とも今日まで長い歴史の間において非常に苦勞をしてきたやうでございまして。

いま研究いたしておりますのはそういう点でございますが、しかしなおこれは私どもの研究ではないので、広く一般の方々に関心を持つていただいてそして一種の拒絶反応のやうなものがないやうな状態にならんと、現実にはなかなか採用困難であるといふやうに考へております。そういう意味で、研究はいたしておりますが、時間的にいつごろを目途にといふやうなことは、私どもとしてはいま具体的な案を持つておりません。

○野田(毅)委員 以上で質問を終わります。

○大村委員長代理 佐藤観樹君。

○佐藤 勲 委員　まず、所得税法の質問に入りたいわけでありませうけれども、先ほど政府側から今度の法改正についての趣旨が一応述べられたわけでありませうけれども、端的に申しまして、私は、今度の税法改正というものが一体どういう目的で、どっちの方向を向いてやろうとしているのか、どうもよくわからないような気がするわけがあります。

まずさらに私も棉足をして、予算案との関係
を踏まえつつ、今度の税法改正についてお伺いす
るわけでありませうけれども、税制調査会の答申を
大体踏まえて税法の改正が出てくるわけでありま
すけれども、これだけのインフレの時代になつて、
租税政策の経済運営に占める役割りというのの
は、私は当然あると思うわけでありませう。その
点を踏まえて今度の税制改正というものを、特に
所得税法を中心にして税制改正というものが、あ
の大型予算のうらはらとして一体どういう役目を
果たしているのか、どういふような方向にあるの
か、まずその点からお伺いしたいと思います。

○高木(文) 政府委員 全体としては、昭和四十六年の八月におきます税制調査会のいわゆる長期答申の線に沿っておるつもりでございます。と申しますのは、所得税はやはり毎年見直しをしていくという考え方、法人税については漸次負担が高まつていくという考え方でございます。間接税等については、でき得ればそのウエートが下がらないうようにあるべきではないかと考えながら、実は経済成長が非常に早いということとの関連において、本年度も間接税のウエートはたいへん下がりました、所得税と法人税を合わせましたものを除きました間接税等の割合は、全体のうち大体三〇%ぐらいまで下がっております。

それから、ただいま御指摘の、こういふ経済情勢との関連において税制をどう考えるかということとでございしますが、この点は経済社会基本計画の中にございしても「経済政策の一環としての税の中におきましても」経済政策の一環としての税の誘導抑止機能は高く評価されねばならない。他の政策手段との整合性を保ちつつ、土地税制について

てはかくかくと、あるいは過密、過疎の問題についてはこちらだということを触れました上に——失礼しました。いまちょっと読んだ部分でないのですが、あります、財政と税制との関係につきまして、「わが国の税制には所得税・法人税を中心として、景気に対しかかりの自動安定化機能が認められる

が、今後税制に対する期待が一段と高まることとはともない、税制改正にあたっては景気の動向に即応して積極的に税制を活用するとともに、さらに景気調整機能を一段と強化するため、機動的に税制を活用するための方策の導入、整備について検討する。」とありまして、実はこれは、この答申が各出ます前に、四十八年度の税制改正としても何らかの意味において景気調整機能を持たし得ないかかどうかということとは、内々検討をいたしたわけでございます。しかしながら、たとえば金融措置の場合と違ひまして、税の場合には、それによつて具体的に納税者の負担が動くわけでございますので、やはり税法上、このような状態の場合には税率を上げるとか、このような状態の場合には税率を下げるとか、もしくはこういう状態の場合には償却を早くするとか、おそくするとかいうことを事前にも明らかにしておく必要があるであらう。その、このような状態の場合にという前提条件をどうのようにつくるかということがたいへんむずかしいわけでございます。諸外国におきましてはそういう種類の税制がございしますところもあります。が、それは、いわば一定の基準になりました場合に税率を上げたり、あるいは償却を早くしたり、おそくしたりするということについて、国会から政府に委任をされておるといふかつこのものが多いわけでございます。

なかつたという事情でございます。

○佐藤 親 委員 私はいま局長が言われたような税率の上げ下げ、あるいは償却を早め、早めないう、こゝろといったいわゆる租税法主義をこわす危険性もある問題に触れなくても、やり方というののは幾らでもあると思います。

落ちつくように、財政、金融全体としての誘導が行なわれるものというふうに考えております。

現時点だけ見ますというところ、確かに、おっしゃるように経済見通しとの乖離が若干あるわけでございますが、その乖離のままの状態でしたのではまずいわけでございまして、それはもうものの調

それと私は少しここで議論をしてみたいと思ひ
のでありますけれども、その前に、いま主税当局
としてこの案をつくられたときからすでに三月月
たつて、現在の経済状態も、この案が答申をされ
たときからいふん情勢は変わっているわけで
あります。それにしても、いまの経済情勢が、私
は少し——少しどころか、景気が行き過ぎで、あ
まりにもインフレ傾向が強過ぎるのではないか。

整によつていまの見通しの数字に落ちつくような景氣に誘導されなければならないといふふうに考へております。そこで、私どもの制度自体、改正の内容その他につきましても、現在の時点のいわば瞬間風速的なものからいへば若干そぐわない点もないわけではないと思いますが、年間を通じてはそこに誘導されていくものという前提に立つてゐるわけでございます。

ういつた意味で、その前提として、いまの景気とか、経済成長といふものを一体どのくらいに考えていらっしゃるのか、それによつて私は租税政策として打つべき手はあつたのではないか、あるのではないかと思ふのでありますけれども、まずその前提として、現在の景気は行き過ぎである、あるいはインフレは進み過ぎである、こういう認識があるのかどうなのか、まずこの前提からお伺ひをしたいと思ひます。

○佐藤(参)委員 私は必ずしもそれも思わないわけでありませう。昨年度の、第四節というのですか、九月から十二月までの隣国風速が一五%の経済成長率、全く異常に高かったわけでありませうし、参院にこの四月の、正式には十二日からですが、参議院を通じてからでありますけれども、昨年の予算の二四・六%という大幅な伸びを持った財政支支出が行なわれるわけであります。そういったことから考えますと、いま局長が言われたように、ある程度安定した経済成長になる、あるいは安定した景気の動向になると私は決して思えないわけでは

○高木(文)政府委員 今回御提示申し上げておりますところの税制改正は、前提となっておりまして、御存じの四十八年度の経済見通しを前提としておるわけでございます。

そこで、今日ただいまの状態はどうかといふすと、私どもは、あのときに、四十八年度の経済見通しのときよりは、物価の点におきましても、成長の点におきましても、いわば瞬間風速は若干予測したものよりも高くなっているという実感でございまして。しかし、このままであつてはぐあいが悪いわけでありまして、しかも通貨問題も大体変わってきたわけでございまして、それがこのまま放置することはできないわけでありまして、経済見通しの示しますような数字に年間としてつけて

あります。それは特に昨年の選挙のときから木材が上がり、そのほかいろいろなものが上がつていったとき、そういう短期的な問題ももちろんありますけれども、単にそれだけではなく、いまの景気というのは今年度であるところに落ちつくといふ私は決して見ないわけであります。それで、私は決して見ないわけでは、いままは政府が指向している実質成長率一〇・七％、これは自体も少し高過ぎると思うのです。これは田中内閣になる前、福田当時は外務大臣あるいはその前のときから、大体八％程度が安定経済成長だといふ話だったわけでありすけれども、一〇・七％という実質成長率を考えているということとは、高度経済成長のときの一一％、これにはほゞ近いわけでありすから、私はきわめて経済成長

そういつた意味で、ある程度の景気の抑制をする
 ためには、金融の引き締めをするか、財政支出を
 押えるか、あるいは増税をするかということにな
 ると思うのでありますけれども、おのおのにもい
 ろいろと問題があると思うのです。財政支出を押
 えるというのは、これから整えなければならな
 い社会福祉の充実ということをますますおくら
 せることになりまして、金融の引き締めをしまし

おそろ、再び金利が上がつてくる。こうなりますと、また短資が流入するという問題もありまして、うし、そういうった意味で、ここからの経済運営のあり方としては、まだまだ個人消費がGNPに占める割合というのは欧米に比べてたいへん低いわけであります。その意味で、個人消費をふやすという方向の税制、そしてある程度景氣を押えるような税制、すなわち、簡単に言いますならば、所得税は大幅に減税をし、法人税を引き上げる、こういうった租税政策、何も租税法定主義をこわさなくても、一つの経済政策、経済運営として、租税政策が持っている現在の制度の中で十分やり得る、私はこう思うわけでありますけれども、当否の御見解いかがでしょうか。

○高木(文)政府委員 問題は二つに分かれると申します。いま佐藤委員から御指摘がありましたように、大きな流れとしましては、法人に負担をせよめる、それから個人の負担を軽減して消費支出出さらに伸^び張していくというのは、私どもも漸次よりいう方向に向かうべきものであるというふうなことを考えております。ただ、最近の一種の過熱と申しますか、昨年の秋から今日までの大きな流れと申しますか、そのちよつと異常な現象というふうなものは、こういうものにもし税制で対応していろいろということであるならば、かなり弾力的な権をお与え願わないとうまくいかないのではなから。かなり速いスピードで景気の調子が変わります関係で、それから税制を立てます時期とそれ働き出します時期とに相当期間ギャップがあり

長期的なお見通しについては、私どもも御指摘の点と異なる見解を持つておるわけではございません。

○佐藤（観）委員 当然だと思ふのでありますけれども、たとえばいま騒がれている消費者物価の上昇率五・五％を、皆さん方のつくっているすべての経済予測の中で見込んでいるわけであります。いま私が申し上げるまでもなく、定期預金の利息

一年で五・二五％でありますから、定期預金をしておいても物価のほうがそれより上がりましますよといふことを政府が公然と認めている計画になつてゐるわけであります。ですから、そういう意味では、先ほど申しましたように、経済成長にしても一〇・七％見込んでゐる、あるいは貿易収支にしても、昨年より若干減つた見通しを立てておられますけれども、それでも八十一億ドル見込んでゐるわけであります。そういう状況を考えますと、私は、確かに、いま局長言われましたように、一切がっさい景気の動向を租税政策で調整できるとは申しません。ただ、これだけ高い経済成長を目込むには、それだけ景気がよくなければいけません。わけでありますから、それには、いま国民所得に占める個人消費の事が五十数％、これはヨーロッパ、アメリカに比べてたいへん低いわけでありすから、これを上げる意味においても、そして安定した成長をさせるためにも、租税政策だけでできるわけではありませんけれども、その一つとして、個人消費をふやすために大幅に所得税の減、をすべきではないか、それから法人税について、

○高木文三郎政府委員 何ぶん、今日ただいまの成長の狀態なり物価の狀態なりは、經濟見通しのときの予測とかなり違つておりますから、まさに佐藤委員御指摘のような感態をお持ちになるのは當然のことと思いますけれども、しかし、それはまた一方におきまして、いろいろの金融措置等によつて決してこのままいくということではなくて、軌道修正が行なわれるものと信じておるわけ

でございます。その場合、軌道修正を行なうために税制を活用してはどうかという議論は、しばしば経済学者や評論家等からいわれておりまして、私どもにもしばしばそういう話が出ておるわけでございますが、それはかなり短いサイクルでそれを動かせるという状態でなければならぬと思ひますので、現在のようにいわゆる税制改正が年一回という状態では、なかなかそういふふうに機動的に動けないという感じがどうしてもするわけでございまして、こういう成長の状態というものは、そういつまで続くはずもございませんので、現時点において所得税、法人税のあり方を先生御指摘のような形でこれをかりに直しまして、そしてまた次の改正時期までじつと待っているということではなかなかうまくいかないかと私も思つておるわけでございまして、税制を将来金融のもろもろの手段と同様に景気調整に即応するように活用するということについては、先ほどの長期の経済社会基本計画においても触れているところでありますし、私どもその気持ちでおりますが、現行のうちに恒久制度といいますが、安定制度としての仕組みのもとにおいてはなかなかそれがわずかしい、こういう感をどうしてもぬぐい得ないわけでございます。

あればこの試算でしたが、円が二百六十五円に
 なったとした場合、本年度の経済成長というもの
 はそれでも一〇・何％だという数字が出ておった
 わけでありますけれども、円が変動相場制からい
 ま申しましたように切り上げになって二百六十四
 円か五円になったとしてもそれだけの成長率であ
 りますから、私は、かなり高い成長率、したがっ
 て、それは景気についても、この一年間、長期に

わたつてかなり持続的に続く、こう判断をせざるを得ないと思うのであります。そこにおいてやはり租税政策の果たす役割りというのには私は当然然あつたのではないか、こう思うわけであります。

もちろん、景気の動向をこの租税政策だけでできるとは私は決して思いませんけれども、数々の問題を持つてゐるいまの経済の問題、特にこれからお伺いします福祉社会の実現という方向に向かへうこの租税政策としては、どうもその辺が今度の改正というのは特徴がないのではないか。一体どちらを向いてゐるのかわからない。局長から冒頭説明がありましたように、四十六年の長期税制の答申のとおり進んでゐる、そこには、現在の経済情勢がどうなつてゐるか、インフレがどこまで深刻に進んでゐるかという情勢を踏まえて事に当たつてゐるのではないか、私はこう思うわけであります。

さらに前に進みますけれども、これは局長に聞くのがいいかどうかわかりませんが、税制調査会の四十八年度の答申でございますけれども、その本文は、私はきわめて抽象的なことしか書いてないと思つたのでありますけれども、ここに書いてある「福祉社会の建設」これは一体どういうことを具体的に考へていらつしやるのか、それについて

若干説明をしていただきたいと思うのであります。それはまた私は後ほど、年金についての課税の問題、これについてお伺いしたいと思ひますので、今度のこの税制改正の方向が、この税制調査会の答申にあるような、この主文にあるような、抽象的なことばでありますけれども「福祉社会の建設」ということばならば、一体これはどういう方向を指向しているのか、具体的などという内容を持っているのか、これについて若干説明しておいていただきたいと思ひます。

○高木(文)政府委員 この税制調査会の答申はごらんになりますように、四十七年十二月三十一日現在での答申でございます。一方、先ほども申しました経済社会基本計画は、四十八年の二月に決定になっておるものでございます。しかしながら、税制調査会の審議の過程におきましては、経済企画庁の進行中の経済審議会の審議状況が税制調査会のほうにおきましても検討されて、あるいは紹介されておったわけでございまして、そういう経済社会基本計画の大体の動向というものが税制調査会の委員方の頭の中にあつて、そうして、こういう答申になったものと思つております。

〔大村委員長代理退席、委員長着席〕

具體的に、たとえば経済社会基本計画の冒頭におきまして「政策転換の方向——活力ある福祉社会の実現」という表題のもとにいろいろのことが触れられておりますが、こういう文言自体はあとできまつたものでございませうけれども、こういう内容で経済社会基本計画がまとめられていくであらうというところは、企画庁の事務当局のほうから御紹介がありまして、そこでこういう税調のほうの御紹介になつたわけにございまして、この「福祉社会の建設」ということばの意味は、そう詰めて議論はしておりませんが、経済社会基本計画の内容とはほ同様のものを頭に置いていっているというふうに御理解いただいてよろしいのではないかと、さう思っています。

○佐藤(親)委員 どうもその抽象論を詰めていても時間がかかるだけです。それはそれにし

て、まず、先ほどこっと触れた減税の問題について少し詰めていきたいと思うのであります。

今度の減税額のうち、所得税減税というのは幾らですか。

○高木(文)政府委員 四十八年の税制改正は、初年度ベース、つまり、四十八年度に実現する分として三千百五十億でございます。所得税の減税が三千百五十億でございます。

○佐藤(観)委員　それで、まず減税のやり方なんですけれども、先ほどもちよつと野田委員のほうから話があったわけでありますけれども、今度の場合には課税最低限の引き上げをやつたわけでありますけれども、課税最低限の引き上げというのは、私は、ある程度賃金が上がリ、物価が上がつていけば、それに伴つてある程度、これから十年でも二十年でも、上がっていくものだろうと思ふのでありますけれども、主税当局はこの点についてはいいかがお考えですか。

○高木(文)政府委員　いつも申し上げておりますとおり、わが国の所得税の課税最低限の水準は、これは見方によって御批判もございますが、各国の場合に比べてかなり高い水準になってまいりました。日本よりも課税最低限が高い国は、現在のところアメリカだけだ、こういう状態になっております。ただ、これはノミナルに比較することが多いいか悪いかという問題が基本的にございますけれども、つまり、現行の基準為替レートで換算した額で比較するのがいかどうかというような問題がございますけれども、そのことを前提とする限りは、わが国よりもはるかに所得水準の高い

いへんふえておるといふ状況であるとか、あるいは中学校、高等学校卒業者が就職いたしました場合にも、平均の給与所得水準の場合には課税になるとか、そういう現状を見ますならば、各国との関係で、ただいま最初に申しましたような事情があるからといって、なおこのままでいいんだというわけにはまいりませんと思っております。そういう意味において、どのようなテンポで、どのような点に重点を置きながら課税最低限を手直ししていくべきかという点については、いろいろな議論がありましようけれども、今後とも課税最低限の問題は検討対象とし、所得税減税の一つの大きな問題点として取り上げられ、かつ実現されていくべき問題だというふうに考えております。

○佐藤 寛 委員 大体話はわかるような気もするわけでありませうけれども、簡単に言いますところいうことではないかと思うのです。いままで過去五年間なら五年間あまりにも課税最低限が低かったのだ、それはしゃにむにとにかくこの五年間にアメリカに次ぐくらいまで課税最低限を上げてきたのですから、そういう計画的に大幅に上げる

課税最低限の引き上げということは大体これで一応の目安はついたんではないか。ただ、これから所得も上がっていく、あるいはいろいろな経費も上がっていく、そういった中で、ある程度所得の伸び、必要経費の伸び、こういったものに合わせるための、機械的なと申しますか、調整的な課税最低限の引き上げ、これはある程度今後ともやっていたかなければならぬであらう、そういうふうに理解してよろしゅうございますか。

○高木(文) 政府委員 大体おっしゃったような考え方でおきます。

○佐藤(親委員)「財経詳報」という雑誌があるわけでありますけれども、きょうは大倉さん見せていらっしやいませんけれども、大倉さんも大体同じようなことを述べられているような気がします。「つまり、たとえばアメリカの所得水準にこれから追い付いていくわけですから、いまのアメリカの水準に追い付くまで減税を全くしないでない

まの日本の税法をそのままに適用したら、それはたいへんな重税になる。だから所得水準の上昇の過程で所得税法を構造的に直していかなければいけない。しかし、毎年毎年自然増収の一定割合の減税を必ずやらなければいかぬとか、あるいは課税最低限としてある機械的な数字を目標に置いて、必ずそこへ息せき切って走っていかなければいかぬとか、そういう時代は終わったのだと私は思います。「こういうふうに言われているわけであります。かなり課税最低限も絶対額についてはまだこれから詰める部分はありますけれども、世界水準と比べることは必ずしも私は当を得ていないと思うのでありますけれども、とにかくアメリカの次に課税最低限が上がつてきた。これは一つこの課税最低限の問題については機械的に大幅に所得に合わして上げていく、あるいは政策的な減税の意味で課税最低限を上げていく、こういったこととは、いま考えられているところではそう必要はないんじゃないだろうかという考えのように考えられます。よろしゅうございますか。

○高木(文) 政府委員　そこは非常にデリケートなところでございますして、わが国の場合には、全体としてはとにかくまだ、所得水準は上がつてきておりますけれども、つまりフローの面ではかなり世界各国に比べて比肩し得る程度になってきておりますけれども、ストックの面において非常に十分な点があるというような問題であるとか、それから先はとも私に触れましたし、佐藤委員もおっしゃいましたように、単純なノミナルな比較だけでものごとが解決できない面があるという点であるとか、それからさらには、現実にかにも給与所得者と納税者との数の割合が高い現状にあるということとか、そういうことも考えなければならぬというわけでございまして、確かに、世界的に見てかななり水準にありますが、もうアメリカ以外は追い抜いたといつても、もうこの問題は手を触れなくてもいいんだという

り大きくなるということは、これは高額所得者のみならず、中堅層におきましても重圧感を感じることが大きくなり、よつてもつて租税回避行為を刺激することになりますので、やはりそういう意味から申しましても税率は直さなければならぬ、それで弾性値があまり大きくならないようにしなければならぬというふうに思っております。

法人の弾性値との関係は、法人は比例税率でございますから、本来であるならば大体法人のほうの弾性値は一に近いはずのものでございます。ただし、好況不況によりまして——累進税率はとっておりませんけれども、日本の場合には、配当の軽減制度があることが一つ、それから赤字の場合には繰り戻しが行なわれるというような関係がありますので、やはり好況のときには税収が国民所得の伸びよりも大きく、不況のときには小さくなる。つまり、弾性値が、一ではなくて、一を上下するということになっておるわけでありまして、最近では経済成長率が大きいので一をこえることのほうが圧倒的に多くて、一を割る年数は非常に少ない、こういう関係にございます。

○佐藤(観)委員 減税をする場合に、課税最低限の引き上げということも、税率の緩和ということとは必ずしもきまつてきまらないような部分が多少にあると思うのです。非常にむずかしい問題でありまして、さらに話を発展させて、問題は、実効税率がどのくらいかということが結局一番基本に最終的になってしまふのではないかと、国民総生産、GNPに占める国税の比率、これは私はだんだん上がつていく傾向にあると思うのです。これは政策的にも、高福祉高負担——実際には高負担で低福祉と、話はまたそこまでいっておりませんけれども、とにかく高負担になりつつある。

という方向にある中で、所得税と申しますか、直接税と申しますか、そのほうは、割合と申しますか、量と申しますか、これをだんだん下げていくという方向に全体として私はあると思うのです。そうしますと、大ワクはだんだん広げていくけれども、直接税、特に所得税なんかはなるべくこれから、いま話の経緯のように、減らしていこうということになりますと、これはやはり間接税中心の税制体系にならざるを得ないではないか。これは先ほど野田委員から御質問があったように、いずれは付加価値税の問題ともからんでくるのではないかと、このことをたいへん心配するわけでありまして、GNPに占める税の負担率、これはだんだんふえていく、片や、一方で所得税を中心とする直接税というのは減つていく。こうなつてくると、残るところは間接税中心になつてくるのじゃないか。その間接税中心ということと所得税を中心とする直接税の減税ということと、一体どういふかわり合いを持つて皆さん方は考えていらっしゃるのか、それについてお伺いをしたいと思います。

○高木(文)政府委員 直接税と間接税の割合というものは、現行税制の全体の仕組みの結果がここにあられてきておるわけでございます。直接税がだんだん多くなつてきた、間接税が減つてきたということ、この税の仕組みがよくないんだというところ、この税の仕組みがよくないんだというところを判定することにはならないと思ひます。ただ、現実にはこういう姿になりつつございす。間接税が著しく減る傾向にございす。いつも申し上げておりますように、大体年率一％ぐらいの割合で間接税のウェイトが下がつてきております。しかも、その下がる程度がきつめてステディに進んでおります。そのことが、直接税が重たいということと何らかの意味において関係があるのではないかと、いろいろに思ふのでございす。が、さりとて、それでは困るから意識的に間接税をふやして直接税を減らすということにすべきかどうかという点については、間接税にはいろいろ御指摘のような問題点がございすので、はたして間接税を積極的にふやして、それによつて直接税を減らすということをすることがいいのかどうか、その辺はなお相当疑問があると思ひます。

間接税のうちでどんな仕組みがあるかということでございますが、間接税と直接税との割合に影響するよう大きな税制改正というようなことになりまして、やはり一般消費税のようなものが考へられるわけでございますが、その一般消費税についてはなかなか国民の間では受け入れにくい。こういうことであるとするならば、そういう直接税と間接税の推移について注目はしていかねばなりません。が、さりとてそれを無理無理直さなくちゃならぬということでもないのではないかと、いろいろに考へておるわけでございます。特に現在の日本の状態は、いわば平常の状態よりは、冒頭御指摘がございしましたように、成長率が非常に高いという状態があり、よつてもつて所得の伸びが大きい、特に勤労性所得の伸びが非常に大きいという現状にございすから、今日ただいまの現状においては、若干所得税のウェイト、法人税のウェイトが高まりましてございした問題がないのではないかと。よつて、間接税の問題を深刻に取り上げなくちゃならぬ、間接税増強の問題を深刻に取り上げなくちゃならぬ時期は、来年とか再来年とかいうそう差し迫つた時期ではないのではないかと、やや個人的な感じにもなりますが、私はそういうふうな考へております。

○佐藤(観)委員 その次に、私は、減税の意味といふものをもう少し国民の前にはつきりしていかなくちゃいかぬのではないかと、思ふのです。だれに聞いても、普通の人は、減税といふと、よくよく考へてみればそんなことではないのでありますけれども、普通の人は、減税といふと、昨年納めていた税金よりものしほりのほうが税金が少ないんだと、こう思ふのです。だれでも、皆さん方専門家は、それは片腹痛い、おへそがお茶をわかすことになるかもしれないけれども、確かに、よく考へてみれば、そういうことはいまの制度ではあり得ないことではありますけれども、減税といふ場合、国民はそう思ふわけですね。

○高木(文)政府委員 たいへんむずかしい御質問でございますが、どうも戦後の日本の経済の状態というのは、成長率も非常に高いし、物価の上昇も毎年必ずあるということで、実質的にも、またあるいはノミナルにも所得がふえていっているわけでございます。そこで、せっかく制度を変えても、本年度納めていた税金と翌年度納めていた税金とでは、税額の実額としてはふえていくというふうになつておるわけです。本来経済の状態が静的な状態であれば、成長もななく、物価も動かないという状態であれば、制度を変えれば当然それだけ減税になつてくるわけでございますが、そういう静的な状態というのは今日の経済状態では考えられませんが、非常にダイナミックな状態にあるものですから、そのダイナミックな状態においては、制度を変えても結果的に税収はふえるということになるわけでございます。

本来減税といふのはどういう意味かといへば、制度を変えることによつて税が減るのが減税であり、制度を変えることによつて税がふえるのは増税であると思ひますが、そのベースになる課税標準といふものが、税がかかるもののがふえていくものから、結果的には減税をしても税額としてふえていくということになるのですが、私どもは、制度が変わればそれは減税であるといふふうに言つておりますし、一般社会的には、それは減税と云ひ切れないのではないかと、御批判があるという実態であつて、私も、制度が変わつておつて、同じ前年の所得が百万で、この所得が百万円であれば納めていた税金が減るのであれば、それはやはり減税だといふ私どもの説明のしかたが間違つてはいないかと確信をいたしております。

○佐藤(観)委員 ですから、普通使つて——普通といふのは、皆さん方が少なくとも大蔵委員会の中で使つて減税といふのは、大蔵省的、主税局的概念規定の減税ですね。ですから、たとえば予算を、ことしは十四兆ですけれども、これを十三兆でい

るけれども、直接税、特に所得税なんかはなるべくこれから、いま話の経緯のように、減らしていこうということになりますと、これはやはり間接税中心の税制体系にならざるを得ないではないか。これは先ほど野田委員から御質問があったように、いずれは付加価値税の問題ともからんでくるのではないかと、このことをたいへん心配するわけでありまして、GNPに占める税の負担率、これはだんだんふえていく、片や、一方で所得税を中心とする直接税というのは減つていく。こうなつてくると、残るところは間接税中心になつてくるのじゃないか。その間接税中心ということと所得税を中心とする直接税の減税ということと、一体どういふかわり合いを持つて皆さん方は考えていらっしゃるのか、それについてお伺いをしたいと思います。

○高木(文)政府委員 直接税と間接税の割合というものは、現行税制の全体の仕組みの結果がここにあられてきておるわけでございます。直接税がだんだん多くなつてきた、間接税が減つてきたということ、この税の仕組みがよくないんだというところ、この税の仕組みがよくないんだというところを判定することにはならないと思ひます。ただ、現実にはこういう姿になりつつございす。間接税が著しく減る傾向にございす。いつも申し上げておりますように、大体年率一％ぐらいの割合で間接税のウェイトが下がつてきております。しかも、その下がる程度がきつめてステディに進んでおります。そのことが、直接税が重たいということと何らかの意味において関係があるのではないかと、いろいろに思ふのでございす。が、さりとて、それでは困るから意識的に間接税をふやして直接税を減らすということにすべきかどうかという点については、間接税にはいろいろ御指摘のような問題点がございすので、はたして間接税を積極的にふやして、それによつて直接税を減らすということをすることがいいのかどうか、その辺はなお相当疑問があると思ひます。

間接税のうちでどんな仕組みがあるかということでございますが、間接税と直接税との割合に影響するよう大きな税制改正というようなことになりまして、やはり一般消費税のようなものが考へられるわけでございますが、その一般消費税についてはなかなか国民の間では受け入れにくい。こういうことであるとするならば、そういう直接税と間接税の推移について注目はしていかねばなりません。が、さりとてそれを無理無理直さなくちゃならぬということでもないのではないかと、いろいろに考へておるわけでございます。特に現在の日本の状態は、いわば平常の状態よりは、冒頭御指摘がございしましたように、成長率が非常に高いという状態があり、よつてもつて所得の伸びが大きい、特に勤労性所得の伸びが非常に大きいという現状にございすから、今日ただいまの現状においては、若干所得税のウェイト、法人税のウェイトが高まりましてございした問題がないのではないかと。よつて、間接税の問題を深刻に取り上げなくちゃならぬ、間接税増強の問題を深刻に取り上げなくちゃならぬ時期は、来年とか再来年とかいうそう差し迫つた時期ではないのではないかと、やや個人的な感じにもなりますが、私はそういうふうな考へております。

い、あるいは十二兆でいいという予算を組む場合には、税収をそれだけ少なくしてもいいわけでありまして、自然増収分をさらにプラス大幅にカットをして——これからさらに詰めますけれども、実質賃金が上がったとしても、絶対額としてその納める税額は少なくなるということだつてあり得るわけですね。おそらく、こういうものは大蔵省の減税ということには当たらぬかもしれせんけれども、まあ発想の片すみにもないのではないかと私は思うのです。

もう一つ補足的に、減税というものについて概念をはっきりするために伺いたいのでありますけれども、この四十八年度税制改正による増減収見込み額というところについて出てくる数字でありますけれども、たとえばこの中でも、相続税とか贈与税、こういったものは、税金を安くしたからといって、じゃ相続税をたくさん出すなんて、こういうことはできないわけですね。だけれども、確かに額は変わります。しかし、物品税なんかは、物品税の税額を変えることによって、あるいは税率を変えることによって、つまり税制の改正によつて、あるものが売れたり、あるものが売れなくなつたりするようないふことがあり得るわけですね。そういうものも、この税収増減収見込み額といつては、そういう変動といふものも一応計算されて入つてゐるのか。あるいはもつと言へば、有価証券取引税を今度倍にしましたけれども、これは法案が通つたわけでありまして、けれども、こうなれば、ある程度——もちろんそれだけで株式市場の取り扱い高が減るとは思ひませんけれども、そういうふうな影響といふものも若干考慮に入れて、数字の中に入れて、あくまで増減収見込みでありますけれども、ここに出してくるのか。その辺はいかがですか。

○高木(文)政府委員 税目によりましてたいへん違うと思ひます。たとえば有価証券取引税のような場合には、実はこれは年によつて著しくフレがございまして、それは株の売買の数量そのものが景気、不景気ないしは証券市場におきますとこと

ろの活況であるかといふことによつてひどくフレるのでございます。ですから、有価証券取引税の税収見込みも、租税の見込みの中で実が一番最初の見込みと決算との開きが大きいといふような、われわれとしては不面目な結果になつてゐるわけでございますが、したがつて、そういうものについては、有価証券取引税の税収見込み額などを立てますときには、必ずしもこれが倍に上がるからどれか減るであらうといふようなことを要素に入れてゐるということにはなりません。物品税のよう場合には、やはり軽減をいたしますとフレがございまして、頭の中ではやはりそれを見なければならぬといふことでございます。ただ、それでは改正部分を見て、たとえば売り上げが、改正なかりせば幾ら伸びるはずのところ、改正があつたために幾ら減るであらうといふところまで厳密にやつてゐるわけではありませんが、来年はこういう品目についてはこういう改正があるからといふことと、それから最近の消費の動向あたりをのみにして伸びの見込みを立てておるといふことでございます。

それから、ものによりまして、本年度は改正しておりますが、たとえば酒税のようなものでございまして、これは非常に影響が大きくて、税の中で、あるビールとかウイスキーとか酒とかしょうちゆうとかいうグループ別に減税のやり方、増税のやり方を変えますと、これは明らかに嗜好が向こうへ行つたりこつちへ動いたりという傾向がございまして、

そういうふうな、ごく一例で申しましたが、歳入見込みを立てます場合の減税の影響といふものは、税目によつてかなりの差がある、しかも、物品税あたりでございまして、品目によつてもかなりの差がある、こういうことでございまして、一般的に減税をこういう形で織り込んでおりますといふ説明はなかなかいたしたくないわけでございます。

○佐藤(観)委員 ですから、私は、減税といふ場合には中身の意味が二つあつて、税制を改正する

ことによつて相手が動くものと動かないものがあると思ふのです。所得税の場合には、これは給与所得の場合には、減税になつたからといって、ではたくさん所得を取らうかと思つても、そういう意図的に、意識的にできるものではないわけでありまして、物品税あるいは入場税にしても、あるいは有価証券取引税にしても、基本的に、ある程度税法を変えれば逆に底辺が広がつて、一件あたりの課税額は少ないけれども、それが数になつてふえるという概念ですね。必ずしもそう簡単にはいきませんけれども、概念としてはそういうことだと思ふのです。

そういう抽象論ばかりやつていても時間がかかりますから、つまるところ、減税といふのは、とにかくも税制の改正がなかつたらこれだけ税収があつたのだけれども、改正をしたことによつて、根っこまで税額が減つたといふものではないけれども、所得がふえたその割合だけ税額がふえる、累進課税ですから一倍以上にふえるわけでありまして、それのある部分が頭が切られる、これが現実の所得税減税といふものだと私は思ふのです。その辺は非常に減税といふものを国民の前にはつきりしていかなければいけない、こう思ひましたので、おたくのほうに一つ資料をつくつてもらつたわけでありまして、

独身者が、年間収入七十万円といたしますと、四十七年、前年の——前年といふか、まだ法案が通つてないですから、現行の法律でいいますと、二万二千二百三十三円税金を納めなければいけませんけれども、これが春闘あるいはベー

スアップ、こういったもので収入が八%伸びたといいたします。そうしますと、この収入が七十五万六千円になるわけでありまして、現行法では二万六千二百六十六円、つまり四千円ばかりたくさん税金を納めなければいけなかつたところを、今度の改正案が通ると二万三千六百六十六円、これは四十七年度のときの税金に比べますと、四十七年度では二万二千二百三十三円でありまして、千六百円ばかりふえるわけですね、絶対額として

は、絶対額といふことは私がよく使うことばでありますけれども、絶対額としてはふえるわけでありまして、税制改正しなかつた場合よりも当然減るわけですね。これを減税と言つておるわけなんです、これが昨年の春闘の相場を見てみましても、一番低いのが鉄鋼九・九%——いま私、八%の例をつくつてもらつたわけでありまして、九・九%、一番多いのが一九・三%の印刷業の場合であります。こういったところを当てはめてみますと、春闘のパーセンテージが、上げ幅が高くなれば高くなるほど、どれも改正をしなかつたときよりも確かに減りますけれども、絶対額としては必ずふえるわけですね、いま物価の話は全然抜きにして、これを現実には減税といわれるものなわけですね。これをまず前提としてつきり置いておかなければいけないと思ふのです。それに加えて皆さんがいう物価調整減税、今度の税収見込みを立てるときには物価上昇を五・五%に見ておられますけれども、今度の物価調整減税といふのは、所得税だけで三千五百五十億あるわけでありまして、このうち物価が五・五%——この数字にしても私はたいへん怪しいと思ふのです、四十六年度で平均が五・七%ですからね。本年度五・五%におさまると私はとてもじゃないが思えない。それはさておきまして、五・五%として、物価調整減税といふのは一体幾らくらいになるのですか。

○高木(文)政府委員 千三百七十億と計算をいたしております。

○佐藤(観)委員 それはどういふふうによつて計算をしておりますか。

○高木(文)政府委員 所得税を計算します場合に、所得から基礎控除とか配偶者控除とかもろもろの控除を引きますが、その控除総額が持つ意味を前年と同じ程度に保とうといふことを、一応物価調整減税といふことばであらわしたわけのこと、数字で千三百七十億と申したわけでありまして、もう一ぺん申しますと、要するに、課税最低限を構成する諸控除の総額、それに五・五%かけ

ていた。それから、それは所得で出てきたから、それに実効税率、その下のところの実効税率をかけて算出したものが千三百七十億ということになります。数字で申しますと、課税最低限を構成する四十七年の控除の総額が幾らになるだろうかというのを、これは推定で出すわけですが、二十二兆八千億という数字を出してあります。それに対して五・五％それをふくらませなければいけません。物価は上がっているわけですから、前年の最低限二十二兆八千億をそのままにしておいたのでは物価が上がった分だけその持つ意味が減りますから、それに五・五％を乗じまして出てきた額に平均税率をかけましたものが千三百七十億、こういうわけでございます。

○佐藤(観)委員 しかし、その考え方の中には、いわゆる現実に所得が上がる、所得が上がれば弾性値が働いて、所得が一ふえても税額が一ふえるのではなくして、先ほど私が数字をあげましたように一・八七ですか、三十九年から四十三年平均の税率の所得弾性値一・八七をかけるわけですね。そうなりますと、確かにいまの局長の言われた数字では、所得がふえたときのことは全然頭がないわけですね。昨年度の課税最低限四人家族で百二十万ですか。

○高木(文)政府委員 前年は百三万です。

○佐藤(観)委員 百三万の五・五％の分だけ、これを人数でかけて千三百七十億という数字が私には出てきたのだと思うのです。しかし、それでは現実の物価上昇分、それに働く弾性値、こういった現実のものは私は入っていないのじゃないかと思うのです。物価上昇を五・五％、租税弾性値を一・八七という数字を使って、五・五％に一・八七をかけて、そして四十七年度の所得税の税率にその数字をかける。こうしますと物価が上がる、物価が五・五％上がるというところは、たとえ簡単に話をしても、年間百万円の前年所得があった人が、物価が五・五％上がれば百五万五千円の収入で同じ生活が維持できるということになるわけですね。そうしますと、百万円のとときの課税率と

百五万五千円のとときの課税率は、これは弾性値が働きますから単純に五・五％にならぬわけですね。したがって百五万五千円の前年所得に課せられる税金というのはこれはさらにふえるわけですね。それは千三百七十億の物価調整減税の数字には入っていないのじゃないかと私は思うのです。

○高木(文)政府委員 御指摘の点はおっしゃる通りでございます。そこで、そもそもこの物価調整という議論は、長らく税制調査会等においても議論されてきたことでございます。いろいろな議論がございまして、物価と所得税の関係をどう見るべきかということについての長年にわたります過去の税制調査会での議論では、大別して二つに分かれております。

一つはただいま佐藤委員の御指摘にございまして、たまたま、課税最低限のみならず、いわば税率についても物価を考慮して調整をすべきではないかという御議論でございます。つまり、所得の伸びのり、物価の上昇割合に対応した分については、まず減税をすべきではないかという議論がございまして、これは特に日本の給与をはじめとする所得水準が低く、かつ所得税の負担が非常に多かった時代には、そういう議論が中心でございました。

ところが給与の水準あるいは所得の水準が漸次上がってまいりました。一方いろいろ御議論はあろうかと思いますが、生活費との関係から見ても若干の余裕が出てくるという最近の事態になりましてからは、物価と所得税の関係を厳格に見なければならぬのは、課税最低限との関係であらうというところになってきたわけでありまして、物価調整減税といたしましては、物価調整のための所要減税額ということとは必ずしも厳密、正確に使われているわけではございませんが、最近はその意味で物価を勘案しながら少なくとも課税最低限を直すべきだということで、物価調整のための所要減税といたしましては使われているものというふうに入らぬのは理解をいたしております。

たとえば所得三百万円の方と五百万円の方があつたとして、それらの方につきまして

も物価が上がりましたならば、実質可処分所得はある意味で実質は減っていくわけでありまして、これも、物価が上がったからといって、まずもってどうしても減税をしなければならぬというのは、衣食住といえますか、そういう基本的な生活に關する部分であらうという考え方から申しますと、先ほど御説明しましたような基礎控除、配偶者控除等諸控除にかかわる部分、それだけ手直しすれば、最小限物価のために実質増税になったということにならぬのではないかと、いふふうに考えるわけでございます。

なお、本年度の減税につきましては、もし減税総額全体が千三百七十億であるということであれば、非常にノミナルな減税になるのではないかと、御議論が出てくるかと思いますが、減税総額とそれからいまの物価調整減税所要額との間には、なおかなりの開きがあるわけでありまして、から、実質的には税率部分についても相当の調整が、結果的には行なわれているということはいえらるうと思ひます。

○佐藤(観)委員 そうしますと、結局問題はそこらに租税弾性値を入れるか入れないかという問題に、理論としてはなっているかと思うのだ。確かに片方の部分では、一家庭を考えた場合には、局長が後半に言われましたように、たとえば百五十万所得がある人が、全部それが衣食住ではない。おそらく入割あるいは七割五分あるいは九割、こゝろにいったところで家族構成によつて衣食住、いわゆる生計費の占める率といふのは変わってくるので、それが確かに下がってくるかと思う。そういう計算をしなければならぬこと、それからもう一つマクロに考えれば、私の場合に出た数字に、もう一回一・八七という租税弾性値をかけなければならぬ。そうしないといふわけは物価調整減税——物価調整減税といふのは何かというところ、それをやると昨年並みだということですね。それからさらに政策的なその上に上乗せをする減税といふのは、ただそれだけで終わつた場合には何もなされてないということですね。局長は簡単に

千三百七十億で終わっているわけではないからいいじゃないかと言われましても、これにたとへば一・八七をかければ、三千五百十億のかなりの部分は物価調整減税に食われてしまうということですね。そういうことになれば自然増収に比べて今年度の所得税減税が実質どれだけの少ないかということがありありと出てくるかと思うのです。ちよつと千三百七十億に一・八七かけてみて下さい。ところで今年度の自然増収は幾らぐらいになる予定ですか。

○高木(文)政府委員 一兆一千五百九十六億円であります。これは四十七年度の当初予算と比べまして、減税なかりせば見込まれますところの税収額でございます。

○佐藤(観)委員 それは所得税だけでですか。

○高木(文)政府委員 そのとおりでございます。

○佐藤(観)委員 一・八七を使うとしますれば、三千五百十億、平年度三千七百一億、これを使つたとしても、一兆一千五百九十六億に対してたいへん少ない数字にしかならぬわけですね。そういう意味で、私は、冒頭申し上げたように、これだけインフレが進んでいる中で、所得税はもつと大幅に減税をしなければいけないのではないかと、こゝろにふりかへて考えるのも無理からぬところがあるのではないかと、思います。これは一度私は、大臣が来たらもう少し詰めてみたいと思つておりますけれども、そういうふうな自然増収に比べて、きわめて今年度の減税といふのは少ない。一体今年度の減税は、所得の階層別にしますとどういふところが一番効果があるのですか。

○高木(文)政府委員 それにお答えいたします前に、減税がどの程度の規模のものかということにございまして、ただいまおっしゃいましたように、一兆一千五百九十六億に対して三千五百十億といふものは二七・二％になるわけでございます。毎年どのくらいの減税が行なわれているかと申しますと、四十七年度は税制改正上は減税はございませんでしたが、それは四十六年度に年内減税がございまして、年内減税分を四十七年度税制

改正と見ますと二九・九%、四十六年が年内減税分を除いたと見ますと二四・〇%、四十五年が三八・〇%、四十四年が二五・七%というような経緯でございまして、私も決して今度の減税がさほど大幅減税とも思いませんけれども、例年の減税に比べてさほど小さいものだということにはならないと思っております。

第二に減税のメリットでございしますが、減税のメリットは、給与所得者で夫婦と子供二人の場合について見ますと、給与収入百五十万円の段階で二三・七、給与収入二百万円の場合が一四・〇、給与収入三百万円の場合が一〇・四、同じく五百万円が七・一、七百万円が六・三、一千万円が三・九というような階層別減税割合になっております。

○佐藤(親)委員 少ないと言いますと、すぐ過去と比べてパーセンテージを出して、そんなことはないというパーセンテージでござますけれども、今度の物価が、内容を詳細に見てみると、これだけ上がって、千三百七十億といういわゆる物価調整減税に私はやはり弾性値をかけて一・八七倍した数字が物価調整減税に食われるというのを考えますと、現実には減税の効果というものはあまりないのではないか、確かに数字ではあらわれてきましたけれども、インフレによる名目的なものの上がり、それからそれに伴うところのいろいろなものの価値の下落、こういったものをいろいろ入れてみますと、決していま言われたようなパーセンテージだけで解決ができるものではないと思っております。

特に私は、あとでけっこうありますから、いま局長が最後に言われた所得階層別の減税の効果についてでありますけれども、七百万、八百万の人はあまり関係ないと思うのです。というのは、給与所得者を見ても、大体五百万以下の方が大半を占めるわけでありまして、こういった意味ではできる限りこまかに、今度の減税が一体どういふところに一番恩恵がいくのか。過

去、四十六年だったと思えますけれども、税率を改正したときに、その税率がどういふふうになるのか、これを詳細に調べてみたら、五百万前後の人が一番減税の恩恵を受けるということがわかったわけでありまして、今後の審議の参考にもなりますので、今度の四十八年度減税がどういふ所得階層別に、特に五百万以下を、いろいろ計算のやり方があるのではありませんか、なるべく詳細に、どういふ影響が出てくるかというのを、後ほどでけっこうございまして、出していただきたいと思っております。

その次の問題でありますけれども、その次は、実は年金に対する課税問題をやりたいのですが、これをやりますと時間がかかってしまいますので、その前に内職の方々あるいは共働きの方々、この人たちに對する税法の問題をちょっと伺いをしておきたいと思っております。

まず、これは国税庁でけっこうなんです、内職、共働き、こういったものは国税庁の範疇で何か税務上の概念規定というものはあるのですか。

○江口政府委員 二つの形態があるのですが、はつきり雇用契約を結ばれておられる場合は、給与所得ということで概念しておりますが、われわれといひますか、私の承知しておる限りでは、家内工業の場合に、一部雇用契約的なものの結ばれておられる場合と、それから数人的に、請負的にやっておる、いわゆる工賃を取っておられる場合と二つございまして、そういう場合には雇用契約的な内容のものについては給与所得として計算をし、それ以外のものについては事業所得として計算をする、こういうやり方をしておりますので、一がい

に一つのものとして定義づけるというやり方をしない、収入の実態に合わせて計算をする、こういう形のやり方が従来のやり方でございます。

○佐藤(親)委員 それでは共働きの方々にいいて、ちょっと伺いをしたいのでありますけれども、いま共働きの方々というのはいくつ何世帯ぐらいたあると労働省のほうでは見ていらつしやいますか。

○井上説明員 お答えを申し上げます。

共働きの世帯数でございまして、昭和四十年の国勢調査によりますと二百四十九万七千世帯になっております。これは夫と妻がともに雇用労働者であるものについての数でございます。それで、これはちょっと数字が古くございまして、最も、厳密な意味の共働き、いま申し上げました共働きというのにはなっておりません。数字でございまして、その後だいたいふえておるのではないかとと思われまして、これをいわずに配偶者のある女子雇用労働者について見ますと、現在女子雇用労働者の中で配偶者のある女子が四六・一%、それで、これによって計算してみますと、五百万ぐらゐが有配偶者であつて雇用労働者であるということになるわけでございます。

○佐藤(親)委員 五百万は世帯ですか。

○井上説明員 これは世帯ではございせん。世帯の数というものが統計上ちょっとつかみにくいので、先ほど四十年の国勢調査の数を申し上げますが、この数がちょっと古くございまして、その世帯の数でなく、有配偶者である雇用労働者の女子の数ということでは申し上げたわけでございます。これは昭和四十七年の数でございます。

○佐藤(親)委員 配偶者のある女子労働者が四六・一%ということは、つまり五百万という数字は五百万人の女子労働者が配偶者があるということの数でござい。——ということでは五百万世帯ということと同じことですね。

それで、これはこういう数字があるかどうかわかりませんが、そのあとのこととちょっと関連をするのでありますけれども、そのうちで幼児のある、ないというのはいくつ何世帯というのがあるのでしょうか。なかなかこれはむずかしいと思ひますけれども……

○井上説明員 これも国勢調査によりまして、昭和四十年の国勢調査でございまして、十四歳以下の子供のいる共働き世帯について見ますと、一世帯当たりの平均の子供の数が一・二三人となつております。

○佐藤(親)委員 そこで、この実態を踏まえて今度は主税局長にお伺いをしたいわけでありまして、れども、いま共働きの場合には奥さんの、奥さんというか主人の申告する税額の中に配偶者控除というものは控除されませんでね。

○高木(文)政府委員 その関係たいへん複雑になつております。まず妻の所得が十五万円以下であるという場合には、これは妻の所得自体が非課税になりまして、それから、夫の課税に際してその妻は配偶者として控除が認められます。それから次の段階は、妻の所得が十五万円から二十一万円の間の、この場合には妻の所得のほうはそれ自体として課税になりません。ところが夫の配偶者控除は適用されません。夫のほうは妻の所得を配偶者控除として適用されません。今度妻の所得が二十一万をこえる。そうすると妻の所得は妻自身として課税になりますし、夫のほうの所得計算上配偶者控除は適用されません。こういうややこしい関係になつております。

なお、妻の所得が十五万円であるということでは、収入のほうで見ると三十四万八千円になります。それは給与所得控除が働きますから、収入で見れば十五万円ということとは三十四万八千円になります。それから、二十一万円という数字を申しましたが、二十一万円という数字は収入ベースで見ると四十二万二千円になります。したがって、収入ベースで三十四万八千円以下であるか四十二万二千円以上であるか、あるいはその中間であるかによつて私が先ほど説明しました三つの組み合わせの場合になつてあらわれてまいります。

○佐藤(親)委員 いま実際に給与ベースで見ますと、アルバイトだけ雇うのでも女の方でも一日大体千五百円だといふのです。安いのとしまして一日千五百円だといふのです。これを三十倍するのはいくらになりますか。これを三十倍するのはいくらになりますか。二十八倍したとしても大体四万円ちょっとになるわけですね。そうなる、四万円ちょっとでこれを十二倍します

と、これだけでも四十八万円。しかもおそれなく正式な雇用関係のある共働きという事になります。とおそらく私は常識的に五十万円をこえてもいいる内職的なもの、これはまたあとでお伺いします。のけといつて、そうしますと、いまの場合には実際には局長正確にいろいろな例をあげていただきましたけれども、実際の場合には私とは別の場合配偶者控除が共働きの場合には働いていないと考えるのが実態ではないか。

できれば労働省のほうから、いまじゃなくてけつこうでございすが、共働きのほうの女の方のほうはどういう給料になっているかまたあとでお教えを願いたいわけでありすが、局長、本来配偶者控除というものはどういふもので

○高木(文)政府委員 ただいまのお話で、基本的な問題がございすのは、所得税で一番大きな問題の一つとして何を単位に課税をするかという問題がございす。日本の場合には所得者単位と呼んでおります。そこで夫も働いておる、妻も働いておるといふことになると、原則は夫は夫で課税になり妻は妻で課税になる、こういうことになりす。もう一つの考え方は、いわば生活単位といひますか、消費単位といひますか、世帯単位といひますか、一緒に生活しておれば夫と妻の働いた分を一緒にして課税するといふ、そういう課税のしかたがございす。日本の場合には世帯単位にしないで所得者単位にしております。所得者単位にした場合には妻が無報酬であるという場合には、夫の所得で妻を扶養していくというか食費を意味で夫の所得税については基礎控除として二十一万円引くと同時に、夫と同額の二十一万円を扶養者控除として引く、こういう関係になってくるわけでありす。

ところが、もともと妻と夫が別働きである、共働きである、別々に所得を得てくるという場合は、夫は夫で自分の所得のほうから二十一万円引かれます。妻のほうは妻の所得から二十一万円引かれます。結局二人合せてみれば妻が働いていいる場合も働いていない場合も、結局四十二万円ずつは引かれていいる、こういう関係になるわけ、妻のほうには本人分として二十一万円を引かれていいるわけですから、妻が働いていいるのに夫のほうからもう一ぺん扶養控除を認めては三人分引いたよりなかつこうになりますので、それはぐあいが悪いといふことになるわけがございす。

ですから、厳格に言えば、さつき十五万円までは妻が働いても夫の配偶者控除は引かないといふふうに申しましたが、本来それはおかしいので、たとえば厳密に言えば、妻が十万円働いておるといふのであれば、夫のほうの配偶者控除を少しちびるというか減らすことがあつてもいいはずなんです、そういうめんどうなことはしない、簡素にやる、少額非課税といひますか、そういうような精神で十五万円のところで切つてしまつていられるわけです。そこで十五万円のところで段差がでけるわけです。本来のたてまえは妻に所得があれば夫のほうから妻の控除を引いては本来はおかしい、こういう関係になつておるわけがございす。

○佐藤(親)委員 私のお伺ひしたのは、だいたい先までいつちやつていいるんですけれども、私は、配偶者控除といふのは——配偶者のない私が聞くのはおかしいのかもしれませんが、配偶者控除といふのは、相続税のときの、奥さんの財産づくりについても、貢献を認めて、横への相続についていなるべく軽い税金にしようじゃないか、こういう精神と同じものではないかと思ひます。配偶者控除といふのが一つの生計を持つのに一つ共同の資産をつくるというか、二人働いて、二人働いてといふか奥さんの場合には働いて出ないない場合にはこれはその御主人が働いていいるようにする、そういう一家計として共同の資産づくりに、それに対する控除が配偶者控除ではないかと思ひます。それ、そういうふうな考えをすれば、共働きの場合に、たとえば配偶者控除、これは昔はたしか

配偶者控除といふのは認められなくて、第一子控除といふのが扶養控除として、第一子の場合たしか二万円であつたと思ひますけれども、四十二年の税制改正が何かでなくなつたのじゃないかと思ひますけれども、結局御主人だけで食べていけなから奥さん方が働くわけでありすから、そういう意味で、配偶者控除といふのはもう一度精神を見直してみななければいけないのじゃないか。ただ、奥さんも働いていいるから、配偶者控除は所得が三十四万八千円以上のときにはほとんどなくなるんだといふことではたしていいんだらうか。

特に私は、先ほど労働省のほうからお伺ひしたのは、ほとんどの場合に十四歳未満のお子さんが平均一・二三人いらっしゃるわけですね。ということになりますと、こういう共働きの場合には、どこかにそのお子さんたちを預けなきゃいかぬといふことになりす。さつきいふたものに対する配慮といふのは当然あつていいんじゃないか、幼児保育控除みたいなものが私は必要なんじゃないかと思ひますけれども、その辺のところを、いまの局長のお考えの配偶者控除といふ考え方は、共働きをして苦労をしていいる奥さん方には、税制面では、うちにいらつしやる奥さんよりも——私はいま、給与収入が三十四万八千円以上の場合、ほとんどがその場合だと思ひますので、その場合を論議していられるわけですが、うちにいいる奥さんのほうが税制面では優遇をされて、確かに収入があるといふことによつて、外に働きに出ている奥さん方については税制面ではたいへん冷たい。で、その間に、十四歳以下一・二三人のお子さんたちについても何らかの税制面では優遇されたいではないか。しかも、先ほどお伺ひしたところによりますと、共働きの世帯といふのは五百万世帯あるといわれていられるわけですね。大体、おそろく全国で、いま人口一億人ですから、二千五百万世帯くらいと思ひます。その五分の一が共働きといふ現状について、税制ではきつめて冷たい扱いになつていいるのではないか、こう考へるわけでありすが、どういふか、

○高木(文)政府委員 二つのことを申し上げておきたいと思ひます。若干、先生と私も意見が違つていいます。一つは、配偶者控除という制度は昭和三十六年に創設されたものでございまして、それまでは扶養控除といふことで、妻の場合と子供の場合とは若干金額は違ひがあつたのですが、配偶者控除といふ制度はなくて、扶養控除といふことで、一括をされておつたわけがございすが、漸次、妻の座を何かと重く見るべきだといふことがありまして、配偶者控除といふものを扶養控除制度から抜き出して、現在では配偶者控除が本人と同じ二十万円で、今度の改正案では二十一万円で、それで扶養控除のほうには十四万から十六万に上つていふことで、そこに五万円の差がある、さつきいふたことになつておるわけがございまして、わが国の税制の歴史においては、配偶者控除は扶養控除から抜き出されてきたものである、さつきいふこととございす。

いま御指摘の通りに、共働きの世帯についていろいろ掛かりがある。奥さんも専業主婦も働いていいるといふことであれば、子供の養育のために人を雇わなければいけないとか、あるいはどこかに預けなければいけないといふことがあるので、何か考へるべきであるといふ御主張はございす。しかし、反対に、夫だけが働いて妻が家庭にあるといふ場合の片働きの方々のほうからは、いまの制度は片働きについて非常に不公平である、夫が二百万円なり三百万円なり所得があるのは、妻の家庭における働きがあるからである。ところが、たとえば三百万円の所得が世帯全体としてある場合に、夫だけが働いておられますと本人について基礎控除と配偶者控除とが働きますが、給与所得控除のほうには夫の所得についてだけしか給与所得控除は働かない。ところが夫と妻とが両方働いて夫が二百万円、妻が百万円、合計三百万円、結局世帯としては同じ収入がある場合でも、先ほどの控除の関係は基礎控除は本人に働いて、配偶者控

除はなくなるということでありませうけれども、給与所得控除が夫のほうにも妻のほうにも働いてくるところから、そういう関係で、同じ三百万円、所得があつても、二人の所得を総合してみますと、片働きのほうが納める税金が多いというので、片働きサイドからは、いまの税制では妻の内助の功という見方が非常に少ないという議論がありまして、それがいわゆる二分二乗論ということ、片働きの場合は夫の所得の半分は妻の働きとして見て何か考えたらどうだ、こういう議論が盛んに行なわれているわけでございます。

そこで、片働きと共働きとのバランスをいかにいたすべきやという問題は、わが国だけではなくて各国とも困っているところでございます。アメリカ等におきまして、いろいろその制度の歴史を通じて、片働き、共働きのバランスをどうとるべきやという議論は、過去の税制改正の歴史においていろいろあるわけでございます。で、私どもは、二分二乗論については今後とも検討問題になっておりますと同時に、保育控除等の問題、子供の保育をいたす場合の保育控除の問題等もかねがね懸案事項となつておるわけでございます。しかし、なかなか両方の主張が相半ばしておるわけでございます。いろいろな御意見は出ておりますが、また御婦人の間でもいろいろ議論がありまして、結局働いておられる御婦人と家におられる御婦人との間に必ず意見が逆に出る、こういうことでございます。その辺のバランスをどこに取るべきかというところはなかなかむずかしいわけでございます。

いまの佐藤委員の御質問の、共働きについておりと早く扶養控除が十五万円これば飛んでしまふといふことも少し過酷ではないか、という御意見も従来からございます。しかし、その辺はなかなかどうも、それぞれの立場で両方の主張があり、私はどつちがよいとかんたかといふことはあまり、現在の段階では判断がついておりませんので申し上げかねますが、ともかく両方から、片働きは片働きをもう少し減税したらどうだ、共働き

は共働きをもう少し減税したらどうだ、両方から責められておるという現状でございます。

○佐藤(親)委員　いまの局長の論は、私の言い方がちよつと悪かつたかと思ふ面もあるのですけれども、まず一つは、所得が十五万という第一の関門あるいは二十一万という第二の関門、これが低過ぎるのではないかと一つ一つの議論と、奥さんが働いている場合の配偶者控除、これをどうするかという問題。これは同じような問題でありますけれども――ですから私は、現実には配偶者控除をもっと上げようというか、その場合にはなかなかむずかしいと思ふのです。ですから私は、要は、共働きをしておる人々の場合には、必ず出てくる問題は、お子さんをどうするかという問題になつてくるわけですね。したがって、私はここで、勤労学生の場合には控除があるわけでありまして、勤労学生の場合には控除があるわけでありまして、ほんとうはこれは後ほど必要経費とすけれども、教育にかかるといふ費用あるののでありますけれども、教育にかかるといふ費用あるのではありませんか。共働きの場合の特殊な事情を勘案する。しかも、その共働きをする人がほんのわずかしいかないといふのなら、また非常に税制が不公平になるかもしれないけれども、先ほど冒頭に私が労働者からお伺いしましたように、大体世帯数にして五分の一が共働きであるという現状に立つてみるならば、やはりこの共働きをしているという特殊な条件に置かれておられるお子さんたちの保育の問題についても、税制面で考えていく必要があるのではないか。それで私は、名前はどうでもよいのでありますけれども、幼児保育控除とか保育者控除とか、こういったものを何か考える必要があるのではないかと思ふわけでありまして、私も、もう一度その点についてお伺いしたいと思います。

○高木(文)政府委員　幼児の保育控除の問題は、かねがねからそういう問題はございます。ござい

求がありまして、たとえば教育費についての控除を何か考えなければいかぬではないか、特に最近、高等学校なり大学なりに子供を出す場合の費用負担が非常にかかるからといふことで、教育費の問題を考えなければいかぬのではないかと議論があり、それから老人についていろいろ考えなければならぬではないかといふ御意見があり、それから若年労働層について考えなければならぬといふ御意見があり、いろいろ置かれておりますところの環境によつていろいろ控除を考えるべきだといふ御意見がありまして、それを一つ一つを何か解決をするために新しく控除制度をつくるということになつてくると、たいへん税制としては複雑なものになつてくるというところであります。

で、冒頭に佐藤委員から御質問がありました課税最低限とはいかなるものかといふこととの関連及びその将来をどう考えるかといふ御質問と関連がございまして、私どもは、何とか控除という制度を新しくつくるということよりは、そういう問題がいろいろ出るのは、やはり諸控除の額が少なかりうかといふこと、基礎控除なり配偶者控除なり扶養控除なりの水準の問題をもう少し今後議論していくべきではないか。

なかんずく保育控除の問題につきましては、共働きという場合にもいろいろな類型がありまして、税法上は稼働が別であれば別々の税になつておるものですが、御主人がどこかへつとめられて、奥さんが家で農業をやつておられる。御主人もときおり手伝うといふ場合にも、税法上は別々の稼働になる。奥さんが農業経営者といふこととて、御主人はサラリーマンといふことになつてきます。そういう場合もまたあります。それから法人になつておられる場合には、御主人が代表者で奥さんが監査役といふ場合もありまして、税法上のそういう夫、妻の関係といふのは、必ずしも生活実態に合つてこないといふこともありますので、夫と妻が共働きであるから常に何かそういう特殊なもの、そして子供があれば特殊なものを見るべ

きかということになりますと、これはまたいろいろ問題があるわけでありまして、典型的な、要するに夫婦ともサラリーマンで、毎日毎日どこかへ通勤をして、子供をどこへ預けるかといふ場合が深刻に議論されておるわけですが、税法上はどうもなかなかそれだけを抜き出してうまく処理をすることはむずかしいのではないかと。どうもこの問題は、むしろ税の問題よりは他の分野の問題ではなからうかといふふうに考えておるわけでございます。

○佐藤(親)委員　この問題はある意味では、先ほど野田委員も御質問があつた問題と関連をして、ばたして個別にいろいろな経費を算出して認めたいというのか、大ワグとして基礎控除あるいは所得控除の引き上げをやつたほうがいいのか、この問題に尽きるところで、すね。ただ私は、いまの国民の要望の波としては、やはりそれなりの特殊な事情といふのを認めてもらいたいという方向にむしるあるのではないかと思ふのです。所得控除をさつと上げたところ、共働きの問題といふのは、皆さん納得をしたところで消えていくだらうかといふことになると、私は、いまの税制、いまの税負担の現状からいって、必ずしも消えるものではないと思ふのです。むしろ二万円なり三万円なりひとつさつと特殊なものを――私はあげておいて、これは先ほど局長も言われていたように、若年労働者の問題についてはまたまたたかが質問していただきますし、教育費控除の問題もまたたか御質問していただきますけれども、それは、何でもかんでも控除をつくれればよいというものではないですね、そこにはある程度一定の限界がもたらなければならぬ、ある程度これはどういふものかといふことにしたい。かき、ある面では、皆さん方御意見の公平性を欠くことになりまして、さういふ面では私は、いまの共働きの場合に限つていへば、やはりさういふたすく起つてくる問題でございます。一・二三

人十四歳以下のお子さんがいるということは、共働きの場合にもほとんどにかかるとお子さんがいるということでありまして、そこに直面をする幼児保育の問題、これについても私は税制で考える必要があるだろうと思ふのです。これはまた、論議していてもずっと長くなってしまうので、ここらあたりにはいたしたいと思ひますけれども、こういった問題は税制調査審議会ではどういうことになっておりますか。

○高木(文)政府委員 税制調査会では、教育費の問題であるとか、それからいまの保育控除の問題であるとか、身障者等を家庭にかかえておる方の問題であるとか、いろいろそういう控除の要求がございますというところは、いつも御紹介は申し上げておるわけでございます。そのほかに住居費控除、これは最近非常に家を借りるのが高くなった場合の家賃控除、異常家賃控除のものがございまして、それから先ほどもお触れになりました未成年者控除、それからもう一つ、ずいぶん長い間御要求という御要請がある問題として、寒冷地において石炭等をよけい使うことがあります関係上の生活費がよけいかかるからという御要請がございまして、こういったものについてどうするかというところでございますが、税制調査会においては、一方において制度を簡素にすべきであるという要請もまた出てきておりますので、いままでのところは、この種の個別事情を税制上しんしゃくするにはおのずから限界があるのではないかと、いうことで、私が先ほど御答弁申し上げました基礎控除や扶養控除等一般の控除をもう少し拡充する方向にまず力を入れたらどうかという一応の結論になっております。しかしこういう問題は、毎年の答申にあたりましては、こういう御要請がありましてということについては御紹介は申し上げておるということでございます。

○佐藤(親)委員 いま局長からあげられました寒冷地手当の問題、これも後ほどうちの党のどなたかが質問をすることになっております。それから教育費控除、未成年者控除、これは若年労働者の

税の軽減の問題としてまた後ほどどなたかが御質問することになっております。それから住居費の問題、これは一番最後に私もお伺いしようと思つておるものでありますけれども、いまの勤労者にとって必要経費といつたら一体何だろうかといつた問題の中に、特に異常に高くなつて住居費、私たちが公団家賃値上げ反対の闘争と一緒にやっておりますと、とにかく高くなつても税金で落としてくれればよいという話があるわけですが、そういうことも含めてまたいづれお伺いするわけでありまして、私は単に共かせぎの話だけいいますとあげたわけでありまして、こういふことも含めては、所得控除の引き上げといふことではたして皆さん納得できるかどうか、簡素化もまた必要でありますけれども、税の公平化もまた必要だと思ひます。寒冷地手当といつても、私のところの名古屋に寒冷地手当といつても、これはあまり関係のないことではございまして、そういふ意味ではやはりそれなりに合理性を持つていなければいかぬと思ふのです。そういった意味でさらに私たちも議論をしていく必要があると思ひます。

たいへん時間が過ぎてしまいましたけれども、同じような問題でございまして、内職の問題にちよつと触れて、きょうの分は終わりたいと思ひのであります。

内職の場合も、先ほど言われましたように、第一の関門が所得が十五万円であり、二番目が二十一万円、そういう二面では共かせぎと形態は同じになつてゐるわけでありまして、時間もありませんので、簡単にお伺いをしたいのは、いま私のところに言つてゐるのは、とにかく税務署が共かせぎをやつてゐると、これはどこの共かせぎ、どこに支払つたものだと中小企業の支払いの部分にたいへんよく聞いてくる。これではあまりうるさく言うとも、せつかくパートタイムなりあるいは内職をやつてもらつてゐる方が、もうそんなことなら、奥さんの配偶者控除もなくなつてしまふから、だんながやめてくれという、家庭のいざこざ

が起る、とにかくこれを何とかしてもらいたいという話が非常によくくるわけですね。

こういうところから考えて、私もいろいろ調べてみますと、先ほどの共かせぎの場合と同じような問題になつてゐるわけでありまして、いま税法上の問題としては、先ほど言われたように、所得が十五万円以下の場合には配偶者控除があつて、本人にも、パートタイムなり内職をしてゐる人たちにもかかりません。あるいは所得が二十一万円以下の場合には税金はかかりませんが、配偶者控除はなくなりまして、こういうことになつてゐるわけでありまして、こういうことになつてゐるわけでありまして、これはこれら内職のどのくらい収入といふ資料があまりはつきりしたものが無いので、四十六年の九月―十月の調べでありますけれども、収入が二万円から一万円の人三・二%、一万円から五万円以上の人三・五%といふので、すけれども、私たちが歩いてみる限りではちよつと低過ぎるような気がするわけですね。この場合には収入がどのくらいかといふことは非常に響いてくるのですけれども、せつかく労働者を見てゐるので、この点はどうかでしようね。われわれの感覚としては、何か内職の奥さん方の収入が少し低過ぎるのではないかと、いふふうに考へるのですけれども、この数字でいきますと、二万円から三万円までが一三・二%、三万円以下の人を全部累計しますと九〇・七%といふことになるわけですね。三万円から四万円の人五・二%、こまで累計しますと九五・九%、そうしますと、先ほどの話のように、所得が二十一万円以下なら個人にはかかりませんといふことになりまして、三万円以下の人には税金がかからないといふことになるわけでは、どのくらい収入があるのだからかといふのは非常に問題になるわけなんですけれども、どうもこれを見ると感覚的には低過ぎるのではないかと、いふ感じがするのですが、いかがなものでしょうか。

○廣政説明員 先生いま御指摘の点でございましてけれども、先生がおっしゃいました資料、私ども

地方の労働基準局を通じて調べたものでございまして、ただ、年次といたしまして四十六年十月といふことでございまして、私どももこの最低賃金が低いというお話、むしろこの工賃をもつと上げるべきじゃないかというお話も伺つておる次第でございまして、私ども調べました限りにおきましては、ただいま先生御指摘のような数字になっております。

○佐藤(親)委員 簡単に言いますと、ですから、いまの現状では内職の収入が三万円以下の場合には、三十四万八千円がたしか収入の限界だと思ひましたけれども、大体三万円以下ならば税金はかかりません、ただし配偶者控除がなくなつてしまふ、こういう現状になつておるわけですね。どうもいまのこの労働者の数字ですと、あまり合点がいかない部分がわれわれの感覚としてはあるものですから、どうもその辺が話がちがはうございまして、すけれども、局長、どうなんですか、いま申しました共かせぎの場合も同じでありますけれども、内職に対しては大体月三万円以下の収入なら税金がかからない、そのかわり配偶者控除はなくなるというところになるわけでありまして、これは、これは過去四十六年のときに十万円が十五万円にたしか上げられたと思ふのですね。それ以前はたしか五万円だったわけですね。これは私も速記録を見ておりませんけれども、これを引き上げたのは、あまり低いと、ある収入の額になると、もう仕事をやめてしまふ、収入がふえて税金がかかる、配偶者控除がなくなつてしまふといふことでやめてしまふといふことで、これはだんだん引き上げになつたように聞いているわけでありまして、いま中小企業あるいはその下に小企業、零細企業、こゝろはパートタイムなり内職といふものがなければ、実際の場合にはほとんどそういう仕事をやつていかなれないような現状にあるわけですね。

ですから、あまりこのことについて税務署のはりから来られますと、みんな内職はやめだといふ可能性もある、これは中小企業にとつてもたいへ

ん痛い問題に私の耳には入ってくるわけですね。その辺のところの解決策とすれば、具体的に私がいま申しました額を引き上げること以外にないと思うのでありますが、そうしますと、おそらくお答えは、その場合には、奥さんが働いていない場合、片働きの場合には不公平が起こること、これが返ってくると思うのでありますけれども、実際の日本の産業、特に中小零細企業が寄りかかっているパートタイムなりあるいは内職というものが、こういったものの実態に合わせてもう一度考え直して見る必要があるのではないかと、見直して見る必要があるのではないかと。われわれが選挙区内をあちこち歩いて耳にすることから考えるわけでありましても、その点についてはいかがであります。

○高木(文)政府委員 これは実は精神としては、制度上の問題というよりは、どっかというところと少額非課税、少額不追求といったような精神でできている制度でございます。税務署があまりこまかいことをやるのはよろしくない、また納税者のほうもこまかいことを申告するわすれさがらないほうがよいところから出ている制度でございますが、実はこれに非常に類似した制度で、給与所得者本人が自分の本来のサラリーのはかに一種のアルバイト収入というふうなものがあつた、たとえば原稿を書いたとか座談会に出たとか、私どもにも関係がございますが、そういう種類の収入があつたという場合に、どこから申告を要するかという額は、本人については十万円にいまなっているわけでございます。この十万円も、

過去において改正をいたしました。いまの内職の分についてお話がありました妻のほうの収入が十万円から十五万円になっておりますのと、本人そのものの少額不追求の制度とある程度バランスしながら来ておるわけでございます。

いろいろと先ほど来お話がございますように、内職に限らず、一般的に税務事務も複雑化してきておりますし、あまりこまかいものについてはなるべく納税者サイドも税務官庁サイドも簡素にしていきたいということからいいたしても、この金額は適当な機会には直していかなくやならぬものだといふふうに思っておりますが、現在の段階では、かなり長いこと続いておりました十万円を四十六年に直したということでもございますので、実態との関係をも少し調べてみなければなりません。はたして直さなければならぬかどうか。こういうものは額が大きくなればなるほどいいということになってしまふものですが、もう少し私どもも実態をよく調べてみた上で検討してみたいと思ひます。方向は何年かに一べんは手直しすべきものではないかと思ひます。

○佐藤(親)委員 時間が来ましたので、次回に譲らしていただきたいと思ひます。

○鴨田委員長 この際、参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

すなわち、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の各案について、来る三月二十六日午後一時、参考人の出席を求め、その意見を聴取することとし、その人達につきましてはは委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

次回は、来る二十六日月曜日、午後零時三十分理事會、午後一時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時四十二分散會

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十三号中「含む。」の下に「及びこれらに類する外国の信託」を加え、同項第二十三号を次のように改める。

二十三 変動所得 漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で年度の変動の著しいもののうち政令で定めるものをいう。

第二条第一項第三十二号中「三十二万円」を「三十四万円」に改め、同号に次のように加える。

ハ 職業訓練法人の行なう職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第二十四条第三項(職業訓練の認定)に規定する認定職業訓練を受ける者で政令で定める課程を履修するもの

するもの

第九条第一項第一号中「政令で定める当座預金の利子」を「当座預金の利子(政令で定めるものを除く。)」に改め、同項第十号中「による所得」の下に「その他これに類するものとして政令で定める所得」を加え、同項第十一号に次のように加える。

ニ ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利の譲渡に類するものとして政令で定める有価証券の譲渡による所得

第九条第一項第十八号を次のように改める。

十八 次に掲げる年金又は金品

イ 文化功労者年金法(昭和二十六年法律第二百二十五号)第八条第一項(年金)の規定による年金

ロ 日本学士院から恩賜賞又は日本学士院賞として交付される金品

ハ 日本芸術院から恩賜賞又は日本芸術院賞として交付される金品

ニ 學術に関する顕著な貢献を表彰するものとして又は顕著な価値がある學術に関する研究を奨励するものとして国、地方公共団体又は大蔵大臣の指定する団体若しくは基金から交付される金品(給与その他の対価の性質を有するものを除く。)で大蔵大臣の指定するもの

ホ ノーベル基金からノーベル賞として交付される金品

ヘ 外国、國際機關、國際団体又は大蔵大臣

の指定する外国の団体若しくは基金から交付される金品でイからホまでに掲げる年金又は金品に類するもの（給与その他対価の性質を有するものを除く。）のうち大蔵大臣の指定するもの

第九条第二項第三号中「イからハまで」を「イからニまで」に改める。

第二十八条第三項中「百十三万円」を「百六十六万円」に、「十三万円」を「十六万円」に、「百十三万円」を「百三十六万円」に、「十三万円」を「十六万円」に、「四十六万円」に、「四十三万円」を「六十一万円」に、「五十三万円」を「七十六万円」に改め、同条第四項中「二百十三万円」を「二百万円」に改める。

第二十九条第一号中チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）

第三十条第三項第一号中「五万円」を「十万円」に改め、同項第二号中「五十万円」を「百万円」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同項第三号中「百五十万円」を「三百万円」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同項第四号中「三百五十万円」を「六百万円」に、「三十万円」を「四十万円」に改め、同条第四項中「二十万円」を「四十万円」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第五十七条第三項第一号を次のように改める。
一 二十万円

第五十九条第一項第一号中「相続人に対する贈与で被相続人である贈与者の死亡により効力を生ずるものを除く」を「法人に対するものに限る」に、「包括遺贈のうち限定承認に係るもの以外のもの及び相続人に対する特定遺贈を除く」を「法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る」に改め、同項第二号中「第一項の規定に該当し、かつ、前項の規定により第一項の規定の適用がなかつた場合において、同号に規定する対価の額が同項に規定する資産の移転」を「居住者が前項に規定する資産を個人に対し同項第二号に規定する対価の額により譲渡した場合において、当該対価の額が当該資産の譲渡」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十条第一項各号を次のように改める。
一 贈与、相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）

二 前条第二項の規定に該当する譲渡
第六十条第二項中「前条第一項各号に掲げる贈与、相続若しくは遺贈又は譲渡」を「前条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈」に改め、「で同項の規定の適用があつたもの」を削る。

第六十五条の見出し中「割賦販売」を「割賦販売等」に改め、同条第一項中「たな卸資産」の下

に「又は役務」を加え、「割賦販売」を「割賦販売等」に改め、同条第二項中「割賦販売」を「割賦販売等」に改め、「行なわれる販売」の下に「又は提供」を加え、同条第三項中「割賦販売をしたたな卸資産」を「割賦販売等をしたたな卸資産又は役務」に改める。

第七十四条第二項第七号中（昭和四十五年法律第七十八号）を削る。

第七十八条第一項第一号中「百分の十五」を「百分の二十五」に改める。

第七十九条第一項及び第二項中「十二万円」を「十三万円」に、「十六万円」を「十九万円」に改める。

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「十二万円」を「十三万円」に改める。

第八十三条第一項中「二十万円」を「二十一万円」に改める。

第八十四条第一項中「十四万円」を「十六万円」に改め、同条第二項中「十六万円」を「十九万円」に改め、同条第三項中「十五万円」を「十八万円」に改める。

第八十六条第一項中「二十万円」を「二十一万円」に改める。

第一百四十一条、第一百七十七条第一項及び第一百四十四条第四項中「二万円」を「三万円」に改める。

第二百二十条第三項第二号中（定義）に掲げる生徒を「又はハ（定義）に掲げる者」に、「当該生徒」を「これらの者」に改める。

第七十四条第二号中「利子等」の下に「郵便貯金の利子で政令で定めるものを除く。」を加える。

第八十一条第一項中「利子等」の下に「郵便貯金の利子で政令で定めるものを除く。」を加え、同条第二項中「配当等」の下に「公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配を除く。」を加える。

第八十七条及び第九十条第二号ハ中（定義）に掲げる生徒を「又はハ（定義）に掲げる者」に改める。

第九十四条第三項中（定義）に掲げる生徒を「又はハ（定義）に掲げる者」に、「当該生徒」を「これらの者」に改める。

第二百七条に次の一項を加える。

5 第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請書の提出があつた日の属する月の翌月末日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。

第二百二十四条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該支払の取扱者は、政令で定めるところにより、当該告知書に記載されている事項を確認しなければならぬ。

別表第一第一号の表の職業訓練法人、職業訓練法人中央会及び職業訓練法人連合会の項中（昭和四十四年法律第六十四号）を削る。
別表第四から別表第六までを次のように改める。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

イ 甲 表

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額の7 %に相当する金 額
36,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
36,000	37,000	100	0	0	0	0	0	0	0	0	2,900
37,000	38,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000
38,000	39,000	260	0	0	0	0	0	0	0	0	3,100
39,000	40,000	340	0	0	0	0	0	0	0	0	3,200
40,000	41,000	420	0	0	0	0	0	0	0	0	3,300
41,000	42,000	500	0	0	0	0	0	0	0	0	3,400
42,000	43,000	580	0	0	0	0	0	0	0	0	3,500
43,000	44,000	660	0	0	0	0	0	0	0	0	3,700
44,000	45,000	740	0	0	0	0	0	0	0	0	3,800
45,000	46,000	820	0	0	0	0	0	0	0	0	3,900
46,000	47,000	900	0	0	0	0	0	0	0	0	4,000
47,000	48,000	980	0	0	0	0	0	0	0	0	4,100
48,000	49,000	1,060	0	0	0	0	0	0	0	0	4,200
49,000	50,000	1,140	0	0	0	0	0	0	0	0	4,300
50,000	51,000	1,220	0	0	0	0	0	0	0	0	4,500
51,000	52,000	1,300	0	0	0	0	0	0	0	0	4,600
52,000	53,000	1,380	0	0	0	0	0	0	0	0	4,800
53,000	54,000	1,460	0	0	0	0	0	0	0	0	4,900
54,000	55,000	1,540	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000
55,000	56,000	1,620	0	0	0	0	0	0	0	0	5,100
56,000	57,000	1,700	0	0	0	0	0	0	0	0	5,300
57,000	58,000	1,780	0	0	0	0	0	0	0	0	5,400
58,000	59,000	1,860	110	0	0	0	0	0	0	0	5,600
59,000	60,000	1,940	190	0	0	0	0	0	0	0	5,700
60,000	61,000	2,020	270	0	0	0	0	0	0	0	5,900
61,000	62,000	2,100	350	0	0	0	0	0	0	0	6,000
62,000	63,000	2,180	430	0	0	0	0	0	0	0	6,200
63,000	64,000	2,260	510	0	0	0	0	0	0	0	6,400
64,000	65,000	2,340	590	0	0	0	0	0	0	0	6,500
65,000	66,000	2,420	670	0	0	0	0	0	0	0	6,700
66,000	67,000	2,500	750	0	0	0	0	0	0	0	6,900
67,000	68,000	2,580	830	0	0	0	0	0	0	0	7,000
68,000	69,000	2,660	910	0	0	0	0	0	0	0	7,200
69,000	70,000	2,740	990	0	0	0	0	0	0	0	7,300
70,000	71,000	2,820	1,070	0	0	0	0	0	0	0	7,500
71,000	72,000	2,900	1,150	0	0	0	0	0	0	0	7,700
72,000	73,000	2,980	1,230	0	0	0	0	0	0	0	7,800
73,000	74,000	3,060	1,310	0	0	0	0	0	0	0	8,000
74,000	75,000	3,140	1,390	0	0	0	0	0	0	0	8,200
75,000	76,000	3,220	1,470	140	0	0	0	0	0	0	8,400
76,000	77,000	3,300	1,550	220	0	0	0	0	0	0	8,600
77,000	78,000	3,390	1,630	300	0	0	0	0	0	0	8,900
78,000	79,000	3,490	1,710	380	0	0	0	0	0	0	9,100
79,000	80,000	3,580	1,790	460	0	0	0	0	0	0	9,300
80,000	81,000	3,680	1,870	540	0	0	0	0	0	0	9,500

イ 甲 表
(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
81,000	82,000	3,780	1,950	620	0	0	0	0	0	9,700	
82,000	83,000	3,870	2,030	700	0	0	0	0	0	9,900	
83,000	84,000	3,970	2,110	780	0	0	0	0	0	10,100	
84,000	85,000	4,060	2,190	860	0	0	0	0	0	10,300	
85,000	86,000	4,160	2,270	940	0	0	0	0	0	10,500	
86,000	87,000	4,260	2,350	1,020	0	0	0	0	0	10,700	
87,000	88,000	4,350	2,430	1,100	0	0	0	0	0	10,900	
88,000	89,000	4,450	2,510	1,180	0	0	0	0	0	11,100	
89,000	90,000	4,540	2,590	1,260	0	0	0	0	0	11,300	
90,000	91,000	4,640	2,670	1,340	0	0	0	0	0	11,500	
91,000	92,000	4,740	2,750	1,420	0	0	0	0	0	11,800	
92,000	93,000	4,830	2,830	1,500	170	0	0	0	0	12,000	
93,000	94,000	4,930	2,910	1,580	250	0	0	0	0	12,300	
94,000	95,000	5,020	2,990	1,660	330	0	0	0	0	12,500	
95,000	96,000	5,120	3,070	1,740	410	0	0	0	0	12,700	
96,000	97,000	5,220	3,150	1,820	490	0	0	0	0	13,000	
97,000	98,000	5,310	3,230	1,900	570	0	0	0	0	13,200	
98,000	99,000	5,410	3,310	1,980	650	0	0	0	0	13,500	
99,000	101,000	5,550	3,450	2,100	770	0	0	0	0	13,700	
101,000	103,000	5,740	3,640	2,260	930	0	0	0	0	13,700円に、そ の月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち100,000円をこ える金額の42% に相当する金額 を加算した金額	
103,000	105,000	5,940	3,840	2,420	1,090	0	0	0	0		
105,000	107,000	6,130	4,030	2,580	1,250	0	0	0	0		
107,000	109,000	6,320	4,220	2,740	1,410	0	0	0	0		
109,000	111,000	6,510	4,410	2,900	1,570	230	0	0	0		
111,000	113,000	6,700	4,600	3,060	1,730	390	0	0	0		
113,000	115,000	6,900	4,800	3,220	1,890	550	0	0	0		
115,000	117,000	7,090	4,990	3,390	2,050	710	0	0	0		
117,000	119,000	7,280	5,180	3,580	2,210	870	0	0	0		
119,000	121,000	7,500	5,370	3,770	2,370	1,030	0	0	0		
121,000	123,000	7,720	5,560	3,960	2,530	1,190	0	0	0		
123,000	125,000	7,940	5,760	4,160	2,690	1,350	0	0	0		
125,000	127,000	8,170	5,950	4,350	2,850	1,510	180	0	0		
127,000	129,000	8,390	6,140	4,540	3,010	1,670	340	0	0		
129,000	131,000	8,620	6,330	4,730	3,170	1,830	500	0	0		
131,000	133,000	8,840	6,520	4,920	3,330	1,990	660	0	0		
133,000	135,000	9,060	6,720	5,120	3,520	2,150	820	0	0		
135,000	137,000	9,290	6,910	5,310	3,710	2,310	980	0	0		
137,000	139,000	9,510	7,100	5,500	3,900	2,470	1,140	0	0		
139,000	141,000	9,760	7,310	5,710	4,110	2,650	1,320	0	0		
141,000	143,000	10,010	7,560	5,930	4,330	2,830	1,500	160	0		
143,000	145,000	10,260	7,810	6,140	4,540	3,010	1,680	340	0		
145,000	147,000	10,520	8,070	6,360	4,760	3,190	1,860	520	0		
147,000	149,000	10,770	8,320	6,580	4,980	3,380	2,040	700	0		
149,000	151,000	11,020	8,570	6,790	5,190	3,590	2,220	880	0	34,700円	
151,000	153,000	11,270	8,820	7,010	5,410	3,810	2,400	1,060	0	34,700円に、そ の月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち150,000円をこ える金額の60% に相当する金額 を加算した金額	
153,000	155,000	11,520	9,070	7,220	5,620	4,020	2,580	1,240	0		
155,000	157,000	11,780	9,330	7,460	5,840	4,240	2,760	1,420	0		
157,000	159,000	12,030	9,580	7,710	6,060	4,460	2,940	1,600	270		
159,000	161,000	12,320	9,830	7,960	6,270	4,670	3,120	1,780	450		
161,000	163,000	12,610	10,080	8,220	6,490	4,890	3,300	1,960	630		

イ 甲 表

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
163,000	165,000	12,900	10,330	8,470	6,700	5,100	3,500	2,140	810	
165,000	167,000	13,180	10,590	8,720	6,920	5,320	3,720	2,320	990	
167,000	169,000	13,470	10,840	8,970	7,140	5,540	3,940	2,500	1,170	
169,000	171,000	13,760	11,090	9,220	7,360	5,750	4,150	2,680	1,350	
171,000	173,000	14,050	11,340	9,480	7,610	5,970	4,370	2,860	1,530	
173,000	175,000	14,340	11,590	9,730	7,860	6,180	4,580	3,040	1,710	
175,000	177,000	14,620	11,850	9,980	8,110	6,400	4,800	3,220	1,890	
177,000	179,000	14,910	12,110	10,230	8,360	6,620	5,020	3,420	2,070	
179,000	181,000	15,200	12,400	10,480	8,620	6,830	5,230	3,630	2,250	
181,000	183,000	15,490	12,690	10,740	8,870	7,050	5,450	3,850	2,430	
183,000	185,000	15,780	12,980	10,990	9,120	7,260	5,660	4,060	2,610	
185,000	187,000	16,060	13,260	11,240	9,370	7,510	5,880	4,280	2,790	
187,000	189,000	16,350	13,550	11,490	9,620	7,760	6,100	4,500	2,970	
189,000	191,000	16,640	13,840	11,740	9,880	8,010	6,310	4,710	3,150	
191,000	193,000	16,930	14,130	12,000	10,130	8,260	6,530	4,930	3,330	
193,000	195,000	17,220	14,420	12,280	10,380	8,510	6,740	5,140	3,540	
195,000	197,000	17,530	14,700	12,570	10,630	8,770	6,960	5,360	3,760	
197,000	199,000	17,850	14,990	12,860	10,880	9,020	7,180	5,580	3,980	
199,000	201,000	18,170	15,280	13,150	11,140	9,270	7,400	5,790	4,190	
201,000	204,000	18,580	15,640	13,510	11,450	9,580	7,720	6,060	4,460	
204,000	207,000	19,060	16,070	13,940	11,830	9,960	8,100	6,390	4,790	
207,000	210,000	19,550	16,500	14,370	12,240	10,340	8,470	6,710	5,110	
210,000	213,000	20,040	16,940	14,800	12,670	10,720	8,850	7,030	5,430	
213,000	216,000	20,520	17,370	15,230	13,100	11,100	9,230	7,360	5,760	
216,000	219,000	21,010	17,860	15,670	13,530	11,470	9,610	7,740	6,080	
219,000	222,000	21,490	18,340	16,100	13,970	11,850	9,990	8,120	6,410	
222,000	225,000	21,980	18,830	16,530	14,400	12,260	10,360	8,500	6,730	
225,000	228,000	22,470	19,320	16,960	14,830	12,700	10,740	8,880	7,050	
228,000	231,000	22,950	19,800	17,400	15,260	13,130	11,120	9,250	7,390	
231,000	234,000	23,460	20,290	17,890	15,690	13,560	11,500	9,630	7,760	
234,000	237,000	24,020	20,770	18,370	16,130	13,990	11,880	10,010	8,140	
237,000	240,000	24,590	21,260	18,860	16,560	14,420	12,290	10,390	8,520	
240,000	243,000	25,160	21,750	19,350	16,990	14,860	12,720	10,770	8,900	
243,000	246,000	25,720	22,230	19,830	17,430	15,290	13,150	11,140	9,280	
246,000	249,000	26,290	22,720	20,320	17,920	15,720	13,590	11,520	9,650	
249,000	252,000	26,860	23,200	20,800	18,400	16,150	14,020	11,900	10,030	
252,000	255,000	27,420	23,750	21,290	18,890	16,580	14,450	12,320	10,410	
255,000	258,000	27,990	24,320	21,780	19,380	17,020	14,880	12,750	10,790	
258,000	261,000	28,560	24,880	22,260	19,860	17,460	15,310	13,180	11,170	
261,000	264,000	29,130	25,450	22,750	20,350	17,950	15,750	13,610	11,540	
264,000	267,000	29,720	26,040	23,250	20,850	18,450	16,200	14,060	11,940	
267,000	270,000	30,310	26,640	23,840	21,370	18,970	16,650	14,520	12,380	
270,000	273,000	30,910	27,240	24,440	21,880	19,480	17,110	14,970	12,840	
273,000	276,000	31,510	27,840	25,040	22,390	19,990	17,590	15,430	13,300	
276,000	279,000	32,110	28,430	25,630	22,910	20,510	18,100	15,890	13,750	
279,000	282,000	32,710	29,030	26,230	23,430	21,020	18,620	16,340	14,210	
282,000	285,000	33,310	29,630	26,830	24,030	21,530	19,130	16,800	14,660	
285,000	288,000	33,910	30,230	27,430	24,630	22,040	19,640	17,250	15,120	
288,000	291,000	34,600	30,830	28,030	25,230	22,560	20,160	17,760	15,580	
291,000	294,000	35,280	31,430	28,630	25,830	23,070	20,670	18,270	16,030	

イ 甲 表
(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円 294,000 297,000	円 297,000 300,000	円 35,970 36,650	円 32,030 32,620	円 29,230 29,820	円 26,420 27,020	円 23,620 24,220	円 21,180 21,700	円 18,780 19,300	円 16,490 16,940	
300,000円		36,990	32,920	30,120	27,320	24,520	21,950	19,550	17,170	
300,000円をこえ 340,000円に満た ない金額		300,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 300,000円をこえる金額の24%に相当する金額を加算した金額								
340,000円		円 46,590	円 42,520	円 39,720	円 36,920	円 34,120	円 31,550	円 29,150	円 26,770	
340,000円をこえ 390,000円に満た ない金額		340,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 340,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額								
390,000円		円 60,090	円 56,020	円 53,220	円 50,420	円 47,620	円 45,050	円 42,650	円 40,270	
390,000円をこえ 440,000円に満た ない金額		390,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 390,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額								
440,000円		円 75,090	円 71,020	円 68,220	円 65,420	円 62,620	円 60,050	円 57,650	円 55,270	
440,000円をこえ 500,000円に満た ない金額		440,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 440,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額								
500,000円		円 95,490	円 91,420	円 88,620	円 85,820	円 83,020	円 80,450	円 78,050	円 75,670	
500,000円をこえ 580,000円に満た ない金額		500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 500,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額								
580,000円		円 125,890	円 121,820	円 119,020	円 116,220	円 113,420	円 110,850	円 108,450	円 106,070	
580,000円をこえ 670,000円に満た ない金額		580,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 580,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額								
670,000円		円 163,690	円 159,620	円 156,820	円 154,020	円 151,220	円 148,650	円 146,250	円 143,870	
670,000円をこえ 830,000円に満た ない金額		670,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 670,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額								
830,000円		円 237,290	円 233,220	円 230,420	円 227,620	円 224,820	円 222,250	円 219,850	円 217,470	円 442,700
830,000円をこえ 1,080,000円に満た ない金額		830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 830,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額								442,700円に、 その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のう ち830,000円を こえる金額の6

イ 甲 表
(五)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
1,080,000円		円 362,290	円 358,220	円 355,420	円 352,620	円 349,820	円 347,250	円 344,850	円 342,470	%に相当する金 額を加算した金 額
1,080,000 円をこ え 1,750,000 円に 満たない金額		1,080,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,080,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額								
1,750,000円		円 730,790	円 726,720	円 723,920	円 721,120	円 718,320	円 715,750	円 713,350	円 710,970	
1,750,000 円をこ える金額		1,750,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,750,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人をこえ る1人ごとに1,600円を控除した金額										

従たる給与につ
いての扶養控除
等申告書が提出
されている場合
には、当該申告
書に記載された
扶養親族等の数
に応じ、扶養親
族等1人ごとに
1,600円を、上
の各欄によつて
求めた税額から
控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（乙表の適用を受ける居住者を除く。）については、
- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに1,600円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,600円を控除した金額）が、その求める税額である。

□ 乙 表
(一)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
53,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0
53,000	54,000	130	0	0	0	0	0	0
54,000	55,000	210	0	0	0	0	0	0
55,000	56,000	290	0	0	0	0	0	0
56,000	57,000	370	0	0	0	0	0	0
57,000	58,000	450	0	0	0	0	0	0
58,000	59,000	530	0	0	0	0	0	0
59,000	60,000	610	0	0	0	0	0	0
60,000	61,000	690	0	0	0	0	0	0
61,000	62,000	770	0	0	0	0	0	0
62,000	63,000	850	0	0	0	0	0	0
63,000	64,000	930	0	0	0	0	0	0
64,000	65,000	1,010	0	0	0	0	0	0
65,000	66,000	1,090	0	0	0	0	0	0
66,000	67,000	1,170	0	0	0	0	0	0
67,000	68,000	1,250	0	0	0	0	0	0
68,000	69,000	1,330	0	0	0	0	0	0
69,000	70,000	1,410	0	0	0	0	0	0
70,000	71,000	1,490	160	0	0	0	0	0
71,000	72,000	1,570	240	0	0	0	0	0
72,000	73,000	1,650	320	0	0	0	0	0
73,000	74,000	1,730	400	0	0	0	0	0
74,000	75,000	1,810	480	0	0	0	0	0
75,000	76,000	1,890	560	0	0	0	0	0
76,000	77,000	1,970	640	0	0	0	0	0
77,000	78,000	2,050	720	0	0	0	0	0
78,000	79,000	2,130	800	0	0	0	0	0
79,000	80,000	2,210	880	0	0	0	0	0
80,000	81,000	2,290	960	0	0	0	0	0
81,000	82,000	2,370	1,040	0	0	0	0	0
82,000	83,000	2,450	1,120	0	0	0	0	0
83,000	84,000	2,530	1,200	0	0	0	0	0
84,000	85,000	2,610	1,280	0	0	0	0	0
85,000	86,000	2,690	1,360	0	0	0	0	0
86,000	87,000	2,770	1,440	100	0	0	0	0
87,000	88,000	2,850	1,520	180	0	0	0	0
88,000	89,000	2,930	1,600	260	0	0	0	0
89,000	90,000	3,010	1,680	340	0	0	0	0
90,000	91,000	3,090	1,760	420	0	0	0	0
91,000	92,000	3,170	1,840	500	0	0	0	0
92,000	93,000	3,250	1,920	580	0	0	0	0
93,000	94,000	3,330	2,000	660	0	0	0	0
94,000	95,000	3,420	2,080	740	0	0	0	0
95,000	96,000	3,520	2,160	820	0	0	0	0
96,000	97,000	3,620	2,240	900	0	0	0	0
97,000	98,000	3,710	2,320	980	0	0	0	0

ロ 乙 表

(二)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
98,000	99,000	3,810	2,400	1,060	0	0	0	0
99,000	101,000	3,950	2,520	1,180	0	0	0	0
101,000	103,000	4,140	2,680	1,340	0	0	0	0
103,000	105,000	4,340	2,840	1,500	170	0	0	0
105,000	107,000	4,530	3,000	1,660	330	0	0	0
107,000	109,000	4,720	3,160	1,820	490	0	0	0
109,000	111,000	4,910	3,320	1,980	650	0	0	0
111,000	113,000	5,100	3,500	2,140	810	0	0	0
113,000	115,000	5,300	3,700	2,300	970	0	0	0
115,000	117,000	5,490	3,890	2,460	1,130	0	0	0
117,000	119,000	5,680	4,080	2,620	1,290	0	0	0
119,000	121,000	5,870	4,270	2,780	1,450	120	0	0
121,000	123,000	6,060	4,460	2,940	1,610	280	0	0
123,000	125,000	6,260	4,660	3,100	1,770	440	0	0
125,000	127,000	6,450	4,850	3,260	1,930	600	0	0
127,000	129,000	6,640	5,040	3,440	2,090	760	0	0
129,000	131,000	6,830	5,230	3,630	2,250	920	0	0
131,000	133,000	7,020	5,420	3,820	2,410	1,080	0	0
133,000	135,000	7,220	5,620	4,020	2,570	1,240	0	0
135,000	137,000	7,420	5,810	4,210	2,730	1,400	0	0
137,000	139,000	7,650	6,000	4,400	2,890	1,560	220	0
139,000	141,000	7,890	6,210	4,610	3,070	1,730	400	0
141,000	143,000	8,150	6,430	4,830	3,250	1,910	580	0
143,000	145,000	8,400	6,640	5,040	3,440	2,090	760	0
145,000	147,000	8,650	6,860	5,260	3,660	2,270	940	0
147,000	149,000	8,900	7,080	5,480	3,880	2,450	1,120	0
149,000	151,000	9,150	7,290	5,690	4,090	2,630	1,300	0
151,000	153,000	9,410	7,540	5,910	4,310	2,810	1,480	150
153,000	155,000	9,660	7,790	6,120	4,520	2,990	1,660	330
155,000	157,000	9,910	8,040	6,340	4,740	3,170	1,840	510
157,000	159,000	10,160	8,290	6,560	4,960	3,360	2,020	690
159,000	161,000	10,410	8,550	6,770	5,170	3,570	2,200	870
161,000	163,000	10,670	8,800	6,990	5,390	3,790	2,380	1,050
163,000	165,000	10,920	9,050	7,200	5,600	4,000	2,560	1,230
165,000	167,000	11,170	9,300	7,440	5,820	4,220	2,740	1,410
167,000	169,000	11,420	9,550	7,690	6,040	4,440	2,920	1,590
169,000	171,000	11,670	9,810	7,940	6,250	4,650	3,100	1,770
171,000	173,000	11,930	10,060	8,190	6,470	4,870	3,280	1,950
173,000	175,000	12,200	10,310	8,440	6,680	5,080	3,480	2,130
175,000	177,000	12,490	10,560	8,700	6,900	5,300	3,700	2,310
177,000	179,000	12,780	10,810	8,950	7,120	5,520	3,920	2,490
179,000	181,000	13,070	11,070	9,200	7,330	5,730	4,130	2,670
181,000	183,000	13,350	11,320	9,450	7,580	5,950	4,350	2,850
183,000	185,000	13,640	11,570	9,700	7,840	6,160	4,560	3,030
185,000	187,000	13,930	11,820	9,960	8,090	6,380	4,780	3,210
187,000	189,000	14,220	12,090	10,210	8,340	6,600	5,000	3,400
189,000	191,000	14,510	12,370	10,460	8,590	6,810	5,210	3,610
191,000	193,000	14,790	12,660	10,710	8,840	7,030	5,430	3,830
193,000	195,000	15,080	12,950	10,960	9,100	7,240	5,640	4,040
195,000	197,000	15,370	13,240	11,220	9,350	7,480	5,860	4,260

ロ 乙 表
(三)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
197,000	199,000	15,660	13,530	11,470	9,600	7,730	6,080	4,480
199,000	201,000	15,950	13,810	11,720	9,850	7,990	6,290	4,690
201,000	204,000	16,310	14,170	12,040	10,170	8,300	6,560	4,960
204,000	207,000	16,740	14,610	12,470	10,550	8,680	6,890	5,290
207,000	210,000	17,170	15,040	12,900	10,920	9,060	7,210	5,610
210,000	213,000	17,640	15,470	13,340	11,300	9,440	7,570	5,930
213,000	216,000	18,120	15,900	13,770	11,680	9,810	7,950	6,260
216,000	219,000	18,610	16,330	14,200	12,070	10,190	8,320	6,580
219,000	222,000	19,090	16,770	14,630	12,500	10,570	8,700	6,910
222,000	225,000	19,580	17,200	15,060	12,930	10,950	9,080	7,230
225,000	228,000	20,070	17,670	15,500	13,360	11,330	9,460	7,590
228,000	231,000	20,550	18,150	15,930	13,790	11,700	9,840	7,970
231,000	234,000	21,040	18,640	16,360	14,230	12,090	10,210	8,350
234,000	237,000	21,520	19,120	16,790	14,660	12,520	10,590	8,730
237,000	240,000	22,010	19,610	17,220	15,090	12,960	10,970	9,100
240,000	243,000	22,500	20,100	17,700	15,520	13,390	11,350	9,480
243,000	246,000	22,980	20,580	18,180	15,950	13,820	11,730	9,860
246,000	249,000	23,490	21,070	18,670	16,390	14,250	12,120	10,240
249,000	252,000	24,060	21,550	19,150	16,820	14,680	12,550	10,620
252,000	255,000	24,620	22,040	19,640	17,250	15,120	12,980	10,990
255,000	258,000	25,190	22,530	20,130	17,730	15,550	13,420	11,370
258,000	261,000	25,760	23,010	20,610	18,210	15,980	13,850	11,750
261,000	264,000	26,330	23,530	21,100	18,700	16,410	14,280	12,150
264,000	267,000	26,920	24,110	21,600	19,200	16,860	14,730	12,600
267,000	270,000	27,510	24,710	22,120	19,720	17,320	15,180	13,050
270,000	273,000	28,110	25,310	22,630	20,230	17,830	15,640	13,510
273,000	276,000	28,710	25,910	23,140	20,740	18,340	16,100	13,960
276,000	279,000	29,310	26,510	23,710	21,250	18,850	16,550	14,420
279,000	282,000	29,910	27,110	24,310	21,770	19,370	17,010	14,880
282,000	285,000	30,510	27,710	24,910	22,280	19,880	17,480	15,330
285,000	288,000	31,100	28,300	25,500	22,790	20,390	17,990	15,790
288,000	291,000	31,700	28,900	26,100	23,310	20,910	18,510	16,240
291,000	294,000	32,300	29,500	26,700	23,900	21,420	19,020	16,700
294,000	297,000	32,900	30,100	27,300	24,500	21,930	19,530	17,160
297,000	300,000	33,500	30,700	27,900	25,100	22,450	20,050	17,650
300,000円		33,800	31,000	28,200	25,400	22,700	20,300	17,900
300,000円をこえ 340,000円に満た ない金額		300,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち300,000円をこえる金額の24%に相当する金額を加算した金額						
340,000円		円 43,400	円 40,600	円 37,800	円 35,000	円 32,300	円 29,900	円 27,500
340,000円をこえ 390,000円に満た ない金額		340,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち340,000円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額						

ロ 乙 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
390,000円		円 56,900	円 54,100	円 51,300	円 48,500	円 45,800	円 43,400	円 41,000
390,000円をこえ 440,000円に満た ない金額		390,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち390,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額						
440,000円		円 71,900	円 69,100	円 66,300	円 63,500	円 60,800	円 58,400	円 56,000
440,000円をこえ 500,000円に満た ない金額		440,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち440,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額						
500,000円		円 92,300	円 89,500	円 86,700	円 83,900	円 81,200	円 78,800	円 76,400
500,000円をこえ 580,000円に満た ない金額		500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち500,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額						
580,000円		円 122,700	円 119,900	円 117,100	円 114,300	円 111,600	円 109,200	円 106,800
580,000円をこえ 670,000円に満た ない金額		580,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち580,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額						
670,000円		円 160,500	円 157,700	円 154,900	円 152,100	円 149,400	円 147,000	円 144,600
670,000円をこえ 830,000円に満た ない金額		670,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち670,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額						
830,000円		円 234,100	円 231,300	円 228,500	円 225,700	円 223,000	円 220,600	円 218,200
830,000円をこえ 1,080,000円に満た ない金額		830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち830,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額						
1,080,000円		円 359,100	円 356,300	円 353,500	円 350,700	円 348,000	円 345,600	円 343,200
1,080,000円をこえ 1,750,000円に満た ない金額		1,080,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,080,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額						

ロ 乙 表
(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
1,750,000円		円 727,600	円 724,800	円 722,000	円 719,200	円 716,500	円 714,100	円 711,700
1,750,000 円 を こえる金額		1,750,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,750,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに 1,600円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人をこえる1人ごとに1,600円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

(二) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当することに扶養親族が1人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ 甲 表

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円 1,200	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の 7%に相当 する金額	円 0
1,200	1,250	5	0	0	0	0	0	0	0	100	0
1,250	1,300	10	0	0	0	0	0	0	0	100	0
1,300	1,350	10	0	0	0	0	0	0	0	110	0
1,350	1,400	15	0	0	0	0	0	0	0	110	0
1,400	1,450	20	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,450	1,500	25	0	0	0	0	0	0	0	120	0
1,500	1,550	30	0	0	0	0	0	0	0	130	0
1,550	1,600	30	0	0	0	0	0	0	0	140	0
1,600	1,650	35	0	0	0	0	0	0	0	140	0
1,650	1,700	40	0	0	0	0	0	0	0	150	0
1,700	1,750	45	0	0	0	0	0	0	0	160	0
1,750	1,800	50	0	0	0	0	0	0	0	160	0
1,800	1,850	50	0	0	0	0	0	0	0	170	0
1,850	1,900	55	0	0	0	0	0	0	0	170	0
1,900	1,950	60	0	0	0	0	0	0	0	180	0
1,950	2,000	65	5	0	0	0	0	0	0	190	0
2,000	2,050	70	10	0	0	0	0	0	0	200	0
2,050	2,100	70	15	0	0	0	0	0	0	200	0
2,100	2,150	75	15	0	0	0	0	0	0	210	0
2,150	2,200	80	20	0	0	0	0	0	0	220	0
2,200	2,250	85	25	0	0	0	0	0	0	230	0
2,250	2,300	90	30	0	0	0	0	0	0	240	0
2,300	2,350	90	35	0	0	0	0	0	0	240	0
2,350	2,400	95	35	0	0	0	0	0	0	250	0
2,400	2,450	100	40	0	0	0	0	0	0	260	0
2,450	2,500	105	45	0	0	0	0	0	0	270	0
2,500	2,550	110	50	5	0	0	0	0	0	280	0
2,550	2,600	110	55	10	0	0	0	0	0	290	0
2,600	2,650	115	55	15	0	0	0	0	0	300	0
2,650	2,700	120	60	15	0	0	0	0	0	310	0
2,700	2,750	125	65	20	0	0	0	0	0	320	0
2,750	2,800	130	70	25	0	0	0	0	0	330	0
2,800	2,850	135	75	30	0	0	0	0	0	340	0
2,850	2,900	140	75	35	0	0	0	0	0	350	0
2,900	2,950	145	80	35	0	0	0	0	0	360	0
2,950	3,000	150	85	40	0	0	0	0	0	370	0
3,000	3,050	155	90	45	0	0	0	0	0	380	0
3,050	3,100	160	95	50	5	0	0	0	0	400	0
3,100	3,150	165	95	55	10	0	0	0	0	410	0
3,150	3,200	170	100	55	10	0	0	0	0	420	0
3,200	3,250	175	105	60	15	0	0	0	0	430	0
3,250	3,300	180	110	65	20	0	0	0	0	440	0
3,300	3,400	185	115	70	25	0	0	0	0	460	0
3,400	3,500	195	125	80	35	0	0	0	0	460 円に、 その日の社 会保険料控	0
3,500	3,600	205	135	85	40	0	0	0	0		0

イ 甲 表
(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	除後の給与 等の金額の うち 3,300 円をこえる 金額の42% に相当する 金額を加算 した金額	円
3,600	3,700	215	145	95	50	5	0	0	0	0	0
3,700	3,800	225	155	105	60	15	0	0	0	0	0
3,800	3,900	235	165	110	65	20	0	0	0	0	0
3,900	4,000	245	175	120	75	30	0	0	0	0	0
4,000	4,100	255	185	130	80	40	0	0	0	0	0
4,100	4,200	265	195	140	90	45	0	0	0	0	0
4,200	4,300	275	205	150	100	55	10	0	0	0	6
4,300	4,400	290	210	160	105	60	15	0	0	0	14
4,400	4,500	300	220	170	115	70	25	0	0	0	22
4,500	4,600	310	230	180	125	80	35	0	0	0	30
4,600	4,700	320	240	190	135	85	40	0	0	0	38
4,700	4,800	335	255	200	145	95	50	5	0	0	46
4,800	4,900	345	265	210	155	105	60	15	0	0	54
4,900	5,000	360	280	220	165	115	70	25	0	0	62
5,000	5,100	375	290	230	180	125	80	35	0	1,170円	70
5,100	5,200	385	305	240	190	135	85	40	0	1,170円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち 5,000 円をこえる 金額の60% に相当する 金額を加算 した金額	78
5,200	5,300	400	315	255	200	145	95	50	5	5	86
5,300	5,400	410	330	265	210	155	105	60	15	15	94
5,400	5,500	425	340	280	220	170	115	70	25	25	102
5,500	5,600	440	355	290	230	180	125	80	35	35	110
5,600	5,700	455	365	305	245	190	135	85	45	45	118
5,700	5,800	470	380	315	255	200	145	95	50	50	126
5,800	5,900	485	390	330	265	210	160	105	60	60	134
5,900	6,000	500	405	340	280	220	170	115	70	70	142
6,000	6,100	515	420	355	290	235	180	125	80	80	150
6,100	6,200	525	435	365	305	245	190	135	90	90	160
6,200	6,300	540	450	380	320	255	200	145	95	95	170
6,300	6,400	555	460	390	330	270	210	160	105	105	180
6,400	6,500	570	475	405	345	280	220	170	115	115	190
6,500	6,600	585	490	420	355	295	235	180	125	125	201
6,600	6,700	600	505	435	370	305	245	190	135	135	212
6,700	6,800	620	520	450	380	320	255	200	150	150	223
6,800	6,900	635	535	465	395	330	270	210	160	160	234
6,900	7,000	650	550	480	405	345	280	225	170	170	244
7,000	7,100	665	565	490	420	355	295	235	180	180	255
7,100	7,200	685	580	505	435	370	305	245	190	190	266
7,200	7,300	700	595	520	450	380	320	255	200	200	277
7,300	7,400	715	610	535	465	395	330	270	215	215	288
7,400	7,500	730	625	550	480	405	345	280	225	225	298
7,500	7,600	745	640	565	495	420	355	295	235	235	309
7,600	7,700	765	660	580	505	435	370	305	245	245	320
7,700	7,800	780	675	595	520	450	380	320	255	255	331
7,800	7,900	800	690	610	535	465	395	330	270	270	343
7,900	8,000	820	705	625	550	480	410	345	285	285	355
8,000	8,100	840	725	645	565	495	420	355	295	295	368
8,100	8,200	855	740	660	580	510	435	370	310	310	380
8,200	8,300	875	755	675	595	520	450	385	320	320	393
8,300	8,400	895	770	690	610	535	465	395	335	335	406
8,400	8,500	915	790	710	630	550	480	410	345	345	418
8,500	8,600	930	810	725	645	565	495	425	360	360	431

イ 甲 表

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8,600	8,700	950	830	740	660	580	510	440	370	443	
8,700	8,800	970	845	755	675	595	525	450	385	456	
8,800	8,900	990	865	775	695	615	540	465	395	469	
8,900	9,000	1,010	885	795	710	630	555	480	410	481	
9,000	9,100	1,030	905	815	725	645	570	495	425	494	
9,100	9,200	1,050	925	835	745	665	585	510	440	506	
9,200	9,300	1,070	945	855	760	680	600	530	455	519	
9,300	9,400	1,090	965	875	780	700	620	545	470	532	
9,400	9,500	1,110	985	895	800	715	635	560	485	544	
9,500	9,600	1,130	1,005	915	820	735	655	575	500	558	
9,600	9,700	1,150	1,025	935	840	750	670	590	515	573	
9,700	9,800	1,175	1,045	955	860	765	685	605	530	587	
9,800	9,900	1,200	1,065	975	880	785	705	625	550	602	
9,900	10,000	1,220	1,085	995	900	805	720	640	565	616	
10,000円		1,230	1,095	1,005	910	815	730	650	570	630	
10,000円をこえ 11,500円に満たない金額		10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の24%に相当する金額を加算した金額									630円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の16%に相当する金額を加算した金額
11,500円		円 1,590	円 1,455	円 1,365	円 1,270	円 1,175	円 1,090	円 1,010	円 930	円 870	
11,500円をこえ 13,000円に満たない金額		11,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち11,500円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額									870円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち11,500円をこえる金額の18%に相当する金額を加算した金額
13,000円		円 1,995	円 1,860	円 1,770	円 1,675	円 1,580	円 1,495	円 1,415	円 1,335	円 1,140	
13,000円をこえ 15,000円に満たない金額		13,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額									1,140円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円をこえる金額の21%に相当する金額を加算した金額
15,000円		円 2,595	円 2,460	円 2,370	円 2,275	円 2,180	円 2,095	円 2,015	円 1,935		
15,000円をこえ 16,500円に満たない金額		15,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち15,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額									

イ 甲 表
(四)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲								乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額								税 額	税 額
16,500円		円 3,105	円 2,970	円 2,880	円 2,785	円 2,690	円 2,605	円 2,525	円 2,445	円 1,875	
16,500 円をこえ 19,500円に満た ない金額		16,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち16,500円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額								1,875円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち16,500 円をこえる 金額の24% に相当する 金額を加算 した金額	
19,500円		円 4,245	円 4,110	円 4,020	円 3,925	円 3,830	円 3,745	円 3,665	円 3,585	円 2,595	
19,500 円をこえ 22,500円に満た ない金額		19,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち19,500円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額								2,595円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち19,500 円をこえる 金額の27% に相当する 金額を加算 した金額	
22,500円		円 5,505	円 5,370	円 5,280	円 5,185	円 5,090	円 5,005	円 4,925	円 4,845	円 3,405	
22,500 円をこえ 27,500円に満た ない金額		22,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち22,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額								3,405円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち22,500 円をこえる 金額の30% に相当する 金額を加算 した金額	
27,500円		円 7,805	円 7,670	円 7,580	円 7,485	円 7,390	円 7,305	円 7,225	円 7,145	円 14,670	
27,500 円をこえ 36,000円に満た ない金額		27,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち27,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額								14,670円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち27,500 円をこえる 金額の65% に相当する 金額を加算 した金額	
36,000円		円 12,055	円 11,920	円 11,830	円 11,735	円 11,640	円 11,555	円 11,475	円 11,395		
36,000 円をこえ 58,500円に満た ない金額		36,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち36,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額									
58,500円		円 24,430	円 24,295	円 24,205	円 24,110	円 24,015	円 23,930	円 23,850	円 23,770		
58,500円をこえる 金額		58,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち58,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額									

イ 甲 表
(五)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲							乙	丙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人		
以 上	未 満	税 額							税 額	税 額
扶養親族等の数が7人をこえる場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人									従たる給与 についての 扶養控除等 申告書が提 出されている 場合には、 当該申告書 に記載され た扶養親族 等の数に応 じ、扶養親 族等1人ご とに55円を、 上の各欄に よつて求め た税額から 控除した金 額	—
をこえる1人ごとに55円を控除した金額										

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (イ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者（乙表の適用を受ける居住者を除く。）については、
- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人をこえる1人ごとに55円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (ロ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、
- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに55円を控除した金額）が、その求める税額である。
 - (2) 日雇労働者の受ける給与等（第九十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

ロ 乙 表

(一)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,750	円未満	0	0	0	0	0	0	0
1,750	1,800	5	0	0	0	0	0	0
1,800	1,850	5	0	0	0	0	0	0
1,850	1,900	10	0	0	0	0	0	0
1,900	1,950	15	0	0	0	0	0	0
1,950	2,000	20	0	0	0	0	0	0
2,000	2,050	25	0	0	0	0	0	0
2,050	2,100	25	0	0	0	0	0	0
2,100	2,150	30	0	0	0	0	0	0
2,150	2,200	35	0	0	0	0	0	0
2,200	2,250	40	0	0	0	0	0	0
2,250	2,300	45	0	0	0	0	0	0
2,300	2,350	45	5	0	0	0	0	0
2,350	2,400	50	5	0	0	0	0	0
2,400	2,450	55	10	0	0	0	0	0
2,450	2,500	60	15	0	0	0	0	0
2,500	2,550	65	20	0	0	0	0	0
2,550	2,600	65	25	0	0	0	0	0
2,600	2,650	70	25	0	0	0	0	0
2,650	2,700	75	30	0	0	0	0	0
2,700	2,750	80	35	0	0	0	0	0
2,750	2,800	85	40	0	0	0	0	0
2,800	2,850	85	45	0	0	0	0	0
2,850	2,900	90	45	0	0	0	0	0
2,900	2,950	95	50	5	0	0	0	0
2,950	3,000	100	55	10	0	0	0	0
3,000	3,050	105	60	15	0	0	0	0
3,050	3,100	105	65	20	0	0	0	0
3,100	3,150	110	65	20	0	0	0	0
3,150	3,200	115	70	25	0	0	0	0
3,200	3,250	120	75	30	0	0	0	0
3,250	3,300	125	80	35	0	0	0	0
3,300	3,400	135	85	40	0	0	0	0
3,400	3,500	145	95	50	5	0	0	0
3,500	3,600	150	100	55	10	0	0	0
3,600	3,700	160	110	65	20	0	0	0
3,700	3,800	170	120	70	30	0	0	0
3,800	3,900	180	130	80	35	0	0	0
3,900	4,000	190	135	90	45	0	0	0
4,000	4,100	200	145	95	50	5	0	0
4,100	4,200	210	155	105	60	15	0	0
4,200	4,300	220	165	115	70	25	0	0
4,300	4,400	230	175	120	75	30	0	0
4,400	4,500	240	185	130	85	40	0	0
4,500	4,600	250	195	140	90	45	5	0
4,600	4,700	260	205	150	100	55	10	0

ロ 乙 表
(二)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,700	4,800	275	215	160	110	65	20	0
4,800	4,900	285	225	175	120	75	30	0
4,900	5,000	300	235	185	130	80	40	0
5,000	5,100	310	250	195	140	90	45	0
5,100	5,200	325	260	205	150	100	55	10
5,200	5,300	335	275	215	165	110	65	20
5,300	5,400	350	285	225	175	120	75	30
5,400	5,500	360	300	240	185	130	85	40
5,500	5,600	375	310	250	195	140	90	45
5,600	5,700	385	325	260	205	155	100	55
5,700	5,800	400	335	275	215	165	110	65
5,800	5,900	415	350	285	230	175	120	75
5,900	6,000	425	360	300	240	185	130	85
6,000	6,100	440	375	310	250	195	140	90
6,100	6,200	455	385	325	260	205	155	100
6,200	6,300	470	400	335	275	215	165	110
6,300	6,400	485	415	350	285	230	175	120
6,400	6,500	500	430	360	300	240	185	130
6,500	6,600	515	440	375	310	250	195	145
6,600	6,700	530	455	385	325	265	205	155
6,700	6,800	540	470	400	340	275	220	165
6,800	6,900	555	485	415	350	290	230	175
6,900	7,000	570	500	430	365	300	240	185
7,000	7,100	585	515	445	375	315	250	195
7,100	7,200	605	530	455	390	325	265	210
7,200	7,300	620	545	470	400	340	275	220
7,300	7,400	635	555	485	415	350	290	230
7,400	7,500	650	570	500	430	365	300	240
7,500	7,600	665	585	515	445	375	315	250
7,600	7,700	685	605	530	460	390	325	265
7,700	7,800	700	620	545	475	400	340	275
7,800	7,900	715	635	560	485	415	350	290
7,900	8,000	730	650	575	500	430	365	300
8,000	8,100	750	670	590	515	445	375	315
8,100	8,200	765	685	605	530	460	390	325
8,200	8,300	780	700	620	545	475	400	340
8,300	8,400	800	715	635	560	490	415	350
8,400	8,500	820	735	655	575	500	430	365
8,500	8,600	840	750	670	590	515	445	380
8,600	8,700	860	765	685	605	530	460	390
8,700	8,800	875	785	700	620	545	475	405
8,800	8,900	895	805	720	640	560	490	420
8,900	9,000	915	825	735	655	575	505	435
9,000	9,100	935	845	750	670	590	520	450
9,100	9,200	955	865	770	690	610	535	465
9,200	9,300	975	880	790	705	625	550	480
9,300	9,400	995	900	810	725	645	565	495
9,400	9,500	1,015	920	830	740	660	580	510
9,500	9,600	1,035	940	850	760	680	600	525
9,600	9,700	1,055	960	870	775	695	615	540

ロ 乙 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
円	円	円	円	円	円	円	円	円
9,700	9,800	1,075	980	890	795	710	630	555
9,800	9,900	1,095	1,000	910	815	730	650	570
9,900	10,000	1,115	1,020	930	835	745	665	585
10,000円		1,125	1,030	940	845	755	675	595
10,000円をこえ 11,500円に満た ない金額		10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の24%に相当する金額を加算した金額						
11,500円		円 1,485	円 1,390	円 1,300	円 1,205	円 1,115	円 1,035	円 955
11,500円をこえ 13,000円に満た ない金額		11,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち11,500円をこえる金額の27%に相当する金額を加算した金額						
13,000円		円 1,890	円 1,795	円 1,705	円 1,610	円 1,520	円 1,440	円 1,360
13,000円をこえ 15,000円に満た ない金額		13,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち13,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額						
15,000円		円 2,490	円 2,395	円 2,305	円 2,210	円 2,120	円 2,040	円 1,960
15,000円をこえ 16,500円に満た ない金額		15,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち15,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額						
16,500円		円 3,000	円 2,905	円 2,815	円 2,720	円 2,630	円 2,550	円 2,470
16,500円をこえ 19,500円に満た ない金額		16,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち16,500円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額						
19,500円		円 4,140	円 4,045	円 3,955	円 3,860	円 3,770	円 3,690	円 3,610
19,500円をこえ 22,500円に満た ない金額		19,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち19,500円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額						
22,500円		円 5,400	円 5,305	円 5,215	円 5,120	円 5,030	円 4,950	円 4,870
22,500円をこえ 27,500円に満た ない金額		22,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち22,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額						

ロ 乙 表
(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数						
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
以 上	未 満	税 額						
27,500円		円 7,700	円 7,605	円 7,515	円 7,420	円 7,330	円 7,250	円 7,170
27,500円をこえ 36,000円に満た ない金額		27,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち27,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額						
36,000円		円 11,950	円 11,855	円 11,765	円 11,670	円 11,580	円 11,500	円 11,420
36,000円をこえ 58,500円に満た ない金額		36,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち36,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額						
58,500円		円 24,325	円 24,230	円 24,140	円 24,045	円 23,955	円 23,875	円 23,795
58,500円をこえ る金額		58,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち58,500円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額						
扶養親族の数が7人をこえる場合には、扶養親族の数が7人の場合の税額から、その7人をこえる1人ごとに55円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。）

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が7人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が7人をこえる1人ごとに55円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。

(二) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

等 の 数								乙			
4 人		5 人		6 人		7 人 以 上					
除 後 の 給 与 等 の 金 額								前月の社会保険料控除後の給与等の金額			
以 上		未 満		以 上		未 満		以 上		未 満	
千円		千円		千円		千円		千円		千円	
83千円未満		96千円未満		108千円未満		120千円未満		100千円未満			
83	90	96	103	108	116	120	128				
90	97	103	111	116	124	128	137				
97	106	111	119	124	133	137	146				
106	130	119	139	133	151	146	164				
130	162	139	174	151	186	164	196				
162	194	174	203	186	213	196	224				
194	219	203	230	213	240	224	251				
219	245	230	255	240	266	251	279				
245	270	255	282	266	294	279	306				
270	300	282	312	294	323	306	335	100		130	
300	333	312	345	323	356	335	368				
333	365	345	376	356	385	368	394				
365	387	376	397	385	407	394	417				
387	410	397	419	407	429	417	439				
410	431	419	441	429	451	439	461	130		170	
431	469	441	478	451	488	461	498				
469	504	478	515	488	526	498	538				
504	552	515	563	526	575	538	586	170		210	
552	621	563	633	575	646	586	658				
621	705	633	717	646	729	658	740	210		280	
705	850	717	861	729	872	740	883				
850	1,138	861	1,151	872	1,165	883	1,178	280		360	
1,138	1,805	1,151	1,818	1,165	1,831	1,178	1,845	360		580	
1,805	3,471	1,818	3,485	1,831	3,498	1,845	3,511	580		1,120	
3,471千円以上		3,485千円以上		3,498千円以上		3,511千円以上		1,120千円以上			

額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額を求

除料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、④に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞 金 乗 き	与 額 ず 率	の に べ	甲											
			扶		養		親		族					
			0	人	1	人	2	人	3	人				
			前 月 の 社 会 保 険 料 控											
			以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満
0	%	千円 27	千円未満	千円 44	千円未満	千円 57	千円未満	千円 70	千円未満	千円 76	千円未満			
2		27	29	44	48	57	62	70	76	76	76			
4		29	32	48	52	62	67	76	82	82	82			
6		32	48	52	62	67	73	82	90	90	90			
8		48	92	62	105	73	112	90	121	121	121			
10		92	117	105	129	112	137	121	150	150	150			
12		117	143	129	159	137	171	150	183	183	183			
14		143	174	159	190	171	200	183	209	209	209			
16		174	201	190	213	200	224	209	234	234	234			
18		201	224	213	238	224	248	234	259	259	259			
20		224	253	238	266	248	278	259	289	289	289			
22		253	281	266	298	278	310	289	321	321	321			
24		281	313	298	329	310	341	321	353	353	353			
26		313	339	329	354	341	366	353	377	377	377			
28		339	368	354	381	366	391	377	400	400	400			
30		368	388	381	401	391	411	400	421	421	421			
32		388	426	401	439	411	449	421	459	459	459			
35		426	463	439	475	449	485	459	494	494	494			
38		463	505	475	518	485	529	494	540	540	540			
41		505	569	518	585	529	597	540	609	609	609			
44		569	655	585	670	597	682	609	694	694	694			
47		655	802	670	817	682	828	694	839	839	839			
50		802	1,080	817	1,098	828	1,111	839	1,125	1,125	1,125			
55		1,080	1,747	1,098	1,765	1,111	1,778	1,125	1,791	1,791	1,791			
60		1,747	3,414	1,765	3,431	1,778	3,445	1,791	3,458	3,458	3,458			
65		3,414 千円以上		3,431 千円以上		3,445 千円以上		3,458 千円以上						

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘ずべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、四に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額を求め、

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

四 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、この表による率を含む。）により税額を計算する。

(五) (一)から四までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

別表第七の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給与等の金額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以	上	満	以	上	満	以	上	満
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円
161,300	162,000	0	258,000	260,000	78,400	358,000	360,000	158,400
161,300	162,000	1,000	260,000	262,000	80,000	360,000	362,000	160,000
162,000	164,000	1,600	262,000	264,000	81,600	362,000	364,000	161,600
164,000	166,000	3,200	264,000	266,000	83,200	364,000	366,000	163,200
166,000	168,000	4,800	266,000	268,000	84,800	366,000	368,000	164,800
168,000	170,000	6,400	268,000	270,000	86,400	368,000	370,000	166,400
170,000	172,000	8,000	270,000	272,000	88,000	370,000	372,000	168,000
172,000	174,000	9,600	272,000	274,000	89,600	372,000	374,000	169,600
174,000	176,000	11,200	274,000	276,000	91,200	374,000	376,000	171,200
176,000	178,000	12,800	276,000	278,000	92,800	376,000	378,000	172,800
178,000	180,000	14,400	278,000	280,000	94,400	378,000	380,000	174,400
180,000	182,000	16,000	280,000	282,000	96,000	380,000	382,000	176,000
182,000	184,000	17,600	282,000	284,000	97,600	382,000	384,000	177,600
184,000	186,000	19,200	284,000	286,000	99,200	384,000	386,000	179,200
186,000	188,000	20,800	286,000	288,000	100,800	386,000	388,000	180,800
188,000	190,000	22,400	288,000	290,000	102,400	388,000	390,000	182,400
190,000	192,000	24,000	290,000	292,000	104,000	390,000	392,000	184,000
192,000	194,000	25,600	292,000	294,000	105,600	392,000	394,000	185,600
194,000	196,000	27,200	294,000	296,000	107,200	394,000	396,000	187,200
196,000	198,000	28,800	296,000	298,000	108,800	396,000	398,000	188,800
198,000	200,000	30,400	298,000	300,000	110,400	398,000	400,000	190,400
200,000	202,000	32,000	300,000	302,000	112,000	400,000	402,000	192,000
202,000	204,000	33,600	302,000	304,000	113,600	402,000	404,000	193,600
204,000	206,000	35,200	304,000	306,000	115,200	404,000	406,000	195,200
206,000	208,000	36,800	306,000	308,000	116,800	406,000	408,000	196,800
208,000	210,000	38,400	308,000	310,000	118,400	408,000	410,000	198,400
210,000	212,000	40,000	310,000	312,000	120,000	410,000	412,000	200,000
212,000	214,000	41,600	312,000	314,000	121,600	412,000	414,000	201,600
214,000	216,000	43,200	314,000	316,000	123,200	414,000	416,000	203,200
216,000	218,000	44,800	316,000	318,000	124,800	416,000	418,000	204,800
218,000	220,000	46,400	318,000	320,000	126,400	418,000	420,000	206,400
220,000	222,000	48,000	320,000	322,000	128,000	420,000	422,000	208,000
222,000	224,000	49,600	322,000	324,000	129,600	422,000	424,000	209,600
224,000	226,000	51,200	324,000	326,000	131,200	424,000	426,000	211,200
226,000	228,000	52,800	326,000	328,000	132,800	426,000	428,000	212,800
228,000	230,000	54,400	328,000	330,000	134,400	428,000	430,000	214,400
230,000	232,000	56,000	330,000	332,000	136,000	430,000	432,000	216,000
232,000	234,000	57,600	332,000	334,000	137,600	432,000	434,000	217,600
234,000	236,000	59,200	334,000	336,000	139,200	434,000	436,000	219,200
236,000	238,000	60,800	336,000	338,000	140,800	436,000	438,000	220,800
238,000	240,000	62,400	338,000	340,000	142,400	438,000	440,000	222,400
240,000	242,000	64,000	340,000	342,000	144,000	440,000	442,000	224,000
242,000	244,000	65,600	342,000	344,000	145,600	442,000	444,000	225,600
244,000	246,000	67,200	344,000	346,000	147,200	444,000	446,000	227,200
246,000	248,000	68,800	346,000	348,000	148,800	446,000	448,000	228,800
248,000	250,000	70,400	348,000	350,000	150,400	448,000	450,000	230,400
250,000	252,000	72,000	350,000	352,000	152,000	450,000	452,000	232,000
252,000	254,000	73,600	352,000	354,000	153,600	452,000	454,000	233,600
254,000	256,000	75,200	354,000	356,000	155,200	454,000	456,000	235,200
256,000	258,000	76,800	356,000	358,000	156,800	456,000	458,000	236,800

別表第七の表中「4270,000」を「4,088,000」に、「853,000」を「788,400」に改め、同表の備考(中)「(注釋)に補ける生能」を「又は(注釋)に補ける者」に、「120,000円」を「130,000円」に、「160,000円」を「190,000円」に改める。
別表第七の附表を次のように改める。

(二)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額
以	上		以	上		以	上	
未	満	等の金額	未	満	等の金額	未	満	等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
458,000	460,000	238,400	558,000	560,000	318,400	658,000	660,000	398,400
460,000	462,000	240,000	560,000	562,000	320,000	660,000	662,000	400,000
462,000	464,000	241,600	562,000	564,000	321,600	662,000	664,000	401,600
464,000	466,000	243,200	564,000	566,000	323,200	664,000	666,000	403,200
466,000	468,000	244,800	566,000	568,000	324,800	666,000	668,000	404,800
468,000	470,000	246,400	568,000	570,000	326,400	668,000	670,000	406,400
470,000	472,000	248,000	570,000	572,000	328,000	670,000	672,000	408,000
472,000	474,000	249,600	572,000	574,000	329,600	672,000	674,000	409,600
474,000	476,000	251,200	574,000	576,000	331,200	674,000	676,000	411,200
476,000	478,000	252,800	576,000	578,000	332,800	676,000	678,000	412,800
478,000	480,000	254,400	578,000	580,000	334,400	678,000	680,000	414,400
480,000	482,000	256,000	580,000	582,000	336,000	680,000	682,000	416,000
482,000	484,000	257,600	582,000	584,000	337,600	682,000	684,000	417,600
484,000	486,000	259,200	584,000	586,000	339,200	684,000	686,000	419,200
486,000	488,000	260,800	586,000	588,000	340,800	686,000	688,000	420,800
488,000	490,000	262,400	588,000	590,000	342,400	688,000	690,000	422,400
490,000	492,000	264,000	590,000	592,000	344,000	690,000	692,000	424,000
492,000	494,000	265,600	592,000	594,000	345,600	692,000	694,000	425,600
494,000	496,000	267,200	594,000	596,000	347,200	694,000	696,000	427,200
496,000	498,000	268,800	596,000	598,000	348,800	696,000	698,000	428,800
498,000	500,000	270,400	598,000	600,000	350,400	698,000	700,000	430,400
500,000	502,000	272,000	600,000	602,000	352,000	700,000	702,000	432,000
502,000	504,000	273,600	602,000	604,000	353,600	702,000	704,000	433,600
504,000	506,000	275,200	604,000	606,000	355,200	704,000	706,000	435,200
506,000	508,000	276,800	606,000	608,000	356,800	706,000	708,000	436,800
508,000	510,000	278,400	608,000	610,000	358,400	708,000	710,000	438,400
510,000	512,000	280,000	610,000	612,000	360,000	710,000	712,000	440,000
512,000	514,000	281,600	612,000	614,000	361,600	712,000	714,000	441,600
514,000	516,000	283,200	614,000	616,000	363,200	714,000	716,000	443,200
516,000	518,000	284,800	616,000	618,000	364,800	716,000	718,000	444,800
518,000	520,000	286,400	618,000	620,000	366,400	718,000	720,000	446,400
520,000	522,000	288,000	620,000	622,000	368,000	720,000	722,000	448,000
522,000	524,000	289,600	622,000	624,000	369,600	722,000	724,000	449,600
524,000	526,000	291,200	624,000	626,000	371,200	724,000	726,000	451,200
526,000	528,000	292,800	626,000	628,000	372,800	726,000	728,000	452,800
528,000	530,000	294,400	628,000	630,000	374,400	728,000	730,000	454,400
530,000	532,000	296,000	630,000	632,000	376,000	730,000	732,000	456,000
532,000	534,000	297,600	632,000	634,000	377,600	732,000	734,000	457,600
534,000	536,000	299,200	634,000	636,000	379,200	734,000	736,000	459,200
536,000	538,000	300,800	636,000	638,000	380,800	736,000	738,000	460,800
538,000	540,000	302,400	638,000	640,000	382,400	738,000	740,000	462,400
540,000	542,000	304,000	640,000	642,000	384,000	740,000	742,000	464,000
542,000	544,000	305,600	642,000	644,000	385,600	742,000	744,000	465,600
544,000	546,000	307,200	644,000	646,000	387,200	744,000	746,000	467,200
546,000	548,000	308,800	646,000	648,000	388,800	746,000	748,000	468,800
548,000	550,000	310,400	648,000	650,000	390,400	748,000	750,000	470,400
550,000	552,000	312,000	650,000	652,000	392,000	750,000	752,000	472,000
552,000	554,000	313,600	652,000	654,000	393,600	752,000	754,000	473,600
554,000	556,000	315,200	654,000	656,000	395,200	754,000	756,000	475,200
556,000	558,000	316,800	656,000	658,000	396,800	756,000	758,000	476,800

(三)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
758,000	760,000	478,400	858,000	860,000	558,400	958,000	960,000	638,400
760,000	762,000	480,000	860,000	862,000	560,000	960,000	962,000	640,000
762,000	764,000	481,600	862,000	864,000	561,600	962,000	964,000	641,600
764,000	766,000	483,200	864,000	866,000	563,200	964,000	966,000	643,200
766,000	768,000	484,800	866,000	868,000	564,800	966,000	968,000	644,800
768,000	770,000	486,400	868,000	870,000	566,400	968,000	970,000	646,400
770,000	772,000	488,000	870,000	872,000	568,000	970,000	972,000	648,000
772,000	774,000	489,600	872,000	874,000	569,600	972,000	974,000	649,600
774,000	776,000	491,200	874,000	876,000	571,200	974,000	976,000	651,200
776,000	778,000	492,800	876,000	878,000	572,800	976,000	978,000	652,800
778,000	780,000	494,400	878,000	880,000	574,400	978,000	980,000	654,400
780,000	782,000	496,000	880,000	882,000	576,000	980,000	982,000	656,000
782,000	784,000	497,600	882,000	884,000	577,600	982,000	984,000	657,600
784,000	786,000	499,200	884,000	886,000	579,200	984,000	986,000	659,200
786,000	788,000	500,800	886,000	888,000	580,800	986,000	988,000	660,800
788,000	790,000	502,400	888,000	890,000	582,400	988,000	990,000	662,400
790,000	792,000	504,000	890,000	892,000	584,000	990,000	992,000	664,000
792,000	794,000	505,600	892,000	894,000	585,600	992,000	994,000	665,600
794,000	796,000	507,200	894,000	896,000	587,200	994,000	996,000	667,200
796,000	798,000	508,800	896,000	898,000	588,800	996,000	998,000	668,800
798,000	800,000	510,400	898,000	900,000	590,400	998,000	1,000,000	670,400
800,000	802,000	512,000	900,000	902,000	592,000	1,000,000	1,002,000	672,000
802,000	804,000	513,600	902,000	904,000	593,600	1,002,000	1,004,000	673,600
804,000	806,000	515,200	904,000	906,000	595,200	1,004,000	1,006,000	675,200
806,000	808,000	516,800	906,000	908,000	596,800	1,006,000	1,008,000	676,800
808,000	810,000	518,400	908,000	910,000	598,400	1,008,000	1,010,000	678,400
810,000	812,000	520,000	910,000	912,000	600,000	1,010,000	1,012,000	680,000
812,000	814,000	521,600	912,000	914,000	601,600	1,012,000	1,014,000	681,600
814,000	816,000	523,200	914,000	916,000	603,200	1,014,000	1,016,000	683,200
816,000	818,000	524,800	916,000	918,000	604,800	1,016,000	1,018,000	684,800
818,000	820,000	526,400	918,000	920,000	606,400	1,018,000	1,020,000	686,400
820,000	822,000	528,000	920,000	922,000	608,000	1,020,000	1,022,000	688,000
822,000	824,000	529,600	922,000	924,000	609,600	1,022,000	1,024,000	689,600
824,000	826,000	531,200	924,000	926,000	611,200	1,024,000	1,026,000	691,200
826,000	828,000	532,800	926,000	928,000	612,800	1,026,000	1,028,000	692,800
828,000	830,000	534,400	928,000	930,000	614,400	1,028,000	1,030,000	694,400
830,000	832,000	536,000	930,000	932,000	616,000	1,030,000	1,032,000	696,000
832,000	834,000	537,600	932,000	934,000	617,600	1,032,000	1,034,000	697,600
834,000	836,000	539,200	934,000	936,000	619,200	1,034,000	1,036,000	699,200
836,000	838,000	540,800	936,000	938,000	620,800	1,036,000	1,038,000	700,800
838,000	840,000	542,400	938,000	940,000	622,400	1,038,000	1,040,000	702,400
840,000	842,000	544,000	940,000	942,000	624,000	1,040,000	1,042,000	704,000
842,000	844,000	545,600	942,000	944,000	625,600	1,042,000	1,044,000	705,600
844,000	846,000	547,200	944,000	946,000	627,200	1,044,000	1,046,000	707,200
846,000	848,000	548,800	946,000	948,000	628,800	1,046,000	1,048,000	708,800
848,000	850,000	550,400	948,000	950,000	630,400	1,048,000	1,050,000	710,400
850,000	852,000	552,000	950,000	952,000	632,000	1,050,000	1,052,000	712,000
852,000	854,000	553,600	952,000	954,000	633,600	1,052,000	1,054,000	713,600
854,000	856,000	555,200	954,000	956,000	635,200	1,054,000	1,056,000	715,200
856,000	858,000	556,800	956,000	958,000	636,800	1,056,000	1,058,000	716,800

(四)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控																																				
		除後の給与			除後の給与			除後の給与																																				
以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満	以	上	未	満																									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																									
1,058,000	1,060,000	718,400	1,158,000	1,160,000	798,400	1,258,000	1,260,000	878,400	1,060,000	1,062,000	720,000	1,160,000	1,162,000	800,000	1,260,000	1,262,000	880,000	1,062,000	1,064,000	721,600	1,162,000	1,164,000	801,600	1,262,000	1,264,000	881,600	1,064,000	1,066,000	723,200	1,164,000	1,166,000	803,200	1,264,000	1,266,000	883,200	1,066,000	1,068,000	724,800	1,166,000	1,168,000	804,800	1,266,000	1,268,000	884,800
1,068,000	1,070,000	726,400	1,168,000	1,170,000	806,400	1,268,000	1,270,000	886,400	1,070,000	1,072,000	728,000	1,170,000	1,172,000	808,000	1,270,000	1,272,000	888,000	1,072,000	1,074,000	729,600	1,172,000	1,174,000	809,600	1,272,000	1,274,000	889,600	1,074,000	1,076,000	731,200	1,174,000	1,176,000	811,200	1,274,000	1,276,000	891,200	1,076,000	1,078,000	732,800	1,176,000	1,178,000	812,800	1,276,000	1,278,000	892,800
1,078,000	1,080,000	734,400	1,178,000	1,180,000	814,400	1,278,000	1,280,000	894,400	1,080,000	1,082,000	736,000	1,180,000	1,182,000	816,000	1,280,000	1,282,000	896,000	1,082,000	1,084,000	737,600	1,182,000	1,184,000	817,600	1,282,000	1,284,000	897,600	1,084,000	1,086,000	739,200	1,184,000	1,186,000	819,200	1,284,000	1,286,000	899,200	1,086,000	1,088,000	740,800	1,186,000	1,188,000	820,800	1,286,000	1,288,000	900,800
1,088,000	1,090,000	742,400	1,188,000	1,190,000	822,400	1,288,000	1,290,000	902,400	1,090,000	1,092,000	744,000	1,190,000	1,192,000	824,000	1,290,000	1,292,000	904,000	1,092,000	1,094,000	745,600	1,192,000	1,194,000	825,600	1,292,000	1,294,000	905,600	1,094,000	1,096,000	747,200	1,194,000	1,196,000	827,200	1,294,000	1,296,000	907,200	1,096,000	1,098,000	748,800	1,196,000	1,198,000	828,800	1,296,000	1,298,000	908,800
1,098,000	1,100,000	750,400	1,198,000	1,200,000	830,400	1,298,000	1,300,000	910,400	1,100,000	1,102,000	752,000	1,200,000	1,202,000	832,000	1,300,000	1,302,000	912,000	1,102,000	1,104,000	753,600	1,202,000	1,204,000	833,600	1,302,000	1,304,000	913,600	1,104,000	1,106,000	755,200	1,204,000	1,206,000	835,200	1,304,000	1,306,000	915,200	1,106,000	1,108,000	756,800	1,206,000	1,208,000	836,800	1,306,000	1,308,000	916,800
1,108,000	1,110,000	758,400	1,208,000	1,210,000	838,400	1,308,000	1,310,000	918,400	1,110,000	1,112,000	760,000	1,210,000	1,212,000	840,000	1,310,000	1,312,000	920,000	1,112,000	1,114,000	761,600	1,212,000	1,214,000	841,600	1,312,000	1,314,000	921,600	1,114,000	1,116,000	763,200	1,214,000	1,216,000	843,200	1,314,000	1,316,000	923,200	1,116,000	1,118,000	764,800	1,216,000	1,218,000	844,800	1,316,000	1,318,000	924,800
1,118,000	1,120,000	766,400	1,218,000	1,220,000	846,400	1,318,000	1,320,000	926,400	1,120,000	1,122,000	768,000	1,220,000	1,222,000	848,000	1,320,000	1,322,000	928,000	1,122,000	1,124,000	769,600	1,222,000	1,224,000	849,600	1,322,000	1,324,000	929,600	1,124,000	1,126,000	771,200	1,224,000	1,226,000	851,200	1,324,000	1,326,000	931,200	1,126,000	1,128,000	772,800	1,226,000	1,228,000	852,800	1,326,000	1,328,000	932,800
1,128,000	1,130,000	774,400	1,228,000	1,230,000	854,400	1,328,000	1,330,000	934,400	1,130,000	1,132,000	776,000	1,230,000	1,232,000	856,000	1,330,000	1,332,000	936,000	1,132,000	1,134,000	777,600	1,232,000	1,234,000	857,600	1,332,000	1,334,000	937,600	1,134,000	1,136,000	779,200	1,234,000	1,236,000	859,200	1,334,000	1,336,000	939,200	1,136,000	1,138,000	780,800	1,236,000	1,238,000	860,800	1,336,000	1,338,000	940,800
1,138,000	1,140,000	782,400	1,238,000	1,240,000	862,400	1,338,000	1,340,000	942,400	1,140,000	1,142,000	784,000	1,240,000	1,242,000	864,000	1,340,000	1,342,000	944,000	1,142,000	1,144,000	785,600	1,242,000	1,244,000	865,600	1,342,000	1,344,000	945,600	1,144,000	1,146,000	787,200	1,244,000	1,246,000	867,200	1,344,000	1,346,000	947,200	1,146,000	1,148,000	788,800	1,246,000	1,248,000	868,800	1,346,000	1,348,000	948,800
1,148,000	1,150,000	790,400	1,248,000	1,250,000	870,400	1,348,000	1,350,000	950,400	1,150,000	1,152,000	792,000	1,250,000	1,252,000	872,000	1,350,000	1,352,000	952,000	1,152,000	1,154,000	793,600	1,252,000	1,254,000	873,600	1,352,000	1,354,000	953,600	1,154,000	1,156,000	795,200	1,254,000	1,256,000	875,200	1,354,000	1,356,000	955,200	1,156,000	1,158,000	796,800	1,256,000	1,258,000	876,800	1,356,000	1,358,000	956,800

(五)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額	除後の給与		等の金額
以	上		以	上		以	上	
未	満	円	未	満	円	未	満	円
1,358,000	1,360,000	958,400	1,458,000	1,460,000	1,038,400	1,558,000	1,560,000	1,118,400
1,360,000	1,362,000	960,000	1,460,000	1,462,000	1,040,000	1,560,000	1,562,000	1,120,000
1,362,000	1,364,000	961,600	1,462,000	1,464,000	1,041,600	1,562,000	1,564,000	1,121,600
1,364,000	1,366,000	963,200	1,464,000	1,466,000	1,043,200	1,564,000	1,566,000	1,123,200
1,366,000	1,368,000	964,800	1,466,000	1,468,000	1,044,800	1,566,000	1,568,000	1,124,800
1,368,000	1,370,000	966,400	1,468,000	1,470,000	1,046,400	1,568,000	1,570,000	1,126,400
1,370,000	1,372,000	968,000	1,470,000	1,472,000	1,048,000	1,570,000	1,572,000	1,128,000
1,372,000	1,374,000	969,600	1,472,000	1,474,000	1,049,600	1,572,000	1,574,000	1,129,600
1,374,000	1,376,000	971,200	1,474,000	1,476,000	1,051,200	1,574,000	1,576,000	1,131,200
1,376,000	1,378,000	972,800	1,476,000	1,478,000	1,052,800	1,576,000	1,578,000	1,132,800
1,378,000	1,380,000	974,400	1,478,000	1,480,000	1,054,400	1,578,000	1,580,000	1,134,400
1,380,000	1,382,000	976,000	1,480,000	1,482,000	1,056,000	1,580,000	1,582,000	1,136,000
1,382,000	1,384,000	977,600	1,482,000	1,484,000	1,057,600	1,582,000	1,584,000	1,137,600
1,384,000	1,386,000	979,200	1,484,000	1,486,000	1,059,200	1,584,000	1,586,000	1,139,200
1,386,000	1,388,000	980,800	1,486,000	1,488,000	1,060,800	1,586,000	1,588,000	1,140,800
1,388,000	1,390,000	982,400	1,488,000	1,490,000	1,062,400	1,588,000	1,590,000	1,142,400
1,390,000	1,392,000	984,000	1,490,000	1,492,000	1,064,000	1,590,000	1,592,000	1,144,000
1,392,000	1,394,000	985,600	1,492,000	1,494,000	1,065,600	1,592,000	1,594,000	1,145,600
1,394,000	1,396,000	987,200	1,494,000	1,496,000	1,067,200	1,594,000	1,596,000	1,147,200
1,396,000	1,398,000	988,800	1,496,000	1,498,000	1,068,800	1,596,000	1,598,000	1,148,800
1,398,000	1,400,000	990,400	1,498,000	1,500,000	1,070,400	1,598,000	1,600,000	1,150,400
1,400,000	1,402,000	992,000	1,500,000	1,502,000	1,072,000	1,600,000	1,602,000	1,152,000
1,402,000	1,404,000	993,600	1,502,000	1,504,000	1,073,600	1,602,000	1,604,000	1,153,600
1,404,000	1,406,000	995,200	1,504,000	1,506,000	1,075,200	1,604,000	1,606,000	1,155,200
1,406,000	1,408,000	996,800	1,506,000	1,508,000	1,076,800	1,606,000	1,608,000	1,156,800
1,408,000	1,410,000	998,400	1,508,000	1,510,000	1,078,400	1,608,000	1,610,000	1,158,400
1,410,000	1,412,000	1,000,000	1,510,000	1,512,000	1,080,000	1,610,000	1,612,000	1,160,000
1,412,000	1,414,000	1,001,600	1,512,000	1,514,000	1,081,600	1,612,000	1,614,000	1,161,600
1,414,000	1,416,000	1,003,200	1,514,000	1,516,000	1,083,200	1,614,000	1,616,000	1,163,200
1,416,000	1,418,000	1,004,800	1,516,000	1,518,000	1,084,800	1,616,000	1,618,000	1,164,800
1,418,000	1,420,000	1,006,400	1,518,000	1,520,000	1,086,400	1,618,000	1,620,000	1,166,400
1,420,000	1,422,000	1,008,000	1,520,000	1,522,000	1,088,000	1,620,000	1,622,000	1,168,000
1,422,000	1,424,000	1,009,600	1,522,000	1,524,000	1,089,600	1,622,000	1,624,000	1,169,600
1,424,000	1,426,000	1,011,200	1,524,000	1,526,000	1,091,200	1,624,000	1,626,000	1,171,200
1,426,000	1,428,000	1,012,800	1,526,000	1,528,000	1,092,800	1,626,000	1,628,000	1,172,800
1,428,000	1,430,000	1,014,400	1,528,000	1,530,000	1,094,400	1,628,000	1,630,000	1,174,400
1,430,000	1,432,000	1,016,000	1,530,000	1,532,000	1,096,000	1,630,000	1,632,000	1,176,000
1,432,000	1,434,000	1,017,600	1,532,000	1,534,000	1,097,600	1,632,000	1,634,000	1,177,600
1,434,000	1,436,000	1,019,200	1,534,000	1,536,000	1,099,200	1,634,000	1,636,000	1,179,200
1,436,000	1,438,000	1,020,800	1,536,000	1,538,000	1,100,800	1,636,000	1,638,000	1,180,800
1,438,000	1,440,000	1,022,400	1,538,000	1,540,000	1,102,400	1,638,000	1,640,000	1,182,400
1,440,000	1,442,000	1,024,000	1,540,000	1,542,000	1,104,000	1,640,000	1,642,000	1,184,000
1,442,000	1,444,000	1,025,600	1,542,000	1,544,000	1,105,600	1,642,000	1,644,000	1,185,600
1,444,000	1,446,000	1,027,200	1,544,000	1,546,000	1,107,200	1,644,000	1,646,000	1,187,200
1,446,000	1,448,000	1,028,800	1,546,000	1,548,000	1,108,800	1,646,000	1,648,000	1,188,800
1,448,000	1,450,000	1,030,400	1,548,000	1,550,000	1,110,400	1,648,000	1,650,000	1,190,400
1,450,000	1,452,000	1,032,000	1,550,000	1,552,000	1,112,000	1,650,000	1,652,000	1,192,000
1,452,000	1,454,000	1,033,600	1,552,000	1,554,000	1,113,600	1,652,000	1,654,000	1,193,600
1,454,000	1,456,000	1,035,200	1,554,000	1,556,000	1,115,200	1,654,000	1,656,000	1,195,200
1,456,000	1,458,000	1,036,800	1,556,000	1,558,000	1,116,800	1,656,000	1,658,000	1,196,800

(六)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
		除後の給与			除後の給与			除後の給与
以	上	満	等	等	等	以	上	満
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,658,000	1,660,000	1,198,400	1,758,000	1,760,000	1,288,200	1,858,000	1,860,000	1,378,200
1,660,000	1,662,000	1,200,000	1,760,000	1,762,000	1,290,000	1,860,000	1,862,000	1,380,000
1,662,000	1,664,000	1,201,800	1,762,000	1,764,000	1,291,800	1,862,000	1,864,000	1,381,800
1,664,000	1,666,000	1,203,600	1,764,000	1,766,000	1,293,600	1,864,000	1,866,000	1,383,600
1,666,000	1,668,000	1,205,400	1,766,000	1,768,000	1,295,400	1,866,000	1,868,000	1,385,400
1,668,000	1,670,000	1,207,200	1,768,000	1,770,000	1,297,200	1,868,000	1,870,000	1,387,200
1,670,000	1,672,000	1,209,000	1,770,000	1,772,000	1,299,000	1,870,000	1,872,000	1,389,000
1,672,000	1,674,000	1,210,800	1,772,000	1,774,000	1,300,800	1,872,000	1,874,000	1,390,800
1,674,000	1,676,000	1,212,600	1,774,000	1,776,000	1,302,600	1,874,000	1,876,000	1,392,600
1,676,000	1,678,000	1,214,400	1,776,000	1,778,000	1,304,400	1,876,000	1,878,000	1,394,400
1,678,000	1,680,000	1,216,200	1,778,000	1,780,000	1,306,200	1,878,000	1,880,000	1,396,200
1,680,000	1,682,000	1,218,000	1,780,000	1,782,000	1,308,000	1,880,000	1,882,000	1,398,000
1,682,000	1,684,000	1,219,800	1,782,000	1,784,000	1,309,800	1,882,000	1,884,000	1,399,800
1,684,000	1,686,000	1,221,600	1,784,000	1,786,000	1,311,600	1,884,000	1,886,000	1,401,600
1,686,000	1,688,000	1,223,400	1,786,000	1,788,000	1,313,400	1,886,000	1,888,000	1,403,400
1,688,000	1,690,000	1,225,200	1,788,000	1,790,000	1,315,200	1,888,000	1,890,000	1,405,200
1,690,000	1,692,000	1,227,000	1,790,000	1,792,000	1,317,000	1,890,000	1,892,000	1,407,000
1,692,000	1,694,000	1,228,800	1,792,000	1,794,000	1,318,800	1,892,000	1,894,000	1,408,800
1,694,000	1,696,000	1,230,600	1,794,000	1,796,000	1,320,600	1,894,000	1,896,000	1,410,600
1,696,000	1,698,000	1,232,400	1,796,000	1,798,000	1,322,400	1,896,000	1,898,000	1,412,400
1,698,000	1,700,000	1,234,200	1,798,000	1,800,000	1,324,200	1,898,000	1,900,000	1,414,200
1,700,000	1,702,000	1,236,000	1,800,000	1,802,000	1,326,000	1,900,000	1,902,000	1,416,000
1,702,000	1,704,000	1,237,800	1,802,000	1,804,000	1,327,800	1,902,000	1,904,000	1,417,800
1,704,000	1,706,000	1,239,600	1,804,000	1,806,000	1,329,600	1,904,000	1,906,000	1,419,600
1,706,000	1,708,000	1,241,400	1,806,000	1,808,000	1,331,400	1,906,000	1,908,000	1,421,400
1,708,000	1,710,000	1,243,200	1,808,000	1,810,000	1,333,200	1,908,000	1,910,000	1,423,200
1,710,000	1,712,000	1,245,000	1,810,000	1,812,000	1,335,000	1,910,000	1,912,000	1,425,000
1,712,000	1,714,000	1,246,800	1,812,000	1,814,000	1,336,800	1,912,000	1,914,000	1,426,800
1,714,000	1,716,000	1,248,600	1,814,000	1,816,000	1,338,600	1,914,000	1,916,000	1,428,600
1,716,000	1,718,000	1,250,400	1,816,000	1,818,000	1,340,400	1,916,000	1,918,000	1,430,400
1,718,000	1,720,000	1,252,200	1,818,000	1,820,000	1,342,200	1,918,000	1,920,000	1,432,200
1,720,000	1,722,000	1,254,000	1,820,000	1,822,000	1,344,000	1,920,000	1,922,000	1,434,000
1,722,000	1,724,000	1,255,800	1,822,000	1,824,000	1,345,800	1,922,000	1,924,000	1,435,800
1,724,000	1,726,000	1,257,600	1,824,000	1,826,000	1,347,600	1,924,000	1,926,000	1,437,600
1,726,000	1,728,000	1,259,400	1,826,000	1,828,000	1,349,400	1,926,000	1,928,000	1,439,400
1,728,000	1,730,000	1,261,200	1,828,000	1,830,000	1,351,200	1,928,000	1,930,000	1,441,200
1,730,000	1,732,000	1,263,000	1,830,000	1,832,000	1,353,000	1,930,000	1,932,000	1,443,000
1,732,000	1,734,000	1,264,800	1,832,000	1,834,000	1,354,800	1,932,000	1,934,000	1,444,800
1,734,000	1,736,000	1,266,600	1,834,000	1,836,000	1,356,600	1,934,000	1,936,000	1,446,600
1,736,000	1,738,000	1,268,400	1,836,000	1,838,000	1,358,400	1,936,000	1,938,000	1,448,400
1,738,000	1,740,000	1,270,200	1,838,000	1,840,000	1,360,200	1,938,000	1,940,000	1,450,200
1,740,000	1,742,000	1,272,000	1,840,000	1,842,000	1,362,000	1,940,000	1,942,000	1,452,000
1,742,000	1,744,000	1,273,800	1,842,000	1,844,000	1,363,800	1,942,000	1,944,000	1,453,800
1,744,000	1,746,000	1,275,600	1,844,000	1,846,000	1,365,600	1,944,000	1,946,000	1,455,600
1,746,000	1,748,000	1,277,400	1,846,000	1,848,000	1,367,400	1,946,000	1,948,000	1,457,400
1,748,000	1,750,000	1,279,200	1,848,000	1,850,000	1,369,200	1,948,000	1,950,000	1,459,200
1,750,000	1,752,000	1,281,000	1,850,000	1,852,000	1,371,000	1,950,000	1,952,000	1,461,000
1,752,000	1,754,000	1,282,800	1,852,000	1,854,000	1,372,800	1,952,000	1,954,000	1,462,800
1,754,000	1,756,000	1,284,600	1,854,000	1,856,000	1,374,600	1,954,000	1,956,000	1,464,600
1,756,000	1,758,000	1,286,400	1,856,000	1,858,000	1,376,400	1,956,000	1,958,000	1,466,400

(七)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
1,958,000	1,960,000	1,468,200	1,988,000	1,990,000	1,495,200	3,160,000	5,000,000	給与等の金額に 95%を乗じて算 出した金額から 452,000 円を控 除した金額
1,960,000	1,962,000	1,470,000	1,990,000	1,992,000	1,497,000			
1,962,000	1,964,000	1,471,800	1,992,000	1,994,000	1,498,800			
1,964,000	1,966,000	1,473,600	1,994,000	1,996,000	1,500,600			
1,966,000	1,968,000	1,475,400	1,996,000	1,998,000	1,502,400			
1,968,000	1,970,000	1,477,200	1,998,000	2,000,000	1,504,200	5,000,000 円		4,298,000 円
1,970,000	1,972,000	1,479,000						
1,972,000	1,974,000	1,480,800						
1,974,000	1,976,000	1,482,600						
1,976,000	1,978,000	1,484,400						
1,978,000	1,980,000	1,486,200	2,000,000	3,160,000	給与等の金額に 90%を乗じて算 出した金額から 294,000 円を控 除した金額			
1,980,000	1,982,000	1,488,000						
1,982,000	1,984,000	1,489,800						
1,984,000	1,986,000	1,491,600						
1,986,000	1,988,000	1,493,400						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が2,000,000 円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

別表第八の附表

別表第八の附表を次のように改める。

勤続年数	退職所得控除額		勤続年数	退職所得控除額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
4年以下	千円 400	千円 1,400	23 年	千円 3,900	千円 4,900
			24 年	4,200	5,200
			25 年	4,500	5,500
5 年	500	1,500	26 年	4,800	5,800
6 年	600	1,600	27 年	5,100	6,100
7 年	700	1,700	28 年	5,400	6,400
8 年	800	1,800	29 年	5,700	6,700
9 年	900	1,900	30 年	6,000	7,000
10 年	1,000	2,000	31 年	6,400	7,400
11 年	1,200	2,200	32 年	6,800	7,800
12 年	1,400	2,400	33 年	7,200	8,200
13 年	1,600	2,600	34 年	7,600	8,600
14 年	1,800	2,800	35 年	8,000	9,000
15 年	2,000	3,000	36 年	8,400	9,400
16 年	2,200	3,200	37 年	8,800	9,800
17 年	2,400	3,400	38 年	9,200	10,200
18 年	2,600	3,600	39 年	9,600	10,600
19 年	2,800	3,800	40 年	10,000	11,000
20 年	3,000	4,000	41年以上	10,000千円に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに400千円を加算した金額	11,000千円に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに400千円を加算した金額
21 年	3,300	4,300			
22 年	3,600	4,600			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「勤続年数」とは、第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。

(二) 「障害退職の場合」とは、第三十条第四項第三号(障害退職の控除額)に掲げる場合に該当する場合をいう。

(三) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考)

(一) 退職所得控除額を求めるには、(二)に該当する場合を除き、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。

(二) 第三十条第四項第一号に掲げる場合に該当するときは、同項の規定に準じて計算した金額が、その退職手当等に係る退職所得控除額である。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和四十八年分以後の所得税について適用し、昭和四十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和四十八年分の給与所得の金額及び所得控除等に係る特例)

第三条 昭和四十八年分の給与所得の金額は、同年中の新法第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(以下「給与等」という。)の収入金額を附則別表第一の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額によるものとする。

2 昭和四十八年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十七条第三項第一号(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)	二十万円	十九万二千五百円
第七十九条第一項及び第二項(障害者控除)	十三万円	十二万七千五百円
	十九万円	十八万二千五百円
	十三万円	十二万七千五百円
第八十条第一項(老年者控除)、第八十一条第一項(寡婦控除)及び第八十二条第一項(勤労学生控除)		
第八十三条第一項(配偶者控除)	二十一万円	二十万七千五百円
第八十四条第一項(扶養控除)	十六万円	十五万五千円
第八十四条第二項	十九万円	十八万二千五百円
第八十四条第三項	十八万円	十七万二千五百円
第八十六条第一項(基礎控除)	二十一万円	二十万七千五百円

第百九十条第二号(年末調整)

別表第七の表	別表第七の備考(一)	別表第七の備考(二)
4,088,000	4,128,000	4,128,000
798,400	810,400	810,400
この表の記載	改正法第三号所載第一	改正法第三号所載第一
130,000円	127,500円	127,500円
190,000円	182,500円	182,500円

(有価証券の譲渡所得の非課税に関する経過措置)

第四条 新法第九条第一項第十一号ニ(有価証券

の譲渡による所得の非課税)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後における同号ニの有価証券の譲渡による所得について適用する。

(昭和四十八年分及び昭和四十九年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)

第五条 居住者の昭和四十八年分の所得税については、新法第百四条第一項(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額(以下「予定納税基準額」という。)は、次項の規定の適用があ

る場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一 その者の昭和四十七年分の課税総所得金額に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第百四条第一項第一号の規定に基づき政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年

分の所得税について災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第二条（所得税の軽減又は免除）の規定の適用があつた場合には、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。）から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものを除く。）を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課

税総所得金額（昭和四十七年分の所得税について旧法第九十条第一項（変動所得及び臨時所得の平均課税）の規定の適用があつた場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第一百四十四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下次項までにおいて「課税総所得金額等」と

いう。）と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた旧法第五十七条第三項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に

規定する事業専従者、控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別表第二により求めた率

2 昭和四十七年分の課税総所得金額等が二千万円以上である居住者の昭和四十八年度分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から二万円を控除した金額によるものとする。

3 昭和四十七年分の所得税につき旧法第九十七条第一項（合算対象世帯員がある場合の税額）

の規定の適用があつた場合における昭和四十八年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和四十八年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

5 前各項の規定は、居住者又は非居住者の昭和四十九年分の所得税に係る予定納税基準額の計算について準用する。この場合において、第一項第一号中「昭和四十七年分」とあるのは「昭和四十八年分」と、「改正前の所得税法（以下「旧法」という。）とあるのは「新法」と、同項第二号中「昭和四十七年分」とあるのは「昭和四十八年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、「附則別表第二」とあるのは「附則別表第三」と、第二項中「昭和四十七年分」とあるのは「昭和四十八年分」と、「二千万円」とあるのは「五百万円」と、「二万円」とあるのは「四千元」と、第三項中「昭和四十七年分」とあるのは「昭和四十八年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、それぞれ読み替えるものとする。

（証券投資信託の収益の分配に係る源泉徴収時期に関する経過措置）

第六条 新法第八十一条第二項（配当等に係る源泉徴収義務）の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する配当等について適用し、同日前に支払うべき旧法第八十一条第二項に規定する配当等については、なお従前の例による。

（給与所得及び退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置）

第七條 新法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定及び新法別表第四から別表第六までは、施行日以後に支払うべき給与等について適用し、同日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 附則第三条第二項（昭和四十八年分の給与所得の金額及び所得控除等に係る特例）の規定により読み替えられた新法第九十条（年末調整）の規定及び附則別表第一は、昭和四十八年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 新法第二百一条（退職所得に係る源泉徴収税額）の規定並びに新法別表第八及び同表の附表

は、昭和四十八年一月一日以後に支払うべき新法第九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）に規定する退職手当等（以下「退職手当等」という。）で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

(源泉徴収の納期の特例の承認の申請に關する経過措置)

第八条 新法第二百七条第五項(納期の特例に關する承認の申請等)の規定は、施行日以後に提出する同条第一項の申請書について適用する。

(無記名公社債の利子等の受領者の告知に關する経過措置)

第九条 新法第二百二十四条第一項後段(無記名公社債の利子等の受領者の告知)の規定は、施行日以後に同項の支払をする場合について適用する。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第十条 施行日前に昭和四十八年分の所得税につき旧法第二百七条(年の中途で出国をする場合の確定申告)(旧法第六十六條(非居住者に対する準用))において準用する場合を含む。の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条(決定)の規定に

よる決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和四十九年三月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の更正の請求をすることができ、

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第五十九条第二項(更正又は決定による源泉徴収税額等の還付)(新法第六十八條(非居住者に対する準用))において準用する場合を含む。の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付

金につき同法第五十七条第一項(充当)の規定による充当(以下「充当」という。)をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

(施行日前に支払われた退職所得に係る源泉徴収税額の還付)

第十一条 昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき旧法第九十九条から第二百二条まで(退職所得に係る源泉徴収)の規定により徴収された所得税の額が、当該退職手当等につき新法第二百一条及び第二百二条の規定を適用した場合における所得税の額をこえるときは、当該退職手当等の支払を受けた居住者は、政令で定めるところにより、同年六月三十日までに、納税地の所轄税務署長に対し、そのこえる金額の還付を請求することができる。

2 前項に規定する退職手当等につき同項の規定による還付の請求があつた場合には、その居住

者の昭和四十八年分の所得税についての申告、更正又は決定、納付、徴収(退職手当等に係る源泉徴収を除く。)及び還付(当該請求に係る還付を除く。)に關する規定の適用並びに同年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに対する新法第二百一条第一項第二号の規定の適用については、当該請求に係る退職手当等について旧法第九十九条から第二百二条までの規定により徴収された所得税の額から当該請求により還付すべき金額を控除した金額の所得税の徴収が行なわれたものとみなす。

3 第一項の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる同項の期間は、第一項の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日)がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

附則別表第一 昭和48年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
153,800	円未満	0	250,000	252,000	78,000	350,000	352,000	158,000
153,800	154,000	1,000	252,000	254,000	79,600	352,000	354,000	159,600
154,000	156,000	1,200	254,000	256,000	81,200	354,000	356,000	161,200
156,000	158,000	2,800	256,000	258,000	82,800	356,000	358,000	162,800
158,000	160,000	4,400	258,000	260,000	84,400	358,000	360,000	164,400
160,000	162,000	6,000	260,000	262,000	86,000	360,000	362,000	166,000
162,000	164,000	7,600	262,000	264,000	87,600	362,000	364,000	167,600
164,000	166,000	9,200	264,000	266,000	89,200	364,000	366,000	169,200
166,000	168,000	10,800	266,000	268,000	90,800	366,000	368,000	170,800
168,000	170,000	12,400	268,000	270,000	92,400	368,000	370,000	172,400
170,000	172,000	14,000	270,000	272,000	94,000	370,000	372,000	174,000
172,000	174,000	15,600	272,000	274,000	95,600	372,000	374,000	175,600
174,000	176,000	17,200	274,000	276,000	97,200	374,000	376,000	177,200
176,000	178,000	18,800	276,000	278,000	98,800	376,000	378,000	178,800
178,000	180,000	20,400	278,000	280,000	100,400	378,000	380,000	180,400
180,000	182,000	22,000	280,000	282,000	102,000	380,000	382,000	182,000
182,000	184,000	23,600	282,000	284,000	103,600	382,000	384,000	183,600
184,000	186,000	25,200	284,000	286,000	105,200	384,000	386,000	185,200
186,000	188,000	26,800	286,000	288,000	106,800	386,000	388,000	186,800
188,000	190,000	28,400	288,000	290,000	108,400	388,000	390,000	188,400
190,000	192,000	30,000	290,000	292,000	110,000	390,000	392,000	190,000
192,000	194,000	31,600	292,000	294,000	111,600	392,000	394,000	191,600
194,000	196,000	33,200	294,000	296,000	113,200	394,000	396,000	193,200
196,000	198,000	34,800	296,000	298,000	114,800	396,000	398,000	194,800
198,000	200,000	36,400	298,000	300,000	116,400	398,000	400,000	196,400
200,000	202,000	38,000	300,000	302,000	118,000	400,000	402,000	198,000
202,000	204,000	39,600	302,000	304,000	119,600	402,000	404,000	199,600
204,000	206,000	41,200	304,000	306,000	121,200	404,000	406,000	201,200
206,000	208,000	42,800	306,000	308,000	122,800	406,000	408,000	202,800
208,000	210,000	44,400	308,000	310,000	124,400	408,000	410,000	204,400
210,000	212,000	46,000	310,000	312,000	126,000	410,000	412,000	206,000
212,000	214,000	47,600	312,000	314,000	127,600	412,000	414,000	207,600
214,000	216,000	49,200	314,000	316,000	129,200	414,000	416,000	209,200
216,000	218,000	50,800	316,000	318,000	130,800	416,000	418,000	210,800
218,000	220,000	52,400	318,000	320,000	132,400	418,000	420,000	212,400
220,000	222,000	54,000	320,000	322,000	134,000	420,000	422,000	214,000
222,000	224,000	55,600	322,000	324,000	135,600	422,000	424,000	215,600
224,000	226,000	57,200	324,000	326,000	137,200	424,000	426,000	217,200
226,000	228,000	58,800	326,000	328,000	138,800	426,000	428,000	218,800
228,000	230,000	60,400	328,000	330,000	140,400	428,000	430,000	220,400
230,000	232,000	62,000	330,000	332,000	142,000	430,000	432,000	222,000
232,000	234,000	63,600	332,000	334,000	143,600	432,000	434,000	223,600
234,000	236,000	65,200	334,000	336,000	145,200	434,000	436,000	225,200
236,000	238,000	66,800	336,000	338,000	146,800	436,000	438,000	226,800
238,000	240,000	68,400	338,000	340,000	148,400	438,000	440,000	228,400
240,000	242,000	70,000	340,000	342,000	150,000	440,000	442,000	230,000
242,000	244,000	71,600	342,000	344,000	151,600	442,000	444,000	231,600
244,000	246,000	73,200	344,000	346,000	153,200	444,000	446,000	233,200
246,000	248,000	74,800	346,000	348,000	154,800	446,000	448,000	234,800
248,000	250,000	76,400	348,000	350,000	156,400	448,000	450,000	236,400

(二)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	
		除後の給与			除後の給与			除後の給与	
以	上	未	満	等	以	上	未	満	等
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
450,000	452,000	238,000	550,000	552,000	318,000	650,000	652,000	398,000	
452,000	454,000	239,600	552,000	554,000	319,600	652,000	654,000	399,600	
454,000	456,000	241,200	554,000	556,000	321,200	654,000	656,000	401,200	
456,000	458,000	242,800	556,000	558,000	322,800	656,000	658,000	402,800	
458,000	460,000	244,400	558,000	560,000	324,400	658,000	660,000	404,400	
460,000	462,000	246,000	560,000	562,000	326,000	660,000	662,000	406,000	
462,000	464,000	247,600	562,000	564,000	327,600	662,000	664,000	407,600	
464,000	466,000	249,200	564,000	566,000	329,200	664,000	666,000	409,200	
466,000	468,000	250,800	566,000	568,000	330,800	666,000	668,000	410,800	
468,000	470,000	252,400	568,000	570,000	332,400	668,000	670,000	412,400	
470,000	472,000	254,000	570,000	572,000	334,000	670,000	672,000	414,000	
472,000	474,000	255,600	572,000	574,000	335,600	672,000	674,000	415,600	
474,000	476,000	257,200	574,000	576,000	337,200	674,000	676,000	417,200	
476,000	478,000	258,800	576,000	578,000	338,800	676,000	678,000	418,800	
478,000	480,000	260,400	578,000	580,000	340,400	678,000	680,000	420,400	
480,000	482,000	262,000	580,000	582,000	342,000	680,000	682,000	422,000	
482,000	484,000	263,600	582,000	584,000	343,600	682,000	684,000	423,600	
484,000	486,000	265,200	584,000	586,000	345,200	684,000	686,000	425,200	
486,000	488,000	266,800	586,000	588,000	346,800	686,000	688,000	426,800	
488,000	490,000	268,400	588,000	590,000	348,400	688,000	690,000	428,400	
490,000	492,000	270,000	590,000	592,000	350,000	690,000	692,000	430,000	
492,000	494,000	271,600	592,000	594,000	351,600	692,000	694,000	431,600	
494,000	496,000	273,200	594,000	596,000	353,200	694,000	696,000	433,200	
496,000	498,000	274,800	596,000	598,000	354,800	696,000	698,000	434,800	
498,000	500,000	276,400	598,000	600,000	356,400	698,000	700,000	436,400	
500,000	502,000	278,000	600,000	602,000	358,000	700,000	702,000	438,000	
502,000	504,000	279,600	602,000	604,000	359,600	702,000	704,000	439,600	
504,000	506,000	281,200	604,000	606,000	361,200	704,000	706,000	441,200	
506,000	508,000	282,800	606,000	608,000	362,800	706,000	708,000	442,800	
508,000	510,000	284,400	608,000	610,000	364,400	708,000	710,000	444,400	
510,000	512,000	286,000	610,000	612,000	366,000	710,000	712,000	446,000	
512,000	514,000	287,600	612,000	614,000	367,600	712,000	714,000	447,600	
514,000	516,000	289,200	614,000	616,000	369,200	714,000	716,000	449,200	
516,000	518,000	290,800	616,000	618,000	370,800	716,000	718,000	450,800	
518,000	520,000	292,400	618,000	620,000	372,400	718,000	720,000	452,400	
520,000	522,000	294,000	620,000	622,000	374,000	720,000	722,000	454,000	
522,000	524,000	295,600	622,000	624,000	375,600	722,000	724,000	455,600	
524,000	526,000	297,200	624,000	626,000	377,200	724,000	726,000	457,200	
526,000	528,000	298,800	626,000	628,000	378,800	726,000	728,000	458,800	
528,000	530,000	300,400	628,000	630,000	380,400	728,000	730,000	460,400	
530,000	532,000	302,000	630,000	632,000	382,000	730,000	732,000	462,000	
532,000	534,000	303,600	632,000	634,000	383,600	732,000	734,000	463,600	
534,000	536,000	305,200	634,000	636,000	385,200	734,000	736,000	465,200	
536,000	538,000	306,800	636,000	638,000	386,800	736,000	738,000	466,800	
538,000	540,000	308,400	638,000	640,000	388,400	738,000	740,000	468,400	
540,000	542,000	310,000	640,000	642,000	390,000	740,000	742,000	470,000	
542,000	544,000	311,600	642,000	644,000	391,600	742,000	744,000	471,600	
544,000	546,000	313,200	644,000	646,000	393,200	744,000	746,000	473,200	
546,000	548,000	314,800	646,000	648,000	394,800	746,000	748,000	474,800	
548,000	550,000	316,400	648,000	650,000	396,400	748,000	750,000	476,400	

(三)

給与等の金額			給与所得控		給与等の金額			給与所得控		給与等の金額			給与所得控	
除後の給与			除後の給与		除後の給与			除後の給与		除後の給与			除後の給与	
以	上	未	満	等の金額	以	上	未	満	等の金額	以	上	未	満	等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
750,000	752,000	478,000	850,000	852,000	558,000	950,000	952,000	638,000						
752,000	754,000	479,600	852,000	854,000	559,600	952,000	954,000	639,600						
754,000	756,000	481,200	854,000	856,000	561,200	954,000	956,000	641,200						
756,000	758,000	482,800	856,000	858,000	562,800	956,000	958,000	642,800						
758,000	760,000	484,400	858,000	860,000	564,400	958,000	960,000	644,400						
760,000	762,000	486,000	860,000	862,000	566,000	960,000	962,000	646,000						
762,000	764,000	487,600	862,000	864,000	567,600	962,000	964,000	647,600						
764,000	766,000	489,200	864,000	866,000	569,200	964,000	966,000	649,200						
766,000	768,000	490,800	866,000	868,000	570,800	966,000	968,000	650,800						
768,000	770,000	492,400	868,000	870,000	572,400	968,000	970,000	652,400						
770,000	772,000	494,000	870,000	872,000	574,000	970,000	972,000	654,000						
772,000	774,000	495,600	872,000	874,000	575,600	972,000	974,000	655,600						
774,000	776,000	497,200	874,000	876,000	577,200	974,000	976,000	657,200						
776,000	778,000	498,800	876,000	878,000	578,800	976,000	978,000	658,800						
778,000	780,000	500,400	878,000	880,000	580,400	978,000	980,000	660,400						
780,000	782,000	502,000	880,000	882,000	582,000	980,000	982,000	662,000						
782,000	784,000	503,600	882,000	884,000	583,600	982,000	984,000	663,600						
784,000	786,000	505,200	884,000	886,000	585,200	984,000	986,000	665,200						
786,000	788,000	506,800	886,000	888,000	586,800	986,000	988,000	666,800						
788,000	790,000	508,400	888,000	890,000	588,400	988,000	990,000	668,400						
790,000	792,000	510,000	890,000	892,000	590,000	990,000	992,000	670,000						
792,000	794,000	511,600	892,000	894,000	591,600	992,000	994,000	671,600						
794,000	796,000	513,200	894,000	896,000	593,200	994,000	996,000	673,200						
796,000	798,000	514,800	896,000	898,000	594,800	996,000	998,000	674,800						
798,000	800,000	516,400	898,000	900,000	596,400	998,000	1,000,000	676,400						
800,000	802,000	518,000	900,000	902,000	598,000	1,000,000	1,002,000	678,000						
802,000	804,000	519,600	902,000	904,000	599,600	1,002,000	1,004,000	679,600						
804,000	806,000	521,200	904,000	906,000	601,200	1,004,000	1,006,000	681,200						
806,000	808,000	522,800	906,000	908,000	602,800	1,006,000	1,008,000	682,800						
808,000	810,000	524,400	908,000	910,000	604,400	1,008,000	1,010,000	684,400						
810,000	812,000	526,000	910,000	912,000	606,000	1,010,000	1,012,000	686,000						
812,000	814,000	527,600	912,000	914,000	607,600	1,012,000	1,014,000	687,600						
814,000	816,000	529,200	914,000	916,000	609,200	1,014,000	1,016,000	689,200						
816,000	818,000	530,800	916,000	918,000	610,800	1,016,000	1,018,000	690,800						
818,000	820,000	532,400	918,000	920,000	612,400	1,018,000	1,020,000	692,400						
820,000	822,000	534,000	920,000	922,000	614,000	1,020,000	1,022,000	694,000						
822,000	824,000	535,600	922,000	924,000	615,600	1,022,000	1,024,000	695,600						
824,000	826,000	537,200	924,000	926,000	617,200	1,024,000	1,026,000	697,200						
826,000	828,000	538,800	926,000	928,000	618,800	1,026,000	1,028,000	698,800						
828,000	830,000	540,400	928,000	930,000	620,400	1,028,000	1,030,000	700,400						
830,000	832,000	542,000	930,000	932,000	622,000	1,030,000	1,032,000	702,000						
832,000	834,000	543,600	932,000	934,000	623,600	1,032,000	1,034,000	703,600						
834,000	836,000	545,200	934,000	936,000	625,200	1,034,000	1,036,000	705,200						
836,000	838,000	546,800	936,000	938,000	626,800	1,036,000	1,038,000	706,800						
838,000	840,000	548,400	938,000	940,000	628,400	1,038,000	1,040,000	708,400						
840,000	842,000	550,000	940,000	942,000	630,000	1,040,000	1,042,000	710,000						
842,000	844,000	551,600	942,000	944,000	631,600	1,042,000	1,044,000	711,600						
844,000	846,000	553,200	944,000	946,000	633,200	1,044,000	1,046,000	713,200						
846,000	848,000	554,800	946,000	948,000	634,800	1,046,000	1,048,000	714,800						
848,000	850,000	556,400	948,000	950,000	636,400	1,048,000	1,050,000	716,400						

(四)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
除後の給与		等 の金額	除後の給与		等 の金額	除後の給与		等 の金額
以	上		以	上		以	上	
未	満		未	満		未	満	
等 の金額	等 の金額		等 の金額	等 の金額		等 の金額	等 の金額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,050,000	1,052,000	718,000	1,150,000	1,152,000	798,000	1,250,000	1,252,000	880,400
1,052,000	1,054,000	719,600	1,152,000	1,154,000	799,600	1,252,000	1,254,000	882,050
1,054,000	1,056,000	721,200	1,154,000	1,156,000	801,200	1,254,000	1,256,000	883,700
1,056,000	1,058,000	722,800	1,156,000	1,158,000	802,850	1,256,000	1,258,000	885,350
1,058,000	1,060,000	724,400	1,158,000	1,160,000	804,500	1,258,000	1,260,000	887,000
1,060,000	1,062,000	726,000	1,160,000	1,162,000	806,150	1,260,000	1,262,000	888,650
1,062,000	1,064,000	727,600	1,162,000	1,164,000	807,800	1,262,000	1,264,000	890,300
1,064,000	1,066,000	729,200	1,164,000	1,166,000	809,450	1,264,000	1,266,000	891,950
1,066,000	1,068,000	730,800	1,166,000	1,168,000	811,100	1,266,000	1,268,000	893,600
1,068,000	1,070,000	732,400	1,168,000	1,170,000	812,750	1,268,000	1,270,000	895,250
1,070,000	1,072,000	734,000	1,170,000	1,172,000	814,400	1,270,000	1,272,000	896,900
1,072,000	1,074,000	735,600	1,172,000	1,174,000	816,050	1,272,000	1,274,000	898,550
1,074,000	1,076,000	737,200	1,174,000	1,176,000	817,700	1,274,000	1,276,000	900,200
1,076,000	1,078,000	738,800	1,176,000	1,178,000	819,350	1,276,000	1,278,000	901,850
1,078,000	1,080,000	740,400	1,178,000	1,180,000	821,000	1,278,000	1,280,000	903,500
1,080,000	1,082,000	742,000	1,180,000	1,182,000	822,650	1,280,000	1,282,000	905,150
1,082,000	1,084,000	743,600	1,182,000	1,184,000	824,300	1,282,000	1,284,000	906,800
1,084,000	1,086,000	745,200	1,184,000	1,186,000	825,950	1,284,000	1,286,000	908,450
1,086,000	1,088,000	746,800	1,186,000	1,188,000	827,600	1,286,000	1,288,000	910,100
1,088,000	1,090,000	748,400	1,188,000	1,190,000	829,250	1,288,000	1,290,000	911,750
1,090,000	1,092,000	750,000	1,190,000	1,192,000	830,900	1,290,000	1,292,000	913,400
1,092,000	1,094,000	751,600	1,192,000	1,194,000	832,550	1,292,000	1,294,000	915,050
1,094,000	1,096,000	753,200	1,194,000	1,196,000	834,200	1,294,000	1,296,000	916,700
1,096,000	1,098,000	754,800	1,196,000	1,198,000	835,850	1,296,000	1,298,000	918,350
1,098,000	1,100,000	756,400	1,198,000	1,200,000	837,500	1,298,000	1,300,000	920,000
1,100,000	1,102,000	758,000	1,200,000	1,202,000	839,150	1,300,000	1,302,000	921,650
1,102,000	1,104,000	759,600	1,202,000	1,204,000	840,800	1,302,000	1,304,000	923,300
1,104,000	1,106,000	761,200	1,204,000	1,206,000	842,450	1,304,000	1,306,000	924,950
1,106,000	1,108,000	762,800	1,206,000	1,208,000	844,100	1,306,000	1,308,000	926,600
1,108,000	1,110,000	764,400	1,208,000	1,210,000	845,750	1,308,000	1,310,000	928,250
1,110,000	1,112,000	766,000	1,210,000	1,212,000	847,400	1,310,000	1,312,000	929,900
1,112,000	1,114,000	767,600	1,212,000	1,214,000	849,050	1,312,000	1,314,000	931,550
1,114,000	1,116,000	769,200	1,214,000	1,216,000	850,700	1,314,000	1,316,000	933,200
1,116,000	1,118,000	770,800	1,216,000	1,218,000	852,350	1,316,000	1,318,000	934,850
1,118,000	1,120,000	772,400	1,218,000	1,220,000	854,000	1,318,000	1,320,000	936,500
1,120,000	1,122,000	774,000	1,220,000	1,222,000	855,650	1,320,000	1,322,000	938,150
1,122,000	1,124,000	775,600	1,222,000	1,224,000	857,300	1,322,000	1,324,000	939,800
1,124,000	1,126,000	777,200	1,224,000	1,226,000	858,950	1,324,000	1,326,000	941,450
1,126,000	1,128,000	778,800	1,226,000	1,228,000	860,600	1,326,000	1,328,000	943,100
1,128,000	1,130,000	780,400	1,228,000	1,230,000	862,250	1,328,000	1,330,000	944,750
1,130,000	1,132,000	782,000	1,230,000	1,232,000	863,900	1,330,000	1,332,000	946,400
1,132,000	1,134,000	783,600	1,232,000	1,234,000	865,550	1,332,000	1,334,000	948,050
1,134,000	1,136,000	785,200	1,234,000	1,236,000	867,200	1,334,000	1,336,000	949,700
1,136,000	1,138,000	786,800	1,236,000	1,238,000	868,850	1,336,000	1,338,000	951,350
1,138,000	1,140,000	788,400	1,238,000	1,240,000	870,500	1,338,000	1,340,000	953,000
1,140,000	1,142,000	790,000	1,240,000	1,242,000	872,150	1,340,000	1,342,000	954,650
1,142,000	1,144,000	791,600	1,242,000	1,244,000	873,800	1,342,000	1,344,000	956,300
1,144,000	1,146,000	793,200	1,244,000	1,246,000	875,450	1,344,000	1,346,000	957,950
1,146,000	1,148,000	794,800	1,246,000	1,248,000	877,100	1,346,000	1,348,000	959,600
1,148,000	1,150,000	796,400	1,248,000	1,250,000	878,750	1,348,000	1,350,000	961,250

(五)

給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控	給 与 等 の 金 額		給与所得控
		除後の給与			除後の給与			除後の給与
以 上	未 満	等の金額	以 上	未 満	等の金額	以 上	未 満	等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,350,000	1,352,000	962,900	1,450,000	1,452,000	1,045,400	1,550,000	1,552,000	1,127,900
1,352,000	1,354,000	964,550	1,452,000	1,454,000	1,047,050	1,552,000	1,554,000	1,129,550
1,354,000	1,356,000	966,200	1,454,000	1,456,000	1,048,700	1,554,000	1,556,000	1,131,200
1,356,000	1,358,000	967,850	1,456,000	1,458,000	1,050,350	1,556,000	1,558,000	1,132,850
1,358,000	1,360,000	969,500	1,458,000	1,460,000	1,052,000	1,558,000	1,560,000	1,134,500
1,360,000	1,362,000	971,150	1,460,000	1,462,000	1,053,650	1,560,000	1,562,000	1,136,150
1,362,000	1,364,000	972,800	1,462,000	1,464,000	1,055,300	1,562,000	1,564,000	1,137,800
1,364,000	1,366,000	974,450	1,464,000	1,466,000	1,056,950	1,564,000	1,566,000	1,139,450
1,366,000	1,368,000	976,100	1,466,000	1,468,000	1,058,600	1,566,000	1,568,000	1,141,100
1,368,000	1,370,000	977,750	1,468,000	1,470,000	1,060,250	1,568,000	1,570,000	1,142,750
1,370,000	1,372,000	979,400	1,470,000	1,472,000	1,061,900	1,570,000	1,572,000	1,144,400
1,372,000	1,374,000	981,050	1,472,000	1,474,000	1,063,550	1,572,000	1,574,000	1,146,050
1,374,000	1,376,000	982,700	1,474,000	1,476,000	1,065,200	1,574,000	1,576,000	1,147,700
1,376,000	1,378,000	984,350	1,476,000	1,478,000	1,066,850	1,576,000	1,578,000	1,149,350
1,378,000	1,380,000	986,000	1,478,000	1,480,000	1,068,500	1,578,000	1,580,000	1,151,000
1,380,000	1,382,000	987,650	1,480,000	1,482,000	1,070,150	1,580,000	1,582,000	1,152,650
1,382,000	1,384,000	989,300	1,482,000	1,484,000	1,071,800	1,582,000	1,584,000	1,154,300
1,384,000	1,386,000	990,950	1,484,000	1,486,000	1,073,450	1,584,000	1,586,000	1,155,950
1,386,000	1,388,000	992,600	1,486,000	1,488,000	1,075,100	1,586,000	1,588,000	1,157,600
1,388,000	1,390,000	994,250	1,488,000	1,490,000	1,076,750	1,588,000	1,590,000	1,159,250
1,390,000	1,392,000	995,900	1,490,000	1,492,000	1,078,400	1,590,000	1,592,000	1,160,900
1,392,000	1,394,000	997,550	1,492,000	1,494,000	1,080,050	1,592,000	1,594,000	1,162,550
1,394,000	1,396,000	999,200	1,494,000	1,496,000	1,081,700	1,594,000	1,596,000	1,164,200
1,396,000	1,398,000	1,000,850	1,496,000	1,498,000	1,083,350	1,596,000	1,598,000	1,165,850
1,398,000	1,400,000	1,002,500	1,498,000	1,500,000	1,085,000	1,598,000	1,600,000	1,167,500
1,400,000	1,402,000	1,004,150	1,500,000	1,502,000	1,086,650	1,600,000	1,602,000	1,169,150
1,402,000	1,404,000	1,005,800	1,502,000	1,504,000	1,088,300	1,602,000	1,604,000	1,170,800
1,404,000	1,406,000	1,007,450	1,504,000	1,506,000	1,089,950	1,604,000	1,606,000	1,172,450
1,406,000	1,408,000	1,009,100	1,506,000	1,508,000	1,091,600	1,606,000	1,608,000	1,174,100
1,408,000	1,410,000	1,010,750	1,508,000	1,510,000	1,093,250	1,608,000	1,610,000	1,175,750
1,410,000	1,412,000	1,012,400	1,510,000	1,512,000	1,094,900	1,610,000	1,612,000	1,177,400
1,412,000	1,414,000	1,014,050	1,512,000	1,514,000	1,096,550	1,612,000	1,614,000	1,179,050
1,414,000	1,416,000	1,015,700	1,514,000	1,516,000	1,098,200	1,614,000	1,616,000	1,180,700
1,416,000	1,418,000	1,017,350	1,516,000	1,518,000	1,099,850	1,616,000	1,618,000	1,182,350
1,418,000	1,420,000	1,019,000	1,518,000	1,520,000	1,101,500	1,618,000	1,620,000	1,184,000
1,420,000	1,422,000	1,020,650	1,520,000	1,522,000	1,103,150	1,620,000	1,622,000	1,185,650
1,422,000	1,424,000	1,022,300	1,522,000	1,524,000	1,104,800	1,622,000	1,624,000	1,187,300
1,424,000	1,426,000	1,023,950	1,524,000	1,526,000	1,106,450	1,624,000	1,626,000	1,188,950
1,426,000	1,428,000	1,025,600	1,526,000	1,528,000	1,108,100	1,626,000	1,628,000	1,190,600
1,428,000	1,430,000	1,027,250	1,528,000	1,530,000	1,109,750	1,628,000	1,630,000	1,192,250
1,430,000	1,432,000	1,028,900	1,530,000	1,532,000	1,111,400	1,630,000	1,632,000	1,193,900
1,432,000	1,434,000	1,030,550	1,532,000	1,534,000	1,113,050	1,632,000	1,634,000	1,195,550
1,434,000	1,436,000	1,032,200	1,534,000	1,536,000	1,114,700	1,634,000	1,636,000	1,197,200
1,436,000	1,438,000	1,033,850	1,536,000	1,538,000	1,116,350	1,636,000	1,638,000	1,198,850
1,438,000	1,440,000	1,035,500	1,538,000	1,540,000	1,118,000	1,638,000	1,640,000	1,200,500
1,440,000	1,442,000	1,037,150	1,540,000	1,542,000	1,119,650	1,640,000	1,642,000	1,202,150
1,442,000	1,444,000	1,038,800	1,542,000	1,544,000	1,121,300	1,642,000	1,644,000	1,203,800
1,444,000	1,446,000	1,040,450	1,544,000	1,546,000	1,122,950	1,644,000	1,646,000	1,205,450
1,446,000	1,448,000	1,042,100	1,546,000	1,548,000	1,124,600	1,646,000	1,648,000	1,207,100
1,448,000	1,450,000	1,043,750	1,548,000	1,550,000	1,126,250	1,648,000	1,650,000	1,208,750

(六)

給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控	給与等の金額		給与所得控
以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額	以 上 未 満		除後の給与 等の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,650,000	1,652,000	1,210,400	1,750,000	1,752,000	1,300,250	1,850,000	1,852,000	1,390,250
1,652,000	1,654,000	1,212,050	1,752,000	1,754,000	1,302,050	1,852,000	1,854,000	1,392,050
1,654,000	1,656,000	1,213,850	1,754,000	1,756,000	1,303,850	1,854,000	1,856,000	1,393,850
1,656,000	1,658,000	1,215,650	1,756,000	1,758,000	1,305,650	1,856,000	1,858,000	1,395,650
1,658,000	1,660,000	1,217,450	1,758,000	1,760,000	1,307,450	1,858,000	1,860,000	1,397,450
1,660,000	1,662,000	1,219,250	1,760,000	1,762,000	1,309,250	1,860,000	1,862,000	1,399,250
1,662,000	1,664,000	1,221,050	1,762,000	1,764,000	1,311,050	1,862,000	1,864,000	1,401,050
1,664,000	1,666,000	1,222,850	1,764,000	1,766,000	1,312,850	1,864,000	1,866,000	1,402,850
1,666,000	1,668,000	1,224,650	1,766,000	1,768,000	1,314,650	1,866,000	1,868,000	1,404,650
1,668,000	1,670,000	1,226,450	1,768,000	1,770,000	1,316,450	1,868,000	1,870,000	1,406,450
1,670,000	1,672,000	1,228,250	1,770,000	1,772,000	1,318,250	1,870,000	1,872,000	1,408,250
1,672,000	1,674,000	1,230,050	1,772,000	1,774,000	1,320,050	1,872,000	1,874,000	1,410,050
1,674,000	1,676,000	1,231,850	1,774,000	1,776,000	1,321,850	1,874,000	1,876,000	1,411,850
1,676,000	1,678,000	1,233,650	1,776,000	1,778,000	1,323,650	1,876,000	1,878,000	1,413,650
1,678,000	1,680,000	1,235,450	1,778,000	1,780,000	1,325,450	1,878,000	1,880,000	1,415,450
1,680,000	1,682,000	1,237,250	1,780,000	1,782,000	1,327,250	1,880,000	1,882,000	1,417,250
1,682,000	1,684,000	1,239,050	1,782,000	1,784,000	1,329,050	1,882,000	1,884,000	1,419,050
1,684,000	1,686,000	1,240,850	1,784,000	1,786,000	1,330,850	1,884,000	1,886,000	1,420,850
1,686,000	1,688,000	1,242,650	1,786,000	1,788,000	1,332,650	1,886,000	1,888,000	1,422,650
1,688,000	1,690,000	1,244,450	1,788,000	1,790,000	1,334,450	1,888,000	1,890,000	1,424,450
1,690,000	1,692,000	1,246,250	1,790,000	1,792,000	1,336,250	1,890,000	1,892,000	1,426,250
1,692,000	1,694,000	1,248,050	1,792,000	1,794,000	1,338,050	1,892,000	1,894,000	1,428,050
1,694,000	1,696,000	1,249,850	1,794,000	1,796,000	1,339,850	1,894,000	1,896,000	1,429,850
1,696,000	1,698,000	1,251,650	1,796,000	1,798,000	1,341,650	1,896,000	1,898,000	1,431,650
1,698,000	1,700,000	1,253,450	1,798,000	1,800,000	1,343,450	1,898,000	1,900,000	1,433,450
1,700,000	1,702,000	1,255,250	1,800,000	1,802,000	1,345,250	1,900,000	1,902,000	1,435,250
1,702,000	1,704,000	1,257,050	1,802,000	1,804,000	1,347,050	1,902,000	1,904,000	1,437,050
1,704,000	1,706,000	1,258,850	1,804,000	1,806,000	1,348,850	1,904,000	1,906,000	1,438,850
1,706,000	1,708,000	1,260,650	1,806,000	1,808,000	1,350,650	1,906,000	1,908,000	1,440,650
1,708,000	1,710,000	1,262,450	1,808,000	1,810,000	1,352,450	1,908,000	1,910,000	1,442,450
1,710,000	1,712,000	1,264,250	1,810,000	1,812,000	1,354,250	1,910,000	1,912,000	1,444,250
1,712,000	1,714,000	1,266,050	1,812,000	1,814,000	1,356,050	1,912,000	1,914,000	1,446,050
1,714,000	1,716,000	1,267,850	1,814,000	1,816,000	1,357,850	1,914,000	1,916,000	1,447,850
1,716,000	1,718,000	1,269,650	1,816,000	1,818,000	1,359,650	1,916,000	1,918,000	1,449,650
1,718,000	1,720,000	1,271,450	1,818,000	1,820,000	1,361,450	1,918,000	1,920,000	1,451,450
1,720,000	1,722,000	1,273,250	1,820,000	1,822,000	1,363,250	1,920,000	1,922,000	1,453,250
1,722,000	1,724,000	1,275,050	1,822,000	1,824,000	1,365,050	1,922,000	1,924,000	1,455,050
1,724,000	1,726,000	1,276,850	1,824,000	1,826,000	1,366,850	1,924,000	1,926,000	1,456,850
1,726,000	1,728,000	1,278,650	1,826,000	1,828,000	1,368,650	1,926,000	1,928,000	1,458,650
1,728,000	1,730,000	1,280,450	1,828,000	1,830,000	1,370,450	1,928,000	1,930,000	1,460,450
1,730,000	1,732,000	1,282,250	1,830,000	1,832,000	1,372,250	1,930,000	1,932,000	1,462,250
1,732,000	1,734,000	1,284,050	1,832,000	1,834,000	1,374,050	1,932,000	1,934,000	1,464,050
1,734,000	1,736,000	1,285,850	1,834,000	1,836,000	1,375,850	1,934,000	1,936,000	1,465,850
1,736,000	1,738,000	1,287,650	1,836,000	1,838,000	1,377,650	1,936,000	1,938,000	1,467,650
1,738,000	1,740,000	1,289,450	1,838,000	1,840,000	1,379,450	1,938,000	1,940,000	1,469,450
1,740,000	1,742,000	1,291,250	1,840,000	1,842,000	1,381,250	1,940,000	1,942,000	1,471,250
1,742,000	1,744,000	1,293,050	1,842,000	1,844,000	1,383,050	1,942,000	1,944,000	1,473,050
1,744,000	1,746,000	1,294,850	1,844,000	1,846,000	1,384,850	1,944,000	1,946,000	1,474,850
1,746,000	1,748,000	1,296,650	1,846,000	1,848,000	1,386,650	1,946,000	1,948,000	1,476,650
1,748,000	1,750,000	1,298,450	1,848,000	1,850,000	1,388,450	1,948,000	1,950,000	1,478,450

(七)

給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額	給 与 等 の 金 額		給与所得控 除後の給与 等の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
1,950,000	1,952,000	1,480,250	1,990,000	1,992,000	1,516,250	4,152,500	6,152,500	給与等の金額に 96%を乗じて算 出した金額から 463,900円を控 除した金額
1,952,000	1,954,000	1,482,050	1,992,000	1,994,000	1,518,050			
1,954,000	1,956,000	1,483,850	1,994,000	1,996,000	1,519,850			
1,956,000	1,958,000	1,485,650	1,996,000	1,998,000	1,521,650			
1,958,000	1,960,000	1,487,450	1,998,000	2,000,000	1,523,450			
1,960,000	1,962,000	1,489,250	2,000,000	2,152,500	給与等の金額に 90%を乗じて算 出した金額から 274,750円を控 除した金額	6,152,500円以上		給与等の金額か ら710,000円を 控除した金額
1,962,000	1,964,000	1,491,050						
1,964,000	1,966,000	1,492,850						
1,966,000	1,968,000	1,494,650						
1,968,000	1,970,000	1,496,450						
1,970,000	1,972,000	1,498,250	2,152,500	3,152,500	給与等の金額に 91%を乗じて算 出した金額から 296,275円を控 除した金額			
1,972,000	1,974,000	1,500,050						
1,974,000	1,976,000	1,501,850						
1,976,000	1,978,000	1,503,650						
1,978,000	1,980,000	1,505,450						
1,980,000	1,982,000	1,507,250	3,152,500	4,152,500	給与等の金額に 95%を乗じて算 出した金額から 422,375円を控 除した金額			
1,982,000	1,984,000	1,509,050						
1,984,000	1,986,000	1,510,850						
1,986,000	1,988,000	1,512,650						
1,988,000	1,990,000	1,514,450						

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が2,000,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

族		等		の		数	
4人		5人		6人		7人以上	
税 総 所 得 金				額 等			
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円 354	千円未満	千円 378	千円未満	千円 378	千円未満	千円 378	千円未満
		378	570	378	670	378	770
354	670	570	930	670	1,080	770	1,350
670	1,500	930	2,170	1,080	2,710	1,350	3,010
1,500	2,910	2,170	3,930	2,710	5,120	3,010	5,620
2,910	9,370	3,930	10,870	5,120	13,160	5,620	14,660
9,370	20,000	10,870	20,000	13,160	20,000	14,660	20,000

得税に係る予定納税基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

の必要経費の特例等)の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、旧法第八十三条(配偶者控除)の規定のう。

一号に掲げる金額から2万円を控除した金額が昭和48年分の所得税に係る予定納税基準額である。

附則別表第二 昭和48年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和47年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に課すべき率	扶 養 親											
	0 人			1 人			2 人			3 人		
	昭和47年分の課											
	以	上	未 満	以	上	未 満	以	上	未 満	以	上	未 満
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	312	千円未満		318	千円未満		336	千円未満		354	千円未満	
80												
85										354		520
90							336	670		520		1,080
95				318	570		670	1,300		1,080		2,170
97	312	930		570	2,170		1,300	5,120		2,170		7,380
99	930	20,000		2,170	20,000		5,120	20,000		7,380		20,000

(注)

(一) この表は、昭和47年分の課税総所得金額等が2,000万円未満である者について適用する表である。

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

(1) 「昭和47年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第一項第二号（昭和四十八年分及び昭和四十九年分の所

(2) 「扶養親族等の数」とは、昭和47年分の所得税につき旧法第五十七条第三項（事業に専従する親族がある場合適用を受けた控除対象配偶者及び旧法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をい

(三) 昭和47年分の課税総所得金額等が2,000万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第一項第

族		等		の		数				
4	人	5	人	6	人	7	人 以 上			
税 総 所 得 金 額 等										
以	上	未 満	以	上	未 満	以	上	未 満		
	千円 336	千円未満		千円 336	千円未満		千円 336	千円未満		
	336	470		336	570		336	880		
	470	840		570	1,010		670	1,300	880	1,470
	840	1,300		1,010	1,700		1,300	2,170	1,470	2,660
	1,300	5,000		1,700	5,000		2,170	5,000	2,660	5,000

係る予定納税基準額の計算の特例)において準用する同条第一項第二号に規定する課税総所得金額等をいう。

び所得控除等に係る特例)の規定により読み替えられた新法第五十七条第三項(事業に専従する親族がある場合の必
られた新法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び附則第三条第二項の規定により読み

いて準用する同条第一項第一号に掲げる金額から4,000円を控除した金額が昭和49年分の所得税に係る予定納税基準

附則別表第三 昭和49年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和48年分の課税総所得金額等に係る所得税すべき率	扶 養 親									
	0 人		1 人		2 人		3 人			
	昭和48年分の課									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	千円 306	千円 未満	千円 312	千円 未満	千円 312	千円 未満	千円 318	千円 未満		
90										
95							318		570	
97			312	570	312	740	570		930	
99	306	5,000	570	5,000	740	5,000	930		5,000	

(注)

- (一) この表は、昭和48年分の課税総所得金額等が500万円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (1) 「昭和48年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第五項（昭和四十八年分及び昭和四十九年分の所得税に
- (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和48年分の所得税につき附則第三条第二項（昭和四十八年分の給与所得の金額及要経費の特例等）の規定の適用を受けた同項に規定する事業専従者、附則第三条第二項の規定により読み替え替えられた新法第八十四条（扶養控除）の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。
- (三) 昭和48年分の課税総所得金額等が500万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第五項に金額である。

理由

今次の税制改正の一環として、最近における所得税負担の状況にかえりみ、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、障害者控除額等の引上げ、給与所得控除の拡充及び退職所得控除額の引上げによりその負担の軽減を図るとともに、勤労学生控除の対象範囲を拡充し、寄付金控除の控除限度額を引き上げるほか、予定納税を要しない予定納税基準額の限度額を引き上げる等所要の規定の整備合理化を図る必要がある。これは、この法律案を提出する理由である。

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法の一部を改正する法律案

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十八号中「含む。」の下に「及びこれらに類する外国の信託」を加える。

第六十二条の見出し中「割賦販売」を「割賦販売等」に改め、同条第一項中「たな卸資産」の下に「又は役務」を加え、「割賦販売」を「割賦販売等」に改め、同条第二項中「割賦販売」を「割賦販売等」に改め、「行なわれる販売」の下に「又は提供」を加え、同条第三項中「割賦販売をしたたな卸資産」を「割賦販売等をしたたな卸資産又は役務」に改める。

第六十七条第三項第二号及び第四項中「三百五十万円」を「五百万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 改正後の法人税法の規定は、法人（同法第二条第八号（定義）に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの法律の施行の日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される

法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

理由

今次の税制改正の一環として、中小企業の内留保の充実に資するため同族会社の留保所得に対する課税についての控除額を引き上げるほか、役務の提供についても割賦基準による所得計算を認めることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十号の四」を「第二十号の五」に、「第二十八号の五」を「第二十八号の六」に、「第二十九号」を「第二十九号、第二十九号の二」に、「第六十二号」を「第六十一号」に、「第五節 交際費等の課税の特例（第六十三号）」を「第五節 交際費等の課税の特例（第六十二号）」に改め、同条の二土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十三号）に改め、「第五款 その他の特例（第六十六

条）を削り、「第六十六号の二」第六十六号の四」を「第六十六号」第六十六号の三」に、「第六十六号の五」第六十六号の六」を「第六十六号の四」に、「第六十六号の七」第六十八号の四」を「第六十六号の五」第六十八号の三」に、「第六十八号の二」を「第六十八号の五」に改める。

第二条第一項第七号中「配当所得」の下に、「不動産所得」を加え、「又は一時所得」を、「一時所得又は雑所得」に改める。

第三条の三第九項中「第二百二十四条及び」を削る。

第四条第一項中「発行されるもの」の下に「及びこれに係る国債で国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条の規定により発行されるもの」を加える。

第七条を削り、第七条の二を第七条とする。

第八条の六第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第十条第二項中「発明に係る試験研究」の下に「（電子計算機による情報処理に関する高度の技術

二 既存の機械その他の生産設備が公害の発生を伴う場合において、その発生を抑制し又は著しく減少させる目的で新たに開発され又は著しく改良された機械その他の生産設備のうち、その設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人

三 工業用水法（昭和三十一年法律第四十六号）第二条第一項に規定する井戸で同法第三条の四の政令で定める指定地域内に存するもの、事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第三項に規定する工業用水道又は水道法（昭和三十一年法律第七十七号）第三条第一項に規定する水道を事業の用に供する個人

第十一条第一項の表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号中「三分の一」を「四分の一」に改め、同号を同表の第八号とし、同号の前に次の三号を加える。

五 法令の制定その他これに準ずる行為があつたことに伴い主として一般消費者の生活の用に供される製品に係る安全性の基準が定められた場合において、その基準に適合する安全性を確保するため設置される検査用の機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人	当該機械その他の設備	三分の一
六 流通の合理化、良質な住宅の供給その他国民生活の安定向上に直接寄与する機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人	当該機械その他の設備	四分の一
七 第五十六号の九第一項に規定する電子計算機のうち情報処理の高度化に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人	当該電子計算機	四分の一

の研修で政令で定めるものを含む。」を加える。

第十一条の見出しを「（特定設備等の特別償却）」に改め、同条第一項中「合理化機械等」を「（特定設備等）」に、「第六号」を「第八号」に改め、「掲げる割合」の下に「（当該特定設備等の全部又は一部が次の表の二以上の号の規定に該当する場合に、当該二以上の号の割合のうち最も大きい一の割合（当該二以上の号の割合が同じ割合であるときは、いずれか一の割合）」を加え、同項の表中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

二 当該機械その他の生産設備	三分の一
三 当該工業用水道又は水道を当該事業の用に供するため必要なものとして政令で定める機械その他の設備	三分の一

第十二条第一項の表に次の一号を加える。

九 中小小売商業者等(中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第...号)第二条に規定する中小小売商業者及び同法第六條第一号に規定する中小サービス業者をいう)である個人

十分の一

同法第四條第一項から第三項までに規定する認定を受けた高度化学事業計画のうち政令で定めるものに係る店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備で当該中小小売商業者等の営む事業の用に供するものとして政令で定めるもの

第十一条第二項及び第三項中「合理化機械等」を「特定設備等」に改める。

第十一条の二第一項中「第四号」を「第一号」に改める。

第十二条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人が、企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第五条第一項の機械設備等のうち同項の承認を受けたもの又は同項に規定する新技術の必要とする機械その他の設備のうち最初にその製造に着手されたもので、政令で定めるもの(以下この条において「新技術企業用機械設備等」という。)につき政令で定める期間内に、新技術企業用機械設備等その製作後事業の用に供されたことのないもの(前二条の規定の適用を受けるものを除く)を取得し、又は新技術企業用機械設備等を製作し、これを当該個人の事業の用に供した場合に、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該新技術企業用機械設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該新技術企業用機械設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の三分の一に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該新技術企業用機械設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十二条第二項中「機械設備等」を「新技術企業用機械設備等」に改める。

第十三条の見出しを「(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)」に改め、同条第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する個人が、昭和四十八年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの期間(以下この項において「指定期間」という。)内の日の属する各年において障害者を雇用しており、かつ、その障害者雇用割合が十分の三以上である場合には、その年の十二月三十一日(当該個人が、年の中途において死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した場合に、その死亡し、又は事業の全部を譲渡し、若しくは廃止した日)において当該個人の有する機械及び装置(これに類するものとして政令で定める構築物を含む)並びに工場用の建物及びその附属設備(その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算に關し第一條から前条まで、次条第一項、第十五條又は第十六條の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「機械装置等」という。)の償却費としてその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該機械装置等について同項の規定により計算した償却費の額とその三分の一に相当する金額とその年の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該機械装置等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

できない。

第十三条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 第一項に規定する障害者とは、精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいい、同項に規定する障害者雇用割合とは、その年において常時雇用する従業員の総数のうちに常時雇用する障害者の数の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

4 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 第一項に規定する個人が同項に規定する事業を相続又は包括遺贈により承継した場合における同項の障害者雇用割合の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第十三条の二第二項中「中小企業近代化促進法第五条の二第二項に規定する中小企業構造改善計画に係る承認又は中小企業振興特別措置法(昭和四十二年法律第五十九号)第四条の二第二項に規定する中小企業構造改善計画に係る」を「第一号に規定する承認又は第二号に規定する」に改め、同項第一号中「中小企業近代化促進法」の下に「(昭和三十八年法律第六十四号)を加え、昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「中小企業構造改善計画に係る承認」を「中小企業構造改善計画(同項に規定する生産又は経営の規模又は方式の適正化に關する事業について当該計画が定められているものに限る。)に係る承認」に改め、同項第二号中「中小企業振興特別措置法」の下に「(昭和四十二年法律第五十九号)を加える。

第十四条第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、「昭和四十九年三月三十一日以前に新築した当該貸家住宅については、五十年」を削る。

第十六条第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同条

第二項中「当該通気坑道又は排水坑道について第十一条第一項の規定の適用を受ける年を除く。」及び「(その年において第十一条第二項の規定により通常の場合の償却費に加算して必要経費に算入することができる金額があるときは、当該金額を加算した金額)を削る。

第十九條第一項各号中「百分の九十六」を「百分の九十七」に、「百分の九十四」を「百分の九十五」に改める。

第二章第二節第二款第二十條の四を第二十條の五とし、第二十條の三の次に次の一條を加える。

(沖繩國際海洋博覽會出展準備金)

第二十條の四 國際博覽會に關する條約の適用を受けて昭和五十年に開催される沖繩國際海洋博覽會を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覽會への出展參加契約を締結した青色申告書を提出する個人が、昭和四十八年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの期間内の日の属する各年(事業を廃止した日の属する年を除く)において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額に、第一号に掲げる月数のうちに第二号に掲げる月数の占める割合を乗じて計算した金額以下の金額を沖繩國際海洋博覽會出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一 当該出展參加契約を締結した日(その日が昭和四十八年四月一日前である場合には、同日。次号において同じ)から昭和五十年三月一日までの期間の月数

二 その年において事業を営んでいた期間(当該出展參加契約を締結した日以前の期間及び昭和五十年三月二日以後の期間を除く)の月数

前項の沖繩國際海洋博覽會出展準備金を積み立てている個人の各年において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について

て生じた費用又は損失の額でその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される金額がある場合には、その費用又は損失が生じた日における沖繩国際海洋博覧会出展準備金の金額（その日までこの項又は次項の規定により繰入金金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該必要経費に算入される金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、繰入金金額に算入する。

8 第一項の沖繩国際海洋博覧会出展準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、繰入金金額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合
その出展をしないこととなつた日における沖繩国際海洋博覧会出展準備金の金額
二 昭和五十一年二月二十九日が到来した場合
その日における沖繩国際海洋博覧会出展準備金の金額
三 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合
その譲渡し、又は廃止した日における沖繩国際海洋博覧会出展準備金の金額
四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合に
おいて沖繩国際海洋博覧会出展準備金の金額を取りくずした場合、その取りくずした日における沖繩国際海洋博覧会出展準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

4 第一項の沖繩国際海洋博覧会出展準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十

日）における沖繩国際海洋博覧会出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、繰入金金額に算入する。この場合において、当該沖繩国際海洋博覧会出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第十九条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第二十條第十二項から第十四項までの規定は、第一項の沖繩国際海洋博覧会出展準備金を積み立てている個人が死亡した場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「又は青色申告書の承認申請書を提出した者でないとき」とあるのは「若しくは青色申告書の承認申請書を提出した者又はその年十二月三十一日までに沖繩国際海洋博覧会への出展参加契約を締結した者でないとき」と、同条第十三項中「青色申告書の承認申請書を提出した者であるとき」とあるのは「青色申告書の承認申請書を提出した者であり、かつ、その年十二月三十一日までに沖繩国際海洋博覧会への出展参加契約を締結した者であるとき」と、それぞれ読み替へるものとする。

第二十五条の二第一項中「山林所得の金額は」の下に、前条の規定の適用を受ける場合を除き」を加へ、同条を第二十五条の三とし、第二章第二節第五款中同条の前に次の一条を加へる。

（みなし法人課税を選択した場合の課税の特例）
第二十五条の二 青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者で不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営むもの（第七項の届出書を提出した者を除く。）の昭和四十九年分から昭和五十三年分までの各年分の所得税の額は、その者の選択により、所得税法第二編第二章から第四章までの規定により計算

した所得税の額によらず、次項及び第三項に定めるところにより計算した金額とすることができ。

2 前項の選択をした居住者のその年分の所得税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 その年分の不動産所得の金額及び事業所得の金額の合計額から事業主報酬の額（その居住者がその年において前項の事業から受ける報酬の額として第四項の書類に記載されている金額をいう。以下この条において同じ。）を控除した残額（以下この条において「みなし法人所得額」という。）に百分の二十三・六（みなし法人所得額のうち三百万円をこえる部分の金額については、百分の二十九・六）を乗じて計算した金額

二 その年分の次項第一号の規定による総所得金額並びに退職所得金額及び山林所得金額につき、所得税法第二編第二章第四節並びに第三章及び第四章の規定により計算した所得税の額に相当する金額

3 第一項の選択をした居住者に対する所得税法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 その居住者のその年分の総所得金額は、所得税法第二十二條第二項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

イ その年分の不動産所得の金額及び事業所得の金額がないものとみなし、かつ、事業主報酬の額を給与所得に係る収入金額とみなした場合における総所得金額

ロ その年分のみなし法人所得額の百分の七十三（みなし法人所得額のうち三百万円をこえる部分の金額については、百分の六十六）に相当する金額を内国法人から受ける利益の配当とみなした場合における配当所得の金額

二 所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例については、政令で定める。

三 所得税法第四編第二章の規定の適用については、次項の書類に記載されている月割額に係る経理の期日においてその居住者が当該月割額に相当する金額の同章に規定する給与等の支払をしたものとみなす。

4 その年分以後昭和五十三年分までの各年分の所得税につき第一項の選択をする居住者は、その年の前年十二月三十一日まで（その年の中途において新たに同項の事業を開始した場合に、その事業を開始した日から一月以内）に、その旨並びにその居住者がその年以後の各年において第一項の事業から受ける報酬の額として定めた額及びその月割額に係る経理の期日その他大蔵省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 第一項の選択をした居住者に係る事業主報酬の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額（以下この条において「過大報酬額」という。）がある場合には、その居住者のその年分の所得税の額は、第二項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。

一 第二項の規定により計算した所得税の額
二 過大報酬額に百分の二十八（みなし法人所得額に過大報酬額を加算した金額が三百万円をこえる場合には、過大報酬額のうちそのこえる部分の金額に達するまでの金額については、百分の三十六・七五）を乗じて計算した金額

6 第一項の選択をした居住者が第二十六條第一項に規定する個人に該当する場合における第二項及び第三項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 その居住者のみなし法人所得額は、第二十六條第一項の規定を適用しないで計算した場合における事業所得の金額から事業主報酬の額を控除した残額とする。

二 前号の規定により計算したその居住者のみなし法人所得額が第二十六條第一項の規定を適用して計算した場合における事業所得の金

額

額をこえる場合において、その居住者が同項の規定の適用を受けるときは、同号の規定にかかわらず、当該事業所得の金額をみなし法人所得額とする。

7 第四項の書類を提出した居住者は、その年分以後の各年分の所得税につき第一項の選択を定めようとするときは、その年の前年十二月三十一日までに、その選択を定める旨その他大蔵省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、みなし法人所得額の計算上控除しきれない事業主報酬の額がある場合の不足額の処理、第二項に規定する税額の計算の細目、第四項の書類に記載した事項を変更する場合の手続その他第一項から第三項まで及び第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章第二節第五款中第二十八条の五の次に次の一条を加える。

(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例) 第二十八条の六 個人が、昭和四十四年一月一日以後に他の者から取得をした土地(所得税法の施行地内にあるものに限り、以下この条において同じ)又は土地の上に存する権利(以下この条において「土地等」という。)で事業所得又は雑所得の基となるものの譲渡(地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの(次項第一号において「賃借権の設定等」という。及び土地等の売買又は交換の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為その他の行為で土地等の譲渡に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この条において「土地の譲渡等」という。)をした場合には、当該土地の譲渡等による事業所得及び雑所得については、所得税法第二十二條、第八十九條及び第九十一條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該土地の譲渡等に係る事業所得の金額及

び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この条において「土地等に係る事業所得等の金額」という。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する所得税を課する。

一 土地等に係る事業所得等の金額(第四項第二号の規定により読み替えられた所得税法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の百分の四十に相当する金額

二 土地等に係る課税事業所得等の金額につきこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の百十に相当する金額

2 前項の規定は、次に掲げる土地等の譲渡に該当するものにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

一 土地等の譲渡(賃借権の設定等を含む。以下この項において同じ)で国又は地方公共団体に對するもの(当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、第四号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、次号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

二 土地等の譲渡で第三十三條の四第一項に規定する取用交換等によるもの(当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、第四号イに掲げる要件に該当する譲渡に限る。)

三 日本住宅公団、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行なうことを目的とするものとして政令で定めるものに対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該業務を行なうために直接必要であると認められるもの(当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、次号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、

掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

四 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條の許可(以下この項において「開発許可」という。)を受けた個人(開発許可に基づく地位を承継した個人を含む。)が造成した一団の宅地(その面積が千平方メートル以上のものに限る。その全部又は一部の当該個人による譲渡で、次に掲げる要件に該当するものイ 当該譲渡による収入金額から当該譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額が、当該譲渡に係る適正な利益の額として政令で定める金額以下であること。

ロ 当該譲渡に係る宅地の造成が当該開発許可の内容に適合していること。

ハ 当該譲渡が公募の方法により行なわれたものであること。

五 その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において個人が造成した一団の宅地(その面積が千平方メートル以上のものに限り、その全部又は一部の当該個人による譲渡で、次に掲げる要件に該当するものイ 当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行なわれ、かつ、その造成が当該認定の内容に適合していること。

ロ 当該譲渡が前号イ及びハに掲げる要件に該当するものであること。

六 新築された住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限り、その敷地の用に供された一団の宅地(その面積が千平方メートル以上のものに限り、その全部又は一部の譲渡で、第四号イ及びハに掲げる要件に該当するもの(前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

七 次に掲げる一団の宅地(その面積が千平方メートル未満のものに限る。その全部又は一部の譲渡でその譲渡価格が適正であるものイ 当該個人が造成した一団の宅地であることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長(その造成が開発許可を受けたものである場合には、当該許可をした者)の認定を受けたものロ 一団の宅地で、新築された住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限り、その敷地の用に供されたもの(イに掲げる宅地に該当するものを除く。)

3 前二項に規定するもののほか、沖繩県の区域内にある土地等に係る第一項の規定の特例、前項第四号ハの公募の方法に関する事項その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二十二條第一項第二十六号及び第三十号から第三十四号の二までの規定の適用については、同項第二十六号又は第三十号の規定中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第二十八條の六第一項(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例)に規定する土地等に係る事業所得等の金額(以下「土地等に係る事業所得等の金額」という。とする。

二 所得税法第六十九條から第八十七條までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額」とする。

三 所得税法第九十二條及び第九十五條の規定の適用については、同法第九十二條第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第二十八條の六第一項(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特

例」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第二十八条の六第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税額」とあるのは「その年分の所得税額及び租税特別措置法第二十八条の六第一項（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）の規定による所得税額」とする。

四 前三号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十九條第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 給与所得者等が、自己の居住の用に供する住宅等の取得につき、使用者又はその使用者が構成員となつてゐる勤労者財産形成促進法第九條第一項第一号に規定する事業主団体の構成員たる同条第二項第二号に規定する勤労者の負担を軽減するために必要な措置により受ける経済的利益又は当該措置により支払を受ける金額（前三項に規定する経済的利益又は支払を受ける金額に該当するものを除く。）で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの間に係るものについては、所得税を課さない。

第二章第三節中第二十九條の次に次の一條を加える。

（老年者年金特別控除）
第二十九條の二 所得税法第二條第一項第三十号に規定する老年者（第三項において「老年者」という。）である居住者が昭和四十八年一月一日から昭和五十二年十二月三十一日までの間に受

けるべき公的年金等（同法第二十九條第一号イからリまでに掲げる法律の規定に基づく年金その他これに類する年金で政令で定めるもの及び一時恩給以外の恩給をいう。以下この条において同じ。）については、当該公的年金等に係る同法第二十八條第二項の給与等の収入金額は、その年中の当該公的年金等の収入金額から老年者年金特別控除額を控除した金額とする。

2 前項に規定する老年者年金特別控除額は、六十万円（公的年金等の収入金額が六十万円に満たない場合には、当該収入金額）とする。

3 第一項の規定の適用を受ける公的年金等に係る所得税法第二十一條及び第四編第二章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第二十一條第一項の給与等の金額のうち公的年金等に係る部分の金額は、その年中の当該公的年金等の収入金額から老年者年金特別控除額を控除した金額とする。

二 公的年金等に係る所得税法第九十五條の給与等の金額は、同法第九十四條第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書（次号において「給与所得者の扶養控除等申告書」という。）又は同法第九十五條第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書（第四号及び第五号において「従たる給与」という。）の扶養控除等申告書（という。）に老年者に該当する旨の記載がある場合には、当該金額に相当する金額から一月当たり五万円を控除した残額に相当する金額の支払があつたものとみなす。

三 所得税法第九十條第二号のその年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した公的年金等に係る給与等の金額は、給与所得者の扶養控除等申告書に老年者に該当する旨の記載がある場合には、当該金額に相当する金額から六十万円を控除した残額に相当する金額とする。

四 公的年金等の支払を受ける第一項の居住者

が、当該公的年金等の支払者を経由して提出する従たる給与についての扶養控除等申告書には、所得税法第九十五條第一項各号に掲げる事項のほか、老年者に該当する旨及びその該当する事実を記載するものとする。

五 公的年金等の支払を受ける第一項の居住者は、所得税法第九十五條第一項の規定にかかわらず、同項に規定する場合に該当しない場合であつても、当該公的年金等の支払者を経由して、従たる給与についての扶養控除等申告書を提出することができ、この場合において、当該申告書には、同項第二号から第四号までに掲げる事項に代え、老年者に該当する旨及びその該当する事実を記載するものとする。

第三十條第二項ただし書を次のように改める。
ただし、次に掲げる山林については、この限りでない。

一 昭和二十八年中に包括遺贈により取得した山林
二 昭和二十八年一月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間に遺贈（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。次号において同じ。）又は贈与（相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずべきものを除く。次号及び第四号において同じ。）により取得した山林
三 昭和三十七年一月一日から昭和四十年三月三十一日までの間に遺贈又は贈与により取得した山林で旧所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第五條の二第三項の規定の適用を受けなかつたもの

四 昭和四十年四月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に相続（限定承認に係るものに限る。次号において同じ。）、遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るもの以外のもの及び被相続人に対する特定遺贈を除く。）又は贈与により取得した山林で所得税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第

号）

による改正前の所得税法第五十九條第二項の規定の適用を受けなかつたもの

五 昭和四十八年一月一日以後に相続又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）により取得した山林

第三十條の二第一項中「昭和四十八年十二月三十一日」を「昭和五十年十二月三十一日」に、「山林の全部につき」を「山林につき」に改める。
第三十一條第一項中「次条及び第三十二條」を「以下第三十二條まで」に、「には、当該譲渡による譲渡所得（同条第一項の規定に該当するものを除く。）を」において、当該譲渡が同法第三十三條第三項第一号に規定する譲渡以外の譲渡であり、かつ、昭和四十四年一月一日前に取得した土地等又は建物等（被相続人が同日前に取得したもので同日以後に相続により取得したものその他の政令で定めるものを含む。）の譲渡であるときは、当該譲渡による譲渡所得」に改める。
第三十二條第一項中「次項」を「第四項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項又は第二項」に改め、「第三十二條第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。
2 前項の規定は、個人が、その有する資産が主として土地等である法人の発行する株式（出資を含む。）の譲渡で昭和四十四年一月一日以後に取得をした土地等の譲渡に類するものとして政令で定めるものをした場合において、当該譲渡による所得が所得税法第九條第一項第十一号ハに掲げる所得に該当するときに準用する。

3 第一項の規定は、第二十八條の六第二項第一号から第三号まで、第六号又は第七号に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。
第三十三條第一項中「第三十九條」を「第三十七條の三」に改め、同項第一号中「昭和四十三年法律第百号」を削り、「新住宅市街地開発法（昭和

七

三十八年法律第百三十四号)の下に、「新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)を加え、同項第三号中「土地区画整理事業」の下に、「新都市基盤整備法による土地整理」を、「第九十四条」の下に、「新都市基盤整備法第三十七条において準用する場合を含む。」を加え、「同法第九十条」を「土地区画整理法第九十条(新都市基盤整備法第三十六条において準用する場合を含む。)」に改める。

第三十三條の二第一項中「として、」の下に、「第二十八條の六」を加える。

第三十三條の三第一項中「土地区画整理事業」の下に、「新都市基盤整備法による土地整理」を加え、「取得したときは」の下に、「第二十八條の六」を加え、同條第二項中「取得したときは」の下に「第二十八條の六」を加え、同條第三項中「第三十七條の三及び第三十九條」を「及び第三十七條の三」に、「包括遺贈のうち限定承認に係るもの以外のも及び相続人に対する特定遺贈を除く」を「法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る」に、「相続人に対する贈与で被相続人である贈与者の死亡により効力を生ずるものを除く」を「法人に対するものに限る」に、「第三十一條」を「第二十八條の六、第三十一條」に改める。

第三十三條の四第一項各号及び第二項中「千二百万円」を「二千万円」に改める。

第三十三條の六第一項中「及び第三十九條」を削る。

第三十四條第一項中「該当することとなつた土地等」の下に、「(第三十五條の規定の適用を受ける部分を除く。)」を加え、「第三十五條」を削り、「又は第三十二條」を「若しくは第三十二條又は所得税法第三十三條」に改め、同項第一号中「六百万円」を「千万円」に、「適用される第三十二條第一項」を「読み替えられた第三十二條第一項又は第三十三條の規定により適用される所得税法第三十三條」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項第二号中「六百万円」を「千万円」に改め、同項に

次の一号を加える。

三 所得税法第三十三條第三項の譲渡所得に係る収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額は、当該資産の譲渡に係る当該残額に相当する金額から千万円(前号の規定により読み替えられた第三十二條第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により控除される金額を控除した金額)と当該残額に相当する金額とのいずれか低い金額を控除した金額とする。

第三十四條第二項第一号中「又は日本住宅公団」を「日本住宅公団又は国土総合開発公団」に改め、「供するため」の下に「これらの者(地方公共団体の設立に係る団体で政令で定めるものを含む。)」を加え、同項第二号中「第三十三條第一項」の下に、「航空法(昭和二十七年法律第二百三十一號)第四十九條第四項(同法第五十五條の二第二項及び第五十六條において準用する場合を含む。)」を加え、同項第三号中「又は自然公園法(昭和三十一年法律第六十一號)第十八條第一項の規定により特別保護地区」を「自然公園法(昭和三十一年法律第六十一號)第十七條第一項の規定により特別地域」に改め、「区域内の土地」の下に「又は自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五號)第二十五條第一項の規定により特別地区として指定された区域内の土地」を、「場合」の下に「(第三十三條第一項第二号の規定の適用がある場合を除く。)」を加える。

第三十四條の二第二項中「該当することとなつた土地等」の下に、「(第三十五條の規定の適用を受ける部分を除く。)」を加え、「第三十五條」を削り、「又は第三十二條」を「若しくは第三十二條又は所得税法第三十三條」に改め、同項第一号中「三百万円」を「五百万円」に、「適用される第三十二條第一項」を「読み替えられた第三十二條第一項又は第三十三條の規定により適用される所得税法第三十三條」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項第二号中「三百万円」を「五百万円」に

改め、同項に次の一号を加える。

三 所得税法第三十三條第三項の譲渡所得に係る収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額は、当該資産の譲渡に係る当該残額に相当する金額から五百万円(前号の規定により読み替えられた第三十二條第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により控除される金額を控除した金額)と当該残額に相当する金額とのいずれか低い金額を控除した金額とする。

第三十四條の二第二項第一号中「含む」の下に「第五号及び第六号において同じ」を、「日本住宅公団」の下に「工業再配置・産地地域振興公団」を加え、「宅地造成のため」の下に「これらの者」を加え、同項第二号中「建設するため買い取られる場合」の下に「若しくは同法による住宅地区改良事業に準ずる事業として政令で定める事業の用に供するために買い取られる場合」を加え、同項第四号中「又は土地開発公社」を「土地開発公社又は政令で定める法人」に改め、同項に次の二号を加える。

五 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九條の三第二項に規定する空港周辺整備計画が定められた同項の第一種区域内にある土地等が、当該計画に係る事業の用に供するために地方公共団体に買い取られる場合(第三十三條第一項第二号又は前条第一項の規定の適用がある場合を除く。)

六 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画で政令で定めるものに基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行なわれる一団の土地の造成に関する事業で、次に掲げる要件に該当するものとして都道府県知事が指定したものは地方公共団体の出資に係る法人で政令で定めるものに買い取られる場合

イ 当該計画に係る区域の面積が政令で定める面積以上であり、かつ、当該事業の施行区域の面積が政令で定める面積以上であること。

ロ 当該事業の施行区域内の道路、公園、緑地その他の公共の用に供する空地の面積が当該施行区域内に造成される土地の用途区分に応じて適正に確保されるものであること。

第三十四條の三第一項中「又は第三十二條」を「若しくは第三十二條又は所得税法第三十三條」に改め、同項第一号中「百五十万円」を「二百五十万円」に、「適用される第三十二條第一項」を「読み替えられた第三十二條第一項又は第三十三條」に、「規定により適用される所得税法第三十三條」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項第二号中「百五十万円」を「二百五十万円」に改め、同項に次の一号を加える。

三 所得税法第三十三條第三項の譲渡所得に係る収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額は、当該資産の譲渡に係る当該残額に相当する金額から二百五十万円(前号の規定により読み替えられた第三十二條第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により控除される金額を控除した金額)と当該残額に相当する金額とのいずれか低い金額を控除した金額とする。

第三十五條第一項中「又は第三十二條」を「若しくは第三十二條又は所得税法第三十三條」に改め、同項第一号中「千万円」を「千七百万円」に、「適用される第三十二條第一項」を「読み替えられた第三十二條第一項又は第三十三條の規定により適用される所得税法第三十三條」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項第二号中「千万円」を「千七百万円」に改め、同項に次の一号を加える。

三 所得税法第三十三條第三項の譲渡所得に係る収入金額から当該所得の基因となつた資産

の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額は、当該資産の譲渡に係る当該残額に相当する金額から千七百万円（前号の規定により読み替えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により控除される金額を控除した金額）と当該残額に相当する金額とのいずれか低い金額を控除した金額とする。

第三十六条第一項中「千二百万円」を「二千万円」に改める。

第三十七条第一項中「又は第三十二条」を「若しくは第三十二条又は所得税法第三十三条」に改める。

第三十八条第一項各号及び第二項中「三百万円」を「五百万円」に改める。

第三十九条を削る。

第三十八条の二第一項中「若しくは遺贈又は同条の規定の適用に係る贈与」を「又は遺贈」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十一条第一項中「昭和四十八年十二月三十一日」を「昭和五十年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の二第二項第二号中「返済」の下に「又は賦払」を加え、同項第三号中「返済」の下に「又は賦払」を、「以上の金額」の下に「次項第二号において同じ」を加え、同条第二項第二号を次のように改める。

二 住宅の用に供する家屋及びその敷地の取得のための対価から頭金を控除した残額に相当する金額は、当該勤労者財産形成貯蓄契約を締結した第四条の二第一項に規定する勤労者に係る同項に規定する賞金の支払者若しくは当該支払者が構成員となつている勤労者財産形成促進法第九条第一項第一号に規定する事

業主団体（当該勤労者が国家公務員、地方公務員又は公共企業体の職員である場合には、同法第十五条第二項に規定する共済組合等。以下この号において「支払者等」という。）から前項第四号に掲げる要件を満たす貸付けを受けて支払うか、又は当該家屋若しくはその敷地を支払者等から取得する場合には、当該支払者等に対し同号に掲げる要件を満たす賦払の方法により支払うものであること。

第四十一条の三第一項中「基づいて積立て等」の下に「（その積立て等が積立期間七年をこえる住宅貯蓄契約に基づいて行なわれる場合には、積立期間の初日の属する年以後七年以内において行なわれる積立て等に限り。以下次条までにおいて同じ）」を加え、「それぞれその年中に積立て等をした金額の百分の四に相当する金額（その金額が二万円をこえる場合には、二万円）」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該住宅貯蓄契約が第四条の二第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約に該当する場合、その年中に積立て等をした金額の百分の六に相当する金額（その金額が三万円をこえる場合には、三万円）

二 前号に掲げる場合以外の場合、その年中に積立て等をした金額の百分の四に相当する金額（その金額が二万円をこえる場合には、二万円）

第四十一条の九第一項並びに第四十一条の十一第一項及び第二項中「昭和四十八年十二月三十一日」を「昭和五十年十二月三十一日」に改める。
第四十一条の十三中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。
第四十二条の四第二項中「発明に係る試験研究」

の下に「（電子計算機による情報処理に關する高度の技術の研究で政令で定めるものを含む。）」を加える。

第四十三条の見出しを「（特定設備等の特別償却）」に改め、同条第一項中「合理化機械等」を「特定設備等」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該法人の特定設備等の全部又は一部が次の表の二以上の号の規定に該

二 既存の機械その他の生産設備が公害の発生を伴う場合において、その発生を抑制し又は著しく減少させる目的で新たに開発され又は著しく改良された機械その他の生産設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人

三 工業用水法第二項第一項に規定する井戸で同法第三項第一項に規定する指定地域内に存するものうち政令で定めるものに代えて工業用水道又は水道法第二項第三項に規定する工業用水道を事業の用に供する法人

第四十三条第一項の表中第七号を第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五 法令の制定その他これに準ずる行為があつたことに伴い主として一般消費者の生活の用に供される製品に係る安全性の基準が定められた場合において、その基準に適合する安全性を確保するため設置される検査用の機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人

六 流通の合理化、良質な住宅の供給その他国民生活の安定向上に直接寄与する機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人

七 第五十六条の九第一項に規定する電子計算機のうち情報処理の高度化に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人

当するものであるときは、当該二以上の号の規定に該当する特定設備等に係る特別償却限度額の計算上その取得価額に乘すべき割合は、当該二以上の号の割合のうち最も大きい一の割合（当該二以上の号の割合が同じ割合であるときは、いずれか一の割合）とする。

第四十三条第一項の表中第一号から第五号までを削り、第六号を第一号とし、同号の次に次の二号を加える。

当該機械その他の生産設備

三分の一

当該工業用水道又は水道を当該事業の用に供するため必要なものとして政令で定める機械その他の設備

三分の一

当該機械その他の設備

三分の一

当該機械その他の設備

四分の一

当該電子計算機

四分の一

第四十三条第一項の表の第九号中「（当該機械及び装置のうち第二十条第二項第一号に規定する対外支払手段の支出により取得した部分として政令で定める部分については、十分の一）」を削り、同表の

第十二号中「三分の一」を「四分の一」に改め、同表に次の一号を加える。

十四 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行なう協同組合連合会を除く。）出資組合である商工組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小小売商業業者等（中小小売商業振興法第六條第一号に規定する中小小売商業業者をいう。）である法人

同法第四條第一項から第三項までに規定する認定を受けた高度化事業計画に係る共同利用施設でこれらの組合若しくは連合会の営む協同事業の用に供するもの又は当該高度化事業計画のうち政令で定めるものに係る店舗用若しくは倉庫用の建物及びその附属設備で当該中小小売商業業者等の営む事業の用に供するものとして政令で定めるもの

十分の一

第四十三條の二第一項中「第六号」を「第一号」に改める。

第四十四條第一項を次のように改める。

青色申告書を提出する法人が、企業合理化促進法第五條第一項の機械設備のうち同項の承認を受けたもの又は同項に規定する新技術を必要とする機械その他の設備のうち最初にその製造に着手されたもので、政令で定めるもの（以下この項において「新技術企業用機械設備」という。）につき政令で定める期間内に、新技術企業用機械設備等とその製作後事業の用に供されたことのないもの（前二条又はこれらの規定に係る第五十二條の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。）を取得し、又は新技術企業用機械設備等を製作して、これを当該法人の事業の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度の当該新技術企業用機械設備等の償却限度額は、法人税法第三十一條第一項の規定にかかわらず、当該新技術企業用機械設備等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該新技術企業用機械設備等の取得価額の三分の一に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第四十五條の三第一項中「中小企業近代化促進法第五條の二第一項に規定する中小企業構造改善計画に係る承認又は中小漁業振興特別措置法第四條の二第一項に規定する中小漁業構造改善計画に係る」を「第一号に規定する承認又は第二号に規定する」に改め、同項第一号中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同表に次の一号を加える。

月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「中小企業構造改善計画に係る承認」を「中小企業構造改善計画（同項に規定する生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業について当該計画が定められているものに限る。）に係る承認」に改める。

第四十六條を次のように改める。

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）
第四十六條 青色申告書を提出する法人が、昭和四十八年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度において障害者を雇用しており、かつ、その障害者雇用割合が十分の三以上である場合には、当該事業年度終了の日において当該法人の有する機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）並びに工場の建物及びその附属設備（当該事業年度における償却額の計算に關し第四十三條から前条まで、第四十八條から第四十九條まで、第五十一條若しくは第五十二條の二又はこれらの規定に係る第五十二條の四第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一條第一項の規定（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、これらの資産の普通償却限度額（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の三分の一に

相当する金額に当該事業年度の指定期間の月数乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額をいう。）との合計額（第五十二條の三の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 前項に規定する障害者とは、精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいい、同項に規定する障害者雇用割合とは、当該事業年度において常時雇用する従業員の総数のうち、常時雇用する障害者の数の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

3 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第一項に規定する法人が合併法人である場合における当該法人に係る同項の障害者雇用割合の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

5 第四十三條第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第四十六條の二第一項中「前二条」を「第四十五條の三」に改め、同条第四項中「第四十五條の二」の下に、「前条」を加え、同条第五項中「前二条」を「第四十五條の三」に、「第四十五條の三第一項」を「同条第一項」に改め、「又は前条第一項に規定する三分の一に相当する金額」を削る。

第四十七條第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、「第十四條第一項に規定する」及び「（当該法人の昭和四十一年三月三十一日を含む事業年度終了の日以前に新築した当該貸家住宅については、五十年）を削る。

第四十八條の二第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同条第四十九條第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同表

第二項中（当該通気坑道又は排水坑道について第四十三條第一項又は同項の規定に係る第五十二條の四第一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）を削る。

第五十條第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、「第四十五條まで」の下に「又はこれらの規定に係る第五十二條の四第一項」を加える。

第五十三條第一項中「次項において「積立限度額」という。」を削り、「百分の九十六」を「百分の九十七」に、「百分の九十四」を「百分の九十五」に、「以下第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改め、「及び第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第五十四條第一項中「前条第七項」を「前条第六項」に改める。

第五十五條の見出しを「（海外投資等損失準備金）に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

青色申告書を提出する内国法人（特殊投資法人以外の投資法人及び特殊投資法人以外の資源開発投資法人を除く。）が、昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、次の表の各号の上欄に掲げる法人（以下この条において「特定法人」という。）の当該各号の中欄に掲げる株式等（以下この条において「特定株式等」という。）を取得し、かつ、これを当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（同表の第一号から第四号までの上欄に

掲げる法人の特定株式等（次項第十号ハに規定する特定債権を除く。）については、特定法人株式等保有割合が、同表の第一号又は第三号の上欄に掲げる法人にあつては十分の一以上、同表の第二号又は第四号の上欄に掲げる法人にあつては百分の一以上である場合に限る。）において、当該特定株式等の価格の低落又は貸倒れによる損失に備えるため、当該特定株式等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額（当該事業年度において当該特定株式等の帳簿価額を減額した場合には、その減額した金額のうち当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額）以下の金額を損金経理の方法（確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により各特定法人別及び当該特定株式等の種類別に海外投資等損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法	人	株	式	等	割	合
一	海外事業法人（第三号又は第五号から第八号までに掲げる法人に該当するものを除く。）	新增資株式等又は購入株式等			百分の十	
二	投資法人（第四号、第六号又は第八号に掲げる法人に該当するものを除く。）	新增資株式等			百分の十	
三	特定海外事業法人（第五号から第八号までに掲げる法人に該当するものを除く。）	新增資株式等又は購入株式等			百分の五十	
四	特定投資法人（第六号又は第八号に掲げる法人に該当するものを除く。）	新增資株式等			百分の五十	
五	資源開発事業法人（第七号に掲げる法人に該当するものを除く。）	新增資資源株式等又は購入資 源株式等			百分の五十	
六	資源開発投資法人（第八号に掲げる法人に該当するものを除く。）	新增資資源株式等			百分の五十	
七	資源探鉱事業法人	新增資資源株式等又は購入資 源株式等			百分の百	
八	資源探鉱投資法人	新增資資源株式等			百分の百	

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 海外事業法人 法人税法の施行地以外の地域内に本店又は主たる事務所を有する法人で、もつぱらその事業を当該地域内において営むことを目的とするものとして政令で定めるものをいう。

二 投資法人 もつぱら前号の海外事業法人（この号に該当する他の法人を含む。）に対

ことを目的とするものをいう。

四 特定投資法人 第二号の投資法人のうち、もつぱら前号の特定海外事業法人（この号に該当する他の法人を含む。）に対し、出資をし、又は長期の資金を貸し付けることを目的とする法人で政令で定めるものをいう。

五 資源開発事業法人 現に行なっている事業が法人税法の施行地以外の地域における資源（石油、金属鉱物その他の政令で定める資源）をいう。以下この項において同じ。の探鉱、開発又は採取（採取した産物について行なわれる加工で政令で定めるものを除く。）の事業（当該事業に附随して行なわれる事業及び同法の施行地におけるこれらの事業で石油に係るものを除く。次号において「資源開発事業等」という。）に限られている法人をいう。

六 資源開発投資法人 現に行なっている事業が前号の資源開発事業法人（この号に該当する他の法人を含む。）に対する出資若しくは長期の資金の貸付けの事業（これらに関連して行なわれる当該資源開発事業法人の採取した産物の引取りその他これに類する事業を含む。以下この項において「投融資等」という。）又は当該投融資等及び資源開発事業等に限られている法人で政令で定めるものをいう。

七 資源探鉱事業法人 第五号の資源開発事業法人のうち、現に行なっている事業が資源の探鉱の事業に限られているものとして政令で定めるものをいう。

八 資源探鉱投資法人 第六号の資源開発投資法人のうち、現に行なっている事業が主として前号の資源探鉱事業法人（この号に該当する他の法人を含む。）に対する投融資等又は当該投融資等及び資源の探鉱の事業であるものとして政令で定めるものをいう。

九 特殊投資法人 第四号の特定投資法人のうち当該法人の資本の金額又は出資金額をこえて第三号の特定海外事業法人（第四号に規定する他の法人を含む。）に対し出資をするもの

及び第六号の資源開発投資法人のうち当該法人の資本の金額又は出資金額をこえて第五号の資源開発事業法人（第六号に規定する他の法人を含む。）に対する投融資等を行なっているもので、政令で定めるものをいう。

十 新增資株式等 次に掲げる株式等又は債権をいう。
イ 当該事業年度内において設立（合併による設立を除く。以下この項において同じ。）をされ、又は資本若しくは出資の増加（内国法人以外の法人の行なう株式による利益の配当及び利益積立金の全部又は一部の資本への組入れを含む。以下この項において「増資等」という。）を行なつた第一号の海外事業法人の株式（出資を含む。以下この条において「株式等」という。）で前項に規定する内国法人の払込み又は当該増資等に伴う取得に係るもの

ロ 当該事業年度内において設立をされ、又は資本若しくは出資の増加を行なつた第二号の投資法人の株式等で前項に規定する内国法人の払込みに係るもの

ハ 第一号の海外事業法人又は第二号の投資法人（前号の特殊投資法人に該当するものを除く。）に対する貸付金又は社債で政令で定めるものに係る債権で前項に規定する内国法人の取得に係るもの（当該海外事業法人又は投資法人の株式等を取得することが困難である場合として政令で定める事情がある場合に取得されるものに限る。以下この条において「特定債権」という。）

十一 購入株式等 非居住者又は外国法人（第二条第一項第一号又は第二号に規定する非居住者又は外国法人をいう。第十三号において同じ。）が前項に規定する内国法人により取得をされる日まで有していた第一号の海外事業法人の株式等で、その取得をすることが新たな海外投資となるものとして政令で定めるものをいう。

十二 新增投資源株式等 次に掲げる株式等又は債権のうちその払込み又は取得をすることが資源の探鉱又は開発を促進し、本邦における資源の安定的供給に寄与することになるものとして政令で定めるものをいう。

イ 当該事業年度内において設立をされ、又は増資等を行なつた第五号の資源開発事業法人の株式等で前項に規定する内国法人の払込み又は当該増資等に伴う取得に係るもの

ロ 当該事業年度内において設立をされ、又は資本若しくは出資の増加を行なつた第六号の資源開発投資法人の株式等で前項に規定する内国法人の払込みに係るもの

ハ 資源開発法人（第五号の資源開発事業法人及び第六号の資源開発投資法人をいう。以下この条において同じ。）に対する貸付金又は社債で政令で定めるものに係る債権で前項に規定する内国法人の取得に係るもの（資源開発法人の株式等を取引することが困難である場合として政令で定める事情がある場合に取得されるものに限る。以下この条において「資源特定債権」という。）

十三 購入資源株式等 非居住者又は外国法人が前項に規定する内国法人により取得をされる日まで有していた第五号の資源開発事業法人の株式等で、その取得をすることが資源の探鉱又は開発を促進し、本邦における資源の安定的供給に寄与することになるものとして政令で定めるものをいう。

十四 特定法人株式等保有割合 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合をいう。

イ 前項の表の第一号又は第三号の上欄に掲げる法人 内国法人等（同項に規定する内国法人及びこれと共同して投資する者として政令で定めるものをいう。）が同表の第一号又は第三号の上欄に掲げる法人の株式等の取得をした日を含む事業年度終了の日に

において有する当該法人の株式の総数又は出資の金額の合計額が同日における当該法人の発行済株式の総数又は出資金額のうちに占める割合

ロ 前項の表の第二号又は第四号の上欄に掲げる法人 同項に規定する内国法人が同表の第二号又は第四号の上欄に掲げる法人の株式等の取得をした日を含む事業年度終了の日において有する当該法人の株式の総数又は出資の金額の合計額が同日における当該法人の発行済株式の総数又は出資金額のうちに占める割合

第五十五条第三項を削り、同条第四項中「海外投資損失準備金」を「海外投資等損失準備金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項各号列記以外の部分中「海外投資損失準備金」を「海外投資等損失準備金」に改め、同項第一号中「海外投資損失準備金」を「海外投資等損失準備金」に、「株式等の一部」を「株式等又は特定債権等（特定債権及び資源特定債権をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部」に、「株式等に係る」を「株式等又は特定債権等に係る」に改め、「計算した金額」の下に（当該特定法人の株式等又は特定債権等の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額）を加え、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 第二項第十四号イに規定する内国法人等が有する第一項の表の第一号若しくは第三号の上欄に掲げる法人の株式の総数若しくは出資の金額の合計額が当該法人の発行済株式の総数若しくは出資金額のうち占める割合が十分の一未満となつた場合又は同項に規定する内国法人が有する同表の第二号若しくは第四号の上欄に掲げる法人の株式の総数若しくは出資の金額の合計額が当該法人の発行済株式の総数若しくは出資金額のうち占める割合が百分の一未満となつた場合 その該当することとなつた日におけるその該当すること

なつた特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額

三 当該海外投資等損失準備金に係る特定法人が次に掲げる場合に該当することとなつた場合それぞれ次に掲げる金額

イ 第一項の表の第三号から第六号までの上欄に掲げる法人が同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる法人になつた場合 その該当することとなつた日におけるその該当することとなつた特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額の百分の八十に相当する金額

ロ 第一項の表の第七号又は第八号の上欄に掲げる法人が同表の第一号又は第二号の上欄に掲げる法人になつた場合 その該当することとなつた日におけるその該当することとなつた特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額の百分の九十に相当する金額

ハ 第一項の表の第七号又は第八号の上欄に掲げる法人が同表の第三号又は第四号の上欄に掲げる法人になつた場合 その該当することとなつた日におけるその該当することとなつた特定法人に係る海外投資等損失準備金の金額の百分の五十に相当する金額

第五十五条第五項第四号中「海外投資損失準備金」を「海外投資等損失準備金」に改め、同項第五号中「株式等」の下に「又は特定債権等」を加え、「海外投資損失準備金」を「海外投資等損失準備金」に改め、同項第六号及び第七号中「海外投資損失準備金」を「海外投資等損失準備金」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「海外投資損失準備金」を「海外投資等損失準備金」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第一項の海外投資等損失準備金を積み立ててい内国法人が、当該海外投資等損失準備金に係る資源開発法人の株式等の全部又は一部を政令で定めるところにより他の第一項の資源開発投資法人に譲渡をした場合において、当該譲渡

に係る対価の額に相当する金額をもつて当該資源開発投資法人の発行する株式等を取引し、かつ、当該取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有しているときは、当該資源開発投資法人の株式等を当該資源開発法人の株式等とみなして、第三項、第十項及び第十一項の規定を適用する。

第五十五条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項に規定する内国法人が同項に規定する特殊投資法人である場合における特定株式等の取得価額の計算その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十五条第九項中「海外投資損失準備金」を「海外投資等損失準備金」に改め、同条第十項中「海外投資損失準備金」を「海外投資等損失準備金」に、「第五十五条第四項」を「第五十五条第三項」に改め、同条第十一項中「海外投資損失準備金」を「海外投資等損失準備金」に改め、「株式等」の下に「及び特定債権等」を、「第五十三条第一項」の下に「又は法人税法第五十二条第一項」を加える。

第五十六条を削る。

第五十五条の二第二項第一号中「一部」を「全部又は一部」に改め、「計算した金額」の下に（当該特定法人の株式等の全部を有しないこととなつた場合には、その有しないこととなつた日における当該特定法人に係る自由貿易地域投資損失準備金の金額）を加え、同項第五号及び同条第三項中「前条第四項」を「前条第三項」に改め、同条第四項中「第五十五条の二第五項」を「第五十五条第五項」に、「第五十五条第四項」を「第五十五条第三項」に改め、同条第五項中「前条第四項」を「前条第三項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に、「第五十五条の二第二項」を「第五十六条第二項」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十六条の二第五項、第五十六条の三第五項及び第五十六条の四第七項中「第五十三条第七項」

を「第五十三條第六項」に改める。

第五十六條の五第一項中「(当該金額のうち第二十條第二項第一号に規定する対外支払手段により支出するものとして政令で定める金額については、十分の一)を削り、同條第七項中「第五十三條第七項」を「第五十三條第六項」に改める。

第五十六條の六第八項中「第五十三條第七項」を「第五十三條第六項」に改める。

第五十六條の七第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同項第一号中「山林の全部につき」を「山林につき」に改める。

第五十六條の八第五項中「第五十三條第七項」を「第五十三條第六項」に改める。

第五十六條の九第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同條第八項中「第五十三條第七項」を「第五十三條第六項」に改める。

第五十六條の十第二項中「第五十三條第四項及び第六項」を「第五十三條第三項及び第五項」に、「同條第七項」を「同條第六項」に改める。

第五十六條の十一第六項中「第五十三條第七項」を「第五十三條第六項」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(沖繩國際海洋博覽會出展準備金)

第五十六條の十二 國際博覽會に關する條約の適用を受けて昭和五十年に開催される沖繩國際海洋博覽會を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覽會への出展参加契約を締結した青色申告書を提出する法人が、昭和四十八年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度(解散(合併)による解散を除く)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。において、その出展に要する費用で政令で定めるものの支出に充てるため、当該費用の額として政令で定めるところにより計算した金額に、第一号に掲げる月数のうちに第二号に掲げる月数の占める割合を乗じて計算し

た金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む)により沖繩國際海洋博覽會出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該出展参加契約を締結した日(その日が昭和四十八年四月一日前である場合には、同日。次号において同じ)から昭和五十年三月一日までの期間の月数

二 当該適用年度(当該出展参加契約を締結した日以前の期間及び昭和五十年三月二日以後の期間を除く)の月数

2 前項の沖繩國際海洋博覽會出展準備金を積み立てている法人の各事業年度において、同項に規定する政令で定める費用の対象となつた資産について生じた費用又は損失の額で当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その費用又は損失の生じた日における沖繩國際海洋博覽會出展準備金の金額(その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この条において同じ)のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の沖繩國際海洋博覽會出展準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 第一項の出展をしないこととなつた場合
その出展をしないこととなつた日における沖繩國際海洋博覽會出展準備金の金額
二 当該法人の昭和五十一年二月二十九日を含む事業年度終了の日が到来した場合、その終

了の日における沖繩國際海洋博覽會出展準備金の金額
三 解散した場合 当該解散の日における沖繩國際海洋博覽會出展準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

四 前項、前三号及び次項の場合以外の場合において沖繩國際海洋博覽會出展準備金の金額を取りくずした場合は、その取りくずした日における沖繩國際海洋博覽會出展準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

4 第一項の沖繩國際海洋博覽會出展準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における沖繩國際海洋博覽會出展準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該沖繩國際海洋博覽會出展準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第五十三條第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四條第十二項及び第十三項の規定は、第一項の沖繩國際海洋博覽會出展準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同條第十三項中「者でないとき」とあるのは、「者又は当該事業年度終了の日までに沖繩國際海洋博覽會への出展参加契約を締結した者でないとき」と読み替へるものとする。

第五十七條第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「三銭」を「二銭」に、「十銭」を「八銭」に改め、同條第九項中「第五十三條第七項」を「第五十三條第六項」に改める。

第五十七條の二第七項及び第五十七條の三第六項中「第五十三條第七項」を「第五十三條第六項」に改める。

第五十七條の四第一項第七号中「(昭和二十四年法律第百八十一号)を削り、同條第十一項中「第五十三條第七項」を「第五十三條第六項」に改める。

第五十七條の五第六項及び第五十七條の六第九項中「第五十三條第七項」を「第五十三條第六項」に改める。

第五十八條第六項中「同項の規定を」を「これらの規定を」に改める。

第五十八條の二第六項中「第五十三條第七項」を「第五十三條第六項」に改める。

第五十九條及び第六十條を次のように改める。

第五十九條及び第六十條 削除

第六十一條第一項中「商工組合及び商工組合連合会並びに事業協同組合、事業協同小組合及び」を「水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合」に改め、「協同組合連合会を除く。」の下に「環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会」を加え、昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、「第五十九條第一項若しくは第二項又は前條第一項の規定に該当するときは除く。」を削り、利益積立金額」の下に「(当該事業年度において留保した金額を含む)」を加え、同條第六項を削り、同條第五項を同條第六項とし、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用を受けた法人については、当該法人の同項の規定の適用を受けた事業

年度の翌事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度における配当、賞与その他剰余金の処分により支出する金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額をこえる場合には、そのこえる金額のうち同項の規定の適用を受けた留保金額からなる部分の金額として政令で定める金額は、当該剰余金の処分に係る事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十二条を削る。

第六十三条第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、第三章第五節中同条を第六十二条とし、同節の次に次の一節を加える。

第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十三条 法人が次に掲げる行為(以下この条において「土地の譲渡等」という。)をした場合には、当該法人(第四号に掲げる行為をした場合には、同号の被合併法人を含む。)に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで(これらの規定を同法第二百二条第二号において適用するものとする場合を含む。)、第九十九条、第一百五十条及び第四百四十三条第一項から第三項まで並びに第四百四十二条の二第一項及び第六十七条の二第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等に係る譲渡利益金額の合計額に百分の二十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 昭和四十四年一月一日以後に他の者から取得をした土地(法人税法の施行地内にあるものに限る。以下この条において同じ。)(又は土地の上に存する権利(以下この条において「土地等」という。))の譲渡(地上権又は賃借権

の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの(第三項第一号において「賃借権の設定等」という。))及び土地等の売買又は交換の代理又は媒介に關し報酬を受ける行為その他の行為で土地等の譲渡に準ずるものとして政令で定めるものを含む。)

二 その有する資産が主として土地等である法人の発行する株式(出資を含む。)(の譲渡で、昭和四十四年一月一日以後に取得をした土地等の譲渡に類するものとして政令で定めるもの)

三 法人の組織の変更に伴う資産の評価換えによる帳簿価額の増額で、昭和四十四年一月一日以後に取得をした土地等に係るもの

四 合併法人が、合併(第六十六条第一項の規定の適用を受けるものを除く。)(により土地等で被合併法人が昭和四十四年一月一日以後に取得をしたものを受け入れた場合において、当該土地等につき合併直前における帳簿価額をこえる帳簿価額を附する行為(そのこえる部分の金額につき、当該被合併法人の法人税法第二十四条に規定する株主等に合併法人の株式、金銭その他の資産の交付をする行為を含む。))

五 清算中の法人の残余財産のうち昭和四十四年一月一日以後に取得をした土地等がある場合における当該残余財産の確定

2 前項に規定する譲渡利益金額とは、当該土地の譲渡等に係る第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額をいう。

一 土地の譲渡等による収益の額として政令で定めるところにより計算した金額
二 前号の収益に係る原価の額及び土地の譲渡等のために直接又は間接に要した経費の額として政令で定めるところにより計算した金額
3 第一項の規定は、同項第一号に掲げる土地等の譲渡のうち次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき大蔵省令で定めるところにより証

明がされたものについては、適用しない。

一 土地等の譲渡(賃借権の設定等を含む。以下この項において同じ。)(で国又は地方公共団体に對するもの(当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、第四号イに掲げる要件に該當する譲渡に限るものとし、次号又は第八号に掲げる譲渡に該當するものを除く。))

二 土地等の譲渡で第六十五条の二第一項に規定する収用換地等によるもの(当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、第四号イに掲げる要件に該當する譲渡に限る。)

三 日本住宅公団、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行なうことを目的とするものとして政令で定めるものに対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該業務を行なうために直接必要であると認められるもの(当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、次号イに掲げる要件に該當する譲渡に限るものとし、前号に掲げる譲渡に該當するものを除く。)

四 都市計画法第二十九条の許可(以下この項において「開発許可」という。)(を受けた法人(開発許可に基づく地位を承継した法人を含む。))が造成した一団の宅地(その面積が千平方メートル以上のものに限る。)(の全部又は一部の当該法人による譲渡で、次に掲げる要件に該當するもの

イ 当該譲渡による収入金額から当該譲渡に係る原価の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額が、当該譲渡に係る適正な利益の額として政令で定める金額以下であること。

ロ 当該譲渡に係る宅地の造成が当該開発許可の内容に適合していること。
ハ 当該譲渡が公募の方法により行なわれたものであること。

五 その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において法人が造成した一団の宅地(その面積が千平方メートル以上のものに限る。)(の全部又は一部の当該法人による譲渡で、次に掲げる要件に該當するもの

イ 当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行なわれ、かつ、その造成が当該認定の内容に適合していること。

ロ 当該譲渡が前号イ及びハに掲げる要件に該當するものであること。
六 新築された住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。)(の敷地の用に供された一団の宅地(その面積が千平方メートル以上のものに限る。)(の全部又は一部の譲渡で、第四号イ及びハに掲げる要件に該當するもの(前二号に掲げる譲渡に該當するものを除く。))

七 次に掲げる一団の宅地(その面積が千平方メートル未満のものに限る。)(の全部又は一部の譲渡でその譲渡価格が適正であるもの

イ 当該法人が造成した一団の宅地でその造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長(その造成が開発許可を受けたものである場合には、当該許可をした者)の認定を受けたもの

ロ 一団の宅地で、新築された住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより市町村長又は特別区の区長の認定を受けたものに限る。)(の敷地の用に供されたもの(イに掲げる宅地に該當するものを除く。))

八 土地等の贈与による譲渡で法人税法第三十七条第三項第一号又は第二号に規定する寄付金に係る寄付に該當するもの

十二年法律第八十五号)を加え、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第七項中「第六十六條の二第二項」を「第六十六條第二項」に改め、同条を第六十六條の三とする。
第三章第七節の二中第六十六條の五を第六十六條の四とする。

第六十六條の六及び第六十六條の七を削る。
第三章第八節中第六十六條の八を第六十六條の五とし、第六十六條の九を第六十六條の六とする。

第六十六條の十第一項中「第四條の二第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、同条を第六十六條の七とする。

第六十八條を削る。

第六十八條の二第三項中「第六十八條の四」を「第六十八條の三」に改め、同条を第六十八條とする。

第六十八條の三第三項中「第五十三條第四項及び第六項」を「第五十三條第三項及び第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条を第六十八條の二とし、第六十八條の四を第六十八條の三とする。

第七十條の四第一項中「昭和四十八年十二月三十一日」を「昭和五十年十二月三十一日」に改める。

第七十條の六の見出し中「延納」を「延納等」に改め、同条第一項中「又は第四十三條第五項」を削り、「部分の税額」の下に「次項において「森林計画立木部分の税額」という。」を加え、「第三十八條第二項の規定にかかわらず、」を「第三十八條第一項及び第二項の規定にかかわらず、十五年以内の延納を許可し、及び」に改め、同条第二項中「前項の規定の」を「第一項又は第二項の規定の」に、「前項の規定による分納税額の計算」を「第一項に規定する立木に係る同項に規定する森林の施業に関する計画」に改め、同条を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 延納の許可を受けた相続税額の計算の基礎と

なつた財産の価額の合計額のうちに前項に規定する立木の価額の占める割合が十分の五以上である場合には、当該延納税額のうち森林計画立木部分の税額についての相続税法第五十二条第一項の規定の適用については、同項中「年六・六パーセント」とあり、又は「年六・六パーセント」とあるのは、「年四・八パーセント」とする。

3 相続税法第五十二条の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた者が納付した税額が各納期限までに納付すべき分納税額に達しない場合における国税通則法第六十四条第三項において準用する同法第六十二条第二項の規定の適用について準用する。

第七十條の六に次の一項を加える。

5 前各項の規定は、相続税法第四十三条第五項の規定により物納の撤回の承認を受けた者で、その相続又は遺贈により取得した財産で当該相続税額の計算の基礎となつたものの価額のうちに第一項に規定する立木の価額の占める割合が十分の五以上であるものが当該物納の撤回により納付すべき相続税額に係る延納及び利子税について準用する。

第七十二條第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同条第二項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、「新築した」を削り、「政令で定めるもの」の下に「を新築した者の当該家屋」を加える。

第七十三條の見出し中「建築住宅」を「新築住宅」に改め、同条中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「次条」を「以下次条まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2 昭和四十八年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に次の各号に掲げる個人が当該各号に掲げる家屋を当該各号に規定する事業主若しくは事業主団体又は共済組合等から取得して、これを当該個人の住宅の用に供した場合に

における所有権の移転の登記については、その登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該家屋の新築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

一 勤労者財産形成促進法第九条第一項第一号に規定する勤労者 当該勤労者を雇用する事業主又は当該事業主を構成員とする同号に規定する事業主団体が、雇用促進事業団から同号に規定する資金の貸付けを受けて購入した住宅用の新築家屋で政令で定めるもの

二 勤労者財産形成促進法第十五条第二項に規定する国家公務員、地方公務員又は公共企業体の職員 同項に規定する共済組合等が、同項の規定による住宅の分譲の業務を行なうため同条第三項に規定するところにより資金を調達して購入した住宅用の新築家屋で政令で定めるもの

第七十四條の見出し中「住宅新築資金の貸付け」を「住宅取得資金の貸付け等」に改め、同条第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「当該貸付け」を「貸付け」に改め、「保証を含む」及び「求償権を含む」の下に「以下この条において同じ」を加え、同条第二項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「前条」を「前条第一項」に、「取得するための資金の貸付け(当該貸付けに係る債務の保証を含む)が行なわれる場合に」を「取得をする場合において、その取得をするための資金の貸付けが行なわれるとき又は賦払の方法によりその対価の支払が行なわれるとき」に改め、「債権」の下に「又はその賦払金に係る債権」を加え、「(当該保証に係る求償権を含む)」を削り、同条に次の一項を加える。

3 昭和四十八年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に前条第二項各号に掲げる個人が当該各号に掲げる家屋を当該各号に規定する事業主若しくは事業主団体又は共済組合等から取得する場合において、その取得をするための

資金の貸付けが行なわれるとき又は賦払の方法によりその対価の支払が行なわれるときは、その貸付けに係る債権又はその賦払金に係る債権を担保するために受ける当該家屋を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該家屋の新築後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

第七十五條中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、「業務」の下に「(住宅又は医療施設の設置又は整備に係るものに限り)」を、「税率は」の下に「大蔵省令で定めるところにより登記を受けるものに限り」を加える。

第七十六條の二中「昭和四十八年十二月三十一日」を「昭和五十年十二月三十一日」に改める。
第七十七條の二中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

第七十七條の六中「中小企業等協同組合又は塩業組合」を「又は中小企業等協同組合」に改める。

第七十八條の二中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

第七十八條の三第一項中「中小企業振興事業団法」の下に「(昭和四十二年法律第五十六号)」を加え、同条第二項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改める。

第七十八條の四の見出し中「商工組合中央金庫又は信用保証協会」を「商工組合中央金庫等」に改め、同条第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「次項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

3 昭和四十八年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に次の各号に掲げる法人が当該各号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記又は登録について

は、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

一 農業信用基金協会 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第八條第一号に掲げる業務

二 林業信用基金 林業信用基金法（昭和三十八年法律第五十五号）第二十九條第一号に掲げる業務

三 漁業信用基金協会 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第四條第一項第一号及び同條第二項第一号に掲げる業務

第七十九條第一項中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十年三月三十一日」に、「千分の一・五」を「千分の二」に改め、同條第二項中「千分の二」を「千分の二・五」に改める。

第八十條を次のように改める。

第八十條 削除

第八十一條第一項中「第八十條の規定の適用を受けるものを除く。」を削り、「昭和四十八年三月三十一日までの間にされたもの」を「昭和五十年三月三十一日までの間にされたもの」に改め、「第八十一條第一項の規定による承認（同法第三條第一項に規定する基本計画で昭和三十八年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に定められたものに係るものであり、かつ、その定められた日から五年以内になされたものに限る。若しくは同法」を削り、「中小企業構造改善計画」の下に「（同項に規定する生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業について当該計画が定められてゐるものに限る。）」を加え、「昭和四十八年三月三十一日までの間に同項」を「昭和五十年三月三十一日までの間に同項」に改める。

第六章第二節中第八十八條の二の次に次の三條を加える。

（普通乗用自動車等の物品税の軽減）

第八十八條の三 物品税法別表第二種第七号に掲

げる自動車等のうち、同表の税率欄に掲げる税率で百分の二十をこえるものの適用を受けるべき物品に該当するものに課されるべき物品税の税率は、同表の定めにかかわらず、百分の二十とする。

（低公害乗用自動車の物品税の軽減）

第八十八條の四 次の各号に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる物品税法別表第二種第七号に掲げる乗用自動車で、運輸大臣が道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四十一條の規定により当該自動車につき昭和五十年四月一日以降に適用されるべきものとして定める自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合するもののうち、大蔵省令で定めるものに係る物品税の課税標準は、物品税法第十一條及び第十三條の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額から、当該金額に当該各号に掲げる割合を乗じて算出した金額を控除した金額とする。

一 当該自動車につき当該保安上の技術基準を定めた法令の公布の日の翌日から昭和四十九年三月三十一日まで 四分の一

二 昭和四十九年四月一日から同年九月三十日まで 八分の一

2 前項の規定は、運輸大臣が政令で定めるところにより環境庁長官と協議のうえ指定した物品税法別表第二種第七号に掲げる乗用自動車で、当該指定の日から同項第一号に規定する法令の公布の日（その日が昭和四十九年三月三十一日後である場合には、同日）までの間に、その製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものに係る物品税の課税標準について準用する。この場合において、同項中「当該各号に掲げる割合」とあるのは、「四分の一」と読み替へるものとする。

（沖繩國際海洋博覧会の用に供する物品の免税）

第八十八條の五 第一種の物品（物品税法別表に

掲げる第一種の物品をいう。以下同じ。）の販売業者又は第二種の物品の製造者が、沖繩國際海洋博覧会（第五十六條の十二第二項に規定する沖繩國際海洋博覧会をいう。以下この条において同じ。）の参加国（國際機關を含み、本邦を除く。）又は出品者（本邦の出品者を除く。）に対し、それぞれ、政令で定める第一種の課税物品で当該参加国若しくは出品者（以下この条において「出品者等」という。）が沖繩國際海洋博覧会の用に供した後輸出する目的で政令で定める方法により購入するものの小売をし、又は政令で定める第二種の課税物品で出品者等が当該目的で当該方法により購入するものを販売するためその製造に係る製造場から移出する場合に、当該小売又は移出に係る物品税を免除する。

2 前項の規定は、同項の小売又は移出をした第一種の物品の販売業者又は第二種の物品の製造者が当該小売又は移出をした日の属する月分の物品税法第二十九條第一項又は第二項の規定による申告書（当該申告書の提出期限内に提出するものに限る。）に当該物品が前項に規定する方法により購入されたことを証する書類として政令で定める書類を添付しない場合には、適用しない。ただし、既に第五項本文の規定の適用があつた場合には、この限りでない。

3

第八十八條の二第三項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第一項の規定に該当する第一種又は第二種の課税物品を同項に規定する方法により購入した出品者等は、その購入した日の属する月の翌月末日までに、当該物品の用途、品名及び品名ごとの数量その他の政令で定める事項を記載した書類を沖繩國際海洋博覧会の開催地の所轄税関長に提出しなければならない。

5 前項の出品者等が同項の物品を沖繩國際海洋博覧会の用に供し、若しくは譲り渡したとき、又は沖繩國際海洋博覧会の終了の日から六月以内に輸出しないときは、同項の税関長

は、当該出品者等から当該物品に係る物品税を直ちに徴収する。ただし、次の各号に掲げる場合には、この限りでない。

一 当該出品者等が、政令で定める手続により当該税関長に届け出て、当該物品を廃棄し、又は沖繩國際海洋博覧会の用に供した後國若しくは地方公共団体に対しその用に供されるものとして寄贈した場合

二 既に第二項本文の規定の適用があつた場合（第三項において準用する第八十八條の二第三項の規定の適用を受けた場合で、同項の規定による書類の提出がされなかつた場合を含む。）

第九十條第一項第一号中「鉄鋼」を「ガス若しくは鉄鋼」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第十一條第一項の表に一号を加える改正規定及び第四十三條第一項の表に一号を加える改正規定 中小小売商業振興法の施行の日

二 第三十四條第二項第一号及び第六十五條の三第一項第一号の改正規定中国土總合開発公団に係る部分 工業再配置・産地地域振興公団法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）の施行の日

三 第三十四條の二第二項に二号を加える改正規定中同項第五号に係る部分及び第六十五條の四第一項に二号を加える改正規定中同項第五号に係る部分 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）の施行の日

四 第六十六條の十第一項の改正規定 石炭鉱業合理化臨時措置法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第一項第二号に掲げる日

(所得税の特例に關する経過措置の原則)

第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。第二章の規定は、別段の定めがあるものを除く。昭和四十八年分以後の所得税に適用し、昭和四十七年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に關する経過措置)

第三条 新法第十一条の表の第二号、第五号及び第六号の規定は、個人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得又は製作若しくは建設をしてその事業の用に供する同項に規定する特定設備等について適用する。

2 新法第十一条の表の第八号の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作してその事業の用に供する同号に規定する船舶について適用し、個人が同日前に取得し、又は製作した改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。第十一条の表の第六号に規定する船舶をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 個人が施行日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をする旧法第十一条の表の第一号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供する場合については、同号中「第三号から第五号まで」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号。以下「昭和四十八年改正法」という。)による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。第十一条の表の第一号から第六号まで」と「四分の一」とあるのは「四分の一(昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした資産をその事業の用に供する場合については百分の十六とし、同年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした資産をその事業の用に供する場合については百分の八とする。）」として、同条の規定の例による。

4 前項の規定の適用がある場合における新法第一類第五号 大蔵委員会議録第十五号 昭和四十八年三月二十三日

十二条から第十三条の二まで、第十六条の二、第二十八条の三、第三十三條の六及び第三十七條の三の規定の適用については、新法第十二條第一項中「前二條」とあるのは「前二條(昭和四十八年改正法附則第三條第三項を含む。）」と、新法第十二條の二第一項中「前三條」とあるのは「前三條(昭和四十八年改正法附則第三條第三項を含む。）」と、新法第十三條第一項、第十三條の二第二項、第十六條の二第二項、第二十八條の三第三項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項中「第一條」とあるのは「第一條(昭和四十八年改正法附則第三條第三項を含む。）」とする。

5 新法第十二條の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作してその事業の用に供する同条第一項に規定する新技術企業用機械設備等について適用し、個人が同日前に取得し、又は製作した旧法第十二條第一項に規定する機械設備等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 個人が旧法第十三條第一項の政令で定める場合に該当する場合における当該個人の昭和四十九年分以前の年分の同項に規定する資産の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額の計算については、同項中「第一條から前条まで」とあるのは「第一條(新法第十一條及び昭和四十八年改正法附則第三條第三項を含む。）」から前条まで、新法第十三條」として、同条の規定の例による。

(個人の価格変動準備金に關する経過措置)
第四條 昭和四十八年分の所得税については、新法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額が次の各号に掲げる金額のうちいづれか少ない金額(第三項において「昭和四十八年分積立限度額」という。)に満たない場合には、同条第一項の規定にかかわらず、その少ない金額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 昭和四十七年十二月三十一日において旧法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額(租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第二十三号。以下「昭和四十三年改正法」という。))附則第六條第二項の規定の適用がある個人については、同項の規定の例により計算した金額)
二 昭和四十八年十二月三十一日において旧法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額(昭和四十八年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される価格変動準備金の計算について同年分を昭和四十七年分とみなした場合に昭和四十三年改正法附則第六條第二項の規定の適用がある個人については、同項の規定の例により計算した金額)

2 前項の規定の適用を受けた個人の旧法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額がその年の前年十二月三十一日における価格変動準備金の調整積立限度額(同日においてこの項(昭和四十九年分については、前項)の規定により計算した金額をいう。以下次項までにおいて同じ。)をこえることとなる最初の年の前年までの各年においては、同条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額のうちいづれか少ない金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 次に掲げる金額の合計額
イ その年十二月三十一日において新法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額
ロ その年の前年十二月三十一日における価格変動準備金の調整積立限度額から同日において新法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額とイに掲げる合計額とのいずれか多い金額を控除した金額

二 その年十二月三十一日において旧法第十九條第一項各号の規定により計算した金額の合計額(昭和四十八年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される価格変動準備金の

計算について同年分を昭和四十七年分とみなした場合に昭和四十三年改正法附則第六條第二項の規定の適用がある個人については、同項の規定の例により計算した金額)
3 前二項の規定は、昭和四十八年分から同項の規定の適用を受けようとする年までの各年分の確定申告書に、昭和四十八年分積立限度額又は価格変動準備金の調整積立限度額の計算に關する明細書の添附がない場合には、適用しない。ただし、当該添附がない確定申告書の提出があつた場合においても、その添附がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

(みなし法人課税を選択した場合の課税の特例に關する経過措置)

第五條 新法第二十五條の二第一項に規定する居住者は、昭和四十八年分の所得税につき、その者の選択により、昭和四十八年の中途の月(同年七月以降の月に限る。以下この条において「選択開始月」という。))から新法第二十五條の二の規定の適用を受けることができる。この場合において、同条第二項第一号中「その年分の」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律 号)附則第五條第一項に規定する選択開始月から昭和四十八年十二月三十一日までの期間(次項第一号において「指定期間」という。))における」と、同条第三項第一号イ及びロ中「その年分の」とあるのは「指定期間における」とする。

2 前項の規定の適用を受けようとする居住者は、選択開始月の前月末日までに新法第二十五條の二第四項の書類に準ずる書類を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該書類は、昭和四十九年以後の各年分の所得税については、同項の書類とみなす。

3 第一項の選択をした者の昭和四十八年分の所

得税の額の計算の細目その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例に關する経過措置)

第六条 新法第二十八條の六の規定は、個人が次の各号に掲げる土地の譲渡等(同条第一項に規定する土地の譲渡等をいう。以下この条において同じ。)を当該各号に掲げる日以後に行なう場合について適用する。

一 土地の譲渡等のうち次に掲げるもの 施行日

イ 当該個人及びこれと特殊の關係にある者として政令で定める者の間で行なわれる土地の譲渡等

ロ 当該個人が施行日以後に取得する新法第二十八條の六第一項に規定する土地等に係る土地の譲渡等(イに掲げる土地の譲渡等に該当するものを除く。)

二 前号に掲げる土地の譲渡等以外の土地の譲渡等 昭和四十九年四月一日

(老年者年金特別控除に關する経過措置)

第七條 新法第二十九條の二第三項第二号の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する公的年金等について適用する。

(個人の譲渡所得の課税の特例に關する経過措置)

第八條 新法第三十二條第二項の規定は、昭和四十九年四月一日以後に同項に規定する株式の譲渡をする場合について適用する。

2 個人が施行日前に旧法第三十九條第一項の規定に該当する交換をした場合における所得税については、なお従前の例による。

(住宅貯蓄控除に關する経過措置)

第九條 新法第四十一條の二第二項第二号の規定は、施行日以後に締結する同項の規定による住宅貯蓄契約について適用し、同日前に締結した旧法第四十一條の二第二項第二号の規定による住宅貯蓄契約については、なお従前の例による。

(法人税の特例に關する経過措置の原則)

第十條 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に關する経過措置)

第十一條 新法第四十三條第一項の表の第二号、第五号、第六号及び第十四号の規定は、法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供する同項に規定する特定設備等について適用する。

2 新法第四十三條第一項の表の第九号の規定は、施行日以後に同号に規定する政令で定められる工事の施行に伴う取得又は建設に係る同号の設備について適用し、同日前に旧法第四十三條第一項の表の第九号に規定する政令で定められた工事の施行に伴う取得又は建設に係る同号の設備については、なお従前の例による。

3 新法第四十三條第一項の表の第十二号の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作してその事業の用に供する同号に規定する船舶については、法人が同日前に取得し、又は製作して旧法第四十三條第一項の表の第十二号に規定する船舶をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 法人が施行日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得等をする旧法第四十三條第一項の表の第一号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供する場合については、同号中「第五号から第七号まで」とあるのは「新法第四十三條第一項の表の第一号から第六号まで」と、「四分の一」とあるのは「四分の一(昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした資産をその事業の用に供する場合については百分の十六と

し、同年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に取得又は製作若しくは建設をした資産をその事業の用に供する場合については百分の八とする。)」として、同条の規定の例による。

5 前項の規定の適用がある場合における新法第四十四條から第四十六條の二まで、第五十條から第五十一條の三まで、第六十四條から第六十五條まで、第六十五條の六、第六十五條の七及び第六十七條の四の規定の適用については、新法第四十四條第一項中「前二条」とあるのは「前二条(昭和四十八年改正法附則第十一條第四項を含む。)」と、新法第四十五條第一項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和四十八年改正法附則第十一條第四項を含む。)」と、新法第四十五條の二第一項、第四十六條第一項、第四十六條の二第四項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十一條の二第二項、第五十一條の三第二項、第六十四條第六項(第六十四條の二第六項及び第六十五條第六項において準用する場合を含む。)、第六十五條の六第七項(第六十五條の七第七項において準用する場合を含む。)、及び第六十七條の四第六項中「第四十三條」とあるのは「第四十三條(昭和四十八年改正法附則第十一條第四項を含む。)」とする。

6 法人が旧法第四十三條第一項の表の第二号に掲げる減価償却資産に係る同項の政令で定める期間内に取得等をした当該減価償却資産(新法第四十三條第一項の表の第十四号の規定の適用を受けるものを除く。)をその事業の用に供する場合については、なお従前の例による。

7 法人が旧法第四十三條第一項の表の第三号に掲げる減価償却資産に係る同項の政令で定める期間内に取得等をした当該減価償却資産をその事業の用に供する場合については、なお従前の例による。

8 新法第四十四條の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作してその事業の用に供する

同条第一項に規定する新技術企業化用機械設備等について適用し、法人が同日前に取得し、又は製作した旧法第四十四條第一項に規定する機械設備等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

9 法人が旧法第四十六條第一項の政令で定める場合に該当する場合における当該法人の昭和四十九年九月三十日以前に終了する事業年度の同項に規定する資産の償却限度額の計算については、同項中「第四十三條から前条まで」とあるのは「第四十三條(新法第四十三條及び昭和四十八年改正法附則第十一條第四項を含む。)」から前条まで、新法第四十六條」として、同条の規定の例による。

10 前項の規定の適用がある場合における新法第四十六條の二の規定の適用については、同条第一項中「第四十五條の三」とあるのは「第四十五條の三、昭和四十八年改正法附則第十一條第九項」と、同条第五項中「二分の一に相当する金額」とあるのは「二分の一に相当する金額又は昭和四十八年改正法附則第十一條第九項の規定によりその規定の例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第四十六條第一項に規定する三分の一に相当する金額」とする。

(法人の準備金に關する経過措置)

第十二條 施行日以後最初に開始する事業年度(以下第三項までにおいて「改正事業年度」という。)の法人税については、改正事業年度終了の日において新法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額が次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額(第三項において「改正事業年度積立限度額」という。)に満たない場合には、同条第一項の規定にかかわらず、その少ない金額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 改正事業年度の直前の事業年度終了の日に

おいて旧法第五十三條第一項各号の規定により計算した金額の合計額(昭和四十三年改正

法附則第十三条第二項の規定の適用がある法人については、同項の規定の例により計算した金額とし、改正事業年度において合併をした合併法人については、これらの金額に、被合併法人のその合併の日を含む事業年度終了の日における価格変動準備金の限度額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額とする。

二 改正事業年度終了の日において旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額（改正事業年度の所得の金額に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について改正事業年度を施行日前に開始した事業年度とみなした場合に昭和四十三年改正法附則第十三条第二項の規定の適用がある法人については、同項の規定の例により計算した金額）

2 前項の規定の適用を受けた法人の新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額が当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の調整積立限度額（同日においてこの項（当該直前の事業年度が改正事業年度である場合には、前項）の規定により計算した金額（当該事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人のその合併の日を含む事業年度終了の日における価格変動準備金の限度額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額）をいう。以下次項までにおいて同じ。）をこえることとなる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度においては、同条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

イ 当該事業年度終了の日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額

ロ 当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金の調整積立限度額

から同日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額（当該事業年度において合併をした合併法人については、被合併法人のその合併の日を含む事業年度終了の日における価格変動準備金の限度額として政令で定めるところにより計算した金額を加算した金額）とイに掲げる合計額とのいずれか多い金額を控除した金額

二 当該事業年度終了の日において旧法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額（当該事業年度の所得の金額に係る価格変動準備金の積立限度額の計算について当該事業年度を施行日前に開始した事業年度とみなした場合に昭和四十三年改正法附則第十三条第二項の規定の適用がある法人については、同項の規定の例により計算した金額）

3 前二項の規定は、改正事業年度から前項の規定の適用を受けようとする事業年度までの各事業年度の確定申告書等（新法第二条第二項第一号に規定する確定申告書等をいう。以下この項において同じ。）に、改正事業年度積立限度額又は価格変動準備金の調整積立限度額の計算に関する明細書の添付がない場合には、適用しない。ただし、当該添付がない確定申告書等の提出があつた場合においても、その添付がなかつたことにつき税務署長がやむを得ない事情があると認める場合において、当該明細書の提出があつたときは、この限りでない。

4 新法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に同条第一項に規定する特定株式等取得する場合について適用し、法人が同日以前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等又は旧法第五十六条第一項に規定する資源開発株式等取得した場合については、次項に定める場合を除き、これらの規定中「昭和四十九年三月三十一日」とあるのは、「昭和四十八年三月三十一日」として、旧法第五十五条又は第五十六条の規定の例による。

5 法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等又は旧法第五十六条第一項に規定する資源開発株式等取得した場合において、同日以後に新法第五十五条第四項各号に掲げる場合に該当することとなつたときについては、同項の規定の例による。この場合においては、当該資源開発株式等に係る同条第一項の表の第五号又は第六号の上欄に掲げる法人が同条第四項第三号イに掲げる場合に該当することとなつたときは、同号イ中「百分の八十」とあるのは、「三分の二」とする。

6 施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等を発行している同項に規定する特定法人又は旧法第五十六条第一項に規定する資源開発株式等を発行している同項に規定する資源開発法人が同日以後に新法第五十五条第一項に規定する特定株式等を発行した場合において、旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等に係る海外投資損失準備金又は旧法第五十六条第一項に規定する資源開発株式等に係る資源開発投資損失準備金を有する法人が新法第五十五条第一項の規定により海外投資等損失準備金を有するときに於けるこれらの準備金の金額の処理に關し必要な事項は、政令で定める。

7 新法第五十六条の五の規定は、法人が施行日以後に新法第四十三条第一項の表の第九号に規定する政令で定められる工事に係る発電設備支出金額（新法第五十六条の五第一項に規定する発電設備の取得のために支出する金額をいう。）について適用し、法人が同日以前に旧法第四十三条第一項の表の第九号に規定する政令で定められた工事に係る当該発電設備支出金額については、なお従前の例による。

（協同組合の課税の特例に關する経過措置）第十三条 旧法第五十九条第一項又は第二項に規定する農林漁業組合が同条第一項に規定する整備終了の日（同条第二項に規定する農林漁業組合については、同項に規定する連合会の整備終了の日）を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保した場合については、なお従前の例による。

2 旧法第六十条第一項に規定する事業協同組合又は協同組合連合会が同項に規定する整備計画が完了することとなつている日を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保した場合については、なお従前の例による。

（土地の譲渡等がある場合の特別税率に關する経過措置）第十四条 新法第六十三条の規定は、法人が次の各号に掲げる土地の譲渡等（同条第一項に規定する土地の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）を当該各号に掲げる日以後に行なう場合について適用する。

一 土地の譲渡等のうち次に掲げるもの 施行日

イ 当該法人及びこれと特殊の關係にある者として政令で定める者（ロにおいて「特殊關係者」という。）の間で行なわれる新法第六十三条第一項第一号又は第二号に掲げる行為

ロ 当該法人及び特殊關係者の間で行なわれる新法第六十三条第一項第四号の合併に係る同号に掲げる行為

ハ 当該法人が施行日以後に取得する新法第六十三条第一項第一号に規定する土地等に係る同号に掲げる行為（イに掲げる行為に該當するものを除く。）

二 前号に掲げる土地の譲渡等以外の土地の譲渡等 昭和四十九年四月一日

法人が同日前行なつた当該資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に旧法第六十六条第一項の規定に該当する交換をした場合における法人税については、なお従前の例による。

(合併の場合の清算所得等の課税の特例に関する経過措置)

第十六条 新法第六十六条第一項第二号並びに第六十六条の三第一項第二号及び第二項の規定は、法人がこれらの規定に規定する中小企業構造改善計画に係る承認で施行日以後にされたものに係る合併又は出資をした場合における法人税について適用し、旧法第六十六条の二第一項第三号又は第六十六条の四第一項第三号に規定する中小企業構造改善計画に係る承認で同日前にされたものに係る合併又は出資をした場合における法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十六条の二第一項第二号又は第六十六条の四第一項第二号に規定する承認に係る合併又は出資をした場合における法人税については、なお従前の例による。

(景気調整のための課税の特例に関する経過措置)

第十七条 附則第十一条第四項の規定により旧法第四十三条の規定の例によることとされる同項の減価償却資産の償却については、旧法第六十六条の六中「第四十三条第一項」とあるのは、「第四十三条第一項(昭和四十八年改正法附則第十一条第四項を含む。)」として、同条の規定の例による。

(法人のその他の特例に関する経過措置)

第十八条 新法第六十六条の七の規定は、法人の附則第一条第四号に掲げる日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十八条に規定する長期信用銀行又は中小企業投資育成株式会社が施行日に引き受

けた同条の優先株式に対してする配当については、なお従前の例による。

(相続税に関する経過措置)

第十九条 税務署長は、施行日前に延納の許可を受けた相続税額で、当該相続税額の計算の基礎となつた財産の価額の合計額のうち新法第七十条の六第一項に規定する立木の価額の占める割合が十分の五以上であるもののうち、同日以後にその分納税額の納期限が到来するものについては、同日から四月以内にされた当該延納の許可を受けた者の申請により、同日以後の延納期間の二分の一に相当する期間(当該期間に一月に満たない端数を生じたときは、これを一月として計算した期間)の範囲内において延納期間を延長し、及びその納付すべき分納税額を同項の規定に準じて変更することができる。

2 新法第七十条の六第二項の規定は、施行日以後に延納に係る分納税額の納期限が到来する相続税額に係る利子税のうち同日以後の期間に対応するもの(当該利子税のうち、同日以後当該納期限が最初に到来する日までの期間に対応するもので、その額について同項の規定を適用して算出した金額が従前の例により算出した金額をこえることとなるものを除く。)について適用する。

(登録免許税に関する経過措置)

第二十条 新法第七十四条第二項、第七十五条及び第七十七条の六の規定は、施行日以後に受けこれらの規定に規定する登記に係る登録免許税について適用し、同日前に受けた旧法第七十四条第二項、第七十五条及び第七十七条の六に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十九条の規定は、施行日以後に新造される同条第一項に規定する船舶についての所有権の保存の登記又は抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に新造された当該船舶についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

法第八十条第一項の再評価積立金又は同条第二項の資本準備金を資本に組み入れた場合において、同年四月一日以後これらの組入れによる資本の増加があつた日から二週間以内これらの資本の増加の登記を受けることにおける当該登記に係る登録免許税については、同項中「当該期間内」とあるのは、「昭和四十八年改正法附則第二十条第三項に規定する期間内」として、同条の規定の例による。

4 中小企業近代化促進法第八十一条の規定による承認に係る旧法第八十一条第一項各号に掲げる事項についての登記で当該承認があつた日から一年以内に受けるものに係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第八十一条第一項の規定(中小企業近代化促進法第八十一条第二項の規定に係る部分に限る)は、同法第五十二条の二第一項に規定する中小企業構造改善計画で施行日以後に同項の規定による承認を受けるものに係る新法第八十一条第一項各号に掲げる事項についての登記に係る登録免許税について適用し、当該中小企業構造改善計画で同日前に当該承認を受けたものに係るこれらの事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(物品税の特例に関する経過措置)

第二十一条 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた第八十八条の三に規定する物品に係る物品税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(所得税法の一部改正)

第二十二條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
第二百二十五条第一項第八号中「含む。」又は「を」を含む。以下この号において同じ。若しくは「に改め、「対価」の下に「又は不動産等

の売買若しくは貸付けのあつせんに係る手数料」を加える。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 前条の規定による改正後の所得税法第二百二十五条第一項第八号の規定(同号に規定する手数料に係る部分に限る)は、施行日以後に支払うべき当該手数料について適用する。(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第六條第二項中「各年」の下に「(昭和四十七年までの各年に限る。)」を加える。

附則第十三條第二項中「各事業年度」の下に「(昭和四十八年四月一日前に開始する事業年度に限る。)」を加える。

(国有農地等の売払いに関する特別措置法の一部改正)

第二十五条 国有農地等の売払いに関する特別措置法(昭和四十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号中「第三十二條第一項の規定に該当しない」を「第三十一條第一項の規定に該当する」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第二十六條 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十六條第四項中「第五十五條第二項」を「第五十五條第三項」に改める。

第二十一條第一項中「第六十六條の二」を「第六十六條」に、「第六十六條の四」を「第六十六條の三」に、「第八十一條」を「第八十一條第一項」に改め、同条第二項中「第十三條、第十三條の二、第四十五條の二及び第四十六條」を「第十三條の二及び第四十五條の三」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 前条の規定による改正後の沖縄振興開発特別措置法及び同条の規定による改正前の沖縄振興開発特別措置法の規定の適用に關し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

今次の税制改正の一環として、土地の投機的取引を抑制するため法人等の土地譲渡益に対して重課し、価格変動準備金の積立限度額の引下げ等産業関連の特別措置の整理合理化を行ない、交際費課税について損金不算入割合を引き上げるとともに、福祉対策に資するため、老年者年金特別控除制度及び障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度を創設し、公害対策に資するため、無公害化生産設備の特別償却制度の創設及び低公害乗用自動車の物品税の軽減を行ない、中小企業対策として、事業主報酬制度を創設し、勤労者の持家取得を促進するため、勤労者に係る住宅貯蓄控除制度の控除額の引上げ等を行ない、資源の開発に資するため、海外投資等損失準備金制度を拡充し、国際経済環境の改善に資するため、大型及び中型の乗用自動車の物品税を軽減するほか、新築住宅の登記に係る登録免許税の軽減措置等期限の到来するその他の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十八年四月四日印刷

昭和四十八年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局